

廃棄物混じり土への対応方策検討業務

報 告 書

平成20年3月

財団法人 土木研究センター

廃棄物混じり土への対応方策検討業務 業務報告書 目次

1 . 概要	1
1.1 業務の諸元	1
1.2 業務の背景	1
1.3 業務実施フロー	2
1.4 業務方針	3
2 . 基礎データ及び課題の分析・検討	4
2.1 特殊事例の検討・分析	4
2.2 関係機関からの意見聴取	6
2.2.1 関連法規	8
2.2.2 意見に関する分析・検討	13
3 . ケーススタディとしての分析・検討	26
3.1 ケーススタディ 1	26
3.2 ケーススタディ 2	30
3.3 ケーススタディ 2	33
3.4 ケーススタディ 2	37
3.5 ケーススタディ 2	39
3.6 ケーススタディ 2	41
3.7 ケーススタディ 2	44
3.8 未掘削残置型での利用ケーススタディ	46
4 . 委員会の運営	51
4.1 委員会委員および実施状況	51
4.2 議事録作成	52
5 . 建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル案	63

添付資料：平成 19 年度第 1 回委員会

(建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)検討委員会(第 4 回))

平成 19 年度第 2 回委員会

(建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)検討委員会(第 5 回))

廃棄物混じり土への対応方策検討業務

1. 概要

1.1 業務の諸元

(1) 業務名 : 廃棄物混じり土への対応方策検討業務

(2) 業務概要

本業務は、建設工事において廃棄物混じり土に遭遇した際に、適切な対応や処理を実施するための基本的な考え方を示す「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)」を基に、特殊事例を踏まえて利用可能とするため高度技術や特殊地域等の案件等について運用上の課題、基礎データの分析・検討を行うものである。

(3) 業務項目

- 1) 基礎データ及び課題の分析・検討
- 2) ケーススタディとしての分析・検討
- 3) 委員会の運営
- 4) 打ち合わせ協議
- 5) 報告書作成

(4) 業務期間

1) 契約年月日 平成 19 年 9 月 25 日

2) 業務期間 自 平成 19 年 9 月 26 日
至 平成 20 年 3 月 20 日

(5) 業務機関 財団法人 土木研究センター

住所 東京都台東区台東 1 丁目 6 番 4 号

TEL: 03-3835-3609

FAX: 03-3832-7397

1.2 業務の背景

現場で遭遇する建設発生土や汚染土壌は、廃棄物と土砂の判別や分別が難しい、いわゆる廃棄物混じり土である場合が極めて多い。とりわけ、大量の廃棄物混じり土を一括して廃棄物扱いとした場合に、処分場が確保できなくなる、リサイクルが滞る、現地で汚染防止措置が実施できなくなるなどの、対応策の行き詰まりが生じ、大きな社会問題を引き起こす恐れがある。そのため、廃棄物混じり土への対応は、重要課題の一つに位置づけられている。

廃棄物混じり土の対応マニュアルの検討については、法的な解釈や制度および公正な立場での技術的判断、廃棄物やそれにともなう複合汚染などについての広範な知識、地盤環境に関する様々な基準作りの経験が必要である。

平成 15 年 10 月に建設発生土の不適正処理などが深刻化する状況などに鑑み、国土交通省により「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」が策定され、8 つの施策が掲げられた。

そのうち、「施策 5：建設発生土等の場外搬出量の削減」に関しては、平成 16 年 3 月に通達「発生土利用基準について」（国官技第 341 号、国官総第 669 号）が全国に発出された。さらに同年 9 月にはその解説本である「建設発生土利用技術マニュアル（第 3 版）」が発刊され、建設発生土を現場内で利用する改良技術などの、最新の動向が詳しく紹介された。

一方、「施策7：汚染土壌への対応マニュアルの策定」に関しては、公共工事の建設発生土のなかで、汚染土壌の対応に苦慮していることから、平成16年4月に「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（暫定版）」、平成17年11月に「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル（暫定版）」が発刊されたところである。

しかしながら、現場で遭遇する建設発生土や汚染土壌は、廃棄物と土砂の判別や分別が難しい、いわゆる廃棄物混じり土である場合が極めて多い。とりわけ、大量の廃棄物混じり土を一括して廃棄物扱いとした場合に、処分場が確保できなくなる、リサイクルが滞る、現地で汚染防止措置が実施できなくなるなどの、対応策の行き詰まりが生じ、大きな社会問題を引き起こす恐れがある。そのため、「廃棄物混じり土への対応は、行動計画「施策8：廃棄物混じり土への対応マニュアル等の検討」においても、重要課題の一つに位置づけられている。

有識者および関係行政機関による委員会を組織し、廃棄物混じり土から、廃棄物を取り除いた土の取り扱いについて、「分別土」という新しい概念として取り扱うために、その法律的な解釈などについて、環境省および国土交通省の地方整備局に意見を確認し、マニュアルとしてとりまとめるものである。

1.3 業務実施フロー

業務の実施フローを、図-1に示す。

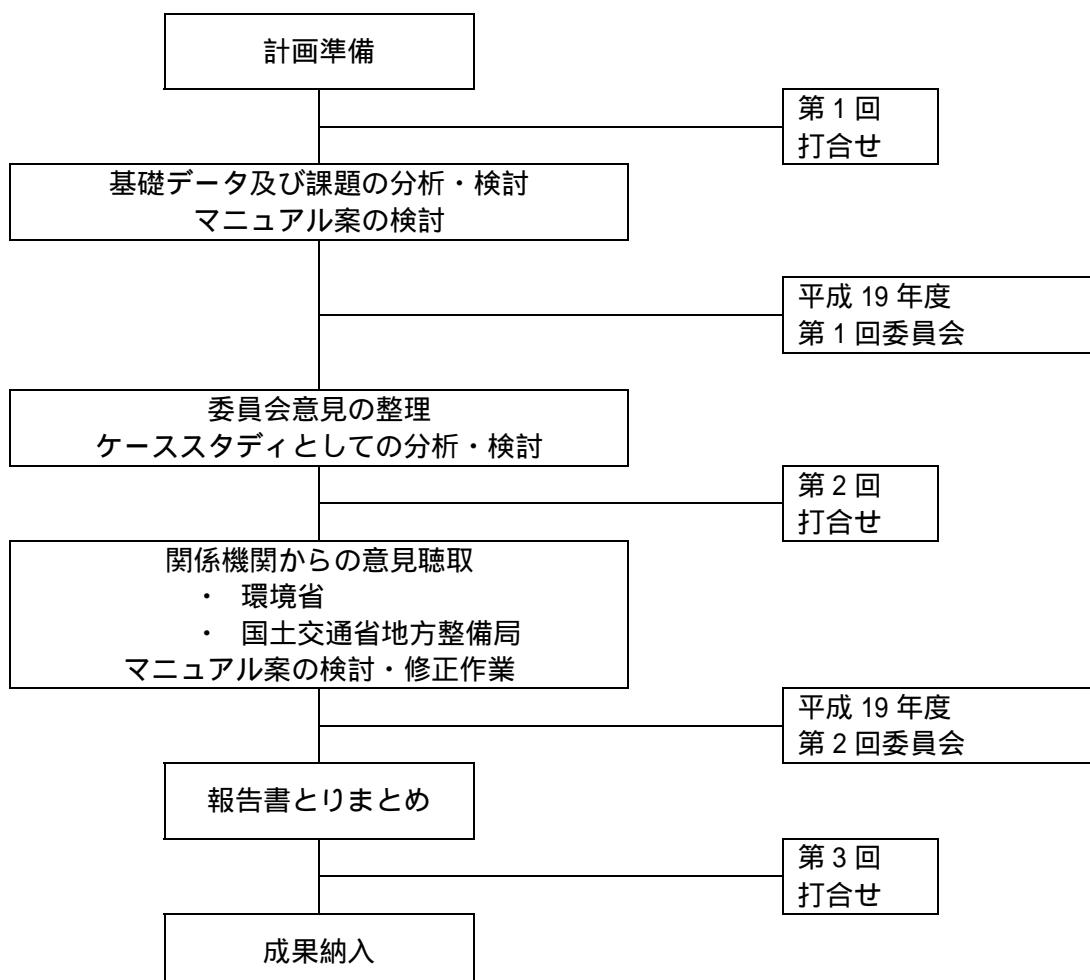


図-1.1 業務実施フロー

1.4 業務方針

(1) 基礎データ及び課題の分析・検討

平成18年度に検討された、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)」を基に、特殊事例を踏まえて利用可能とするため、ダイオキシン土壤等の技術的に取扱いが困難な場合や住宅地及び河川等の周辺環境に影響が大きい箇所のような高度技術や特殊地域等の案件等について基礎データの分析・検討を行うと共に、実際に利用者の1人でもある建設業関係者等から、より実践的な内容にするために意見を聴取し、関係法規や安全性、環境面等、運用上の課題等についても詳細に分析・検討を実施した。

1) 特殊事例の検討・分析

建設工事において遭遇した廃棄物混じり土に、有害物質が含まれる等の複合的な地盤汚染の事例を3件収集し、事例ごとに、廃棄物の種類、有害物質の種類及び含有量(溶出量)、法律的な問題、環境部局(廃棄物か土壤汚染か)及び建設部局のそれぞれの対応などについて整理し、建設工事を円滑に進めるための分析・検討を実施した。検討した内容について、マニュアル(案)に反映し、記述した。

2) 関係法規、安全性等に関する分析・検討

意見照会の結果において、マニュアル(案)に関する、関係法規及び安全性等について、意見を分析・検討を行い、マニュアル(案)に反映させた。

3) 関係機関からの意見聴取

平成18年度に検討された、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)」(以下マニュアル(案))について、国土交通省地方整備局、環境省、地方公共団体等に意見照会を行い、その内容について検討を行うとともにマニュアル(案)に反映させた。

(2) ケーススタディとしての分析・検討

廃棄物混じり土に関する社会的要請を踏まえ、これまでに全国で発生した「廃棄物混じり土」の対応事例やマニュアル運用上想定される事例から、そのさらなるデータを分析し、建設発生土と廃棄物の分別、措置の実施等の技術的な対応等を、有識者の意見を踏まえてケーススタディとして分析・検討を実施した。

1) 事例の収集・分析

廃棄物混じり土への遭遇事例を、7件収集し、事例ごとに、廃棄物の種類、法律的な問題、環境部局及び建設部局のそれぞれの対応などについて整理した。

2) 技術的対応の分析・検討

収集した事例について、調査、分別作業、有効利用もしくは廃棄などについて、具体的な技術的な対応について整理・分析を行い、マニュアル(案)への取込みを行うための検討を実施し、マニュアルへ反映した。

(3) 委員会の運営

地盤汚染や廃棄物処理に関する有識者(2名程度)および関係省庁等で構成する委員会を設置し、分析・検討した内容について審議を行う。なお、委員会のメンバーについては、調査職員と協議し決定する。また、委員会の開催は2回行った。

1) 委員会準備

委員会の準備のため、資料を作成し、事前に委員長等に説明を実施した。

2) 議事録作成

委員会においての議論内容事録を作成する。

委員会の議事内容は、録音し会話について文章化する。議論のポイントとなった箇所について、指摘事項としてまとめ、それに従い作業案を立案する。

他の打ち合わせについては、議論のポイントをまとめ、委員会資料つくりに反映させた。

2. 基礎データ及び課題の分析・検討

平成18年度に検討された、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル（案）」を基に、特殊事例を踏まえて利用可能とするため、ダイオキシン土壤等の技術的に取扱いが困難な場合や住宅地及び河川等の周辺環境に影響が大きい箇所のような高度技術や特殊地域等の案件等について基礎データの分析・検討を行うと共に、実際に利用者の1人でもある建設業関係者等から、より実践的な内容にするために意見を聴取し、関係法規や安全性、環境面等、運用上の課題等についても詳細に分析・検討を実施した。

2.1 特殊事例の検討・分析

建設工事において遭遇した廃棄物混じり土に、有害物質が含まれる等の複合的な地盤汚染の事例を3件収集した。収集事例の一覧表を表-2.1に示す。3件の事例は、いずれも公開されているもので、対応まで明確になっていることから選定した。、

表-2.2～2.4に、事例ごとに、廃棄物の種類、有害物質の種類及び含有量(溶出量)、法律的な問題、環境部局(廃棄物か土壤汚染か)及び建設部局のそれぞれの対応などについて整理し、建設工事を円滑に進めるための分析・検討をまとめ、マニュアルへの記述を行った。

表-2.1 収集事例の一覧表

番号	建設担当者	廃棄物の種類	汚染物質の種類(濃度)
特殊事例-1	国土交通省 京浜河川事務所	異物 (一般廃棄物、金属片)	ダイオキシン類(以下 DXNs) : 2.3ng-TEQ/g(PCB を 含む)
特殊事例-2	国土交通省 相武国道事務所	焼却灰	DXNs : 2.3～3.4ng-TEQ/g
特殊事例-3	大田区	コンクリートがら 金属片	DXNs : 570ng-TEQ/g(コプラ ナーPCB を含む)

表-2.2 特殊事例-1(PCB、異物混入)

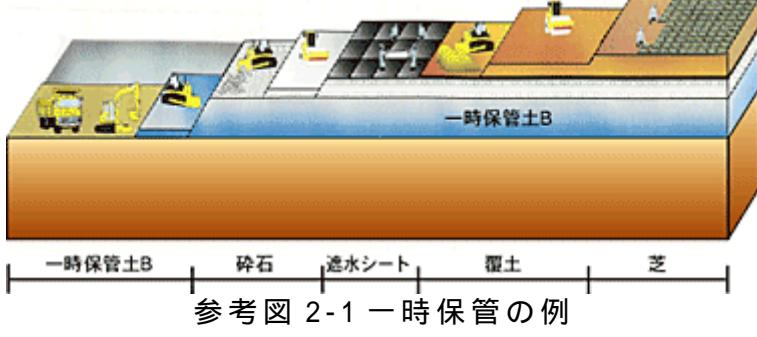
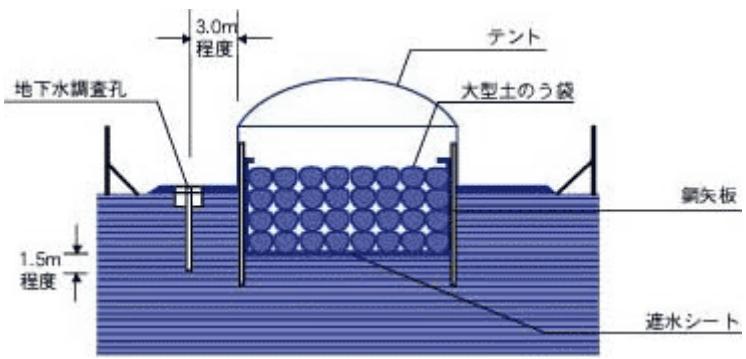
番号	特殊事例-1
建設担当者	国土交通省 京浜河川事務所
廃棄物の種類	異物(一般廃棄物、金属片)
汚染物質の種類 (濃度) および量	比較的汚染濃度が高い異物混入土 (DXNsとして最大 2.3ng-TEQ/g) が約 6,000m ³ 相対的に濃度が低い異物混入土 (PCB10mg/kg未満かつ DXNs 1.0ng-TEQ/g 未満) の約 102,000m ³
法律的な問題	遭遇した廃棄物が PCB 汚染物を含む廃棄物混じり土であったために、制度上および技術的问题から、当面現地で一時保管せざるをえなくなった。
環境部局の対応	廃棄物が PCB 汚染物を含む廃棄物混じり土であったために、制度上当面現地で一時保管し、無害化する方針。
建設部局の対応	鶴見川多目的遊水地を建設中に、一部の地下から PCB 等を含む異物混入土が確認された。 遊水地工事を実施するためこれらの異物混入土は掘削する必要が生じ、学識経験者からなる「鶴見川多目的遊水地土壤処理技術検討委員会」を設置し処理方法の検討を行った。 異物混入土は無害化処理を行う予定であるが、現地に一時保管されている。保管は周囲を鉛直遮水壁で囲い、上部に蓋をして管理している。比較的濃度の高い異物混入土については、低い濃度の保管施設の内側にさらに鉛直遮水を設けて保管するという、2重防護による保管が行われている。継続してモニタリングも実施している。
 <p>参考図 2-1 一時保管の例</p> <p>この図は、一時保管場所の構造を示す断面図です。最上部には「一時保管土B」と記載されています。その下には「碎石」、「透水シート」、「覆土」、「芝」などの層があります。各層間に垂直な壁があり、全体が一つの箱状の構造となっています。</p>	
 <p>参考図 2-2 モニタリングの例示</p> <p>この図は、モニタリング用の構造を示す断面図です。地下には「地下水調査孔」があり、その深さが「1.5m程度」と示されています。調査孔から土壌が抜取られるところでは、鉛直遮水壁が設けられています。また、土壌表面には「テント」が張っており、「大型土のう袋」が設置されています。これらの構造が、上部の「透水シート」によって保護されています。</p>	
マニュアルへの反映	マニュアル参照ページ : p53 遭遇した廃棄物が PCB 汚染物を含む廃棄物混じり土であったために、制度上および技術的问题から、当面現地で一時保管せざるをえなくなった事例。

表-2.3 特殊事例-2(DXNs、焼却灰)

番号	特殊事例-2
建設担当者	国土交通省 関東地方整備局相武国道事務所
廃棄物の種類	焼却灰
汚染物質の種類 (濃度) および量	2.4 ~ 3.4ng-TEQ/g の DXNs が検出され、道路建設用地から約 6,680m ³ (約 8,040 t)
法律的な問題	遭遇した焼却灰の DXNs 濃度が、2.4 ~ 3.4ng-TEQ/g と高濃度で、最終処分場への持込ができない濃度であった。(持ち込み基準 : 3ng-TEQ/g)
環境部局の対応	<p>関東地方整備局と調整を図り、応急対策、現状調査、処理計画の作成等について指導しました。</p> <p>民有地が河川に隣接していることから、上流・下流の 2 地点の川底の土について、ダイオキシン類の調査を実施する。</p> <p>撤去できる焼却灰は撤去し、溶融処理を指示</p> <p>用地外の残置部分については、覆土による飛散防止措置、フェンスによる人の立入防止、将来の土地利用にあたって土地を改変する場合は適正処理を行うことが東京都から土地所有者に対して指導されている。</p>
建設部局の対応	<p>首都圏中央連絡自動車道の八王子北 IC の施工に伴い、ダイオキシン類が環境基準を超過した焼却灰の埋設に遭遇した事例。2.4 ~ 3.4ng-TEQ/g のダイオキシン類が検出され、道路建設用地から約 6,680m³ (約 8,040 t) のダイオキシン類を含む焼却灰が撤去された。搬出された焼却灰は、溶融処理された。撤去は防塵建屋内で掘削除去された。</p>
マニュアルでの記述	<p>マニュアル参照ページ : p11</p> <p>道路建設用地の敷地外まで埋設廃棄物が埋まっていた場合の施工例である。道路事業者は事業用地内の焼却灰を全て撤去処分したが、事業用地外には焼却灰が残置されている。</p> <p>施工にあたっては事前に都道府県等の環境部局との協議が重要である。</p>

表-2.4 特殊事例-3(PCB, コンクリートがら)

番号	特殊事例-3
建設担当者	大田区
廃棄物の種類	コンクリートがら等、金属等
汚染物質の種類 (濃度) および量	コプラナーPCB DXNs として最大 570ng - TEQ/g
法律的な問題	ダイオキシン類対策特別措置法で対策が行なわれた事例である。全て汚染土壤対策として実施されているが、土壤に含まれるものとして「コンクリートがら等」、「金属等」の浄化確認データがホームページ上で示されており、これらについても土壤とともに処理対象物として処理された。
環境部局の対応	<p>東京都は対象地をダイオキシン類対策特別措置法のダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定し、浄化対策を行なった。</p> <p>東京都は、大田区大森南四丁目で発見されたダイオキシン類汚染土壤対策を行うため、平成13年6月、同地をダイオキシン類土壤汚染の対策地域として指定した。</p> <p>平成14年度までに、対策計画に基づき現地での掘削除去工事を実施し、除去した土壤はドラム缶（約1,000m³）に格納して、大田区東海二丁目に一時仮置した。</p> <p>土壤汚染の原因は、PCBという工業用オイルの排出により、対策地域内の土壤がダイオキシン類（PCBに含まれる成分の一種）で汚染されたもの。</p> <p>平成17年度は、土壤浄化施設において、汚染土壤から溶剤を用いてPCBを分離し、土壤浄化を行った。なお、分離したPCBは、別途、東京PCB廃棄物処理施設において無害化処理を行った。</p> <p>平成18年3月をもって土壤汚染対策事業が完了し、平成18年6月、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除。</p>
建設部局の対応	大田区内の区道の工事で掘削土からPCBが検出された。 対策終了後に工事の再開
マニュアルでの記述	マニュアル参照ページ：p15



参考写真-2.1 汚染土壤の保管状況

2.2 関係機関からの意見聴取

平成18年度に検討された、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)」(以下マニュアル(案))について、国土交通省地方整備局、環境省、地方公共団体等に意見照会を行い、その内容について検討を行うとともにマニュアル(案)に反映させた。

また、意見照会の結果において、マニュアル(案)に関する、関係法規及び安全性等について、意見を分析・検討を行い。マニュアル(案)に反映させた。

2.2.1 関連法5

廃棄物処理、汚染土壤および一般的な建設工事にかかる法規などを表-2.5に整理し、マニュアルへ記述した。その他、関係すると考えられる法律として、作業の騒音、振動について表-2.6に騒音測定が必要な特定建設作業を表-2.7 振動測定が必要な特定建設作業を示す。

番号欄の略記内容

厚令：厚生省令

総令：総理府令

環令：環境省令

総・厚令：総理府、厚生省令

総・通令：総理府、通商産業省令

厚・建告：厚生省、建設省告示

環整：厚生省環境衛生局長通達

衛産：厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知

環廃産：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知

環水土：環境省環境管理局水環境部長通知

国官技：国土交通省事務次官通知

国官技番号とは別に国官総、国管計、国總事の番号も付与されている。

本文参照ページ

マニュアルにおいて法令名が直接載っているページと法令の内容を参考に記述したページがある。

廃棄物処理法や土壤汚染対策法などは多くのページで参照しており、代表的なページについて記述した。

表-2.5 関連法規(1)

分類	法令・ガイドライン等の名称	公布日又は通知日	番号	本文参照ページ
廃棄物関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	S45.12.25	法律 137 号	2-4,
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	S46.9.23	政令 300 号	7-10, 13,
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	S46.9.23	厚令 35 号	14, 35
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	H15.5.18	法律 98 号	44-46 他
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法施行令	H15.6.18	政令 264 号	26, 27,
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	S52.3.14	総・厚令 1 号	29,
	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン	H17.7.22	環廃産発 050606001 号	50
	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令	S48.2.17	総令 5 号	3, 8, 10,
	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法	S48.2.17	環告 13 号	29, 47, 他
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針	H15.10.3	環告 104 号	36, 38
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	H12.5.3	法律 104 号	1, 2, 5
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について	S46.10.16	環整 43 号	5, 7
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について	S46.10.25	環整 45 号	64
	行政処分の通知について	H17.8.12	環廃産発 050812003 号	9
	建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について	H6.8.31	衛産 82 号	52.
	建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（建設廃棄物処理指針）	H13.6.1	環廃産 276 号	6, 52
	建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について	H17.7.25	環廃産発 050725002 号	64
	建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について	H18.7.4	環廃産発 060704001 号	2
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度について	H6.4.1	衛産 42 号	2
	不適正処分場における土壤汚染防止対策マニュアル（案）	H19.3		10

表-2.5 関連法規(2)

分類	法令・ガイドライン等の名称	公布日又は通知日	番号	本文参照ページ
土壤汚染関連	土壤汚染対策法	H14.5.29	法律 53 号	2,3,13,
	土壤汚染対策法施行令	H14.11.13	政令 336 号	38,42,51
	土壤汚染対策法施行規則	H14.12.26	環令 29 号	,64,73 他
	土壤の汚染に係る環境基準について	H3.8.23	環告 46 号	3,36 他
	土壤汚染対策法施行規則第 5 条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法	H15.3.6	環告 16 号	29,36,43
	土壤汚染対策法施行規則第 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法	H15.3.6	環告 17 号	14,36
	土壤汚染対策法施行規則第 5 条第 3 項第 4 号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法	H15.3.6	環告 18 号	14,36
	土壤汚染対策法施行規則第 5 条第 4 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法	H15.3.6	環告 19 号	14,36
	搬出する汚染土壤の処分方法	H15.3.6	環告 20 号	52
	搬出する汚染土壤の処分に係る確認方法	H15.3.6	環告 21 号	52
	農用地の土壤汚染防止等に関する法律	S45.12.25.	法律 139 号	14
	農用地の土壤汚染防止等に関する法律施行令	S46.6.24	政令 204 号	
	土壤汚染対策法の施行について	H15.2.4	環水土 20 号	13
	指定区域以外の土地から搬出される汚染土壤の取扱いについて	H15.2.14	環水土 24 号	52
	指定区域から搬出する汚染土壤の取扱いについて	H15.2.14	環水土 25 号	52
	油汚染対策ガイドライン	H18.3.22		3,18
	自治体職員のための土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン(案)	H16.7.		24
ダイオキシン	ダイオキシン類対策特別措置法	H11.7.16	法律 105 号	9,36
	ダイオキシン類対策特別措置法施行令	H11.12.27	政令 433 号	
	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則	H11.12.27	総令 67 号	
	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について	H11.12.27	環告 98 号	3,36,39

表-2.5 関連法規(3)

分類	法令・ガイドライン等の名称	公布日又は通知日	番号	本文参照ページ
国土交通省関連	建設発生土等の有効利用に関する行動計画の策定及び推進について	H15.10.3	国官技 183号	1,2,5,45
	建設リサイクルガイドライン	H14.5.30	国官技 41号	2,5
	公共建設工事における再生資源活用の当面の措置について（リサイクル原則化ルール）	H14.5.20 H18.6.12 改	国官技 47号	5,58
	公共用地の取得における土壤汚染への対応について 公共用地の取得における土壤汚染への対応に係る取扱指針	H15.4.30	国総国調 14号	16
	発生土利用技術基準について	H18.8.10	国官技 112号	64
	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン	H18.6.12	国官技 46号	
	建設汚泥処理土利用技術基準	H18.6.12	国官技 50号	
	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル	H16.5.20		3,44,
	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル	H17.12.10		3,60
	建設工事における他産業リサイクル材料技術マニュアル	H18.4.10		54
	建設発生土利用技術マニュアル（第3版）	H16.7.1		6,63
	建設汚泥リサイクル指針	H11.11		
その他環境法令関連	土壤のダイオキシン類簡易測定法マニュアル	h18.4.10		43
	環境基本法	H5.11.19	法律 91号	9
	水質汚濁に係る環境基準について	S46.12.28	環告 59号	36
	地下水の水質汚濁に係る環境基準について	H9.3.13	環告 10号	36,39,38
	水質汚濁防止法	S45.12.25	法律 138号	16,35,57
	水質汚濁防止法施行令	S46.6.17	政令 188号	
	水質汚濁防止法施行規則	S46.6.19	総・通令 2号	
	排水基準を定める省令	S46.6.21	総令 35号	35,36
	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法	S49.9.30	環告 64号	36,38
	大気汚染防止法	S43.6.10	法律 93号	16、56
	大気汚染防止法施行令	S43.11.30	政令 329号	
	大気汚染防止法施行規則	S46.6.22	厚・通令 1号	
その他環境法令関連	騒音規制法	S43.6.10	法律 98号	16,73
	騒音規制法施行令	S43.11.27	政令 324号	
	騒音規制法施行規則	S46.6.22	厚・農・通・運・建令 1号	
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	S43.11.27	厚・建告 1号	16,73
	振動規制法	S51.6.10	法律 64号	16,73
	振動法施行令	S51.10.22	政令 280号	
	振動法施行規則	S51.11.10	総令 58号	
	悪臭防止法	S46.6.1	法律 91号	16,72,76
	悪臭防止法施行令	S47.5.30	政令 207号	
	悪臭防止法施行規則	S47.5.30	総令 39号	
その他	労働安全衛生法	S47.6.8	法律 57号	15,56,72
	下水道法	S33.4.24	法律 79号	15
	河川法	S39.7.10	法律 16号	16
	地方自治法	S22.4.17	法律 67号	8

表-2.6 騒音測定が必要な特定建設作業

昭和 43 年厚生省・建設省告示 1 号
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」より

(1)	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又は、くい打くい抜機(圧入式くい打機くい抜機を除く)を使用する作業
(2)	びょう打機を使用する作業
(3)	さく岩機を使用する作業(一日における当該作業にかかる二地点間の最大距離が 50 メートルをこえない)
(4)	空気圧縮機(原動機の定格出力が 15kW 以上のもの)を使用する作業
(5)	コンクリートプラント(混練容量が 0.45 立方メートル以上のもの)又はアスファルトプラント(混練容量が 200kg 以上のもの)を設けて行う作業
(6)	トラクターショベル(原動機の定格出力 70kW 以上) バックホウ(原動機の定格出力 80kW 以上) ブルドーザー(原動機の定格出力 40kW 以上)を用いた作業

表-2.7 振動測定が必要な特定建設作業

昭和 58 年総理府令 58 号「振動規制法施行規則」より

(1)	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
(2)	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
(3)	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業にかかる二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
(4)	プレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業にかかる二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)

2.2.2 意見に関する分析・検討

(1) 環境省からの意見の分析・検討

環境省からの意見とそれに対する検討後のマニュアルへの対応を表-2.8に示す。修正した内容を用いて国土交通省地方整備局に意見照会のためのマニュアル案とした。

表-2.8(1)環境省土壤環境課からの意見と対応

指摘事項など	対応方針概要
3ページ 8行目 「汚染されていない廃棄物混じり土とは、鉛、ヒ素など等の有害物質やダイオキシン類などの有害物質が基準を超えて存在しない廃棄物混じり土である。」を削除願いたい。 (この表現であると油汚染が抜け落ちてしまうため)	削除せずに「基準を超えて存在しない」の後ろに、「または油によって汚染されていない」を追記した。
6ページ 5行目 「廃棄物混じり土から廃棄物を分別した土であり、・・・」 「廃棄物混じり土から廃棄物を分別し、汚染のないことが確認された土であり、・・・」	ご指摘どおり記述を改めた。
8ページ「都道府県以外で監督権限を持つ市」一覧表下の注で、「(土壤汚染対策法は土壤汚染対策法施行令第10条で規定)」とあるが、施行令附則2条において、施行令10条の経過措置が定められているため、合わせて記述願いたい。	施行令附則第2条の経過措置は平成15年3月31日までの間となっており、すでに経過措置期間は過ぎている。従ってここで記述は不要と考え、もとのままの記述とした。
19ページ 図1-5において、[3.1 廃棄物の調査]から[3.2 土壤汚染調査]の下のところに点線がのびているが、これは、[3.1 廃棄物の調査]は実施して、[3.2 土壤汚染調査]がなされない場合があるとの意味か。廃棄物の調査のみでは、土壤汚染の有無は判断できないと考えられるため、すべて[3.2 土壤汚染調査]がなされると認識しているが、いかがか。	矢印点線は第4回委員会で訂正済み。全て土壤汚染調査がなされるかについてはp35の記述のとおり例外的には実施しない場合もある。(資料等調査で汚染のおそれがないと判断し土壤汚染調査を実施しないとの内容は土壤汚染対策法の考え方と一緒に)
19ページ 図1-5右上の赤点線囲い 「廃棄物の調査と土壤汚染調査は併行して実施する場合と土地履歴調査を実施してから土壤汚染調査を実施する場合がある。」 とあるが、土壤汚染調査には土地履歴調査も含めて考える場合もあることから、敢えてこの記述は必要ないのではないか。記述するとすれば、例えば 「廃棄物の調査と土壤汚染調査は併行して実施する場合がある。なお、土壤汚染調査は、最初に土地履歴調査を行う場合がある。」などとすべき。	赤点線囲いの記述は第3回委員会で指摘されて追記した内容。土地履歴調査は土壤汚染調査だけでなく廃棄物の調査にもかかわる内容です。 ここでは敢えて「土壤汚染調査(現地試料の分析調査)」については特例を除き実施してくださいとの意味を含めてこのままの記述で行きたいと考える。
35ページ 18行目 「なお、・・・と同じである。」を削除願いたい。(前処理方法等の違いがあることから表現として不適切)	指示箇所を削除しました。

表-2.8(2)環境省土壤環境課からの意見と対応

指摘事項など	対応方針概要
37ページ(6行目) (a)と(b)をまとめて一つにして下さい。	ご指摘のとおり修正した。
38ページ 表3-6 表中の適用する基準(例)の記号(a)~(e)と、基準(分析項目)と選定する目安の記号(a)~(e)の対応が不明確であるため、記号を別のものに変えるなどしてもらいたい。	表中の記述を改めました。記号は対応すべき内容と考え(a)~(d)で記述しています。
38ページ(表3-6) (a)廃棄物混じり土に有害な廃棄物が含まれている可能性がある場合。 (理由)外観、性状等にかかわらず、可能性があれば調査の必要性があるため。 ・「基準(分析項目)と選定する目安」の(c)について、「地下水と接している場合」を、「地下水への影響が考えられる場合」に修正願いたい。 (理由)接していなくても、地下水への影響がある場合があるため。	ご指摘のとおり修正した。
52ページ(図4-2-1) 注書きとして、「有効利用される分別土については、土壤の汚染がないことが確認されている必要がある。」を、図中の分別土の直下(あるいは近傍)に記載願いたい。	図全体を見直し、汚染の有無を判断する判断枝を設けて表現した。
59ページ(図4-2-3) 注書きとして、「有効利用される分別土については、土壤の汚染がないことが確認されている必要がある。」を、図中の分別土の直下(あるいは近傍)に記載願いたい。	ご指摘のとおり記述した。
62ページ(図4-2-4) 注書きとして、「有効利用される分別土については、土壤の汚染がないことが確認されている必要がある。」を、図中の分別土の直下(あるいは近傍)に記載願いたい。	ご指摘のとおり記述した。
63ページ【解説】2行目 「一定程度」を削除願いたい。(分別土の定義と食い違う表現)	「一定程度分別された廃棄物混じり土」は「管理分別土」という表現に改め、マニュアルの記述を全体的に見直した。
63ページ(下から10行目) 以下のとおり修正願いたい。 「分別土」は廃棄物混じり土から廃棄物を取り除き、土壤汚染対策法の指定基準及び土壤環境基準、ダイオキシン類の環境基準を満足していることを確認している「土」であり、廃棄物混じり土を卒業した「土」といえる。	当該記述については全て削除した。
66ページ(下から4行目) 「本質的な意味での対策といえないことから」を削除願いたい。 (理由)いかなる意味でも行ってはならないため。	ご指摘のとおり当該記述を削除した。

表-2.8(3) 環境省産業廃棄物課からの意見と対応

指摘事項など	対応方針概要
<p>一定程度分別された廃棄物混じり土について 非常に誤解を招きやすい定義であり、公共工事に係るマニュアルですが、民間工事への波及も考慮すると、不適正な取扱いが拡大する懸念があります。</p> <p>表現及び定義内容については慎重に検討する必要があります。</p> <p>個別指定を受けるのは分別した廃棄物についてであり、これが建設資材として適切な性状であって、かつ適切な施工方法によって使用される場合に指定を受けることになります。一定程度分別して残った混じり土を指定の対象とすることが可能かどうかは、他の廃棄物の混合等を含め、それ自体が建設資材として活用可能なものであることが明確である必要があります。p 66のように分別が不十分といった内容であれば個別指定は困難と考えられます。</p> <p>こうした点から、自ら利用については、さらに慎重にすべきであり、自ら利用であっても個別指定を受けるなど環境部局の了解の上に行われるべきと考えられます。</p> <p>なお、こうした内容については自治体の判断によるところであり、当方としては、本マニュアル案について、今後なんらかの機会に自治体に意見照会したいと考えています。</p>	<p>「一定程度分別された廃棄物混じり土」を取り下げ、「管理分別土」という用語を新たに定義した。</p> <p>定義した内容は P7 の用語の定義のとおり。本文も全面的に見直し、以下の部分について記述した。</p> <p>P2 の下から 3 行目から文末まで。 P7 の 14 行目から 21 行目まで。 P18 の下から 7 行目から 4 行目まで。 P19 の図 1-5 中。 P50 の枠書き中、1 行目から 2 行目まで。 P50 の下から 5 行目から文末まで。 P59 の図 4-2-3 中。 P53 の 10 行目 P63 の下から 4 行目から p64 の 20 行目まで。 P65 の 5 行目から 6 行目まで。 P66 の下から 6 行目</p>
<p>廃棄物混じり土の保管について 基本的には廃棄物である以上、廃掃法の基準により保管することとなります。</p> <p>土砂と同様の保管が必要であれば、土砂との混合状況などについて、自治体の環境部局と協議する必要があると考えます。</p>	<p>P66 の下から 12 行目に以下の通り記述した。 「廃棄物と分別する前の廃棄物混じり土および管理分別土については、廃棄物処理法に従って保管する。」</p>
<p>p 8 の 「廃棄物を廃棄物処理法で～廃棄されること。」 「廃棄物を廃棄物処理法の処理基準に従った処理をせず、例えば山林や河川敷等に投棄すること。」</p>	<p>ご指摘のとおり修正した。</p>
<p>p 13 の 14 行目 「排出事業者 = 建設工事」 「排出事業者 = 原則建設工事」</p>	<p>ご指摘のとおり修正した。</p>
<p>p46 の 17 行目～20 行目、22 行目～25 行目 逆説的な表現であり不適切。また、ここで特別に必要な表現と考えられない。削除</p>	<p>ご指摘のとおり削除した。</p>
<p>p 63 の下から 10 行目～下から 7 行目 p 5 で、「～準ずるもの」としていることとの整合はよいか。</p>	<p>P63 の記述箇所は削除した。管理分別土の言葉を定義するとともに、分別土は土砂に準ずるものとして整合させた。</p>
<p>p 66 の 4 行目 「廃棄物混じり土から一定程度廃棄物を取り除いた廃棄物の分別が不十分な」を削除。</p>	<p>ご指摘のとおり削除した。</p>

(2)国土交通省からの意見に対する検討

環境省の意見を分析・検討して修正を行ったマニュアル(案)について、国土交通省の地方整備局からの意見を収集した。意見を表-2.9に示す。内容について、分析・検討を行い、マニュアル(案)に反映した。

表-2.9 國土交通省地方整備局からの指摘事項と対応

所 属	§ 1 総説 について	対応方針概要
	指摘事項など	
近畿	<p>(該当箇所) : P1 目的 (意見) 本マニュアルは、建設工事の計画用地内で遭遇した廃棄物混じり土の処理について記載されているが、そもそも処理義務は誰にあるのかを冒頭に明記すべきであると思います。 (例)本来、埋め立てた者が処理すべき責任を負うが、原因者の追求に月日を要することが多いため、その場合は本マニュアルを適用する。</p>	<p>廃棄物を埋めた者の責任については、p10 の下から 7 行目から最下行にかけて、また p46 の 7 行目から最下行にかけて記載した。 原因者責任を大前提(本来、あるべき姿だが)とすると建設工事が中断しかねないことから、1 ページの「目的」など本マニュアルの前面に記述することは避けた。</p>
	<p>廃棄物などの不法投棄についても汚染者負担の原則 (Polluter-Pays Principle) に基づき対策のコストは原因者が負担することが当然の理と考えられます。ただし、廃棄物処理法ではあくまでも不法投棄者が原状回復を行なうこととしており、土壤汚染対策法のように土地所有者が対策費用を汚染原因者に請求することができるなどの記述はありません。廃棄物処理法では、不法投棄者が原状回復する能力がない場合や原因者がいない場合(原因者が死亡や倒産など)は、行政代執行手続きにより対策を行なうこととなります。行政代執行の主体は都道府県等の環境部局(廃棄物規制部署)です。つまり不法投棄等の対策ができるのは、不法投棄原因者か都道府県の環境部局等であり、工事で遭遇した事業者には対策を行なう正式な権限はないとも解釈されます。</p> <p>「かかった費用を埋立行為者に請求することができる」権限は、公法としては行政代執行を執行した都道府県等の環境部局にあり、事業者にはありません。ただし、民法上はそのままでは本来の目的とする土地利用ができないのですから、瑕疵担保責任の訴求権はあります。</p> <p>建設工事で不法投棄に遭遇した事業者は、本来、不法投棄原因者が原状回復を行なうことを持つ、都道府県等の環境部局に行政代執行を依頼し対策が終了するのを待つことになります。しかしそのような対応は、事業が長期中断する恐れが十分にあり、事業計画そのものが立ち行かなくなることが考えられます。そこで事業者は自らの施工範囲において不法投棄廃棄物の対策を行なうことになります。都道府県等の環境部局も事業の進捗を配慮しそのような事業者の対応を認めているのが現状です。</p> <p>なお、廃棄物処理法では一定規模以下で自家処理として廃棄物の埋め立てを行なうことを届出不要として法規制の枠に收めていなかった時期があり、建設工事などで遭遇する埋め立て廃棄物が不法投棄によるものか合法的(届出不要の埋め立てで「ミニ処分場」と呼称される。)なものか峻別できない場合があります。仮に合法的に埋められた廃棄物であれば、埋め立てた者に処理責任はなく、掘り出した事業者に処理責任があります。</p> <p>廃棄物処理法の指定区域(最終処分場の跡地)も合法的に廃棄物を埋め立てられた場所であるため、そのような場所から廃棄物を掘り出した場合も掘り出した者に処理責任があります。</p> <p>また、埋め立て行為者への費用請求の観点で「民法上はそのままでは本来の目的とする土地利用ができないのであるから、瑕疵担保責任の訴求権がある。」と上記で述べましたが、公共用地の取得は「契約自由の原則」が存在する私人同士の通常の土地取引とは異なり、公権力により土地を収用するものであることから土地所有者にとっても事業者にとっても契約の自由は制限されたものとなっています。この様な場合の瑕疵担保責任がどこまで問うことができるかという問題も難しい問題です。</p> <p>以上のような理由から「かかった費用を埋め立て行為者に請求することができる」との法的な根拠は微妙な点があります。マニュアルの記述は「かかった費用を埋め立て行為者に請求することができる場合がある」としました。</p> <p>なお、本マニュアルの対象は技術的対応の範囲であり、法令の正式な解釈などはケースバイケースで別途ご検討いただく必要があると考えます。</p>	

北海道	(該当箇所) : P2、§1総則 1.2定義の上から 3 行目 (意見) ・・として取り扱えると認められるであって ・・・として取り扱えるものと認められるであって・・・	下記のとおり訂正した。 訂正前 として取り扱えると認められるであって として取り扱えると認められるものであって
北陸	(該当箇所) : p2 箱書き3行目 (修正) ”認められるであって、” ”認められるものであって、”	ご指摘のとおり訂正した。
近畿	(該当箇所) : P2 3行目 (意見) 「認められるであって」日本語がおかしいです。	
中国	(該当箇所) : P3、下から8行目 電機製品 (意見) 「電機」より「電気」の方が的確と思われる。	
北海道	(該当箇所) : P3、§1総則 1.3適用範囲解説の 最下行 (意見) : 文章が途中で切れている	文章は切れていないで次ページに続いて います。 (ワープロソフトの自動改ページで切 れているように見えます。最終原稿ではわ かりやすいように校正します。)
北陸	(該当箇所) : P3 下1行目 (修正) ”汚染がある場合があ” ”汚染がある場合が ある。”	
近畿	(該当箇所) : P3 末尾 (意見) : 文書が切れています。	
近畿	(該当箇所) P3、一番下の文章が切れている。	
北海道	(該当箇所) P4、図 1 - 1 各マニュアル等の適用範囲 (意見) 凡例、はたあげの区別がわかりにくい。 このマニュアルで適用できるのは青の範囲で宜 しいか？ また、はたあげで黒丸で示している のと、矢印で示しているのは何か。	本マニュアルの記述の範囲を明記した。 旗揚げの始点は黒丸に統一した。

所 属	§ 1 総説 について	
	指摘事項など	対応方針概要
北 陸	(該当箇所) : P 4 図 1 - 1 (意見) 土壤汚染基準超過廃棄物混じり土とダイオキシンの汚染地盤がラップしている土の解説を箱書きで書き出して頂きたい。	ラップ部分についての箱書きを記述すると図が煩雑となるため記載しないこととした。図のラップ部分は見やすいうように書き改めた。
北 海 道	(該当箇所) P5、§ 1総則 1.4対策の基本的考え方解説 (意見) 「廃棄物が投棄されている疑いのある場所を認識する時」として「用地買収時」が明記され、また「本マニュアルでは建設工事予定地が決定された以降の廃棄物混じり土に遭遇した場合を対象とする」としていることから、建設工事予定地を買収する際に発見した場合も対象となるマニュアルであると思われる。用地買収時において発見された場合は、土地所有者とのやりとり等、買収後に発見した場合とは異なる対応となると思われる所以、対応について具体的に記載してほしい。	本マニュアルの対象は、技術的対応の範囲であり、用地買収時の土地所有者との交渉等について対応は対象外である。 なお、用地買収前の土地に廃棄物混じり土がある場合、土壤汚染対策法で定められているように一義的責任を必ずしも土地所有者に求めるわけには行かず、その取扱についてはケースバイケースで未定の部分もあると考えられる。 P5 の「用地買収時」の記載は、あくまでそのような機会もあるとの内容で読み取っていただきたい。 別紙参照
中 部	(該当箇所) P 5 対策の基本的な考え方 (もっと適切なところがかるかもしれません) (意見) 「地盤汚染対応マニュアル」の p 9 ~ 16、3 5 ~ 3 8などの非常に簡単な汚染に対する基礎的事項を記述する必要があるので? (理由) 廃棄物混じり土でも、地盤汚染等の可能性があるので、廃棄物や何か疑わしいものを発見したときは、「地盤汚染対応マニュアル」のような対応が必要かの判断が必要なため、地盤汚染の基礎知識の記述が重要では、	「地盤汚染対応マニュアル」に記述している内容については重複記述を避けた。 なお、P38 の「3.2 土壤汚染調査 土壤汚染に関する基準」においては「地盤汚染対応マニュアル」を参照するように追記した。
中 国	(該当箇所) : P 5、下から 1 3 行目の段落 (確認) ここで言う「廃棄物」はコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊のみを想定しているように思われたが、他の廃棄物も同様でよい。	コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊以外の廃棄物（基本的には全ての廃棄物）も含めて対象としている。ただし、掘り出さずに地盤として活用する場合も掘り出す場合も施工により生活環境保全上の支障がないよう配慮することが重要である。
北 海 道	(該当箇所) P6【対象工事の条件】公共建設工事における利用に限定する。 (意見) 公共建設工事は他の公共機関(北海道・地方自治体等)で実施する工事も含む理解で宜しいか。 また、分別土の利用先が他の公共機関の場合、以後の管理責任は利用側となる理解で宜しいか。	対象とする公共建設工事の内容について脚注に示した。 利用先の管理責任は当然利用側である。

所 属	§ 1 総説 について	
	指摘事項など	対応方針概要
北海道	(該当箇所) P6、§ 1総則 1.4対策の基本的考え方 分別土の条件【利用用途・取り扱いの条件】の(意見) 「利用場所が明確となっている」とは、地域単位での工事場所か、工種単位か、それとも測点等まで明確になっていなければならぬのか具体的に示してほしい。「工事の工(区間)等利用場所、利用用途が明確・・・等」	「利用場所」は搬出先や工種程度の内容が明らかになっている必要がある。特に有効利用先の利用する量が計画の範囲であること。 本文中には追記した。
中国	(該当箇所) : P7 廃棄物混じり土 (意見) 現地に施工された再生資材(再生砕石等)の掘削再利用等に関する取扱いについての記述を望む。	現地に施工された再生資材は廃棄物混じり土ではないため本マニュアルではその取扱いについての記述はしない。 建設リサイクル法に従い対応されたい。
北陸	(該当箇所) : P8 (意見) 監督権限を持つ市の表の月日は発刊時の最新のものにして頂きたい。	発刊時に更新します。
近畿	(該当箇所) : P10 下から 4 行目 (意見) 「かかった費用は埋立行為者に請求することができる」の法的根拠を記載すべきだと思います。	別紙参照
北海道	(該当箇所) P11、§ 1総則 1.6関連する法令と法的な位置付け解説〔廃棄物処理法に基づく指定区域について〕の上から 7 行目 (意見) : 表 1 - 1 表 1 - 3	図表番号を修正した。
北陸	(該当箇所) : P11 6行目 (修正) : "図 1 - 2" "図 1 - 3"	
中国	(該当箇所) p11廃棄物処理法に基づく指定区域について (確認) 文章中の図及び表番号が合わない。(図 1 - 2 が存在せず、表 1 - 1 が 1 - 3 の間違いでは?)	
近畿	(該当箇所) : P16 3行目 (意見) 「50m ³ /日以上を河川へ放流する場合は河川法の適用を受ける。」とありますが、例外もありますので、「受け取ることがある。」とすべきであると思います。	「50m ³ /日以上を」を削除した。
中部	(該当箇所) P17 廃棄物混じり土に遭遇してから対策終了までの手段 (意見) 解説で汚染をどのように把握するかの概要やそのときの判断方法またはそれは「地盤汚染対策マニュアル」等によることなどの解説が少なく汚染対策へうまく導けるか疑問である?	P17 ページの枠書き内に参照するようにとの記述があり、そのほか必要と思われる箇所にも記述があると考えており、汚染対策への対応はとれると考えている。 なお、P19 のフロー図と合わせてわかりやすくするために、本文の記述順番を入れ替える等の変更を行なった。

所 属	§2 リスクへの対応および応急措置について	
	指摘事項など	対応方針概要
北 陸	(該当箇所) : P 2 0 下から 9 行目 (意見) 埋められた箇所の調査は最初に工事を一時中止してからではないか。	この場合の一時中断とは工事全体の意味であり、調査部分の工事は一旦中断し全体工事はそのまま続ける場合もあり、ケースバイケースで判断していただけるものと考える。工事を一時中断するといつてもその内容や範囲はいろいろである。 本文は特に追記しない。
北 陸	(該当箇所) : P 2 1 12 行目 (意見) ”周辺住民に避難をお願いする”とあるが、基本的に警察・市等を通じての避難となるため、曖昧な表現は避けるべきではないか。 また、表 2 - 1 応急措置の例に”避難”を記載すべきではないか。	表 2-1 中に住民の一時避難要請を記述するとともに、脚注において避難の対応について補足説明を加えた。
中 国	(該当箇所) : P21(2) 災害に対する応急措置 (意見) 土砂崩壊等の対策についての記載に加えて、災害時の拡散防止措置についての事前対策の記載を追加して欲しい。 (例: 一旦埋め戻し、更に保護する、一旦、安全な場所への仮置き等のやむを得ない対応それに伴う、手続き、手続きの省略(後確認) 事項など)	頂いた意見を参考に本文を追記した。

所 属	§3調査について	
	指摘事項など	対応方針概要
北陸	(該当箇所) : p22 表3-1 下箱 (意見) ”迅速な応急措置を行う必要があり。” “迅速な応急措置を行う。” ”確認する必要あり。” ”確認する。”	ご指摘のとおり訂正した。
北陸	(該当箇所) P23 下1行目 (意見) 個人情報の漏洩等防止に関して記述すべきではないか。	当然配慮すべき事柄であり、明らかであるため記述しない。
北海道	(該当箇所) P24、§3調査 3.1廃棄物の調査 表3-2土地履歴調査における調査対象、調査方法等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域の情報の摘要欄 (意見) 表中に表示のある、「ミニ処分場」について 処分場の跡地は廃棄法に則って処分となるが許可対象外の「ミニ処分場」と判明した場合は、どの法令、マニュアルに基づいた対応をとるのか明記してほしい。	P10に「ミニ処分場」の扱いについて記述した。 なお、一般的には「ミニ処分場」であるかの判別をすることは困難である。当然のことではあるが、掘削廃棄物の処分などは廃棄物処理法を遵守する。
北海道	(該当箇所) P25、§3調査 3.1廃棄物の調査 3.1.2現地調査 (意見) バックホウによる底面確認における掘削土など、現地調査後の廃棄物 混じり土の処理方法について記載してほしい(一度掘削等してしまったものは、そのまま埋め戻すことはできないと思いますので)。	不法投棄場所では、調査のために一部掘り出した廃棄物については廃棄物処理法上そのまま埋め戻すことはできず、調査実施者が適正処分(または委託処分)する必要がある。ただし調査を実施する上で現実的でない場合もあり、地方自治体等の環境部局と相談の上、対応を行なってもらいたい。 なお、施行ガイドラインでは試掘のために掘り出した廃棄物は埋め戻し可能としている。(対象は廃止最終処分場跡地である指定区域の場合) (微妙な問題のため記述しないこととする。)
北海道	(該当箇所) P25、§3調査 3.1廃棄物の調査 3.1.2現地調査 (意見) : (以降、同様)	ご指摘のとおり番号を訂正した。
北陸	(該当箇所) : P25 下2行目 (修正) 段落番号 ” ” ” ”、以降も再付番	
北陸	(該当箇所) : P28 ケースb 右欄 (修正) ”不均質な状況が判明して” ”不均質な分布が判明して”	ご指摘のとおり訂正した。

所 属	§4 対策について	
	指摘事項など	対応方針概要
中部	(該当箇所) : P 3 9 土壤汚染の調査範囲 (意見) 廃棄物混じり土が存在する範囲を網羅し、汚染が想定される範囲では(調査をしながら決めると思いますが?) 汚染は廃棄物混じり土以外にも動いていることが考えられませんか?	ご指摘の内容を追記した。
北海道	(該当箇所) P44 §4 対策 掘削分別型 廃棄物混じり土を掘削し、基本的には・・・ ・さらに廃棄物を種類的に分別するものである。 <u>ただし</u> 、対象が少量の場合などは、分別しない方が経済的となる場合がある。 (意見) ただし、前後の文章の意味がつながらない。何に対しての「ただし」なのか?(場所が違う?)	下記のとおり訂正した。 ・・・さらに廃棄物を種類的に分別するものである。 <u>ただし</u> 、対象が少量の場合などは、分別しない方が経済的となる場合がある。 ・・・さらに廃棄物を種類毎に分別するものである。なお、掘削対象が少量の場合などは、分別しない方が経済的となる場合がある。
中国	(該当箇所) P 4 7、4 . 1 未掘削残置型での利用 (確認) 例えば、過去にB O X カルバートや現場打ち浄化槽の撤去において、側面部や底部を存置している場合があると思われるが、この存置部の土を排出するような場合にも廃棄物混じり土に該当するか。	存置してある構造物が廃棄物となる場合は、廃棄物として適正処分する。この様な場合は廃棄物混じり土の扱いを受けないとをP2 下から10行目で記述している。 地中障害物が破碎され、土と混然と混じっている場合は廃棄物混じり土として本マニュアルで対応する。
近畿	(該当箇所) : P50 台帳管理 (意見) 台帳の様式を掲載すべきであると思います。	資料編に台帳の様式例を示す。
北陸	(該当箇所) : P51 箱書き下 (修正) ”～廃棄物混じり土に遭遇し掘削した場合、～確認された場合～” ”～廃棄物混じり土に遭遇し、～確認された場合～”	ご指摘のとおり訂正した。
中国	(該当箇所) P51、17行目 がれき類の分離について (確認) 「当該現場等で有効利用が可能」とあるが、「等」には他の現場での有効利用する場合も含まれるのか。	「等」には他の現場で有効利用する場合も含まれる。 本文は追記せず。
北陸	(該当箇所) : P 5 3 2行目 (修正) ”一方、分別土は工区間利用や年度の～” ”一方、分別土の工区間利用や年度の～”	この部分は分別土の扱いの表現として不適切であったため全体を削除した。

所 属	§4 対策 について	対応方針概要
	指摘事項など	
北海道	<p>(該当箇所) P53 §4 対策 4.2 掘削分別型(1)分別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書に記載することが望ましい(廃棄物、分別土)) ・一般の土と混合して使われることのないよう施工管理を行う ・廃棄物処理法に則った有効利用をするよう指導を受けた管理分別土も分別土と同様の取扱いとなる。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書に記載することとする。 ・削除、品質等確保していたら区分けして管理する必要が無いのでは ・分別土と同様の取扱いとは、具体に明示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書だけとは限らないので「設計図書に明示する。」と記述し、文章全体を見直した。 ・ご指摘のとおりであり削除した。 ・管理分別土の扱いについて本文の記述を訂正した。
北陸	<p>(該当箇所) : P 5 3 9行目 (修正) ”有効利用するよう始動を受けた” ”有効利用するよう指導を受けた”</p>	当該記述については、本文を見直し削除した。
北海道	<p>(該当箇所) P54 §4 対策 4.2 掘削分別型(3)現地保管表4-2-1</p> <p>分別表中 長所 経済的である。 分別しない表中 短所 費用が効果</p> <p>(意見) 経済的、費用が効果と言えるのか？一般的とか概ねとかを付けては</p>	「一般的に」を表中に追記した。
北海道	<p>(該当箇所) P67 §4 対策 4.2.4 搬出・処理・処分(3)処理・処分</p> <p>廃棄物の種類によって、通常は建設廃棄物を取り扱わない処理業者に委託・・・マニフェストや委託契約書等廃棄物処理法を遵守する。</p> <p>(意見) 通常は建設廃棄物を取り扱わない処理業者に委託とは、何を想定しているのか具体に記載してほしい。((4)その他「一般廃棄物」等とは違う？)</p>	本文に記述を加えるとともに、脚注にも具体的な記述を行なった。

所 属	§5 モニタリング について 指摘事項など	対応方針概要
北海道	(該当箇所) P70、§5モニタリング 5.2施工時のモニタリング 図-5.1 P74、§5モニタリング 5.3施工後のモニタリング 図-5.2 (意見) 凡例なし。	凡例を追記した。
北海道	(該当箇所) P76、§5モニタリング 5.3施工後のモニタリング (6)地盤変位モニタリング・(7)地中温度モニタリング (意見) 無対策での未掘削残置型の場合(河川敷地で広域の場合等)の事後モニタリングの測定場所についてわかるように、「施工範囲内」以外の表現も追加してほしい。(測定場所を明確に出来ないか)	脚注に例外的に施工範囲外にも設けられる旨の記述を追記した。 測定場所についてはケースバイケースで条件が異なり確定的な場所を示すことが難しかったため明示は避けた。

所 属	マニュアル全体について	
	指摘事項など	対応方針概要
北 陸	(該当箇所) : 全体 (修正) ”(1)”の全角・半角が統一されていない。	”(1)”の全角・半角を統一した。
関 東	(該当箇所) 全般 (意見) 本マニュアルの位置づけを明確にすべき。 直轄工事において、本マニュアルに基づき対応をしなければいけないのか、それとも、既存の資料(*)と同様に参考資料として扱うのかの位置づけを示し、マニュアルを利用する側が位置づけを認識できるようにした方が好ましい。 また、今後、本マニュアルがどのような形で世の中に出て行くのかについて、現時点ではわかる範囲でご教示頂きたい。 (*)既存の資料 「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル[暫定版] 独立行政法人土木研究所編」 「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル[暫定版] 独立行政法人土木研究所編」 (意見者:企画部 技術調査課)	既存資料と同様に参考資料として扱う。
関 東	(該当箇所) 全般 (意見) 焼却灰が混じっている場合の扱いについて、記載して頂きたい。 ・本マニュアル適用の有無 ・混入している場合の注意事項、処理方法など (基準値を超えて混入している場合・基準を超えない場合) ・適用法令、他の適用マニュアルなど (意見者:常総国道事務所)	P45~46にかけて焼却灰が混じっている場合の扱いについて追記した。
中 部	(該当箇所) : 全体 (意見) この本から対策に入ったひとが、汚染への対策が後手にならないような誘導が必要と思いました。 この本だけでは、廃棄物混じり土の直接的な対応に目がいってしまいそうです。	「図1-1各マニュアルの適用範囲」で本マニュアルは土壤汚染対策法の対象項目及びダイオキシン類による汚染のない廃棄物混じり土が対象であることを明記した。また、随所に土壤汚染対策法の指定基準または土壤環境基準及びダイオキシン類の環境基準を超過した廃棄物混じり土の有効利用はしないこととして記述している。 従って、本書に従うことで汚染への対策が後手になる懸念はほとんどないと考えている。 P3に記述した3つのマニュアルをセットで参照していただきたい。

3. ケーススタディとしての分析・検討

廃棄物混じり土に関する社会的要請を踏まえ、これまでに全国で発生した「廃棄物混じり土」の対応事例やマニュアル運用上想定される事例から、そのさらなるデータを分析（地域別・規模別・成分別等）し、建設発生土と廃棄物の分別、措置の実施等の技術的な対応等を、有識者の意見を踏まえてケーススタディとして分析・検討を実施した。

廃棄物混じり土への遭遇事例を、7件収集し、事例ごとに、廃棄物の種類、法律的な問題、環境部局及び建設部局のそれぞれの対応などについて整理しました。

また、技術的な対応について分析・検討を行い、マニュアルへの反映も行った。

未掘削残置型の利用について、検討を行った。参考として、廃棄物処分場の利用事例を調査し、整理を行った。

3.1 ケーススタディ 1

(1) 事業の背景

廃棄物混じり土が存在することを確認した。廃棄物は、ガラス片、空き缶、家庭ごみが主体で、ガラス片などは数mmサイズに破碎されたものが土粒子と混じり合っている状態。土粒子とガラス片の体積比は正確には測定していないが、土粒子の方がガラス片よりもはるかに多い状態であった。処理の概念図を図-3.1に示す。

主な廃棄物

- ・ガラス片
- ・空き缶
- ・その他の廃棄物(家庭ごみ)

(2) 環境部局の対応(法律的な問題)

土壤の分析をした結果、特定有害物質による汚染は確認されなかった。

空き缶、ビン、ビニール袋等、サイズの大きいもの（目につくもの）についてはできるだけ分別することを指導した。

数mmのガラス片などのように現実的には分別が不可能なものについては、土砂に多少混入することはやむを得ないと判断し、護岸等に用いることを了承した。

(3) 建設部局の対応

建設工事に伴い掘削する場所に廃棄物混じり土壌が存在することを確認した。

環境部局の方針に従い、分別および有効利用を行った。

(4) マニュアルへの反映(解説)

本文参照ページ：p2, p63 - 64

廃棄物混じり土から廃棄物を分別し、「分別土」または「管理分別土」として都道府県等の環境部局と協議の上で自ら利用として有効利用した事例である。「分別土」と「管理分別土」では前者は「土」の有効利用であるが、後者は廃棄物処理法の枠組みにおいての有効利用であり法的な意味合いが異なる。ただし有効利用する施工内容について、一般的に区別はない。

技術の整理として、表-3.1に分別・分級技術一覧表を、図-3.2に分別・分級の実施例を示す。

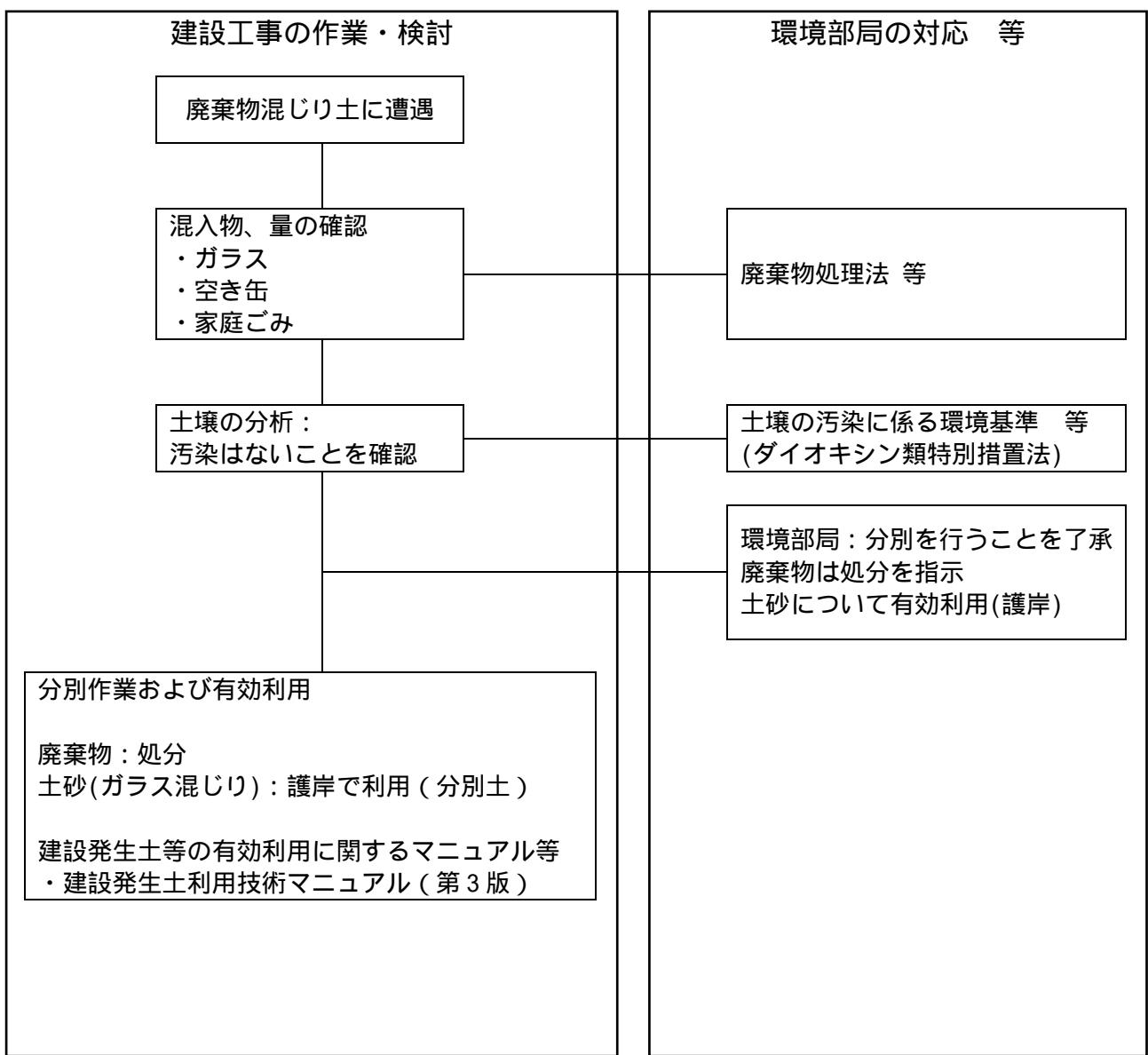
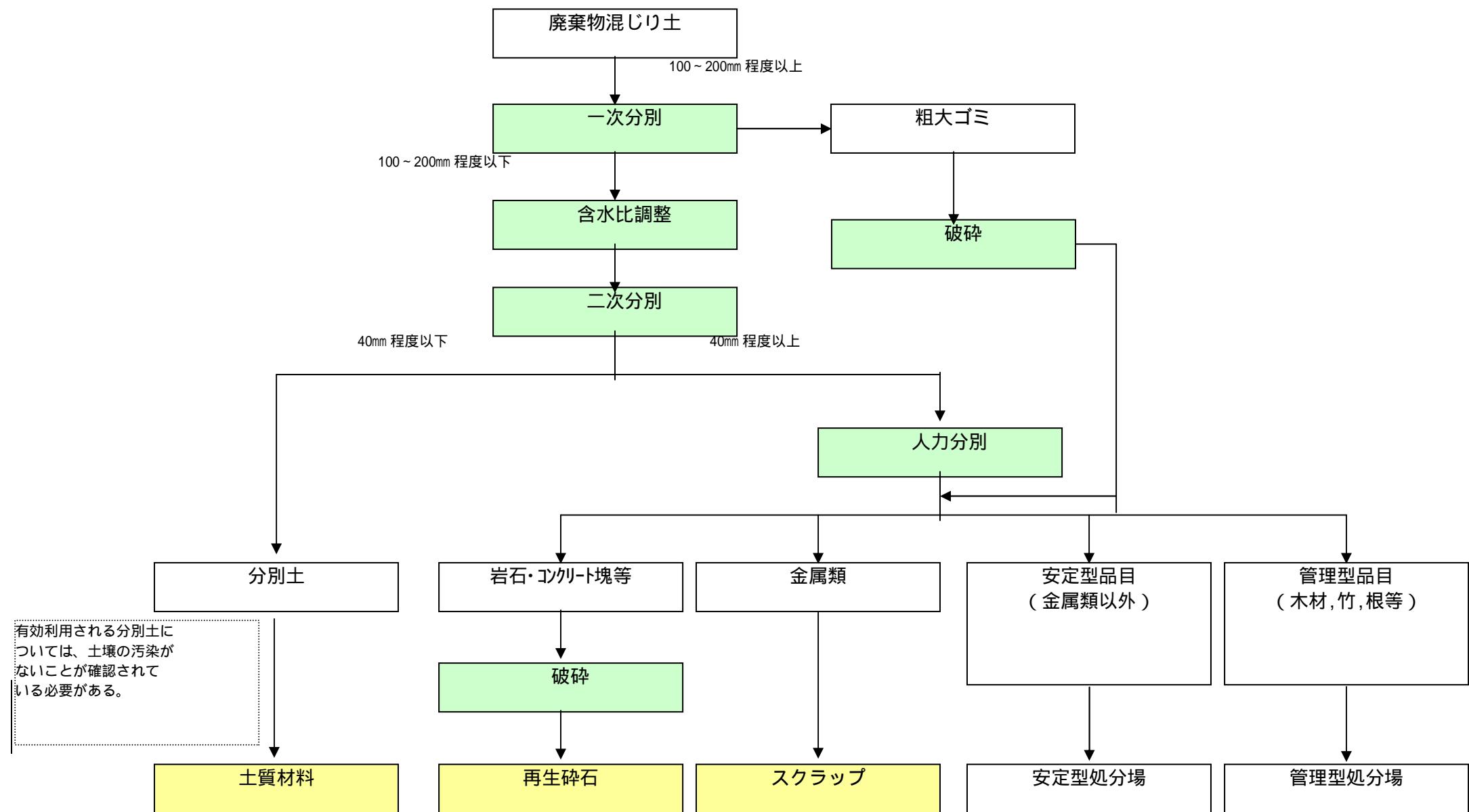


図-3.1 ケーススタディ 1 の概念図

表-3.1 分別・分級技術一覧表

		乾式選別				湿式選別	人力選別
	バックホウ (特殊アタッチメント)	振動スクリーン	トロンメル (ドラム式回転スクリーン)	風力式選別機	磁力式選別機	湿式選別機	ベルトコンベア + 人力選別
模式図・写真							
技術の概要	バックホウに装着できる網目のついたスケルトンバケットやフォーク(掴み装置)などの特殊アタッチメントにより分別を行なう。	メッシュスクリーン上で振動させ、一段または二段の篩いによりメッシュサイズ別に分別する。	ドラム状のスクリーンを回転させ、その回転・落下運動により粒度の異なる物質の上下位置が入れ替わる機構を利用して分別する。	風力により、可燃物と不燃物の分離を目的とする。廃棄物混じり土中の土砂・ガレキ類等の比較的比重の重いものと、紙・ビニール、布等の比較的軽いものを分別する。	磁力により、リサイクル可能な金属類の分離を目的とする。廃棄物混じり土中の金属類を磁力により、他の埋設廃棄物と分別する。	水中に廃棄物混じり土を投入し、水との比重差を用いて可燃物と不燃物を分離することを目的とする。廃棄物混じり土中の土砂・ガレキ等の比較的比重の重いものと、紙・プラスチック等の比較的軽いものを分別する。	機械分別が困難なもの、例えば磁選機で選別できないアルミや廃プラスチック等を分別する。一般的にベルトコンベア上の移動している廃棄物を人力で拾い上げる。
特徴	・施工は容易である。 ・スケルトンバケットによる分別粒径は、100~200mm程度であり、大塊や粗大ゴミの除去等粗分別に適する。	・最小5mm程度までの粒径に分別可能である。 ・粒径での選別となり、土砂の粒度調整に適する。 ・作業効率は、投入する原材料の含水率に大きく左右される。	・最小20mm程度までの粒径に分別可能である。 ・回転スクリーンのため、目詰まりがしにくく、廃棄物の混入が多い場合に有効である。 ・作業効率は、投入する原材料の含水率に大きく左右される。	・比重の軽いものに限定される。	・金属類等に限定される。	・水を大量に使用し、水処理設備が必要である。 ・土砂などを投入した場合、濁水となるため、脱水するなど回収するための設備が必要となる。	・目視により廃棄物を分別するため、分別品目毎に分別することができる。 ・作業効率は、ベルトコンベアの速度と作業員の人数により左右される。



トロンメル及び人力による分別状況



コンクリート塊破碎状況

- 一次分別 バックホウ等により、掘削した廃棄物混じり土から「粗大ゴミ、大塊」を撤去する。
- 含水比調整 掘削した廃棄物の含水比が高い場合、分別・分級効果が低下するため、含水比調整材により含水比を低下させる。
- 二次分別 トロンメルや振動スクリーンにて分別粒径(40mm程度)以上及び以下に分別する。
- 人力分別 人力にて、「岩石・コンクリート塊」、「安定型品目」、「管理型品目」、「金属類」等を分別する。
- 破碎 「岩石・コンクリート塊」は、破碎など粒度調整を行い再利用を図る。また、他の廃棄物については、必要に応じて破碎を行い減容化を図る。

図-3.2 分別・分級の実施例

3.2 ケーススタディ 2

(1) 事業の背景

河川改修により埋め立て地を掘削する予定であるが、当該埋立地を試掘したところ、建設廃材と思われる廃棄物が出現した。処理の概念図を図-3.3に示す。

主な廃棄物

- ・ コンクリートがら
- ・ 鉄くず
- ・ 古タイヤ等

(2) 環境部局の対応(法律的な問題)

土壤の分析を行った結果、砒素が広域的に環境基準を超過（わずかに超過）していることが確認されたが、学識者等にも相談を行い検討した結果、廃棄物と砒素の関連は認められず、砒素は自然由来と判断した。

廃棄物を分別した自然由来の砒素汚染土壤については周辺環境に悪影響を与えないように適切な措置を行うように指導した。

(3) 建設部局の対応

自治体の環境部局立会いのもと試掘を行った。

『廃棄物混じり土（自然由来の砒素を含む）』については、分別機械で分別し、廃棄物については適切に処分（可能であればリサイクル）することとした。

護岸等に小さな廃棄物が混入する可能性があることを発注者から環境部局に伝えて工事を行うこととした。

(4) マニュアルへの反映(解説)

本文参照ページ：p2, p63 - 64

廃棄物混じり土から廃棄物を分別し、「分別土」または「管理分別土」として都道府県等の環境部局と協議の上で自ら利用として有効利用した事例である。

砒素の環境基準のわずかな超過を自然由来と判断しているが、都道府県等の環境部局と十分な協議を行い慎重な判断が必要な事例と考えられる。廃棄物が取り除かれても土壤環境基準を満足していない等、周辺への生活環境に影響を及ぼすおそれのある汚染土壤については、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（暫定版）」、「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル（暫定版）」等を参照して対策を行う必要がある。

土壤汚染調査を実施する際の基準は、人の健康の保護や生活環境の保全を目的とした環境基準（土壤汚染対策法の指定基準である溶出量基準、含有量基準）及びダイオキシン類の土壤環境基準を適用し、廃棄物混じり土全体や分別した廃棄物を廃棄物として処理する場合には廃棄物埋立基準を適用する。調査目的と調査基準の案を表-3.2に示す。

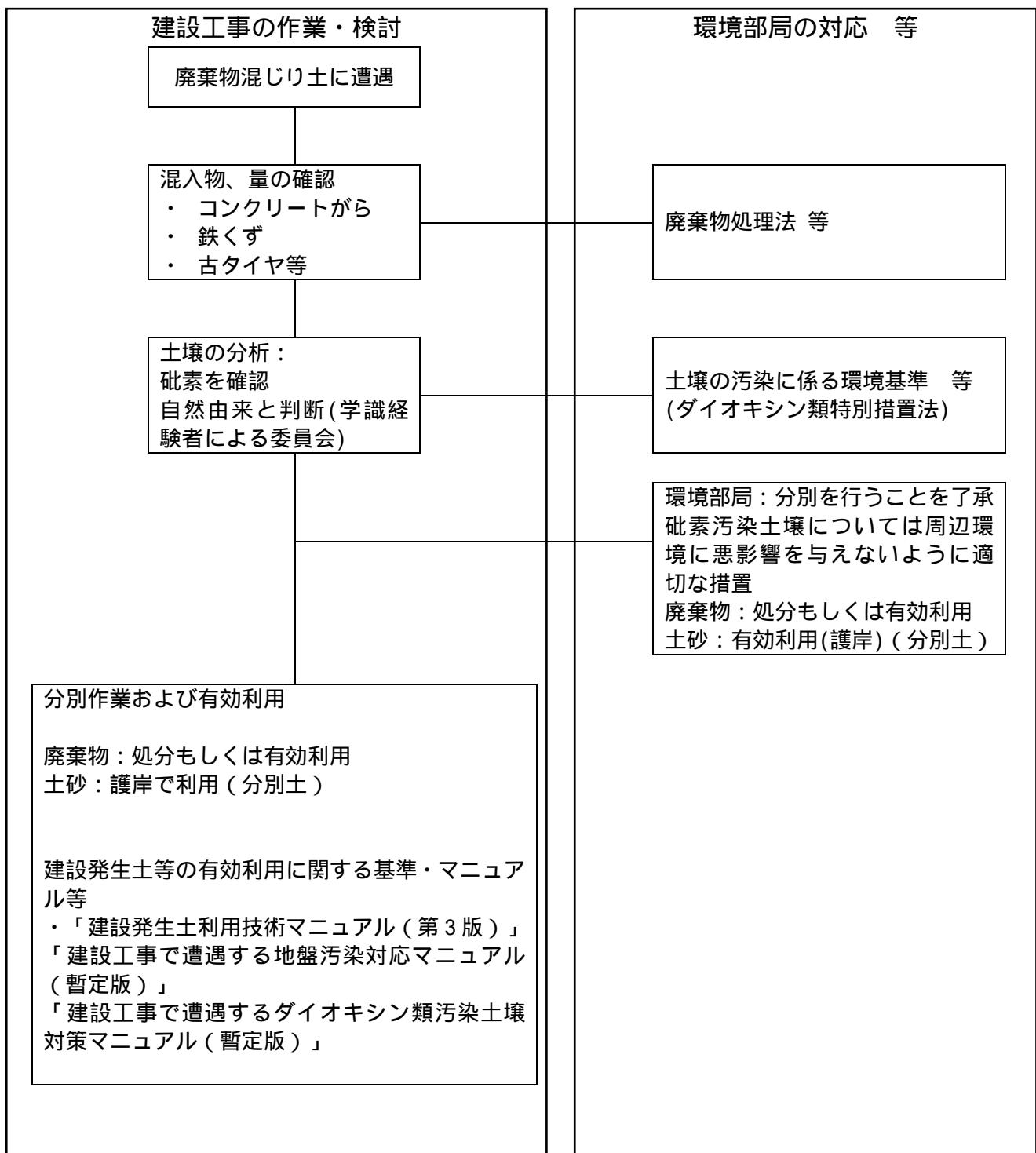


図-3.3 ケーススタディ 2 の概念図

表-3.2 調査目的と適用基準（例）

調査の目的	適用する基準（例）	基準（分析項目）と選定する目安
ア) 土壤汚染の状況を把握する イ) 廃棄物混じり土を現地に残置する	(a) 土壤汚染対策法の指定基準 * および土壤環境基準 (b) ダイオキシン類の環境基準 (c) 地下水環境基準	(a) : 廃棄物混じり土に有害な廃棄物が含まれている可能性がある場合。 (b) : PCB 等の有害物質の収納容器の存在または焼却灰、農薬、廃油等の存在が確認された場合。 (c) : 周辺に地下水の利用がある場合。汚染土壤が確認された場合。廃棄物混じり土が地下水への影響が考えられる場合。 (d) : 廃棄物混じり土全体または分別した廃棄物を廃棄物として処理する場合。
ウ) 廃棄物混じり土と接する地山の汚染状況を把握する エ) 分別土等を土質材料として有効利用する	(a) 土壤汚染対策法の指定基準 * および土壤環境基準 (b) ダイオキシン類の環境基準 (c) 地下水環境基準	
オ) 分別した廃棄物を廃棄物として処理する カ) 廃棄物混じり土を廃棄物として処理する	(d) 廃棄物埋立基準	
キ) 上述以外の目的、処理計画立案、事業の再立案を検討する 調査目的が複合する場合は複数の基準が適用できるように基準項目を選定する	(a) 土壤汚染対策法の指定基準 * および土壤環境基準 (b) ダイオキシン類の環境基準 (c) 地下水環境基準 (d) 廃棄物埋立基準	<p>【分析項目を限定できる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地履歴調査等で取扱い廃棄物（有害物質）が明確な場合。 ・ 基準超過項目が確認できる状態で調査密度を高める場合。

* 土壤汚染対策法の指定基準である溶出量基準、含有量基準も合わせて考える。

3.3 ケーススタディ 3

(1) 事業の背景

面整備事業用地において廃棄物混じりの建設発生土の山が存在し、事業の支障となっていた。建設発生土の山はほぼ平面に近い緩やかな谷地形に積み上げられており、規模は標高差 15mで東西約 100m、南北約 250mで 20 万 m³以上と見積もられた。廃棄物は以下に示すもので、主に建設系廃棄物であった。処理の概念図を図-3.4 に示す。

- ・コンクリートがら
- ・アスファルト・コンクリートがら
- ・その他の廃棄物

(2) 環境部局の対応(法律的な問題)

環境部局から、全体を建設残土と考えて県の残土条例を適用して調査するように指導した。協議において特定産業廃棄物の支障の除去及び施行ガイドラインを根拠に 30m メッシュに 1 箇所での特定有害物質の調査で了承した。

掘り起こし産業廃棄物を廃棄物処理業の許可業者以外が有効利用する場合、全て個別指定制度のもとで有効利用するように指導している。当該事業で発生した再生碎石と分別された土は全て個別指定制度の枠組みの中で利用することを了承した。

(3) 建設部局の対応

建設発生土は建設系廃棄物が混入しているため石灰改良後、ふるいわけられ廃棄物と分別された土とに分けられた。廃棄物のうちコンクリートガラは破碎し、再生碎石とした。アスファルト・コンクリートがらは、近隣の再生プラントに持ち込み、その他の廃棄物は、最終処分場や中間処理場で処理した。

(4) マニュアルへの反映(解説)

本文参照ページ : p25 - 28 , p64

分別された土は廃棄物処理法の枠組みで有効利用が図られた例である。

調査密度や調査項目などの調査計画は、調査後の対策にも関係してくる場合もある。廃棄物混じり土に遭遇した場合、できるだけ早い段階から都道府県等の環境部局と協議し、調査の方法や対策を検討していくことが重要である。

当該事例は、管理分別土を個別指定制度のもとで有効利用した事例である。

当該自治体においては、公共事業において廃棄物混じり土に遭遇した場合、有効利用が可能な状況であれば全て個別指定制度のもとの有効利用を行うよう指導している。

なお、自治体によっては個別指定制度を取扱わないとしている場合もあり、事業の早い段階で協議を行う方が望ましい

調査地点（調査密度）は現場の状況に合わせて適宜設定することとなるが、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」平成 15 年法律第 98 号の「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針」平成 15 年環境省告示第 104 号、施行ガイドラインおよび土壤汚染対策法の考え方を参考に、廃棄物混じり土が存在する範囲の平面を 30m の格子に区切って配置することを基本とする。

ただし、表-3.3、表-3.4 に例示するように、廃棄物の埋設範囲や埋設状況、将来の土地利用状況、対策方針等によっては、30m の格子に区切ることにとらわれず、適宜調査密度を変更することも必要である。

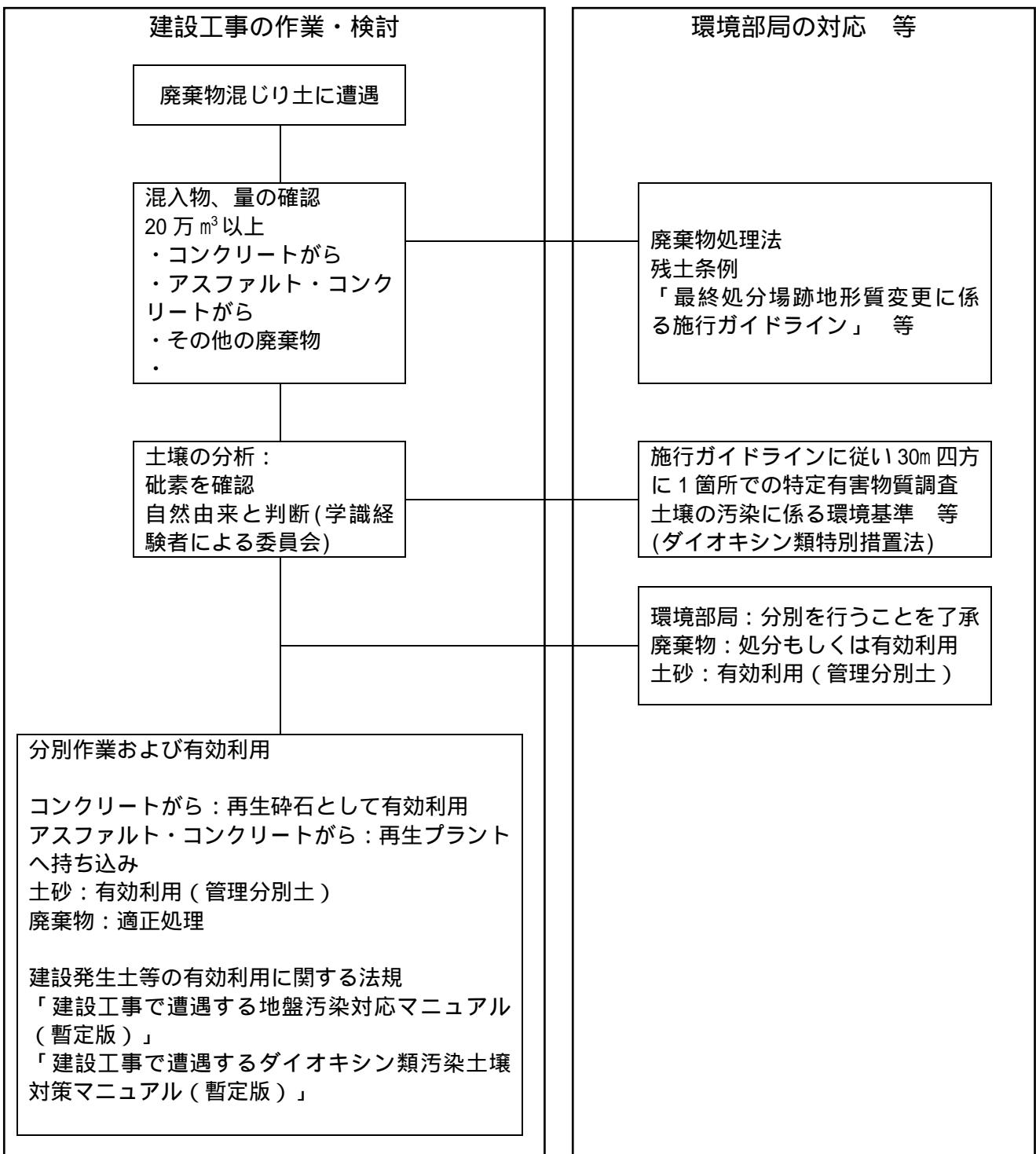


図-3.4 ケーススタディ 3 の概念図

表-3.3 調査密度の考え方

ケース	調査地点の設定	摘要
a . 【基本】	対象範囲の平面を 30m の格子に区切る。	【産廃特措法基本方針】 【土壤汚染対策法】
b . 廃棄物混じり土が狭い範囲に不均質に分布している場合。	対象範囲の平面を 10m の格子に区切る。あるいは、廃棄物混じり土の状況が異なる範囲ごとに少なくとも 1 地点の調査を行う。	【土壤汚染対策法】
c . 調査対象範囲が非常に広い等の理由により、30m 格子に区切った調査を行うことが困難と判断した場合。	土地履歴調査において廃棄物混じり土が存在すると思われる面積が 3000m ² 未満の場合は最低 3 か所、それ以上の場合は 3000m ² を超えるごとに 1 か所追加することとし、廃棄物混じり土が存在すると思われる範囲に均等に配置する。	【施行ガイドライン】
d . 調査対象範囲が広いが、事業計画上その一部のみ掘削・改変する場合（例えば、高架橋の基礎部等）	掘削・改変予定箇所を重点的に調査する。 それ以外の場所については、周辺環境への影響等を考慮して必要と思われる地点について調査する。	
e . 未掘削残置型の対策を実施する場合	格子状に区分する方法ではなく、周辺環境への影響等を考慮して必要と思われる地点について調査する。	
f . 廃棄物混じり土が点在していると判断できる場合	土地を格子状に区分することなく、廃棄物混じり土が存在している箇所を重点的に調査する。	

注

調査方針を都道府県等の環境部局に相談することが望ましい。必要に応じて学識者等の意見も参考にする。

a.b.c. のように当初計画で調査範囲を格子状に区分して調査地点を設定した場合でも、廃棄物の状況や土壤汚染の状況によっては、調査の途中段階で調査地点を追加することも検討する必要がある。

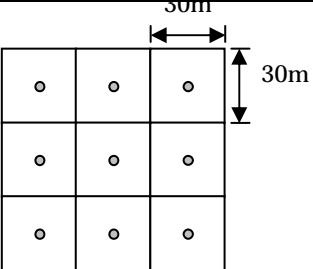
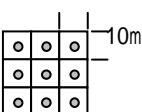
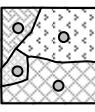
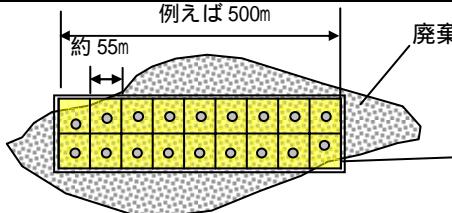
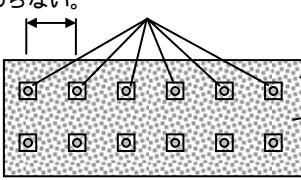
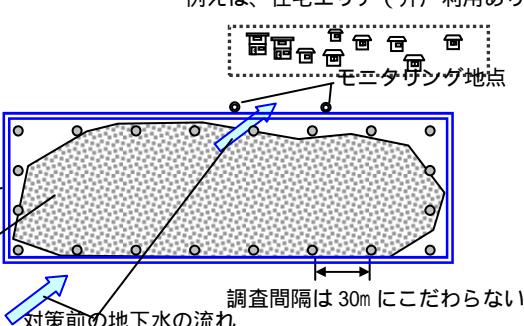
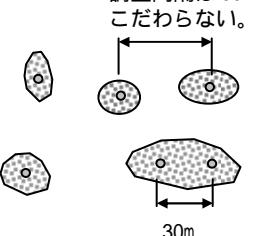
【産廃特措法基本方針】土地履歴調査において把握された廃棄物混じり土が存在する範囲の平面を概ね 30m 四方の格子に区切って配置する。

【施行ガイドライン】土地履歴調査において把握された廃棄物混じり土が存在すると思われる面積が 3000m² 未満の場合は最低 3 か所、それ以上の場合は 3000m² を超えるごとに 1 か所追加することとし、廃棄物混じり土が存在すると思われる範囲に均等に配置する。

【土壤汚染対策法を参考にした考え方】土地履歴調査において把握された廃棄物混じり土が存在する範囲の平面を、状況に応じて 10m もしくは 30m の格子に区切って配置する。

○：調査地点

表-3.4 調査地点の設定の例

想定ケース	調査地点の設定例	
ケース a . 【基本】調査対象範囲を 30m 格子に区切った例		
ケース b . 狭い範囲に廃棄物混じり土が不均質に分布していると推定される場合	調査対象範囲を 10m 格子に区切った例 	廃棄物混じり土の不均質な分布が判明しており、状況が異なるごとに調査地点を設定した例 
ケース c . 調査対象が非常に広い場合に、調査地点を 3,000m ² を超えるごとに 1 か所とした例		廃棄物混じり土の存在が推定される範囲 事業予定地の境界線(当マニュアルでは公共事業の事業用地外は対象としない。事業用地外で廃棄物混じり土の存在が推定される場合は、都道府県等の環境部局に連絡することが考えられる。)
ケース d . 掘削・改変する場所に調査地点を設定した例		調査間隔は 30m にこだわらない。 橋梁基礎部 (掘削予定) 事業予定地の中で廃棄物混じり土の存在が推定される範囲 橋梁基礎部以外にも廃棄物混じり土が存在するが、土地改変予定はない。
ケース e . 未掘削残置型の対策を行う場合の調査地点の設置例	<ul style="list-style-type: none"> 対策範囲の設定のために必要な数の調査地点を設定する。 また、周辺環境への影響等を考慮してモニタリング地点を設定する。 調査地点は、必ずしも 30m 格子にこだわらなくても良い。 <p>対策として遮水壁を設置する予定。</p> <p>廃棄物混じり土を残置して未掘削残置型の対策を行う。</p>	 <p>例えば、住宅エリア (井戸利用あり)</p> <p>モニタリング地点</p> <p>対策前の地下水の流れ</p> <p>調査間隔は 30m にこだわらない。</p>
ケース f . 廃棄物混じり土が点在していることが確認されている場合の調査地点の設置例		調査間隔は 30m にこだわらない。

3.4 ケーススタディ 4

(1) 事業の背景

都市近郊の沖積低地で大規模な区画整理事業が行われている場所である。

昭和30年代頃までは水田地帯であり、昭和40年代から部分的に宅地化が進行した。

水田であった低地を埋め立てるため近接都市の建設系廃棄物や一般廃棄物の焼却灰などが持ち込まれて埋立てが進行した。当時は廃棄物処理法成立の前後であり、廃棄物による埋立ての違法性が明確でなかった時代である。処理の概念図を図-3.5に示す。

主な廃棄物は以下の通り

- ・コンクリートがら
- ・焼却灰
- ・その他の廃棄物

(2) 環境部局の対応(法律的な問題)

すでに掘り起こされた廃棄物や今後事業を進めていくにあたり掘起ことされる廃棄物の取扱いについて県の環境部局と適宜協議し事業を進めた。

当該地は各所でふつ素が土壤環境基準を超過しているが、検出は沖積の地山部分であること、偏在性がないこと、含有量が十分に低いレベルであること等により、自然由来による環境基準超過であるとして県の環境部局からも認知されている。また、当該地は飲用による地下水利用はない。

(3) 建設部局の対応

掘り起こされた廃棄物混じり土はふるいわけなどの選別が行われ、廃棄物のうちコンクリートがらなどは破碎されて現地の道路路盤材として使われ、その他の廃棄物は適正処理された。ふるいわけ分別された土は道路の路床や公園用地などの公共用地に埋め戻された。区画整理事業で宅地部分となる場所については事業用地外から持ち込まれた良質土で置き換えられた。

焼却灰については混入土と分別ができないため、現地で一旦仮置きされた後廃棄物として適正に処分された。

(4) マニュアルへの反映(解説)

本文参照ページ : p6、p51 - 67 , p63 - 64

「分別土」の発生時以前に、当該工事、または工事間利用などで利用場所が明確となっていることが必要である。当該工事の場合、利用は公共用地に限定するとしその由来を考慮して利用先を定めている。

地山部分でふつ素が土壤環境基準を超過しているが、このような場合も「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（暫定版）」、「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル（暫定版）」等を参照して対応方法を決定する。

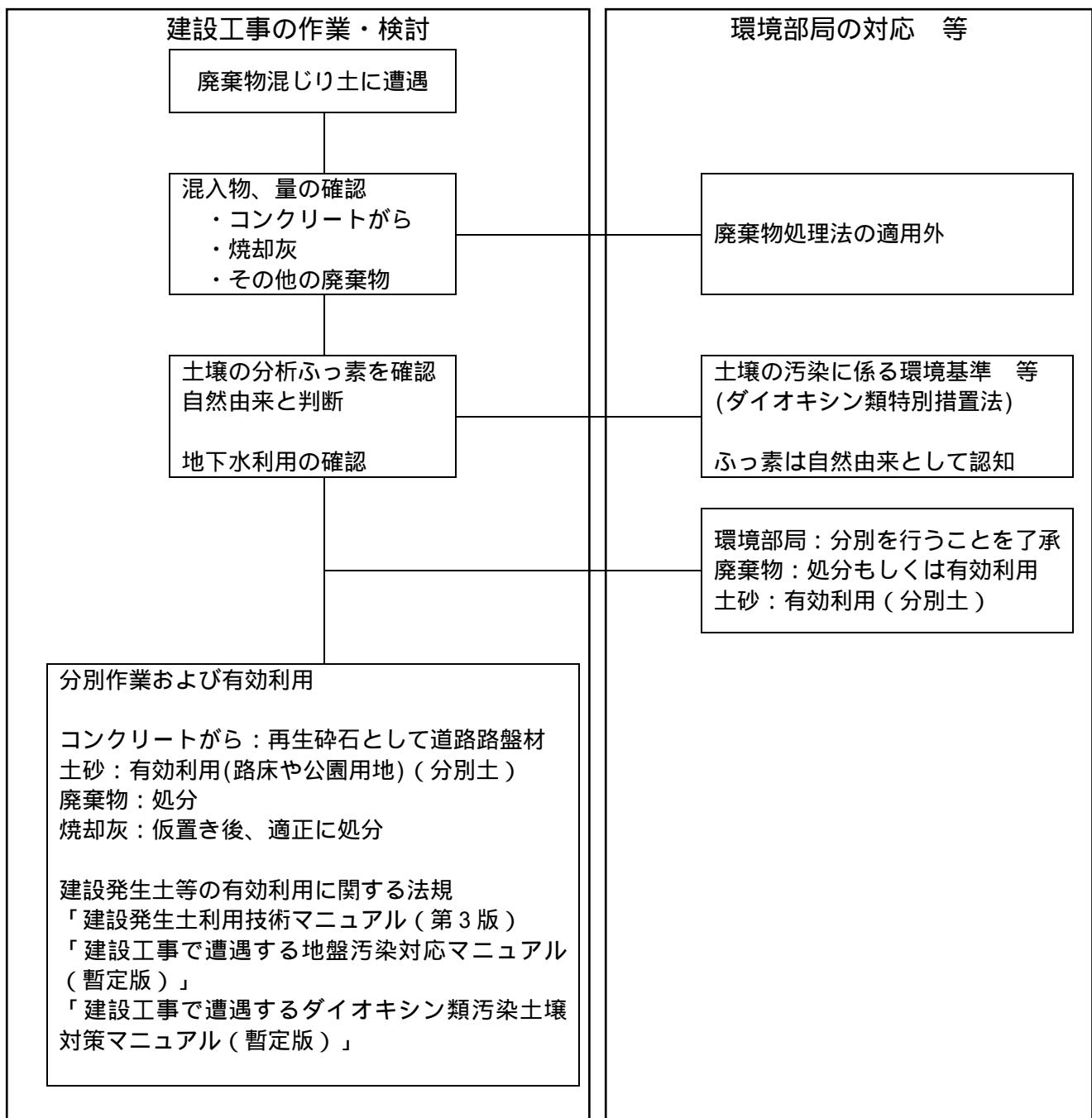


図-3.5 ケーススタディ 4 の概念図

3.5 ケーススタディ 5

(1) 事業の背景

旧国鉄の操車場跡地を中心とした区画整理事業が進められている場所である。操車場跡地では蒸気機関車の燃料として使われた石炭の燃え殻が大量に埋められていた。図-3.6に処理の概念図を示す。

- ・燃え殻 総量はおおむね 15 万 m³

(2) 環境部局の対応(法律的な問題)

一部、有害物質が溶出量基準を超過したものについては場外搬出処分し処理を指導。

基準を満足する燃え殻については有効利用を認めた。

事業者と市環境部局は、石炭ガラの利活用について「公共下水道函渠基礎材としての活用」、「道路路床改良材としての活用」、「道路植栽帯及び公園内の植栽基盤材としての活用」、「地区外搬出する場合はセメント原材料としての活用」を行うこととして協議書を取り交わした。

(3) 建設部局の対応

利用にあたっては他産業での有効利用事例を調査し、石炭の燃え殻は石炭火力発電所のクリンカーアッシュが道路路盤材や埋戻し材、構造物の裏込め材として一般に流通されていることを確認し、同等の品質が確保されていることを確認したうえで使用することとした。

掘り起こされた燃え殻がクリンカーアッシュと同等であるとするためには、蛍光X線分析による主要成分の分析を行いクリンカーアッシュと同等であると確認した。また、材料としての試験はコーン指数、CBR試験、粒度、密度試験などを実施して材料としての有効性を確認している。

当該対象地ではこのほか掘り起こした燃え殻を土と混入し、植栽ポット試験を実施している。試験の結果、混入割合が50%で植物の生育がもっともいいとの結果が得られ、実施工においても街路の植栽用の土に混ぜて使用された。

事業者は掘起された石炭の燃え殻を有効利用するのにあたり、当該地である政令市の環境部局に対して、有効利用する燃え殻に有害性がないこと、火力発電所からの石炭のクリンカーアッシュは一般に再生利用の市場が形成されており、また材料としての品質も利用用途に応じた品質であることなど、廃棄物該当性の判断指針に準じて有効利用できるものであることを示した。

(4) マニュアルへの反映(解説)

本文参照ページ : p64 - 65

分別した廃棄物を有効利用する場合は、有価物の判断基準を総合的に求められることがある。有価物の判断基準は建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針で示されているので参考となる。有価物の判断要素には5項目、物の性状について、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思があり、総合的に判断する。

当該事例においても適正な利用が一般的に認められていることを示すために、石炭のクリンカーアッシュが一般に流通されて有効利用されていることを事例で示すとともに、有害性がないことを示す分析、材料としての品質を確認するための試験を行い有価物であることを示した上で有効利用している。

石炭灰のうち、ボイラーラの炉底に落下したものをクリンカーアッシュ、集塵機により採取されたものをフライアッシュと呼ぶ。クリンカーアッシュの市場での流通状況や有効利用事例についてとりまとめた。

炭鉱跡などから、石炭屑や燃え殻が埋土に混入することがよくある地域では、自治体独自の判断として「炭素含有量 30%未満であれば建設残土として流用することは問題ない。」との判断を示している例もある。(記載文章があるわけではなく口頭での指導)

下層路盤材：舗装施工便覧では下層路盤材料に「砂」の利用を認めており、クリンカーアッシュも同等の位置付けになっている。

路床材：遮断層材(路床土が路盤に進入するのを防ぐ目的)や凍上抑制層材として使われていることが多い。また、路床改良材として、不良土と混合して利用することもある。

盛土材：盛土材として使用可能である。特に軽量盛土材として効果がある。

埋戻し材：透水性が大きく、締固めに容易な材料であることから、クリンカーアッシュが利用されている。土壤改良材：クリンカーアッシュの保水性や透水性、化学組成が適している。骨材：コンクリート二次製品の骨材として利用されている。(電力会社)

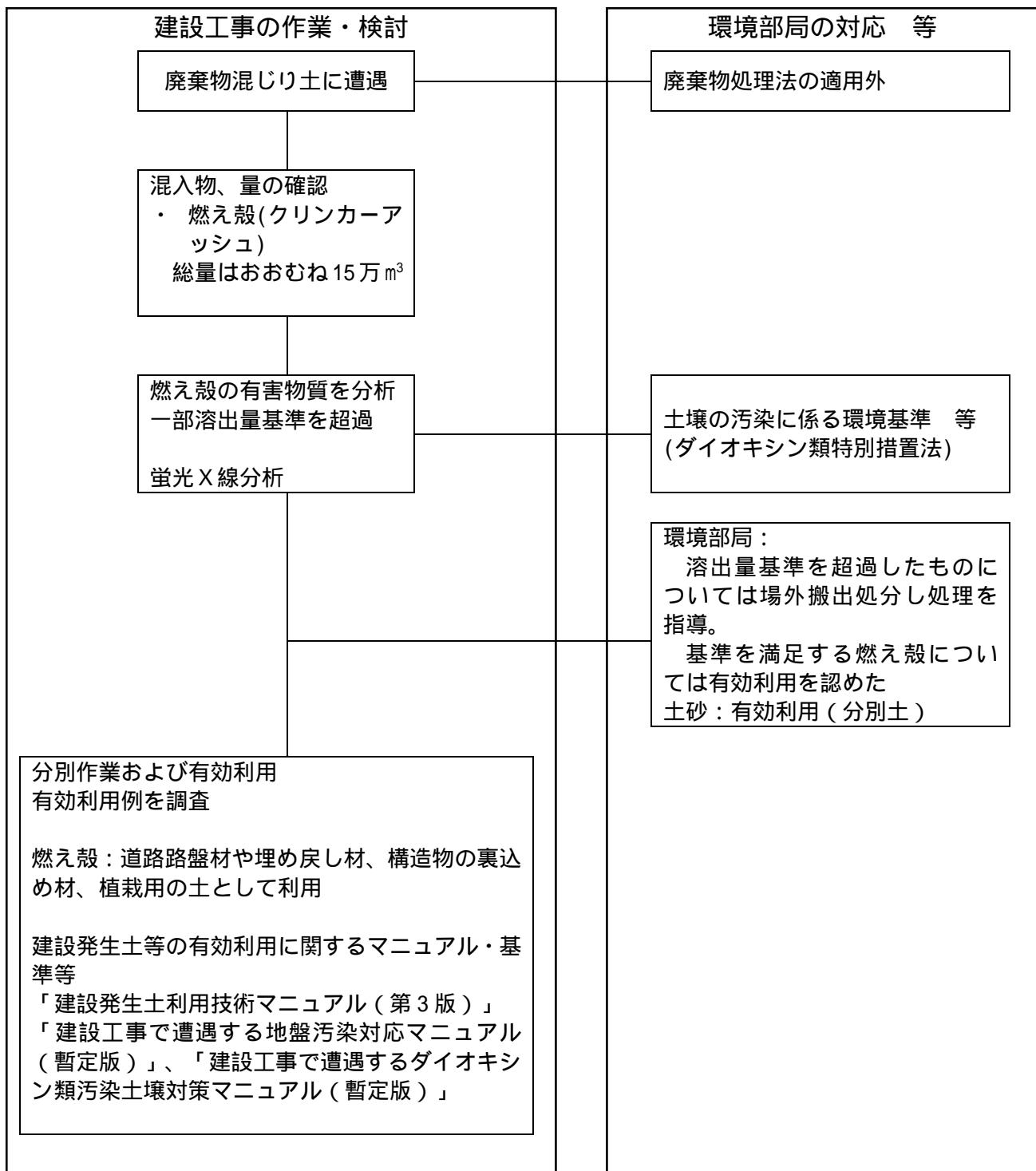


図-3.6 ケーススタディ 5 の概念図

3.6 ケーススタディ 6

(1) 事業の背景

自動車専用道の通過予定地が一般廃棄物最終処分場跡地の一部にかかることになっている。処分場跡地は底面に遮水シートがなく、廃棄物処理法成立後に廃止された処分場跡地であるが、廃止の基準が制定される以前に廃止された処分場である。処理の概念図を図-3.7に示す。

主な廃棄物は以下のとおり

- ・紙・布類
- ・ビニール,合成樹脂,ゴム,皮革類
- ・木,竹,藁類
- ・ちゅう灰類(動植物性残渣,卵殻,貝殻を含む)
- ・不燃物類
- ・その他(5mmふるいを通過したもの)

(2) 環境部局の対応(法律的な問題)

県の環境部は当該地を廃棄物処理法の指定地に指定する予定はないとのことである。(廃止後年月が経っており、土地の権利関係が複雑で指定地にするとトラブルとなることを考慮し指定をしないものと推察される。)

(3) 建設部局の対応

事業者と県環境部との協議では、施行ガイドラインに準じた対策を行って工事を進めることで合意している。道路は当初計画では切土にて通過する予定であるが、橋梁での通過など今後、施工方法については再検討する予定である。

(4) マニュアルへの反映(解説)

本文参照ページ : p10 - 12

廃止された廃棄物最終処分場の跡地は、都道府県等により廃棄物処理法上の指定地に指定され、指定地の土地改变行為は廃棄物処理法を遵守するとともに技術的には「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に従って対応する必要がある。

指定地に関しては平成17年より施行されているが、当該事例のように指定地となるべき処分場跡地であるのに指定を受けていない最終処分場跡地が多数存在する。このような場合は、指定地ではないが施行ガイドラインに準じた対策を行って工事を進める必要がある。工事計画段階で都道府県等の環境部局に照会し、事業予定地にそのような場所がないか確認しておくことが必要である。

業計画段階等で廃棄物混じり土の存在が懸念される場合には、建設工事着工前に調査を実施する場合も想定される。図-3.8に、建設工事着工前に廃棄物混じり土の存在が懸念され調査を実施する場合のフローを示す。

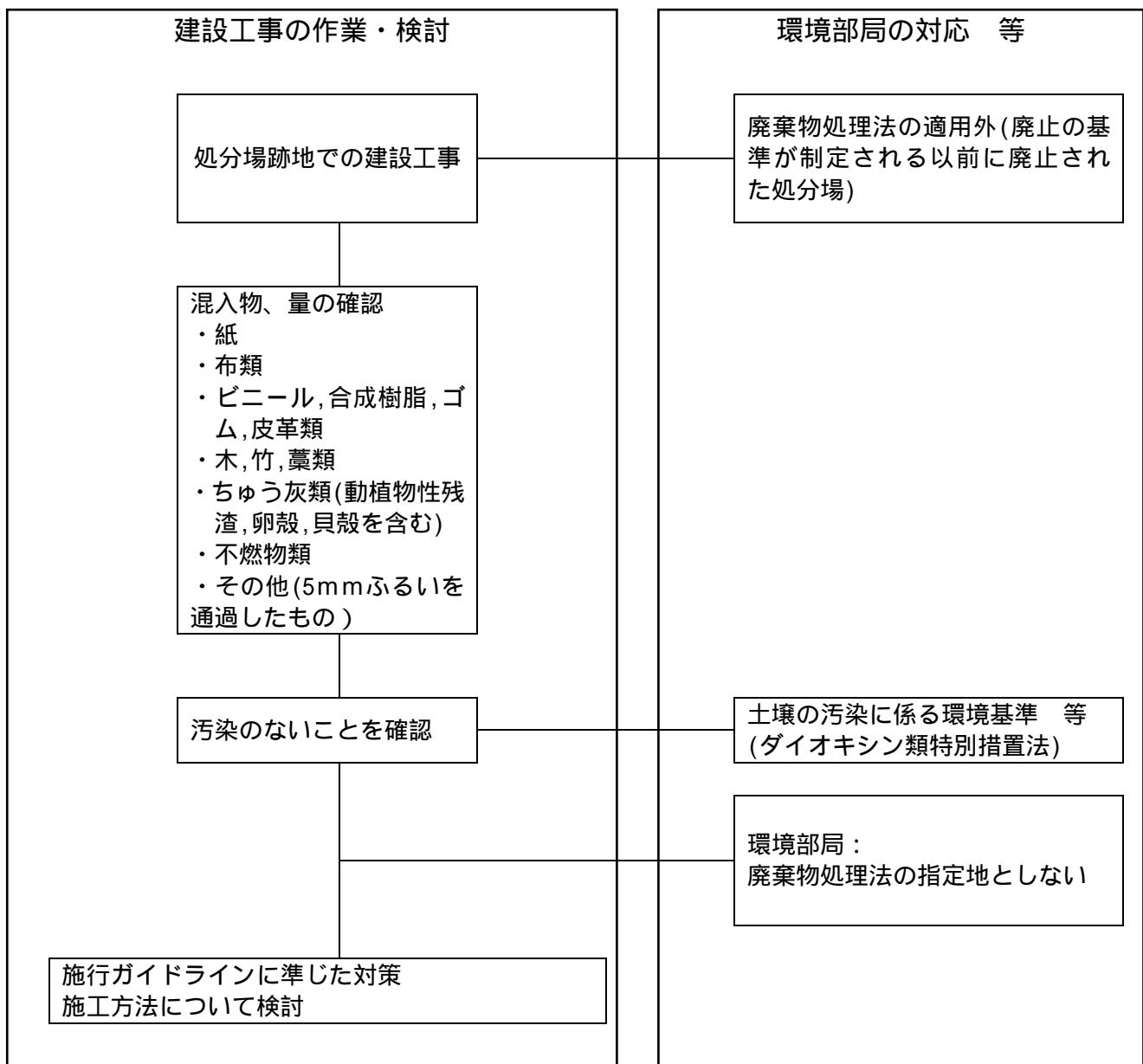


図-3.7 ケーススタディ 6 の概念図

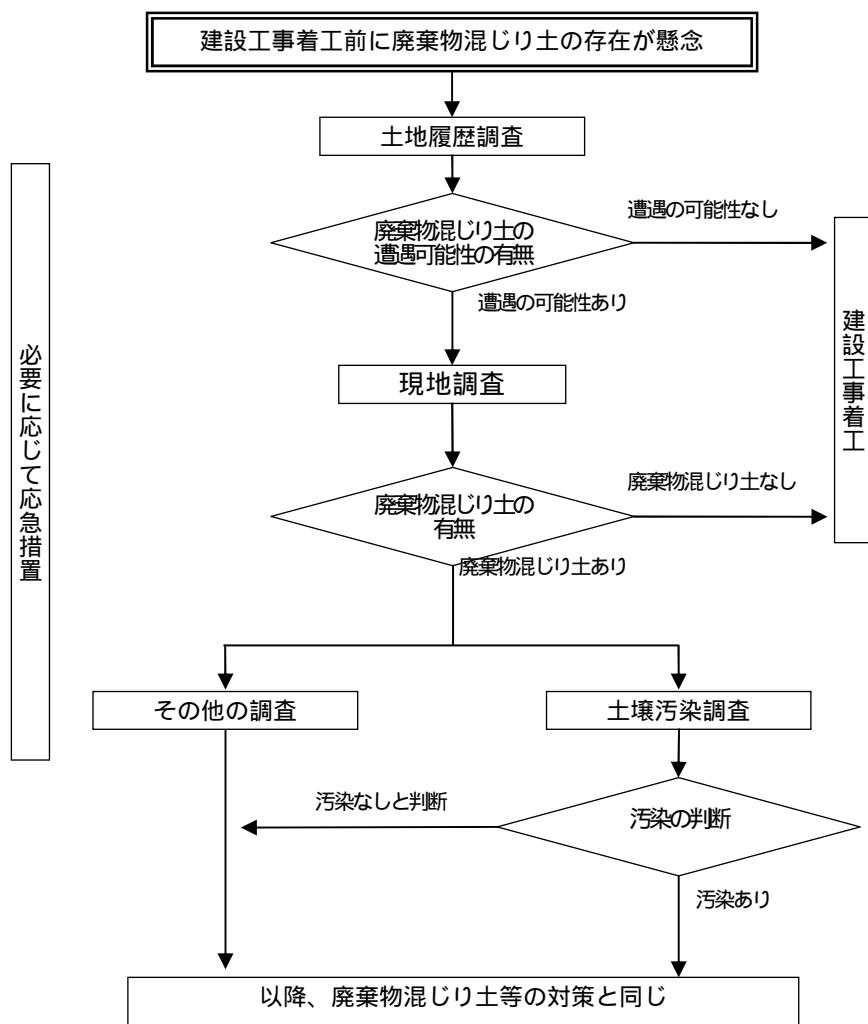


図-3.8 建設工事着工前に廃棄物混じり土の存在が懸念される場合の調査フロー

3.7 ケーススタディ 7

(1) 事業の背景

現に埋立てを実施している一般廃棄物最終処分場と古いゴミの埋立地（廃棄物処理法成立以前に廃棄物の埋立てが終了している埋立地）がある。高速道路がこれら 2 つの処分場の下をトンネル構造で通過し、上部をバイパスが通過する予定がある。このうち上部のバイパスについての施工方法について委員会で検討された。図-3.9 に処理の概念図を示す。

(2) 環境部局の対応(法律的な問題)

「古いゴミの埋立地」については廃棄物処理法上の指定地の対象ではないが、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じての対応が求められていた。

「現に埋立てを実施している一般廃棄物最終処分場」への対応も含めて、県の環境部局も含めた検討委員会で施工内容について検討した。

(3) 建設部局の対応

施工方法の検討として廃棄物の現場分別の検討、汚染土壌の湿式洗浄分別の検討、遮水壁の検討、道路の沈下対策検討などが行われた。

廃棄物の現場分別の検討

切土工区で発生する旧処分場の廃棄物を、トロンメルと選別スクリーンを用いて手選別を行った。トロンメルの網目は 20mm、選別スクリーンの網目は 10mm が分別効率・分別速度で最も優れていることを導き出した。なお、廃棄物の脱水の対策として、消石灰を $20\text{kg}/\text{m}^3$ 添加することで、作業性の向上を得られる事も導き出した。結果は 50% のリサイクル可能な分別が可能となった。主な分別品は RC に再利用される玉石・礫類であった。

汚染土壌に対する分級洗浄方法の検討

湿式振動ふるい機、アトリッショニミキサー（摩碎機）などによる分級洗浄により汚染土壌を清浄土と廃棄土に分別した。また EPMA (ELECTRON PROBE MICRO ANALYZER) を導入し洗浄率の向上を図った。

施工方法の検討

FEM 計算手法により、切土工区における遮水壁や土留壁の検討、盛土工区における沈下量を計算しプレロードによる対策を提案した。

(4) マニュアルへの反映(解説)

本文参照ページ : p10 - 12 , p51 - 67

「古いゴミの埋立地」については廃棄物処理法上の指定地の対象ではないが、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じての対応が求められており、「現に埋め立てを実施している一般廃棄物最終処分場」への対応も含めて、県の環境部局も含めた検討委員会で施工内容について検討された事例である。

現場分別の検討等の内容は、技術的内容として参考となる。

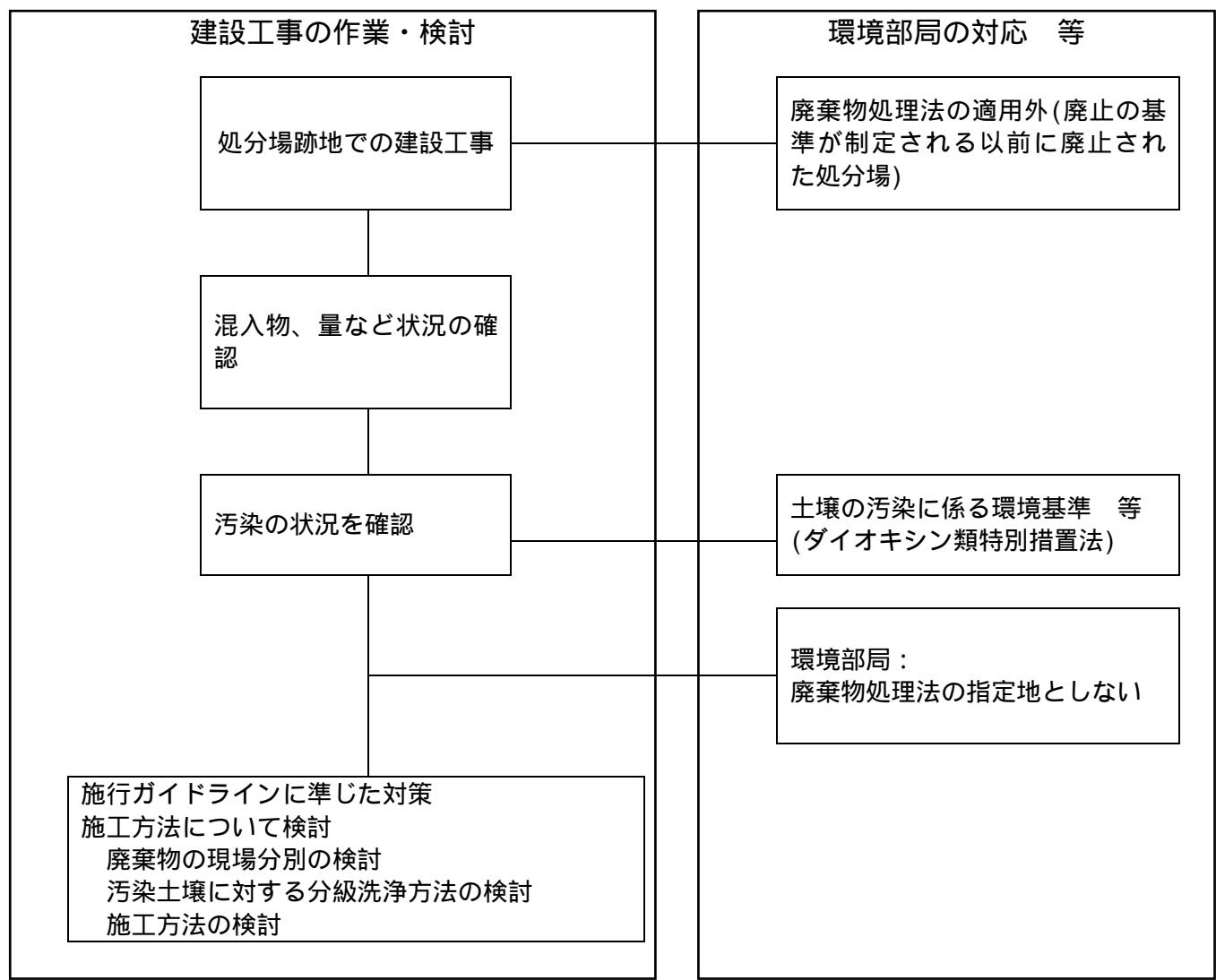


図-3.9 ケーススタディ 7 の概念図

3.8 未掘削残置型での利用ケーススタディ

未掘削残置型での利用は、廃棄物混じり土を残置しても必要に応じて対策を行えば建設工事の施工内容に支障がないと判断できる場合で、生活環境保全上の支障が生じない場合に適用する。未掘削残置型での利用は構造物の供用時に影響を与えないような計画とする必要がある。

廃棄物処分場の事例に対する対策より、その対応について検討した。

3.8.1 未掘削残置型での検討項目

(1)周辺環境への影響防止

未掘削残置型の対応をとる場合には、生活環境保全上の支障が生じないことが前提である。

廃棄物混じり土を残置する場合の生活環境保全上の支障としては、表-3.5のようなものが考えられる。

表-3.5 生活環境保全上の支障項目（例）

項目		
サイ ト 内	有害物質の存在	有害重金属等、 感染性、爆発性、腐食性、その他の有害性
	環境汚染	生活環境項目 臭気・ガス
周 辺 環 境	水質・土壤環境	健康項目 生活環境項目
	大気環境	粉塵
	臭気・ガス	悪臭物質・可燃性ガス・酸欠
	生態系	動物・植物
	その他	崩落・流出 景観阻害

なお、浸出水等の問題が生じるおそれがある廃棄物混じり土地盤を未掘削残置型で利用する場合には、鉛直遮水壁やガス抜き設備、キャッピング等を検討する必要がある。また、施工中、施工完了後のモニタリングについても検討をする必要がある。

廃棄物処理法に基づく指定区域については対象外ではあるが、指定区域を公共事業用地として利用する場合には、工事やモニタリングの実施により既存遮水工を傷つけるなどせぬよう「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に従うことが必要である。

また隣接地の廃棄物混じり土が未掘削残置型の対応となる場合などでは、いわゆる「もらい汚染」とならぬよう、用地境界に遮水壁を設ける等の対策を検討する必要がある。

(2)構造物の機能、品質等

未掘削残置型の対応により廃棄物混じり土地盤に構造物を建設する場合には、以下のような問題が生じる場合があるので、これらの項目について検討する必要がある。

- ・支持力不足
- ・地盤沈下
- ・鋼材、コンクリートの腐食、劣化
- ・発生ガス・臭気
- ・浸出水の処理

廃棄物混じり土中の廃棄物の全てがいわゆる安定型（がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず、廃プラスチック類）の場合には、発生ガスや浸出水の問題は生じない。また、廃プラスチック類以外の安定型廃棄物や建設汚泥などの無機系廃棄物混じり土地盤の挙動は一般の地盤と類似している。一方、生ごみ等の有機系廃棄物を含む廃棄物混じり土地盤は、廃棄物の分解に伴う発熱、ガス発生を伴い沈下するため留意が必要である。

3.8.2 事例

廃棄物地盤の跡地利用として、表-3.6に示したような事例がある。同資料に示すとおり、廃棄物地盤の跡地利用の事例は、最終処分場跡地など廃棄物の由来や経緯が明確な場所でのものが多い。

なお、同資料の三重県桑名市ように処分場跡地全体を鉛直遮水工で遮水し、橋脚部分のみを掘削分別型で対応した事例もある。

表-3.6 廃棄物地盤の跡地利用事例（最終処分場跡地利用）(1)

廃棄物	利用概要	地名	埋立組成	埋立規模(ha)	対策・改良
一般廃棄物	クリーンセンター	半田市一般廃棄物処理場		建物 0.6ha	沈下・ガス対策なし
	粗大ごみ処理施設	龍野市一般廃棄物処理場			沈下対策(重量配分を考慮・軽量構造物は独立基礎)
	テニスセンター	福山市津え下埋立地			置換工法 沈下対策(軽量化)
	体育館	新潟市津島屋埋立処分場		3.3ha	置換工法
	農業施設	徳島市応神町西貞方処分場			置換工法と載荷盛土 沈下対策(配筋量の増量) ガス対策(20m ピッチ)
	体育館,運動場等	長崎市東長崎埋立処分場			置換工法 腐食対策(電気防食)
	清掃工場等	京都市横大路埋立地		建物 0.9ha	伸縮継手の採用
	レクリエーション施設	愛知県豊田環境保全センター			沈下対策(軽量化とNF考慮)
	道路 倉庫	名古屋市藤前流通業務団地	可燃 18.7% 不燃 81.3%	13.7ha (重錐落下施工)	道路：重錐落下工法 倉庫：プレロード工法
	滑走路着陸帯	富山空港	可燃 11.1% 不燃 88.9%	11ha	滑走路：SCP工法 着陸帯：重錐落下工法 プレロード工法
	インターチェンジ	山陽自動車道岡山総社IC、(元最終処分場)	可燃 16.9% 不燃 83.1%	2.4ha (重錐落下施工)	重錐落下工法 プレロード工法
	工場,倉庫,住宅 運動施設等	東京港 8号埋立地	可燃 5.5% 不燃 94.5%	36.4ha	ガス対策
	体育館,清掃工場 陸上競技場等	東京港 14号埋立地 (夢の島)	可燃 32.3% 不燃 67.7%	45.1ha	沈下対策・ガス抜き孔の設置・換気孔の設置
	ゴルフ場クラブハウス	東京都15号地廃棄物処分場		80.8ha	沈下対策(伸縮継手) ガス対策(高床式,強制換気)
	工業団地	千葉県某工業団地	可燃 16.9% 不燃 81.3%	0.8ha (重錐落下施工)	重錐落下工法

表-3.6 廃棄物地盤の跡地利用事例（最終処分場跡地利用）(2)

廃棄物	利用概要	地名	埋立組成	埋立規模(ha)	対策・改良
一般廃棄物	学校	福岡市東南地区八田埋立地	不燃性廃棄物(生ゴミ混り)	2.3ha	ガス対策・排水対策 基礎杭等の侵食防止対策
	工業団地	浦和市	生ゴミ 32% 不燃性 15% 焼却灰 53%	1.9ha	プレロード対策 地盤沈下・ガス対策 構造物基礎の腐食対策
	中層集合住宅	丘陵地の山間谷地		0.3ha	プレロード工法 ガス抜き圧起工
	宿舎,学校等	中部地方		3.1ha	
	宿舎,学校,公園運動場等	中部地方		3.3ha	ガス対策
	一般住宅,道路,倉庫,事業所等	中部地方		95ha	重錐落下工法
産業廃棄物	火力発電所設備	兵庫県姫路市飾磨区 (播磨臨海工業団地)	石炭灰 (不燃性物)	発電所敷地 19ha	SCP工法 固化改良工法
	高速道路インター チェンジ	三重県桑名市		5.1ha	周辺環境対策 ガス抜き圧起工 部分掘削
	特別養護老人ホーム	横浜市旭区		2.3ha	表土置換・完全覆土工 地盤沈下・基礎腐食対策 ガス滞留防止対策

出典：岡田淳治・小野諭・久保田耕司, 廃棄物処分場の跡地利用, 廃棄物学会誌 Vol.12, No.3 P170-182, 2001一部修正

3.8.3 原地盤での活用の考え方

廃棄物混じり土地盤を未掘削残置型で原地盤として構造物を築造する等の活用を図る場合は、計画する構造物の設計、施工、維持管理に必要な廃棄物混じり土地盤の物理特性、力学特性だけでなく、廃棄物の化学的特性や発生ガス等による影響も考慮する。

廃棄物混じり土、特に有機系廃棄物を含む廃棄物混じり土は通常の土質として扱いづらいので、原位置試験も含め、適切な調査法、試験方法を選定し、地盤全体の特性を評価して活用を図る。

(1) 廃棄物混じり土の土質試験

廃棄物混じり土地盤からサンプリングを行うと、廃棄物の存在形態によっては、廃棄物を多量に含む供試体であったり、土壤を多量に含む供試体であったりする。このような場合、供試体内部の廃棄物の割合や組成により、地盤全体の物理・力学特性の判断を誤る可能性がある。

また、廃棄物混じり土地盤では不かく乱試料の採取が難しく、一般的な土質試験に供する供試体の採取が難しい場合が多い。このため、供試体の廃棄物の割合や試料の採取状況等から試験結果を再評価することも必要である。

(2) 原位置試験

(1)に記述したとおり、廃棄物混じり土地盤では、土壤のみからなる地盤のように供試体の試験結果のみから地盤全体の工学的特性を判断することが困難な場合がある。

一般に、供試体が大きければ大きいほど地盤全体の工学的特性を反映していると考えられる。このような観点から、廃棄物混じり土地盤を未掘削残置型で原地盤として取り扱う場合には、原位置でさまざまな試験を行う方法が地盤の工学的判断を行う場合に有効な手法となると考えられる。

このような試験には、物理特性を把握する試験法として電気探査や密度検層、力学的性質把握としてN値の測定、試験盛土や平板載荷試験などがある。

原位置試験については、「廃棄物と建設発生土の地盤工学的有効利用」地盤工学実務シリーズ7, 平成10年9月30日, 社団法人地盤工学会発行, pp.197-248などが詳しい。

(3) ガスの発生状況、化学的性質の把握の必要性

この他に、廃棄物混じり土地盤で留意すべき項目として、ガスや悪臭の発生状況や、廃棄物などの影響による化学的な性質の把握がある。

発生ガスや悪臭は、廃棄物の種類や好気性分解か嫌気性分解かによっても異なる。

一般に、好気性分解では二酸化炭素が、嫌気性分解では二酸化炭素とメタンが発生する。さらに、有機物に窒素が含まれている場合はアンモニアなど、硫黄が含まれている場合は硫化水素などが発生する。

ガスの調査法については、「廃棄物と建設発生土の地盤工学的有効利用」などが参考となる。

これらについては廃棄物処分場の廃止基準(「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」昭和52年総理府・厚生省令1号, 第2条3)などと照査し、ガスや悪臭の発生が著しい場合は、必要に応じガス抜きなどの対策を講ずる。

また、廃棄物の化学的性質によっては、コンクリートの劣化や、鋼材の腐食を促進する可能性もあるので、化学的性質に関する調査の必要性がある。

3.8.4 台帳管理

未掘削残置型の対応や管理分別土を使用する場合、発注者は台帳を整備し、施設のメンテナンスや将来の再工事の際などに活用できるようにしておく必要がある。

発注者と施設管理者とが異なる場合には、発注者は当該構造物等の引渡し時に施設管理者に台帳の引渡しを行い、また、施設管理者は引き継いだ台帳を管理することが必要となる。

未掘削残置型の対応をとる場合、基本的には周辺環境へ影響を与えることはないのが前提ではあるが、そのような場合でも施設のメンテナンスや将来の再工事の際には廃棄物混じり土の存在を考慮に入れた検討、施工を行う必要が生じることが考えられる。

このため、発注者は台帳を整備しておくこと。表-3.3に廃棄物混じり土管理台帳(案)を示す。

未掘削残置型の場合、台帳(参考資料参照)に記載する情報は以下のとおり。

- ・所在地
- ・残置された廃棄物混じり土の分布状況(平面図、縦・横断図)
- ・残置された廃棄物混じり土の組成等
 - 地盤調査・試験記録
 - 土壤・地下水分析記録
- ・活用履歴と施設の設計図書
- ・モニタリング結果

管理分別土の有効利用の場合、台帳に記載する情報は以下のとおり。

- ・所在地
- ・管理分別土の利用状況(平面図、縦・横断図)
- ・管理分別土の組成
- ・分別前の廃棄物混じり土の履歴、組成等

表-3.3 廃棄物混じり土管理台帳 (案)

記載年月日： 年 月 日

種別	未掘削残置型有効利用 ・ 管理分別土の有効利用 (一方に○)
工事名称	
施工場所(又は使用場所)	
残置廃棄物混じり土の分布状況 または 管理分別土の利用状況	注：管理分別土の場合は、自ら利用か個別指定制度による利用かを記述し関連の書類を添付する。
廃棄物混じり土 または 管理分別土の組成	地盤調査・試験の記録や土壤・地下水の分析記録などを記述する。
履歴等	未掘削残置方の場合は 活用履歴と施設の設計図書(概略)を記述または添付する。 管理分別土の場合は発生場所における 分別前の廃棄物混じり土の履歴、組成等を記述する。
モニタリング結果	

台帳書式内に記入できない内容は別紙として番号を付け作成すること。

4. 委員会の運営

地盤汚染や廃棄物処理に関する有識者(2名程度)および関係省庁等で構成する委員会を設置し、「2. 基礎データ及び課題の分析・検討」「3. ケーススタディとしての分析・検討」において分析・検討した内容について審議を行う。なお、委員会のメンバーについては、調査職員と協議し決定する。また、委員会は2回開催した。

4.1 委員会委員および実施状況

(1)建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)検討委員会 名簿

建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)検討委員会

委員長

京都大学大学院地球環境学堂地球親和技術学廊 教授

嘉門 雅史

委員

京都大学大学院地球環境学堂地球親和技術学廊 准教授

勝見 武

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐

篠原 康志

環境省 水・大気環境局 土壤環境課 課長補佐

高澤 哲也

国土交通省大臣官房技術調査課環境安全・地理空間情報技術調整官

五道 仁実

国土交通省大臣官房公共事業調査室長

三上 圭一

国土交通省総合政策局事業総括調整官室建設副産物企画官

野田 勝

国土交通省河川局治水課 河川保全企画室長

田村 秀夫

国土交通省道路局国道・防災課国道事業調整官

石原 康弘

国土交通省港湾局技術企画課建設企画室長

松原 裕

国土交通省関東地方整備局企画部 工事品質調整官

松崎 實

(独)土木研究所技術推進本部 主席研究員(施工技術)

大下 武志

(独)土木研究所 材料地盤研究グループ 上席研究員

小橋 秀俊

(独)港湾空港技術研究所地盤・構造部 土質研究室長

渡部 要一

(独)都市再生機構 技術・コスト管理室 次長

前園 耕夫

株式会社 高速道路総合技術研究所 土工研究室長

大窪 克己

東京都都市整備局都市づくり政策部 副参事(水資源・建設副産物担当) 奥秋 聰克

後田 徹

千葉県県土整備部 技監兼技術管理課長

苗村 正三

(社)日本土木工業協会環境委員会建設副産物専門委員会専門委員

了戒 公利

事務局

国土交通省九州地方整備局企画部 技術管理課長

阪本 廣行

財団法人土木研究センター 理事

財団法人土木研究センター 地盤・施工研究部長

(2) 委員会の実施状況

平成19年度 第1回 委員会 平成19年11月29日(木)

(建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)検討委員会(第4回))

・建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)の審議

環境省への意見の確認

国土交通省地方整備局への意見照会

平成19年度 第2回 委員会 平成20年3月6日(木)

(建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)検討委員会(第5回))

・建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)の承認

4.2 議事録作成

委員会においての議論内容事録を作成する。

委員会の議事内容は、録音し会話について文章化する。議論のポイントとなった箇所について、指摘事項としてまとめ、それに従い作業案を立案する。

その他の打ち合わせについては、議論のポイントをまとめ、委員会資料つくりに反映させた。委員会議事録を次ページより示す。

平成 19 年度 第 1 回 委員会 議事録

建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)検討委員会(第4回)議事録案

日時：平成 19 年 11 月 29 日 9:30 ~ 12:00

場所：東海大学交友会館 霞の間

出席者：

嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂地球親和技術学廊 教授
勝見 武 京都大学大学院地球環境学堂地球親和技術学廊 助教授
(欠席)築地原 康志 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐
高澤 哲也 環境省 水・大気環境局 土壤環境課 課長補佐
(欠席)五道 仁実 國土交通省 大臣官房技術調査課環境安全技術調整官
(欠席)三上 圭一 國土交通省 大臣官房公共事業調査室長
野田 勝 國土交通省 総合政策局事業総括調整官室建設副産物企画官
(欠席)田村 秀夫 國土交通省 河川局治水課 都市河川室長
(欠席)石原 康弘 國土交通省 道路局国道・防災課国道事業調整官
(欠席)松原 裕 國土交通省 港湾局建設課建設企画室長
(欠席)竹内 清文 國土交通省 関東地方整備局企画部 技術調整管理官
大下 武志 (独)土木研究所 技術推進本部 主席研究員(施工技術)
小橋 秀俊 (独)土木研究所 材料地盤研究グループ 上席研究員
(欠席)渡部 要一 (独)港湾空港技術研究所地盤・構造部 土質研究室長
前園 耕夫 (独)都市再生機構 技術・コスト管理室長
代理として 安村孝志 (独)都市再生機構 技術コスト管理室コスト管理チームリダー
大窪 克己 中日本高速道路(株)中央研究所 土工研究室長
代理として 横田聖哉 中日本高速道路(株)中央研究所 土工研究室 室長役
奥秋 聰克 東京都都市整備局都市づくり政策部 副参事(水資源・建設副産物担当)
代理として 宮田清綱 東京都都市整備局都市づくり政策部 公域調整課建設副産物係長
小高 俊和 千葉県県土整備部 技監兼技術管理課長
代理として 鈴木 茂樹 副技監兼建設リサイクル推進室長
阪本 廣行 (社)日本土木工業協会環境委員会建設副産物専門委員会専門委員

事務局：

苗村正三 財団法人土木研究センター 理事
堀内晴生 財団法人土木研究センター
土橋聖賢 財団法人土木研究センター
糸永眞吾 財団法人土木研究センター

配布資料

資料 - 1 委員会名簿
資料 - 2 第3回 委員会議事録案
資料 - 3 建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル案
資料 - 4 委員会の開催状況及び予定
参考資料 廃棄物混じり土遭遇 事例集
1.開会

2. 委員長挨拶

委員長より、前回からずいぶん日がたっており、忘れている部分も多いですが
しっかりと見て議論していただきたいと考えております。

3. 議題(Q:質問、C:コメント、A:回答(対応))

(1)前回議事録の確認(指摘事項と対応)

資料-2について事務局より説明があった。

(2)建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル案について

資料-2の指摘事項の説明と修正事項について、資料-3に沿って事務局より説明があった。

§ 1 総説について

Q: p1 の目的、枠内の「廃棄物の適正な措置とその有効利用・・」という表現と、解説の「廃棄物の適正な処理と有効利用・・」の表現が違っている。

処理と措置と2つの用語が出てきますが統一してください。(宮田委員代理)

A: 言葉については、廃棄物については処理で統一したい。(事務局)

Q: 「その」という言葉があるが。そこもあわせて修正するという意味か?

A: 修正します。(事務局)

Q: 宮田さんの意見は、枠組みと解説の文言のニュアンスが違うという意味だと思います。(嘉門委員長)

A: 解説にあわせて修正します。(事務局)

Q: p8 に用語定義があります。の未掘削残置型の最後の部分、「また、例えば道路縦断面の変更や・・廃棄物混じり土地盤を回避することも考えられる。」という表現があるが、かなり踏み込んだ表現になっている。後ろで記述があるのか? 後ろとの整合や、文章の意味するところがわかるか?(勝見委員)

A: 廃棄物地盤を回避するというのは本マニュアルの対象外と考えている。

定義のところで踏み込んで書く必要はないとも考える。(事務局)

C: 書いておいてもいいと思います。「また」を改行して「なお」に変えて、回避する方法も喚起するために記述してもよい。(嘉門委員長)

A: p44 にも記述はあります。なお書きで修正します。(事務局)

Q: 用語の定義の並びはどうのようになりますでしょうか?(嘉門委員長)

A: 定義を前の方に載せるようにします。(事務局)

Q: p17 枠書き、文字の大きさが違うのはなぜですか?(嘉門委員長)

A: 枠書きの中に書くような内容ではないが、ここに書かないと忘れてしまうということで入れています。(事務局)

Q: 基本的に手順の場所なので、2つの段落で尽きていているのですが、誤解がないような注意喚起という意味でしょうが、それなら同じサイズにしてください。(嘉門委員長)

A: 修正します。(事務局)

Q: p19 の図 1-5ですが、右端の「住民および都道府県等の関係機関」となっていますが「環境部局」ですね(嘉門委員長)

A: 修正します。(事務局)

Q: *(アスタリスク)について、「p8 用語の解説」でなっているが、ここでの記述は論理的矛盾が生じるので、はずしてはいかがですか?(嘉門委員長)

A: 取るようにします。(事務局)

Q: p19 フローの中の「4.2.3 材料としての活用の考え方」から「4.2.4 搬出・処理・処分」に直接行く線があるどういう意味か?(横田委員代理)

A: 使えないと判断される場合も想定されるので。このような流れにしてあります。

本来であれば、判断のひし形が入るとわかり安いのですが、複雑になるのでこのようにしています。本文では解説しております。(事務局)

Q: フローの点線の赤枠は残すのですか? 全部黒にするのですか?(嘉門委員長)

A: 黒で、点線で残します。(事務局)

Q: 字のサイズは同じですか？性格的に同じものであれば同じサイズにした方がよいと思います。(嘉門委員長)

A: 見直して修正します。(事務局)

Q: p10 (以下「施行ガイドライン」という。)にして下さい。(宮田委員代理)

A: 修正します。(事務局)

Q: p6 「都道府県の環境部局が「土質材料として認めたもの」」は土壤の部局だと判断できない。

P16 の土対法の細かい表現は後で意見を伝えます。(高澤委員)

Q: これはいらないというご指摘ですか？(嘉門委員長)

C: 都道府県の立場で言えば、細かいことまで、環境部局に相談することはありえない。

相談されたほうは困る。記述はいらないと考える。(宮田委員代理)

A: 環境省産業廃棄物課からの指摘もあっての記述だと思うのですが、なくす方向で確認します。(事務局)

C: p6 を残すとすれば環境部局はどう判断したらよいか環境省産業廃棄物課に聞いておいてください。(嘉門委員長)

Q: p2 に「事業予定地に既存の建物があるなどの解体工事...」とありますが、土地造成の根株などもあり、限定する必要がないので、他の例示や「等」を入れてください。(阪本委員)

A: 修正します。(事務局)

Q: p7 用語の定義で「不法投棄」について環境省にも確認してください。(野田委員)

A: わかりました。(事務局)

§ 2

§ 3

Q: p72 の表、右端の「施工中に予期せず廃棄物混じり土遭遇する場合」はどのような状況でしょう？(勝見委員)

C: 表の縦と横が両方とも時系列的な表現になっておりわかりにくい。「工事計画」と「調査」のどちらが先かわかりにくい。(横田委員代理)

C: 「工事計画」という言葉がわかりにくい。工事をとって「計画」ではないか？(野田委員)

C: 表を合わせないで、2つの表として記述したらどうか？

A: 論理的におかしな面もあります。わかり安いように修正します。(事務局)

Q: p38 の表で、a b c dを見極めるためにでわけてありますが、現在では、一緒に見るようになっている。

「指定基準」という表現にしてほしい。

C: a と b をあわせた表現にしてください。(嘉門委員長)

A: 案を作って相談いたします。(事務局)

Q: p38 の表に括弧内に「保有水」というのが出てくる。p42 にも地下水に関する記述がありわかりにくい。(宮田委員代理)

C: p38 の括弧ははずしたらいかがでしょうか？(嘉門委員長)

A: 表現を確認して削除します。(事務局)

Q: p24 の表に「風評被害等が生じないように、ヒアリング・・・」とあるが、具体的にどのようにしたらよいのか記述がない。(勝見委員)

A: 環境省の公表している資料をいれます。(事務局)

Q: ヒアリングですか、風評被害についてですか？（嘉門委員長）

A: リスクコミュニケーションについてです。（事務局）

C: 記述も、それにあわせて変えてください。（嘉門委員長）

§ 4

Q: p 64 「一定程度分別した廃棄物混じり土」については、用語の定義に入れてください。

p 59 の表にも記述してください。（嘉門委員長）

A: 修正いたします。（事務局）

Q: p 64 と p 65 の個別指定制度が両方とも出てくるが整理してはどうか？（宮田委員代理）

C: p 65 は (3) がれき類の利用として、廃棄物を利用することを記述している。誤解があるので、適正処理をすると有効利用ができるというくらいにトーンを落とした表現にしてはどうか？

処分場へ持ち込むだけではないということを記述してください。（嘉門委員長）

A: 有効利用の対象はがれき類だけではないので「分別した廃棄物」として書き、個別指定の内容は参考資料にまわすことで見直して修正します。

Q: p 51 に元請建設会社とあり、p 52, p 53 もそのように記述している。

P 58 では元請業者となっており、p 13 では元請事業者となっている。統一してほしい。（宮田委員代理）

A: 見直して統一します。（事務局）

Q: p 6 に土壤環境基準等として、後に括弧書きで土壤環境基準と含有量基準と書いて統一してはいかがでしょうか？

A: 土対法にかかる場合もあるので、指定基準で統一してほしい。過去の経緯はわかりませんが、現在では指定基準で動いているのでそのようにしてほしい。（高澤委員）

A: 検討して修正します。（事務局）

C: 両方書いてあってもよいと思います。（嘉門委員長）

Q: p 65 のただし書き以降は、必要ですか？（高澤委員）

A: 第 3 回の委員会での要望で入れてあります。（事務局）

C: 分別土ということで汚染がないと確認していただければ、現場では普通だと思います。

C: 分別土は何もないということであれば、記述の必要はないということでしょうね。（嘉門委員長）

C: 主旨とすれば、なおがきとの対比だと思います。対策済みのものについては改良してよいという意味だと思います。（野田委員）

C: p 50 の台帳管理はどこまでやるのですか？ 分別土について台帳管理は不要という意味だと思います。（嘉門委員長）

C: 前回の時点ではそうだと思うのですが、「一定程度分別した...」とう概念が出てきたので、これは台帳に管理する必要があるとは思います。（野田委員）

C: ここで了承されれば、記述は変更します。（事務局）

Q: この言葉は、環境省の築地原委員とは調整していますか？（野田委員）

A: 「一定程度分別した・・・」という言葉は築地原さんから提案された表現です。（事務局）

C: それをふまえて、分別土をみなおす必要があると思います。（野田委員）

C: 分別・分級で 3 種類あることを記述して、分別土に関しては無害なものとみなして、廃棄物の世界からは、離れると思います。（嘉門委員長）

A: 環境省の廃棄物課とも相談して見直します。（事務局）

Q: 混ぜることに関しては、どうしますか？

C:ここでなお書きがあると、混ぜることがだめと見られてしまうので記述してほしい(阪本委員)

C:ここは、廃棄物の話なので、分別土は、一般の土とみなして、混ぜてもよいと記述すればよいと思う。(嘉門委員長)

Q:「一定程度...」は、どうなりますか？(野田委員)

C:適用用途に合致したものであると前提しているので、粒度調整はありえると思う。(阪本委員)

C:ここは、分別土の話なので、個別指定は、そこで評価していくので区別しなければいけない。(嘉門委員長)

C:改質をしなければ使用できないと思います。(事務局)

C:個別指定を取るときに、そこまで了解を得て個別指定をうけるのでここで記述の必要はない。

下の3行はとり、分別土は一般土とみなす、「一定程度...」については台帳管理をします。としてはどうでしょう。(嘉門委員長)

A:環境省に確認して修正します。(事務局)

C:4章に入ると、汚染に関する確認の項目が抜けている。

途中から見ても誤解のないように、記述してほしい。(高澤委員)

A:修正します。(事務局)

§ 5

参考資料

Q:事例11の最期に、「環境部局との協議が必要である。」となっているが、この事例だけついているのは、おかしく見える。記述を見直してください。(嘉門委員長)

A:見直します。(事務局)

Q:全体通じてのご意見はありますか？(嘉門委員長)

Q:p 66 廃棄物混じり土の、保管がありますが、廃棄物のことと、残土条例が並列で書いてあり、座りが悪いの見直してください。

「特別管理廃棄物」と出でますが、「特別管理産業廃棄物」ですね。

A:訂正します。(事務局)

Q:今のp 66は書き方の問題でしょうか？(嘉門委員長)

A:前段で廃棄物について記述があり、後半で、残土のことになっておりわかりにくい。(宮田委員代理)

A:修正いたします。(事務局)

Q:関係法令が出てくるが、いろいろなところに出てくるが、一覧表程度を掲載してください。(横田委員代理)

A:掲載します。(事務局)

Q:p 45、p 46 法令上の考え方、p 10にも法令上の位置づけがあり、書き方に注意してほしい。本来処理すべき者の書き方がわかるようにしてほしい。

マニュアルがあったとしても、本来責任者の責任は免れるものではないので、記述を明確にしてください。

p 46の第二パラグラフはつながりがおかしい。つながりを確認してほしい。

「対象物が、産業廃棄物か一般廃棄物であるか・・・」とある。同様の記述がp 67にもあります。どの段階で判断するのか環境省に確認してください。(野田委員)

C:p 10は廃棄物地盤のことと、p 45,46は埋まっている廃棄物の話になる。文言が混乱しているところがあるので事務局で整理してください。(嘉門委員長)

A:環境省に確認して見直します。(事務局)

- Q:昔にさかのぼると、一般廃棄物ということになるが、このマニュアルは、産業廃棄物として記述してあるように見える。全部見直してください。(野田委員)
C:工事に伴って排出されたとなると産業廃棄物となると思います。(阪本委員)
A:全体を見直します。(事務局)
C:事務局の技量に任せます。(嘉門委員長)

4. 今後の進め方

資料-4について事務局より説明があった。

12月4日ころまでに各委員の指摘を受ける。

環境省にも確認し、修正する。

12月15日に嘉門委員長に確認。

12月中に意見照会をお願いする。

1月中に意見を集める。

意見照会後の修正

3月6日 10:00から第5回委員会

閉会

平成 19 年度 第 2 回 委員会 議事録

建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル(案)検討委員会(第 5 回)議事録案

日時：平成 20 年 3 月 6 日 10:00 ~ 12:00

場所：法曹会館 富士の間

出席者：

嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂地球親和技術学廊 教授
(欠席)勝見 武 京都大学大学院地球環境学堂地球親和技術学廊 助教授
築地原 康志 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐
高澤 哲也 環境省水・大気環境局 土壤環境課 課長補佐
(欠席)五道 仁実 國土交通省 大臣官房技術調査課環境安全技術調整官
(欠席)三上 圭一 國土交通省 大臣官房公共事業調査室長
野田 勝 國土交通省 総合政策局事業総括調整官室建設副産物企画官
田村 秀夫 國土交通省 河川局治水課 都市河川室長
(欠席)石原 康弘 國土交通省 道路局国道・防災課国道事業調整官
(欠席)松原 裕 國土交通省 港湾局建設課建設企画室長
(欠席)竹内 清文 國土交通省 関東地方整備局企画部 技術調整管理官
大下 武志 (独)土木研究所 技術推進本部 主席研究員(施工技術)
小橋 秀俊 (独)土木研究所 材料地盤研究グループ 上席研究員
渡部 要一 (独)港湾空港技術研究所地盤・構造部 土質研究室長
前園 耕夫 (独)都市再生機構 技術・コスト管理室長
(欠席)大窪 克己 中日本高速道路(株)中央研究所 土工研究室長
奥秋 聰克 東京都都市整備局都市づくり政策部 副参事(水資源・建設副産物担当)
代理として 宮田清綱 東京都都市整備局都市づくり政策部 公域調整課建設副産物係長
(欠席)小高 俊和 千葉県県土整備部 技監兼技術管理課長
阪本 廣行 (社)日本土木工業協会環境委員会建設副産物専門委員会専門委員

事務局：

苗村正三 財団法人土木研究センター 理事
了戒公利 財団法人土木研究センター
土橋聖賢 財団法人土木研究センター
糸永眞吾 財団法人土木研究センター

配布資料

資料 - 1 委員会名簿
資料 - 2 第 4 回 委員会議事録案
資料 - 3 建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル案(第 4 回委員会修正)
資料 - 4 建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル案(意見照会 修正)

1. 開会

2. 委員長挨拶

今日は、5 回目ですが、前回までで原案がまとまっているので、今回は最終確認と理解しております。お忙しいなか、お集まりいただきましたが、意見をいただき、最期のまとめをしていきたい。よろしくお願ひします。

3. 議題(Q:質問、C:コメント、A:回答(対応))

(1) 前回議事録の確認(指摘事項と対応)

資料-2について事務局より説明があった。

(2) 建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル案について

1)前回委員会での指摘事項と対応、環境省からの指摘事項と対応。

2)意見照会についての指摘事項と対応。

資料-2 の指摘事項の説明と修正事項について、資料-3 及び資料-4 に沿って事務局より説明があった。

「分別土」「管理分別土」について

Q:今回、「分別土」「管理分別土」と分けていただいているのですが、私の認識としては、分別土は分けた後のもので、環境部局に相談する必要はないと考えます。(築地原委員)

C:どこかに認めてもらう必要があるのでこのように記述していると考えます。(嘉門委員長)

C:「分別土」は「土」「管理分別土」は「廃棄物」ということで、確認は取らなくてよいという理解だと思います。(事務局)

C:今の概念として、明確に土と分けられるものは、p2 でこのマニュアルから除外している。どうしても細かいものが入ってしまいます。これは施工業者が勝手に判断できない。(阪本委員)

C:5mm程度でふるっても、担当者の判断が明確になっていないのが実情で廃棄物のレッテルが取れない。環境部局に判断しろといわれても困るという話だと思う。(嘉門委員長)

C:このような、分別は日常行っていることだと思う。分けた分別土を使っている。いまさら定義されても困る。普通の土でも、コンクリート塊が入っている場合でも入っていれば廃棄物となっている。路盤材も再生路盤材を使用しているが都道府県で扱いが違う。東京は、材料として扱うが、他では扱いが違う。掘削したものは土砂として扱うようにしたほうがよいと思う。(宮田委員代理)

C:各自治体で扱いが違うので問題だと思う。何とか、廃棄物のレッテルをはずしたいということだと思う。悪い業者がやらないようにという主旨だと思う。(嘉門委員長)

C: p7 の「分別土」と「管理分別土」で「分別土」は 2 つの概念の事例を入れていただけるとイメージが理解しやすいと考えます。全て、環境部局をもとめるというのが、実務的にできるのか疑問である。(前園委員)

A:ごみの混じっている状態などで、判断が違うことをマニュアルでも言及したいのですが、そこまで踏み込むことはできないので、このような表現になっている。

ある粒径で分けられたら土として認められると書きたいところですが、このようにしている。「分別土」は有効利用できるように持っていく、同じような状態でも、自治体によって判断が違う。文章では記述できない。事業者としては、利用の場所などを定めて、使っていけるようにしたい。土としての品質を示したものは、分別土として利用できるようにしたい。廃棄物となったものは、自ら利用や個別指定としての廃棄物の範疇で動くことになる。

表現や、仕分けについては、ご意見をいただければ修正いたします。(事務局)

C:土砂は、廃棄物処理法の対象外なので、都道府県が判断することはありえないと思う。現実的に、分別土を受け取ってもらえるのは、受け手の問題もある。

C: p7 の分別土の 1 行目に「適切に」をいれてはいかがでしょう。「適切」とは篩サイズなど書いてはどうか?(嘉門委員長)

C:事務局とどこまで分級したら良いか話をしたこともあるのですが、土砂に準じて扱うの中にど

ここまで記述する必要がある。「土砂に準じる」には廃棄物混じり土は想定していないので、環境省と国土交通省ときっちり話をしていないといけない。現場で取り組んでいるかたにしてみれば、粒度でよいと思っていることはわかるが、公共事業以外の方の対応が問題であると思う。自治体の判断も分かれるので、きちんとかけていい。定義のとこですが、p2 の定義で環境部局との協議など書く必要があると思う。(築地原委員)

C:都道府県としては、廃棄物処理法上の廃棄物かどうかを判断するだけなので、「管理分別土」云々の話はないと思う。有効利用するように指導することはありえないと思います。(宮田委員代理)

C:定義の面でも言葉が強くて、廃棄物局としても、廃棄物の判断はできても、土砂としての判断はできないと思う。実態としては、怪しいと見られると思う。マニュアルでの分別土は現場で適切に分別できるものだと考える。常識的な範囲で、現場サイドができるものだと思っております。(高澤委員)

C:環境部局で判断してもらうのは必要ないと思う。(嘉門委員長)

A:P7 の分別土に記述してある、「環境部局に認められた・・・」を削除します。
サイズの話は難しいと考えます。事業主体が利用を含めて判断したものと考えます。
「管理分別土」の定義しないほうがという意見がありましたら、自治体の判断によっての記述とします。(事務局)

C:「管理分別土」としての判断はしたいと思います。(宮田委員代理)

C: p 63 の土質区分基準などを判断の基準にしてくださいとなっております。基準を参照するなどしたらどうですか?

C: p 6 の「分別土」を削除してください。(嘉門委員長)

Q: p 19 のフローと p 52 のフローがあって、p 52 に、分別した後に汚染を確認するようになっている。p 19 で最初に判断して、さらにやるように見える。この必要があるのか、何立米に1回とかの指標があるのか? p 52 のフローにおいて、汚染の調査は必要なのか?(前園委員)

A: p 52 のフローは、分別するまえに確認されれば、改めて分別された土砂について行う必要はないと考えております。有害物質を使わないように細かく記述の要望があったので記述いたしました。(事務局)

C:前の図だとこの図では、汚染の調査が出てこなかったので、お願いしました。p 59 には枠でいれてもらっているので同じでかまいません。(高澤委員)

A:分別したものは、有効利用に線が延びていたので、元に戻して、記述を見直します。(事務局)

C: p 59 とあわせという意味では、点線枠をいれるということですね。(嘉門委員長)

C: p 17 の下、「場合によっては周辺環境に影響を及ぼさないように対策し残置型とする場合も考えられる」としてはいかがでしょうか

A:修正します。(事務局)

Q: p 66 の掘削土の保管ですが、これは廃棄物としての記述ですか?(築地原委員)

A:「分別土」といったものは「土砂」として扱う記述にしています。
「分別土」については、主体的な責任をもって行うことを記述します。(事務局)

C:私は無理に入れなくてもいいと思います。(嘉門委員長)

C:今日の議論で基本線の了承をいただき、環境省からも了承いただいたと理解しております。
各委員に確認いただいたあと確定したいと思います。(嘉門委員長)

(3)その他

マニュアルの取り扱いについて

Q:過去のマニュアルと同じように出るのですか？前のものに(暫定版)とついておりますが？

A:油、廃棄物混じり土について、取り扱いが決まっておりませんでしたので、(暫定版)といたしました。(小橋委員)

C:暫定版)をとるべく早急に見直してほしいです。こちらのほうには、(暫定版)をつける必要はないと思います。

C:今回、このマニュアルがまとまると認識しております。今まで、地盤汚染とダイオキシンのマニュアルを出版している。これも併せて世に出したいと考えます。おそらく、監修の作業を経て出版することになると思います。(野田委員)

C:最終の原稿を委員に確認してください。(嘉門委員長)

閉会

5. マニュアル案

マニュアル素案の検討および委員会により検討した内容を「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」（案）としてまとめた。

『建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル』

マニュアル案

平成 20 年 3 月

目次

§ 1 総 説 -----	1
1.1 目的 -----	1
1.2 定義 -----	2
1.3 適用範囲 -----	3
1.4 対策の基本的考え方 -----	5
1.5 用語の定義と解説 -----	7
1.6 関連する法令と法的な位置付け -----	10
1.7 廃棄物混じり土に遭遇してから対策終了までの手順 -----	17
§ 2 リスクへの対応および応急措置 -----	20
2.1 リスクへの対応 -----	20
2.2 応急措置の検討および実施 -----	21
§ 3 調査 -----	22
3.1 廃棄物の調査 -----	23
3.1.1 土地履歴調査 -----	23
3.1.2 現地調査 -----	25
3.2 土壌汚染調査 -----	35
§ 4 対策 -----	44
4.1 未掘削残置型での利用 -----	47
4.1.1 原地盤での活用の考え方 -----	49
4.1.2 台帳管理 -----	50
4.2 掘削分別型(現地利用または搬出利用及び処理・処分)-----	51
4.2.1 掘削・仮置き -----	55
4.2.2 分別・分級 -----	58
4.2.3 材料としての活用の考え方 -----	63
4.2.4 搬出・処理・処分 -----	66
§ 5 モニタリング -----	68
5.1 周辺環境モニタリング -----	68
5.2 施工時のモニタリング -----	68
5.3 施工後のモニタリング -----	73

<参考資料>

< 1.6 章 >	関連する法令・ガイドライン等の一覧	79
< 3.1 章 >	建設工事着工前に廃棄物混じり土の存在が懸念される場合の 調査フロー	82
< 3.1.2 章 >	現地調査の方法	83
< 3.2 章 >	地下水試料の保存の方法	91
< 4 章 >	廃棄物混じり土対応台帳（案）	92
< 4 章 >	廃棄物処理法以外の法規制を受ける施設と規模	93
< 4.1 章 >	廃棄物混じり土遭遇 事例集	94
< 4.2.1 章 >	廃棄物の保管基準	102
< 4.2.3 章 >	土質区分基準	103
	適用用途基準	
	用途ごとの用途品質参考例	
	個別指定制度について	
< 4.2.4 章 >	建設廃棄物の種類	109
	産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物の種類と判定基準	
	埋立処分基準の概要	
	埋立処分に係る判定基準	
< 5.2 章 >	有害ガス成分と災害の種類	114
	騒音測定が必要な特定建設作業	
	振動測定が必要な特定建設作業	

『建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル』案

§ 1 総説

1.1 目的

本マニュアルは、公共事業として実施される建設工事において、工事敷地内で廃棄物が混じった土（以下「廃棄物混じり土」と言う。）に遭遇した場合の発生土砂の有効利用と廃棄物の適正な処理を示すことにより資源の有効利用・環境の保全と工事の円滑な実施を図ることを目的とする。

公共建設工事では計画用地内で廃棄物混じり土に遭遇することがある。その場合は工事計画の変更や掘削した廃棄物の適正な処理と有効利用が求められ、当初計画で想定された内容以外の対応を迫られる。しかしながら廃棄物混じり土への対応は決まったルールやマニュアルがなく、現場ではその対応にあたって苦慮する現状がみうけられる。

本マニュアルは公共建設工事において廃棄物混じり土に遭遇した場合の、発生土砂（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものを含む）の有効利用および廃棄物の適正な処理を示すことにより環境の保全・資源の有効利用と工事の円滑な実施を図ることを目的にその具体的な対応方法を示すものである。

建設工事に伴い生ずる土砂については、その約9割が公共建設工事に伴い生ずるものとされており、その発注者である公共主体は発生土の適正な利用や処分を明確にする必要性を求められている。国土交通省ではこうした状況を踏まえて、建設発生土等の不適正処理問題も含めた有効利用の課題について、基本的考え方、目標、目標を達成するための具体的施策等を内容とする「建設発生土の有効利用に関する行動計画」を平成15年10月に策定した。この行動計画策定にあたっては、「建設発生土の工事間利用の促進」「汚染土壤への対応マニュアルの策定」など8つの施策を掲げており一定の成果もあがってきているところである。その施策の最後のひとつに「廃棄物混じり土への対応マニュアル等の検討」が掲げられている。本マニュアルは平成16年度より検討を行ってきた成果の一つとして作成されたものである。

1.2 定義

廃棄物が混入している土を「廃棄物混じり土」と定義する。

「廃棄物混じり土」を有効利用する目的で、廃棄物を分別した「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」として取り扱えると認められるものであって、当該土を調査した結果、基準を超える汚染がないことが確認されたものを「分別土」と呼ぶ。

なお、混入している廃棄物が容易に分離できるものであり、その廃棄物が分離できたもの、かつ汚染がないと認められるものは「土砂」として扱う。

公共建設工事では、事業用地の中で不法に投棄されたなどの廃棄物に遭遇することがある。投棄された廃棄物は通常、土砂と混ざった状態で発見されることが多い。このように廃棄物が混入した状態で発見される土を本マニュアルでは「廃棄物混じり土」と呼ぶ。対象とする廃棄物は事業予定地にもともとあった廃棄物であり、工事に伴って持ち込まれた資材により発生した廃棄物など施工者自らが発生させた廃棄物は対象としない。

公共建設工事では建設リサイクル（発生抑制、再生利用、適正処理）を推進することが重要な課題となっている。廃棄物混じり土についても廃棄物を分別し、有効利用できるものは利用し、利用できないものについては適正に処理していかなければならない。「廃棄物混じり土」から土質材料として有効利用する目的で、廃棄物を分別した土であって、基準を超える汚染がないことが確認されたものを本マニュアルでは「分別土」と呼ぶ。分別土は土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものとして取り扱って差支えないものであり、その性状は土質材料として有効利用できる品質を備え、有害物質の溶出量・含有量が基準（土壤環境基準と土壤汚染対策法の指定基準及びダイオキシン類の土壤環境基準）を満足していること、および、公共建設工事で適切に有効利用が図られることが必要である。

事業予定地の既存建物などの解体工事や根株等が存在する造成工事等においては、破碎した建物の基礎などの大塊物で廃棄物が容易に分離できるものであり、その廃棄物が分離できたと認められるものについては一般に「土砂」として取り扱われてきており、このように工事で掘削された土砂は廃棄物混じり土の扱いを受けない。

また、廃棄物混じり土からの分別を行い、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものとして取り扱って差し支えないものの性状を示すものではあるが、都道府県等の環境部局から総体を廃棄物として取扱い、廃棄物処理法に則って有効利用をするようとの指導を受ける場合がある。そのようなものを当マニュアルでは管理分別土と称する。（7 ページ参照）管理分別土はその性状と利用用途の品質基準を明確にして自ら利用を行うか、有効利用の道筋を明確にした個別指定制度を活用することにより有効利用が可能となる。

1.3 適用範囲

本マニュアルは、公共事業用地内で廃棄物が地盤中に投棄等されていたために施工前または施工中に遭遇した廃棄物混じり土の調査・対策・モニタリングに適用する。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の第15条の17に基づき都道府県知事が指定した区域（以下「指定区域」という。）については、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（平成17年7月環境省）に従って調査・対策を行うこととなり、本マニュアルの対象外とする。

ダイオキシン類による土壤汚染や土壤の溶出量基準・含有量基準（脚注¹）が超過する土壤汚染が見られる場合には、掘削後分別しない場合は全体を廃棄物として扱い処理するか分別後、廃棄物は廃棄物として処理し、分別された汚染土は「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル」又は「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」を優先して適用する。

本マニュアルは、公共事業用地内で廃棄物が投棄等されていたために施工前または施工中に遭遇した廃棄物混じり土の調査・対策・モニタリングに適用する。廃棄物処理法では廃止された最終処分場など廃棄物が地下にある土地で、その形質変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある区域として都道府県知事等が指定することとしているが、指定区域については「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（平成17年7月環境省）に従って調査・対策を行うこととなり、本マニュアルの対象外とする。

各マニュアル等の適用範囲を図1-1に示す。汚染されていない廃棄物混じり土とは、鉛、砒素等やダイオキシン類などの有害物質が基準を超えて存在しない、または油によって汚染されていない廃棄物混じり土である。

地盤汚染を引き起こす廃棄物混じり土には、土壤環境基準を超える有害物質や土壤汚染対策法の指定基準を超えた（脚注¹）廃棄物混じり土、ダイオキシン類が環境基準を超えた廃棄物混じり土、および油で汚染された廃棄物混じり土等がある。

廃棄物混じり土による地盤汚染は、含まれる廃棄物の種類によって汚染の種類が決まることが多い。有害物質は有害物質を扱う工場などからの廃棄物に含まれる場合もあるが、過去に製造された多くの製品にも使われてきた。たとえば電気製品基盤上のハンダや電池、バッテリー中の鉛、蛍光管や電池の水銀等、われわれの身近な生活で使われてきた製品中に含まれていたものが廃棄物として投棄されて汚染原因となっていることもある。

油により汚染された廃棄物混じり土に遭遇する場合もある。油はその起源により燃料油系によるものや潤滑油などの機械油系に由来するものなどによりその性状は多様である。油汚染土壤については、環境省により「油汚染対策ガイドライン」（平成17年3月）が策定されており、参考にしていただきたい。なお、油により汚染された廃棄物混じり土は、投棄された年代と油の起源によってはPCBに由来するダイオキシン類汚染がある場合があるので注意を要する。

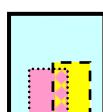
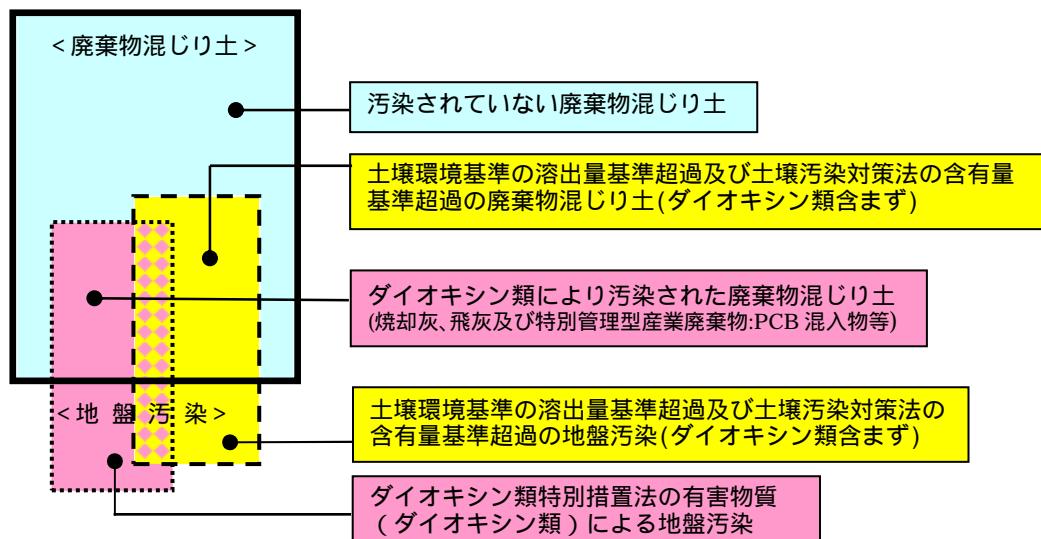
脚注¹：土壤汚染に関する基準については、環境基本法に基づく環境基準及び土壤汚染対策法の指定基準を基本とする。

なお、土壤汚染対策法第4条の調査命令がかけられる等により、指定基準を超える土壤汚染が確認された場合には指定区域となる。

廃棄物混じり土について、掘削してそのまま全体を廃棄物として運搬処理・処分する場合は廃棄物処理法に基づき適切に対応する。汚染されている廃棄物混じり土から廃棄物を分別する場合は、分別時の飛散などによる周辺環境への影響や分別した土や廃棄物による二次汚染などの懸念事項があるため、施工前に都道府県等の環境部局との事前協議を行い慎重な環境対策を施し、施工を進める。分別した廃棄物は廃棄物処理法に従って適切な処理を行う。なお、汚染されている廃棄物混じり土の状況（汚染の種類や濃度など）によっては原位置封じ込めなどの措置を検討することもある。措置の詳細については「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル」又は「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」を参照する。

マニュアルの適用範囲

- : 建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル
- : 建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル
- : 建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル



: 本マニュアルの対象範囲
汚染のある廃棄物混じり土は本マニュアルも参考にしつつそれぞれのマニュアルを参照されたい。

* 廃棄物処理法の指定区域については「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(平成17年7月環境省)が適用される。

図1-1 各マニュアル等の適用範囲

1.4 対策の基本的考え方

廃棄物混じり土に対する対策は、掘り出さずに地盤として活用する場合、掘削して廃棄物混じり土を適正処理し、又はその一部を有効利用する場合、およびそれらの場合を複合して対応するケースが考えられる。

掘削した廃棄物混じり土を有効利用する場合は、分別・分級などにより土と廃棄物を分別する。汚染のないことが確認された分別土は、土地造成等を目的とする土砂等に準ずる土質材料として有効利用する。分別された廃棄物も有効利用できるものは自ら利用などの方策により有効利用し、処理するべき廃棄物は廃棄物処理法に則り処理する。

廃棄物混じり土を発見したり、廃棄物が投棄されている疑いのある場所を認識するのは、計画された事業予定地の踏査時、住民からのヒアリング時、用地買収時および工事が始まってから発覚する場合などいくつかの場合がある。工事開始後に予測なしに発覚する場合は十分な検討のための時間もなく、最初に応急対策を行い、短時間で調査、対策を実施することが求められることが多い。一方、廃棄物混じり土の存在を工事前に認識できる場合は、一般的に廃棄物の種類、埋立範囲、応急対策の必要性などを事前調査によって把握する時間的余裕がある。本来であれば公共建設工事の建設予定地は事前の調査が十分に行われていて、廃棄物混じり土の状況が十分に把握された後に着工できることが望ましい。事前の状況把握により工法の変更などで対策を行うこともありうる。本マニュアルでは建設工事予定地が決定された以降の廃棄物混じり土に遭遇した場合を対象とするが、道路などではルートの決定以前であれば廃棄物混じり土地盤を通過しないようなルートを選定することで対応が不用となるケースも考えられる。なお、その場合でも廃棄物混じり土の存在については都道府県等の環境部局に情報提供を行っておく。

廃棄物混じり土に遭遇した場合、掘り出さずに地盤として活用する場合、掘削して廃棄物混じり土を適正処理し、その一部を有効利用する場合、およびそれらの場合を複合して対応するケースが考えられる。廃棄物混じり土を掘削した場合は、施工現場で廃棄物混じり土から廃棄物を分別し、分別土は盛土材などで有効利用する場合と、廃棄物を分別せずにそのまま廃棄物の中間処理場や最終処分場へ搬出する場合がある。汚染がないことが確認された土は分別土として取り扱う。分別した廃棄物についてもさらに選別や破碎などの一定の作業の後、その一部を路盤材などで有効利用するケースもある。公共建設工事では建設リサイクルを押し進めていくことが課題となっており、分別土として有効利用を図ったり、分別された廃棄物をできるだけ有効利用することが望ましい。

分別土はその由来を考慮し、「土砂及びもっぱら土地造成の目的で土砂に準ずるもの」とする土質材料として位置付ける。有効利用にあたっては土質材料としての品質を備えていること、および、公共建設工事で管理された状況で有効利用が図られることが必要である。

次ページに分別土としての条件を示す。

分別土の条件

【対象工事の条件】

「分別土」の利用は、公共建設工事における利用に限定する（脚注¹）。

【土質材料としての品質条件】

廃棄物混じり土から廃棄物を分別し、汚染のないことが確認された土であること。

土質材料として利用目的に応じた一定の品質を備えており、当該工事の図書（施工計画書、工事報告書など）において利用目的に即した品質を明記する。「分別土」を「土質材料」として使用する場合の品質を図1-2に例示する。

（参考資料：102～107ページを参照）

利用にあたって周囲へ生活環境影響を及ぼすおそれがないこと。具体的には土壤汚染対策法の指定基準や土壤環境基準等を満足していること。

【利用用途・取り扱いの条件】

「分別土」は、当該工事、または工事間利用などで利用場所（搬出先や工種など）が明確となっていること。

「分別土」を土砂の堆積場所に仮置きする場合は一般の土と区別して保管する。

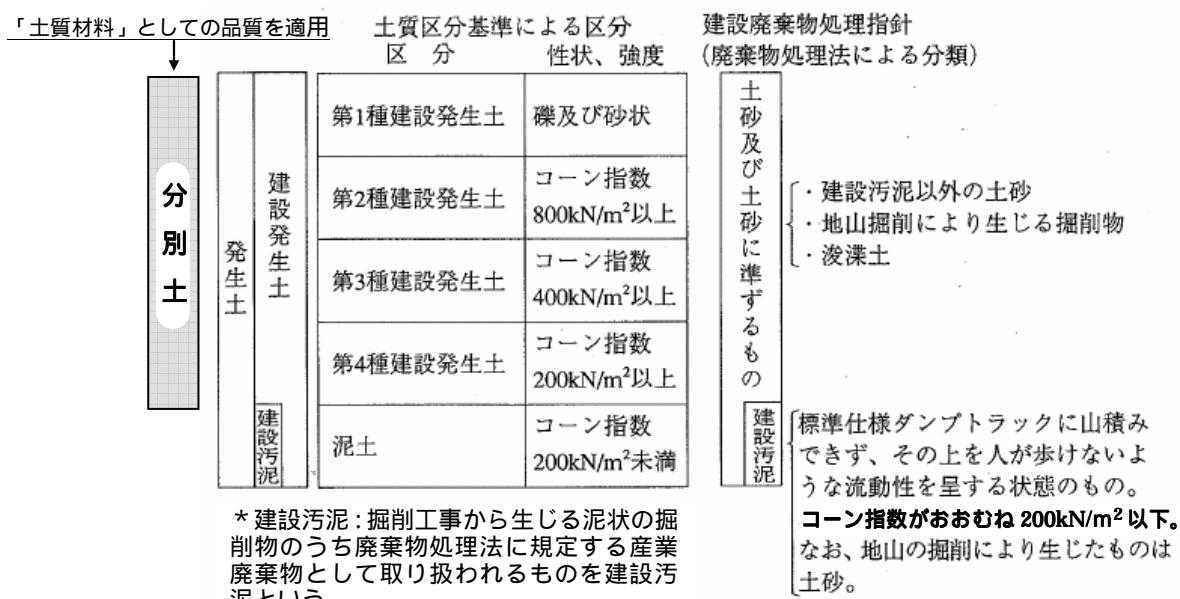


図1-2 分別土の土質材料としての品質

脚注¹ 公共建設工事は、国、都道府県、市町村等の発注工事を対象としている。なお、これ以外にも下記の要件を満足する公共事業に準ずる発注者も考えられる。

工事施工に関する基準（土木管理施工基準、共通仕様書、工事必携等）が整備されていること。
工事の施工管理を行なう人的体制があること。

1.5 用語の定義と解説

廃棄物混じり土（本マニュアルで定義）

廃棄物が混入している土。本マニュアルでは公共事業の計画地に過去に埋められた廃棄物が施工前または施工中に発見された場合を対象とする。ただし、公共事業の計画地が廃棄物処理法の指定区域の場合は対象としない。

分別土（本マニュアルで定義）

廃棄物混じり土を有効利用する目的で、廃棄物混じり土から廃棄物を適正に分別した土であって、当該土を調査した結果、溶出量基準と含有量基準（土壤環境基準と土壤汚染対策法の指定基準及びダイオキシン類の土壤環境基準）を超える汚染がないことが確認され、かつ土砂及び土砂に準じたもの（脚注¹）と同様に扱って差支えないものとして認められるものとする。なお、分別土は公共事業で利用の場所と用途があらかじめ決められており、土質材料として利用できる品質を備えたものを分別土と呼ぶ。

管理分別土（本マニュアルで定義）

廃棄物混じり土から廃棄物を分別し、溶出量基準と含有量基準（土壤環境基準と土壤汚染対策法の指定基準及びダイオキシン類の土壤環境基準）を超える汚染がないことが確認され、かつ土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものとしての性状はあるが、都道府県等の環境部局から総体を廃棄物として取り扱い、廃棄物処理法に則った有効利用をするようにと指導を受けたもの。個別指定制度など管理された状態で有効利用することが望ましい。廃棄する場合は廃棄物として適正に処理する必要がある。

汚染土壤（本マニュアルで定義）

有害物質の基準（土壤環境基準と土壤汚染対策法の指定基準及びダイオキシン類の土壤環境基準）を超過している土壤、または油に汚染されている土壤。

汚染地下水（本マニュアルで定義）

有害物質の基準（地下水環境基準と土壤汚染対策法の地下水基準及びダイオキシン類の水質環境基準）を超過している地下水、または油により汚染されている地下水。

未掘削残置型（本マニュアルで定義）

廃棄物混じり土を掘削せずに現場に残置する対策のこと。必要に応じて、地盤改良を併用する。例えば、重錐落下工法により地盤の地耐力を上げ、その上部に盛土するような場合がこれに該当する。

なお、例えば道路縦断面の変更や擁壁から盛土構造への変更、水路カルバートなど構造物設置箇所の変更等により、廃棄物混じり土地盤を回避することも考えられる。

掘削分別型（本マニュアルで定義）

廃棄物混じり土を掘削し、基本的には廃棄物と分別土、さらに廃棄物を種類別に分別する対策のこと。ただし、対象が少量の場合などでは、分別しない方が経済的となる場合がある。分別処理する場所は、a.発生現場内とb.発生現場外との2通りが考えられる。

脚注¹ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」昭和46年環整第43号

分別土は、上記通達に記載されている廃棄物の除外記述の「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」のひとつの形態とする。

さらに発生現場外については、用地を確保して行う場合と、既存の中間処理施設を活用する場合とが考えられる。

指定区域

廃棄物処理法における指定区域と土壤汚染対策法における指定区域がある。

廃棄物処理法の指定区域は、廃棄物最終処分場の跡地等について土地の形質の変更に伴い生活環境保全上の支障が生じないよう指定された地域のこと。指定区域に指定されると台帳に記載され公示される。指定区域の土地の改変をしようとするものは土地の改変行為の 30 日前までに都道府県知事等に届出を行い、施行基準に従って改変工事を行わなければならない。

土壤汚染対策法にかかる指定区域は、同法第 3 条、第 4 条に基づいた土壤汚染状況調査の結果、土壤汚染対策法の指定基準に適合しない場合、当該区域の土地は土壤汚染対策法に基づき、都道府県等により区域が指定・公示される。また、当該指定区域の範囲および土壤汚染の状況等が、都道府県等が調製する指定区域台帳に記載され、閲覧に供される。

施行ガイドライン

平成 16 年に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物が地下にある土地の形質の変更にあたって、施行方法の基準に沿った事前調査、施工およびモニタリング等の内容を示すことによりその適正な施行を確保し、もって生活環境の保全を図ることを目的とし検討された施行基準「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」のこと。

都道府県等の環境部局

廃棄物処理法および土壤汚染対策法の監督権限を持つ都道府県の担当部局と監督権限を委譲された市の担当部局のこと。土壤汚染対策法の監督権限を持つが廃棄物処理法の監督権限はない市があるので注意が必要である。対象となる市は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）で定める指定都市、中核都市、特例市などである。

都道府県以外で監督権限を持つ市（平成 19 年 7 月現在）

地方自治法条文	名称・規模	市の数	廃棄物処理法	土壤汚染対策法
252 条 19 第 1 項	指定都市(50 万人以上)	17	○	○
252 条 22 第 1 項	中核市(30 万人以上)	36	○	○
252 条 26 の 3 第 1 項	特例市(20 万人以上)	39		○
尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市、佐世保市（注）	5	○	○	
福島市、市川市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市、徳島市	9		○	

注：尼崎市、呉市、大牟田市、佐世保市は特例市もある。

（廃棄物処理法は廃棄物処理法施行令第 27 条で規定）

（土壤汚染対策法は土壤汚染対策法施行令第 10 条で規定）

不法投棄

廃棄物を廃棄物処理法の処理基準に従った処理をせず、例えば山林や河川敷等に不法に廃棄されること。廃棄物処理法では第16条で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされている。不法投棄した者の責任ばかりではなく、適正な監督を怠った排出者（事業者）に対しても撤去などの措置命令が可能となっている。不法投棄に対する罰金刑の最高額は1億円である。

ダイオキシン類汚染

ダイオキシン類による大気汚染・水質汚染・土壤汚染のこと。ダイオキシン類は、工業等で意図的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質（非意図的生成物）であり、環境中には広く存在しているが、量は非常にわずかである。

ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー-PCB）をまとめて“ダイオキシン類”と定義している。

油汚染

「油汚染対策ガイドライン(平成18年3月環境省)」によれば、鉱油類を含む土壤に起因して、その土壤が存在する土地の地表、あるいはその土地にある井戸の水や池・水路等の水に油臭や油膜による生活環境保全上の支障を生じさせていることをさす。

生活環境保全上の支障

「生活環境」とは環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する「生活環境」のことであり、社会通念にしたがって一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生活環境を含む。「生活環境の保全」には「人の健康の保護」も含まれると考えられる。

（脚注¹）

地盤改良材

地盤の工学的性質を改善するために使用する材料。軟弱地盤上の構造物に対する沈下対策、支持力などの安定性向上、液状化対策、土留め構造物の変形の低減、地下水の制御など様々な目的に応じた地盤改良材が用いられる。地盤改良材が使用された地盤を再掘削する場合、改良材が廃棄物となるケースも考えられる。

脚注¹ 「行政処分の通知について」（環廃産発第050812003号、平成17年8月12日）、24ページからの引用。廃棄物処理法体系では、「生活環境保全」に「人の健康の保護」が含まれるとの立場をとっており、本マニュアルも原則的にこの考え方を踏襲した。

なお、環境基本法第2条第3項では、「公害」についての定義で(中略)人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることとしており、「人の健康の保護」と「生活環境の保全」を分けて考えている。実際、「水質汚濁に係る環境基準」では「健康項目」と「生活環境項目」が別々に規定されており、本マニュアルの基準項目の説明などでは、「人の健康の保護」に限定して記述している場合もある。

1.6 関連する法令と法的な位置付け

本マニュアルの適用にあたっては、廃棄物処理法など現行の関連する法令及び基準と整合をとった対応を行うものとする。なお、法令及び基準の運用にあたっては都道府県等の環境部局とも十分に協議し、条例等が存在する場合には、それらを遵守する。

本マニュアルの適用に当たっては現行法令や基準と整合をとった対応が求められる。巻末の参考資料に関連する法令等として一覧表を示した。

(1) 廃棄物処理法関連

廃棄物混じり土の対応に最もかかわりの深い法律は廃棄物処理法である。廃棄物混じり土に遭遇した時点から、工事の施工中、さらに廃棄物混じり土が施工場所に残置される場合は施工終了後まで係わってくる。

廃棄物埋立地盤

廃棄物が埋め立てられた場所のうち、廃棄物処理法の施行後(昭和46年9月24日以降)法に則って埋め立てられた場所は、廃棄物処理法の指定区域または廃止済みであるが未指定の最終処分場跡地、または現時点では廃止されていない最終処分場である。これらは事前にその場所等が判明していくしかるべきであり、廃棄物処理法に則って対応を行う。建設工事の計画段階でそのような対象地がないか都道府県等の環境部局へ確認をとっておくとよい。

廃棄物処理法の指定区域の土地の改变行為は廃棄物処理法施行規則で定める施行方法に関する基準に則って行わなければならない。技術的には「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(以下「施行ガイドライン」という。)が示されている。指定区域の土地改变行為にあたっては、30日前までに都道府県知事等への届出が必要である。これらの廃棄物処理法の最終処分場や指定区域(最終処分場の跡地等)は本マニュアルの対象外である。廃止済みであるが未指定の最終処分場跡地や現時点では廃止されていない最終処分場について土地改变を計画している場合は監督官庁に事前相談を行う。

法施行以前に埋められた廃棄物埋立地やいわゆる「ミニ処分場」は施行ガイドラインの対象外であるが、建設工事による土地の改变を行う場合は、生活環境保全上の障害が生じないよう施行ガイドラインも参考にしながら本マニュアルで対応することとなる(脚注¹)。

法施行後に法に則っとらずに埋められた廃棄物であれば不法投棄廃棄物(法第16条違反)であり、埋立行為者が原状回復すべき土地である。建設工事で遭遇する廃棄物混じり土の場合、廃棄物を不法に埋めた者が不明のことも多いが、判明した場合は廃棄物の処分等にかかる費用は埋立行為者に請求することができる場合がある。公共建設工事においては、工期を予定通り進めていく必要があり、原因者の追及や費用の交渉を待って工事を進めることができない場合が多い。これらの場合は本マニュアルの対象として工事を進めていくことになる。

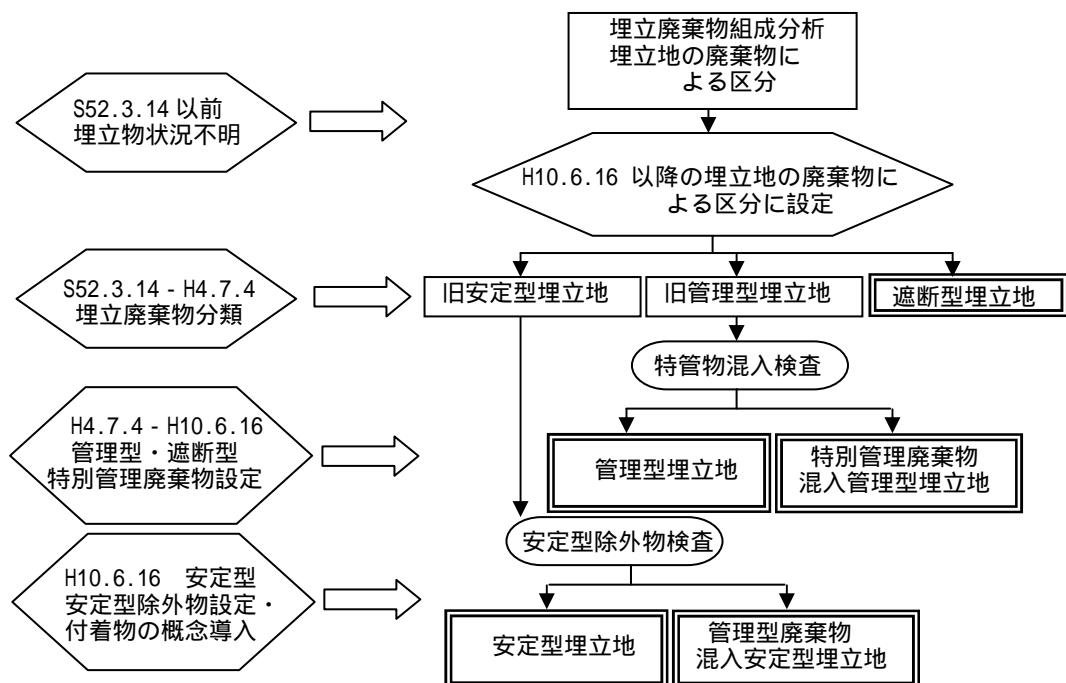
脚注¹ 法施行以前に埋められた廃棄物埋立地やミニ処分場については、「不適正処分場における土壤汚染防止対策マニュアル(案)」(平成19年3月環境省)が公表されており、こちらも参考にされたい。

〔廃棄物処理法に基づく指定区域について〕

廃棄物処理法に基づく指定区域は、廃棄物最終処分場の跡地等を指定区域として指定し、土地の改変行為に当たっては事前の届出が必要とするものである。届出に当たっては事前の調査が必要になる場合があるなど技術的な内容を定めた施行ガイドラインに従う必要がある。

施行ガイドラインの対象として埋め立てられた廃棄物の種類により廃棄物埋立地を区分したものを図1-2に示す。

廃棄物処理法は昭和46年の施行以後30回以上の法改正を経ており最終処分場の法的位置付けも変遷してきている。法改正による最終処分場の変遷の概要を表1-1と図1-3に、指定区域対象地の法的区分とその内容を表1-2に示した。



注：施行ガイドラインでは、廃棄物埋立地を二重線で囲った5種類に区分し、これらを対象としている

表 1-1 廃棄物処理法の変遷概要（最終処分場関連）

年	概 要
S46.9.24	廃棄物処理法施行（廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に区分）
S52.3.14	基準省令、最終処分場を「安定型」「管理型」「遮断型」に区別
H4.7.4	廃止届け、特別管理廃棄物新設
H9.12.1	ミニ処分場の規制強化
H10.6.16	廃止確認、安定型産業廃棄物の規定確認
H10.7.16	最終処分場の構造・維持管理基準強化(管理型の遮水構造物、水処理設備設置等)
H17.4.1	指定区域制度施行

表 1-2 指定区域対象地の法的区分とその内容

区 分	内 容	図 参 照
【令13条の2第1号】	廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地	
【令13条の2第2号】	廃止の確認の制度の施行日(平成10年6月16日)より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地	
【令13条の2第3号イ、規則第12条の31第1号】	廃棄物処理法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日(平成4年7月4日)より前に廃止されたもの	
【令13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号】	市町村又は産業廃棄物処理業者が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る埋立地のうち、廃止されたもの	
【令13条の2第3号ロ、規則第12条の32】	法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置封じ込め措置が講じられた廃棄物の埋立地	

* 区分欄中の「令」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」のこと

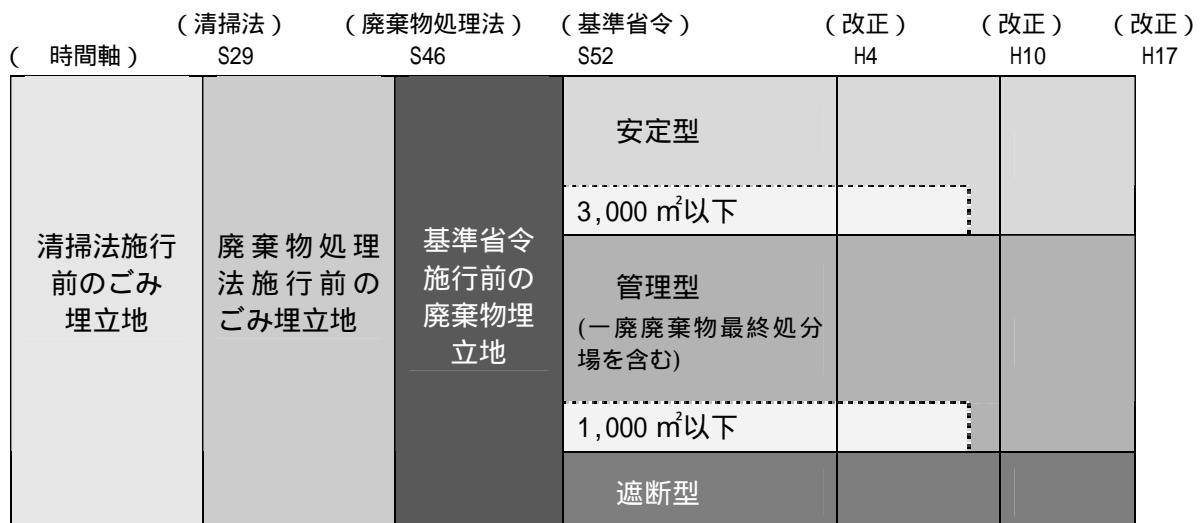


図 1-4 廃棄物処理法の変遷概要（最終処分場関連）

廃棄物の取扱い

掘削した廃棄物混じり土から分別した廃棄物は、廃棄物処理法に従って取り扱う。また、掘削した廃棄物混じり土を、そのまま外部へ搬出する場合は廃棄物として扱う。分別が不完全等であって利用されない場合には、都道府県等の環境部局から指導を受ける場合があり注意が必要である。

公共建設工事における元請業者が工事に伴って発生した廃棄物を取り扱う場合は、自ら発生した廃棄物を取り扱うため廃棄物処理業の許可（業の許可という）は不要である。ただし、ガレキ類などの破碎施設などの設置は装置の規模（脚注¹）により許可（施設の設置許可という）が必要となる場合がある。発生した廃棄物は法令に従って取り扱い、現場に一時保管する場合は環境省令に従って保管する。

建設現場から廃棄物の運搬を他人に委託する場合、収集運搬業の許可を持った業者に委託する必要がある。廃棄物の運搬を委託する場合は「産業廃棄物管理票」（以下「マニフェスト」という。）を発行する。マニフェストは収集運搬、中間処理、最終処分と進むごとにそれぞれの伝票が廃棄物を発生した者に返却される。廃棄物を発生した者（排出事業者＝原則建設工事の元請業者）は返却されたマニフェストを受け取り、運搬や処理・処分を委託した廃棄物が最終処分（リサイクルを含む）まで確実に行われたことを確認し、5年間保管しなければならない。

（2）環境基準

環境基準とは政府が定める環境保全行政上の目標基準である。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

廃棄物混じり土に関する環境基準は、土壤環境基準、地下水環境基準、土壤および水質に係るダイオキシン類の環境基準である。土壤環境基準は重金属類等、揮発性有機化合物、農薬類等などの物質について27項目が定められている。地下水環境基準は26項目について定められている。基準項目と基準値については§3-2表3-5に示す。

廃棄物混じり土を未掘削残置型（次項参照）で利用する場合、周辺の土壤および地下水が環境基準を超過するおそれがないような対応が必要となる。掘削分別型（次項参照）での有効利用を図る場合は、分別後の土が土壤環境基準および土壤汚染対策法の指定基準を満足することを確認する必要がある。

（3）土壤汚染対策法

土壤汚染対策法では土壤汚染状況調査の契機として、有害物質使用特定施設の廃止時（第3条）と土壤汚染により人の健康被害が生じるおそれがある土地であると認められた場合の都道府県知事による調査命令（第4条）が定められている。

土壤汚染対策法では指定基準として溶出量基準、含有量基準が、対策の実施に関するものとして地下水基準と第2溶出量基準がある。環境基準と土壤汚染対策法の基準項目の一

脚注¹：1日の処理能力が5tを超えるもの。ただし、移動式のものは除く。
(廃棄物処理法施行令第7条、8の2)

覧を表 1-5 に示した。環境基準が行政上の目標基準であるのに対して土壤汚染対策法の指定基準は規制基準（措置発令）である。本マニュアルでダイオキシン類以外の有害物質の判断基準項目を表 1-5 において太字網掛けで示した。基準項目と基準値については§3.2 の表 3-5 に示す。

廃棄物混じり土が存在する場合で、土壤汚染対策法の 3 条及び 4 条により調査対象となる場合もある。汚染の状況により指定区域となった場合は、土壤汚染対策法に基づく措置により対策を行う必要がある。土壤汚染対策法の指定区域以外における汚染土壤の取扱いや搬出については関連する通知で示されているため、同法に準じた取り扱いを実施していくことが望ましい。なお、掘削分別した廃棄物又は掘削物を廃棄物として判断した場合は廃棄物処理法に基づき処理する。

対象地が土壤汚染対策法の対象であれば、本マニュアルにかかわらず法を優先して調査および措置を行う。

表 1-5 環境基準、土壤汚染対策法の基準項目と本マニュアルの判断基準

基準法令	環境基準		土壤汚染対策法			
	土壤等	地下水	指定基準（土壤）		対策の実施に関する基準	
			溶出量	含有量	第 2 溶出量	地下水
非共通項目	有機リン化合物 銅（農用地基準） カドミウム（農用地：米） 砒素（農用地基準）	硝酸性窒素 および 亜硝酸性窒素	有機リン化合物		有機リン化合物	有機リン化合物
共通項目	四塩化炭素 1,2-ジ' クロロエタン 1,1-ジ' クロロエチレン シス-1,2ジ' クロロエチレン ジ' クロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1 トリクロロエタン トリクロロエチレン 1,1,2 トリクロロエタン 1,3ジ' クロロプロパン ベンゼン	同左	四塩化炭素 1,2-ジ' クロロエタン 1,1-ジ' クロロエチレン シス-1,2ジ' クロロエチレン ジ' クロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1 トリクロロエタン トリクロロエチレン 1,1,2 トリクロロエタン 1,3ジ' クロロプロパン ベンゼン		四塩化炭素 1,2-ジ' クロロエタン 1,1-ジ' クロロエチレン シス-1,2ジ' クロロエチレン ジ' クロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1 トリクロロエタン トリクロロエチレン 1,1,2 トリクロロエタン 1,3ジ' クロロプロパン ベンゼン	同左
	カドミウム 全ジアン 六価鉛 砒素 鉛 総水銀 アルキル水銀 セレン ふつ素 ほう素	同左	カドミウム 全ジアン 六価鉛 砒素 鉛 総水銀 (アルキル水銀を含む) セレン ふつ素 ほう素	カドミウム ジアン 六価鉛 砒素 鉛 総水銀 (アルキル水銀を含む) セレン ふつ素 ほう素	カドミウム 全ジアン 六価鉛 砒素 鉛 総水銀 (アルキル水銀を含む) セレン ふつ素 ほう素	同左
	チカラム シマジン チオベンカルブ PCB	同左	チカラム シマジン チオベンカルブ PCB		チカラム シマジン チオベンカルブ PCB	同左

注：太字網掛け部分が廃棄物混じり土の有害性を判断するとして考えられる基準。ただし、ダイオキシン類については別途環境基準が定められており本マニュアルにおいても有害性の判断基準としている。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類が人の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止およびその除去等をするため、施策の基本とすべき基準を定め、必要な措置や汚染土壤に係る措置等を定めた法律である。ダイオキシン類に係る環境基準は水質環境基準や土壤環境基準とことなり、環境基本法ではなく、ダイオキシン類特別措置法第7条に基づき定められている。

(5) 都道府県等の条例

地方自治体（都道府県および市町村まで含む）では土壤汚染対策や土砂の堆積、投棄等について独自に条例、要綱、指導指針等の制定を行っているところがある。これらの自治体で廃棄物混じり土のある場所で建設工事を進める場合は、それら条例等を遵守して施工を進める必要がある。条例の制定状況は環境省のホームページ（以下、HP）に整理されているので参照されたい。条例の内容を具体的に参照したい場合は、当該自治体のHPを参照したり、直接問い合わせをすればよいであろう。

対象地が自治体条例の対象であれば、条例を優先して調査・対策措置を行う。

土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果について

<http://www.env.go.jp/water/dojo/chosa.html>

自治体の条例制定状況は各年度の調査結果の巻末資料に整理されている。

(6) その他の関係法令

労働安全衛生法は職場における労働者の安全と健康を確保すること等を目的とした法律であり、廃棄物混じり土に遭遇した建設現場においても適用される。一般的には安全衛生管理体制の確立や健康診断の実施などがあるが、例えば、掘削作業において掘削面の高さが2m以上の場合は、「地山の掘削作業および土止め支保工作作業主任者」（技能講習修了者）を選任し、安全に作業を進めることなど作業の安全な環境整備にも規定している。

作業環境測定に関しては法で定めた屋内作業場ではないため、測定の義務はない。しかし、有害物質の飛散が懸念されるような仮設テント内の作業などでは法に準じて測定し、作業環境を把握することが望ましい。

大気汚染防止法では、土石の堆積場（面積1,000m²以上）は一般粉じん発生施設として届出が必要になる場合（脚注¹）があり、監督官庁へ照会しておくとよい。

水質汚濁防止法は工場や事業場から公共用水域への水の排出、および地下への汚水の浸透を規制することなどを目的としており、一般的の建設工事は対象とならないが建設工事現場から公共用水域への排水などもこれらの排出基準を遵守する必要がある（環境基準を満足するよう指導を受けることもある）。なお、下水道へ放流する場合は下水道法の適用、河

脚注¹ 大気汚染防止法第18条の一般粉じん発生施設

川へ放流する場合は河川法の適用を受ける。

騒音規制法および振動規制法では、指定地域内でくい打機やバックホウを使用する作業など法令で定められた作業が特定建設作業として規制を受ける。

悪臭防止法は規制地域内の工場・事業場の事業活動にともなって発生する悪臭について規制を行っている。建設工事では直接、規制を受けることはないが、廃棄物混じり土の対応において悪臭を伴う場合も考えられる。その場合は悪臭防止法に準じた対応が望ましい場合もある。

土壤汚染対策法の施行を踏まえ、公共用地の取得にあたって土壤汚染の状況を踏まえた適正な損失補償を行う等の対応が求められるところとなり、「**公共用地の取得における土壤汚染への対応に係る取扱指針**」(平成15年4月30日)が通知されている。この通知では国が公共用地の取得にあたり土壤汚染がある場合は、土壤汚染の状況に応じて用地取得の損失補償を減価するよう通知している。

1.7 廃棄物混じり土に遭遇してから対策終了までの手順

公共建設工事で廃棄物混じり土に遭遇した場合、廃棄物の状況を把握し必要な応急措置を行う。

次に汚染の有無を確認するための初期調査を実施し、有害物質が確認されず汚染なしと判断できる場合は未掘削残置型、掘削分別型またはこれらの組み合わせによる対応を行う。

有害物質が基準値を超えて検出され、汚染ありと判断した場合は「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」及び「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル」に従って対策を検討する。

公共建設工事で廃棄物混じり土に遭遇した場合、図 1-5 に示すフローを参考として対応する。廃棄物混じり土に遭遇した場合、まず、現状でのリスクの把握が必要である。リスクとしては有害なガスの発生や有害物質の飛散・流出および廃棄物混じり土斜面の崩壊の可能性等である。有毒ガスや有害物質は、調査を行わないと判明しないことが多いが、得られた情報からリスクがあると判断した場合は応急措置を検討し実施する。

応急措置では、現場への立入禁止措置やシートで覆うなどして有害物質の飛散や流出を防止する。応急措置と併せ工事を中断しなければならないか、どの程度の中斷で工事を再開できそうかなどの検討も行う。

調査には敷地内において埋め立てられている廃棄物の種類と範囲を確認するための廃棄物調査と土壤汚染の有無および範囲を確認する土壤汚染調査がある。廃棄物調査では埋立範囲が建設工事の事業用地内に留まっているのか隣接する民有地などにも及んでいるのかが今後の対応に重要である。廃棄物の調査と土壤汚染調査は併行して行う場合もあるが、土地履歴調査を先行して実施し、その結果を待って廃棄物の現地調査や土壤汚染調査を行うこともある。

土壤汚染調査は汚染の現状を把握し、工事を進めるにあたって周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがないかを検討するために行う。廃棄物混じり土に遭遇した場合、土壤汚染調査は原則として実施する。ただし、土地履歴調査などで明らかに土壤汚染がないと判断される場合は、例外的に土壤汚染調査を実施しないこともあります。

調査による廃棄物混じり土の埋立範囲や土壤汚染の状況などの情報を元に対策の検討を行う。

調査により土壤溶出量基準と含有量基準（環境基準と土壤汚染対策法の指定基準）及びダイオキシン類の土壤環境基準のいずれかが超過した場合は、廃棄物混じり土を掘削してそのまま混合廃棄物として最終処分場へ持ち込むケース、現場や中間処理場で分別して汚染土と廃棄物に分別し、最終処分場で処分するケースが考えられる。また、場合によっては周辺環境へ影響を及ぼさないよう対策をほどこして残置型とする場合も考えられる。汚染土は「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」で、ダイオキシン類が環境基準を超過した場合は「建設工事で遭遇するダイオキシン類対策マニュアル」により対策を検

討する。また、油汚染土壤が見つかった場合は、環境省の「油汚染対策ガイドライン」などを参考に対応する。なお同ガイドラインでは何らかの規制値や基準値のようなものを決めているのではなく、油汚染土壤による油臭や油膜が生じている時に、土地所有者等が、その土地においてどのような調査や対策を行えばよいかなどについて記述している。これらのマニュアルやガイドラインは廃棄物混じり土に合わせて遭遇する場合の記述が必ずしも十分ではないため分別廃棄物に関しては本マニュアルも参考として対応策を検討されたい。

土壤汚染調査により土壤汚染がないと判断された場合の対策は大きく分けると未掘削残置型と掘削分別型、およびこれらの混合型での対応方法を検討する。未掘削残置型の場合は廃棄物混じり土を残置する地盤について土地利用の目的に応じた活用方法を検討する。掘削分別型利用の場合は、掘削した廃棄物混じり土を分別し、分別土等(脚注¹)を土質材料として有効利用するケース、さらに分別廃棄物についても選別・破碎などを経て有効利用するケース、また、廃棄物混じり土をそのまま混合廃棄物として搬出し、処理・処分するケースがある。なお、分別土と管理分別土の区分を判断する場合は都道府県等の環境部局と相談し、その記録を残しておくことが望ましい。

環境モニタリングは、対策工事を施工する前に周辺の生活環境保全上に影響のおそれがある場合、施工による影響が周辺の生活環境に及ぼしていないかどうか確認するために実施する。

脚注¹：分別土等とは分別土と管理分別土のことを示す。以下同じ。

5 モニタリング

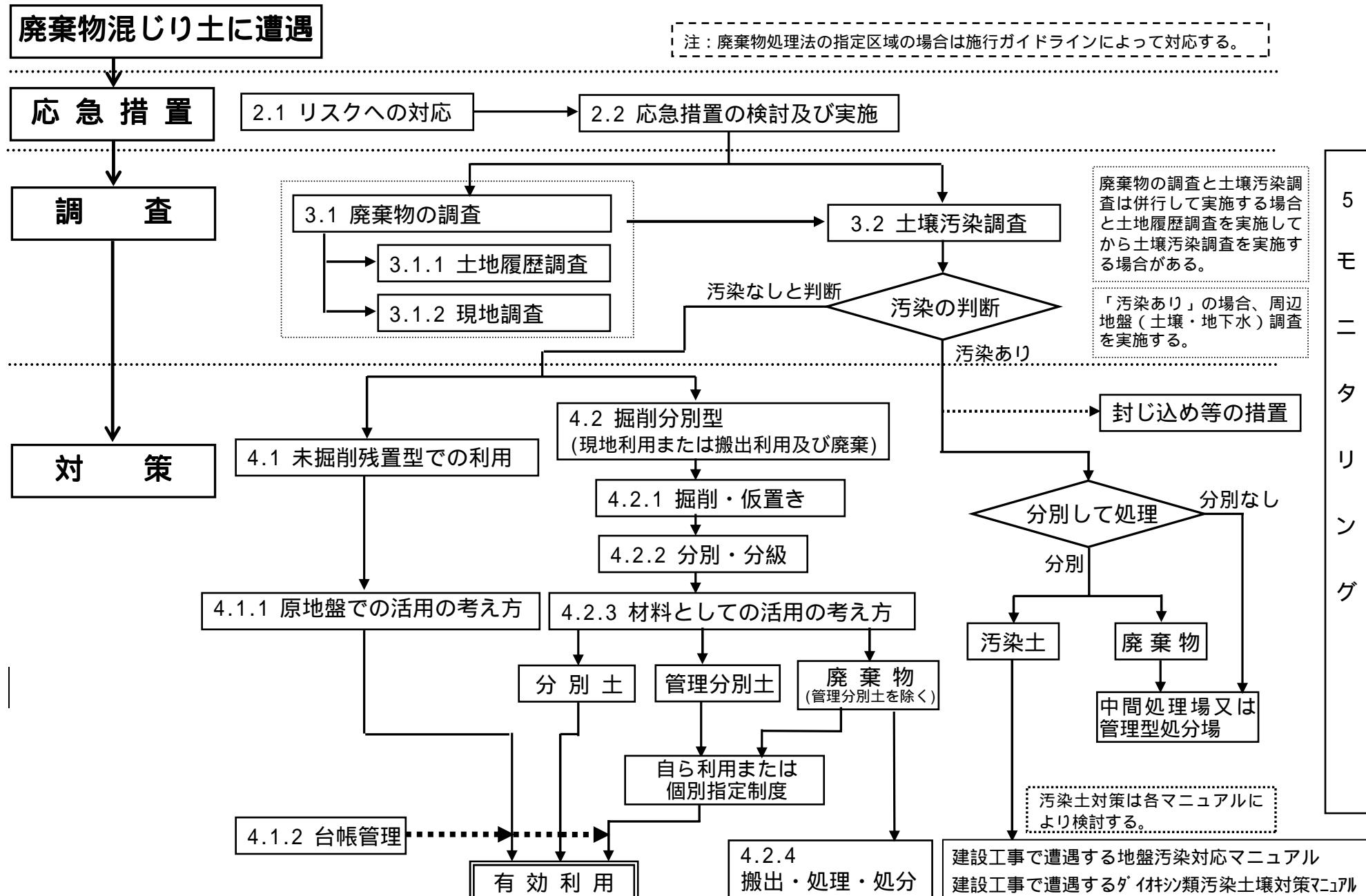


図 1-5 廃棄物混じり土対応のフロー
マニュアル-19

§ 2 リスクへの対応および応急措置

2.1 リスクへの対応

廃棄物混じり土に遭遇した場合には、まず、周辺環境及び工事継続上の差し迫った危険性を把握し、警察・消防・水域管理者への連絡など、危機管理対応の必要性を判断する。有害ガスないし飛散物から、有害物質を大量に摂取する危険性の有無、浸出水が公共用水域ないし飲用水源に流出する危険性の有無、大規模な崩落事故の危険性の有無などの検討を行う。

なお、不法投棄が疑われる廃棄物が確認された場合にあっては都道府県等の環境部局へ通報する必要がある

建設工事において廃棄物混じり土に遭遇した場合は、遭遇の状況から考えられる、以下のようなリスクを把握し必要な応急措置をリスクの緊急性に応じて検討しなければならない。

- ・ 遭遇した場所の周辺に住居やその他影響を受けるような施設がないか
- ・ 周辺で地下水の飲用利用の可能性はないか
- ・ 建設工事を継続した場合に事故を誘起する可能性はないか
- ・ 遭遇した廃棄物混じり土層から有害ガス等の発生の可能性はないか

考えられるリスクのうち斜面の崩壊など災害の発生が懸念される場合は、警察や消防への連絡と影響を受けそうな住民への周知が必要となる。また、作業員の被災可能性の有無についての検討や、重機の転倒や斜面崩壊など工事を進めることによる二次災害の発生の可能性も検討を要する。

不法投棄が疑われる廃棄物が確認された場合にあっては都道府県等の環境部局へ通報する必要があるが、特に環境面で周辺への影響が懸念される場合は、影響を受けそうな住民への周知とともに都道府県等の環境部局へ早急に通知する。環境面で考えられるリスクとは、発生した有毒ガスや有害物質を含む粉じんを吸引すること、環境基準を超過した地下水の飲用などであり、このような事態が懸念される場合は応急措置が必要である。

建設工事において廃棄物混じり土に遭遇した場合、埋められた範囲の把握や有害性の有無の調査、および対策措置の検討を行う間に建設工事を一時中断することも考えられる。その場合は工事を中断したことにより二次災害の誘起の可能性を検討する必要がある。また、工事を継続する場合は、廃棄物が埋められた範囲や汚染の状況を十分に把握した上で最終的な対策措置の方針を見極める必要がある。

公共建設工事の予定地では、通常、ルートの選定や土地の買収のために事前調査が行われる。その際、予定地の土地の履歴などを確認することで廃棄物混じり土が埋まっている可能性について認知される場合もある。建設工事を開始する前に廃棄物混じり土が埋まっている可能性が判明した場合は、事前に調査を行い、その存在の有無を確認するとともに、工事を開始した場合のリスクや対応の方法について十分に検討しておくことが重要である。

2.2 応急措置の検討および実施

応急措置は本格調査、対策に着手するまでの期間、周辺環境の安全性を確保するためには実施する。危険のレベルに応じて、作業員の安全確保、立ち入り禁止、風雨などによる飛散や流出の防止、モニタリングなどの措置を実施する。なお、応急措置にあたっては対象地の場を乱すことで周辺環境への影響を及ぼすことがないように留意する。

(1) 有害性に対する応急措置

有害性や危険性のある廃棄物が混入していた場合、それらの廃棄物が収納されていた容器等を破損した場合、またはダイオキシン類の汚染の疑いがある場合や飛散性アスベストの露出などがある場合は、表2-1を参考に対応ランクを設定し、応急措置を実施する。また、特に注意を要する場合には、標識や警備員の配置等についても検討する。

なお、有害性が周辺住民に危害を及ぼすおそれがある場合には、直ちに周辺への周知を行い、状況によっては周辺住民に避難をお願いする(脚注¹)。また、保護具の着用など、応急措置を実施する作業員に対しての安全確保も検討する。

表2-1 応急措置のランクに応じた目的および措置の一例

対応ランク		状 態	応急措置の例
危険度	緊急度		
高	高	<ul style="list-style-type: none">・有害物質収納容器と予想されるものが破損した場合・刺激臭の強い廃棄物が工事中に露出・有害物質が埋め立てられていることが確実で、周辺に生活環境上の影響を及ぼす可能性がある場合	<ul style="list-style-type: none">・覆土、シート等による暴露経路の遮断・立入禁止・防護レベルの高い保護具の着用による作業・有害物質と周辺土壤等の掘削除去・周辺住民の一時避難を要請・公共用水域への流出の可能性がある場合は水域管理者へ通報
	中	<ul style="list-style-type: none">・ダイオキシン類やPCB汚染、飛散性アスベストの可能性がある地盤（廃棄物や農薬、廃油等の異物混入）が表層に露出	<ul style="list-style-type: none">・覆土、シート等による暴露経路の遮断・立入禁止・保護具の着用による作業
中	中	<ul style="list-style-type: none">・特定有害物質の含有した汚染土が地盤表層に露出している可能性が高い・ダイオキシン類汚染の可能性がある地盤（廃棄物や農薬、廃油等の異物混入）が地中に存在	<ul style="list-style-type: none">・立入禁止・風雨などによる飛散の防止措置
	低	<ul style="list-style-type: none">・有害物質収納容器と予想されるものが存在	

そのまでリスクが低いと判断される場合には応急措置は行わず、汚染が拡大していないことをモニタリングによって担保することもある。

(2) 災害に対する応急措置

廃棄物混じり土の斜面や試掘などを行った穴などそのままの状態で放置すると崩壊する危険がある。また、洪水などにより廃棄物の流出や拡散があることがある。このため、建設工事を中断している間に風雨などにより二次災害が生じることのないよう一旦埋め戻す、安全な場所へ仮置く、あるいはシートなどによる斜面保全処置などの対応を行う。

脚注¹ 緊急度にもよるが周辺住民に対する正式な避難要請は警察や市町村等を通じて行なわれることとなる。

§ 3 調査

本マニュアルは、「1.3 適用範囲」で記述したように施工前または施工中に建設工事で遭遇した場合を想定している。(脚注¹)

廃棄物混じり土に遭遇する際のタイミングによる配慮項目を表 3-1 にまとめた。施工中に予期せず廃棄物混じり土に遭遇した場合には、時間的制約がある中での対応となることが想定される。遭遇後に直ちに廃棄物の性状を判断することは困難な場合が多いが、廃棄物の拡散防止等の応急措置を早急に実施するとともに、目視や臭気等で異常を感じた場合等には作業員や近隣住民に対する安全への配慮も必要である。

表 3-1 廃棄物混じり土に遭遇する際のタイミングによる配慮項目

(1) 施工前に廃棄物混じり土の存在が懸念され、あらかじめ廃棄物の調査を行う場合	
調査計画時における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">計画段階で廃棄物混じり土の存在が懸念される場合(例えば、周辺住民からの情報)には、計画の変更も含めて、総合的な得失判断を行う。状況によっては、基本設計の見直し等を検討する。本体工事の変更の可能性も含めて適切な対策を検討する。対策費用を事業予算の中であらかじめ計画する。
調査時における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">時間的余裕がある場合は、資料等調査を十分に実施し、現地調査等を計画的に実施する。土地履歴調査等で有害物質の存在をあらかじめ推定し、その情報を調査時等の応急対策に活かす。懸念したが実際には廃棄物が存在しなかった場合に多額の調査費用が無駄にならないように、調査を段階的に実施する等の配慮をする。

(2) 施工中に予期せず廃棄物混じり土に遭遇した場合	
遭遇時における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">状況を短時間で判断し、迅速な応急措置を行う。調査や対策のために工程を見直す必要性がないか、確認する。
調査時における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">調査段階で時間的余裕がない場合が多いが、効率的な調査ができるよう配慮する。初期調査の状況に応じた、応急対策を早急に行う。
対策における配慮事項	<ul style="list-style-type: none">着工後に本体工事を変更することは困難な場合が多いと思われるが、変更の可能性も含めて適切な対策工を検討する。

脚注¹：建設工事施工前に廃棄物混じり土の存在が懸念され調査を実施する場合の調査フローを参考資料に示した。

3.1 廃棄物の調査

廃棄物の調査には、土地履歴調査等の資料調査と、試掘調査等の現地調査がある。これらの方で、混入する廃棄物の範囲、組成、量等を調査する。

3.1.1 土地履歴調査

土地履歴調査の目的

土地履歴調査は、廃棄物混じり土の性状や存在する範囲、原因者等を推定するための情報を収集するために実施する。

あらかじめ土地履歴調査を実施し、廃棄物に関する情報を収集することで、応急措置や初期調査を効率的に実施できる可能性がある。また、廃棄物混じり土遭遇後においても、履歴調査情報は対策や補償問題を検討する際の重要な手がかりとなる可能性がある。

土地の履歴調査により廃棄物が埋められた経緯を知ることにより、廃棄物の種類や埋設範囲の把握、有害物質の可能性の想定、原因者を明らかにするなど廃棄物混じり土の対策を計画する上で重要な情報が得られる可能性がある。履歴調査の一環として地元関係者に過去の経緯について聞くなどの情報収集を行うことも重要である。

なお、廃棄物混じり土に遭遇する以前に土壤汚染対策法等に基づき土地履歴調査を実施している場合には、その調査結果を活用するとともに、情報を補完するために必要に応じて再度、土地履歴調査を実施することも考えられる。

土地履歴調査の基本資料

土地履歴調査として、該当箇所とその周辺の土地利用履歴、現在までの当該地域での廃棄物投棄・埋設などの履歴調査を実施する。調査においては、過去の空中写真、過去の地形図、住宅地図、地形図や地質図、廃棄物処分場台帳、公図などを調べる。また、現地踏査による現状把握を行うとともに、必要に応じて現場周辺の施設、官公庁、住民などを対象としたアンケートやヒアリング調査を実施する。

土地履歴調査における調査対象、調査方法等を表 3-2 に示す。なお、資料をコピー等する場合は著作権に配慮し、必要に応じて適切な手続きをする必要がある。

表3-2 土地履歴調査における調査対象、調査方法等

調査で利用する資料	入手情報でわかること、整理すべき内容	摘要
過去の空中写真	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が投棄埋設された経緯（過去複数年の写真を参照） ・廃棄物埋設範囲 ・廃棄物の種類（概要） 	<p>廃棄物の投棄時期をあらかじめ推定可能であれば、その年代の資料を重点的に収集する。</p> <p>カラー写真があれば望ましい。</p>
過去の住宅地図	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の土地利用状況（廃棄物の投棄埋設の可能性がある施設の有無） 	
地形図、地質平面図、地質断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・過去と現在の地形の違い（過去の地形図と比較することで谷を埋めた形跡等の把握） ・盛土や客土の有無 ・地形改变の有無 	<p>小規模な地形改变は地形図では読み取れない場合も多い。現地踏査結果と合わせて評価する。</p>
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場として使用された履歴（廃掃法施行の昭和46年9月24日以降に廃止となった処分場） 	<p>廃棄物処理法施行以前に廃止となった処分場、もしくは廃棄物処理法施行以降でも許可の対象外の処分場（平成9年12月1日以前で1,000m²未満のいわゆるミニ処分場）は、基本的に指定区域に指定されていない。</p>
公図（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者 	<p>廃棄物が投棄埋設されたと推定される時期の土地所有者を確認する。</p>
現地踏査	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面の状況（廃棄物等が地表面に見えていないか） ・人為的な土地改变の状況 ・臭気の有無 ・周辺地下水や表流水の状況（変色、臭気などの有無） ・近隣の土地利用状況（住宅地か、工場地帯か、空き地か等） 	<p>調査員や作業員の安全に配慮すること。</p>
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に廃棄物が投棄埋設されていた可能性の有無 ・過去における異臭や着色水流出の有無等 	<p>ヒアリングはリスクコミュニケーション（注）のはじめのとりかかりもある。ヒアリング方法や情報管理に留意する。</p>

（注）リスクコミュニケーションのあり方については以下の資料が参考となる。

「自治体職員のための土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン（案）」

<http://www.env.go.jp/water/dojo/guide/index.html>

3.1.2 現地調査

初期調査

初期段階の現地調査は、廃棄物混じり土の概況把握を目的として実施する。

踏査により地表面における廃棄物の概略の状況を確認するとともに、埋設されている廃棄物の状況を把握するために試掘調査等を実施する。

試掘調査としては、廃棄物埋設深度が浅い場合は人力掘削で深い場合は重機によるピット掘削やボーリングによるサンプリング等も考えられる。

なお、初期段階の現地調査は、土地履歴調査における現地踏査と同時に実施することも可能である。

調査計画

土地履歴調査および初期段階の現地調査で確認された廃棄物混じり土の状況に基づき、更に詳細に状況を把握するために、調査計画を策定する。

廃棄物混じり土の状況は、現場によりさまざまである。調査計画においては、現場の状況を的確にかつ効率的に把握できるよう調査範囲、調査地点、調査深度、調査方法、分析項目、分析方法等を適宜設定する必要がある。

廃棄物混じり土の調査方法については、施行ガイドラインなどを参考とし、調査着手段階から都道府県等の環境部局と協議することが望ましい。

概略調査と詳細調査の考え方

現地調査を実施するにあたっては主に初期段階に行う概略調査と、廃棄物混じり土の状況をより詳細に把握するための詳細調査が考えられる。両者に明確な区分があるわけではないが、例えば、概略調査では、廃棄物の概略範囲や概略の性状（安定品目か、油混じりか、灰混じりか、変色や臭気があるか等の主に人間の感覚で把握できる程度のもの）を地表面近くの試掘等で把握し、詳細調査では、概略調査の結果を受けて廃棄物混じり土の埋設範囲や性状等を詳細に把握するためにボーリング調査等の深度方向の調査を組合せて実施することが考えられる。

概略調査では、一般的には調査範囲を広く、調査地点数は少なく（調査地点の間隔を大きく）する。それに対して詳細調査では、概略調査の結果を受けて調査項目を限定し、調査範囲も可能であれば限定し、調査地点間隔は小さくする。

試掘調査は、概況を把握するために実施する概況調査と対策の検討や周辺環境へ影響把握を目的とする詳細調査に分けられる。

範囲の特定は試掘調査でわかるが、これらは点のデータとなる。予定されている対策工の方針にもよるが、物理探査技術などを併用して三次元データを得るような調査を行うことが望ましい。

なお、調査にあたっては、対象地の場を乱すことで廃棄物の散乱や地下水汚染など周辺環境への影響を及ぼさないように留意する。

調査範囲、調査地点（調査密度）の設定

調査地点（調査密度）は現場の状況に合わせて適宜設定することとなるが、産廃特措

法（脚注¹）の基本方針（脚注²）施行ガイドラインおよび土壤汚染対策法の考え方を参考に、廃棄物混じり土が存在する範囲の平面を30mの格子に区切って配置することを基本とする。

ただし、表3-3、表3-4に示すように、廃棄物の埋設範囲や埋設状況、将来の土地利用状況、対策方針等によっては、30mの格子に区切ることにとらわれず、適宜調査密度を変更することも必要である。

¹ 脚注¹「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」平成15年法律第98号

² 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針」平成15年環境省告示第104号

表 3-3 調査密度の考え方

ケース	調査地点の設定	摘要
a .【基本】	対象範囲の平面を 30m の格子に区切る。	【産廃特措法基本方針】 【土壤汚染対策法】
b . 廃棄物混じり土が狭い範囲に不均質に分布している場合。	対象範囲の平面を 10m の格子に区切る。 あるいは、廃棄物混じり土の状況が異なる範囲ごとに少なくとも 1 地点の調査を行う。	【土壤汚染対策法】
c . 調査対象範囲が非常に広い等の理由により、30m 格子に区切った調査を行うことが困難と判断した場合。	土地履歴調査において廃棄物混じり土が存在すると思われる面積が 3000m ² 未満の場合は最低 3 か所、それ以上の場合は 3000m ² を超えるごとに 1 か所追加することとし、廃棄物混じり土が存在すると思われる範囲に均等に配置する。	【施行ガイドライン】
d . 調査対象範囲が広いが、事業計画上その一部のみ掘削・改変する場合（例えば、高架橋の基礎部等）	掘削・改変予定箇所を重点的に調査する。 それ以外の場所については、周辺環境への影響等を考慮して必要と思われる地点について調査する。	
e . 未掘削残置型の対策を実施する場合	格子状に区分する方法ではなく、周辺環境への影響等を考慮して必要と思われる地点について調査する。	
f . 廃棄物混じり土が点在していると判断できる場合	土地を格子状に区分することなく、廃棄物混じり土が存在している箇所を重点的に調査する。	

注

調査方針を都道府県等の環境部局に相談することが望ましい。必要に応じて学識者等の意見も参考にする。

a.b.c.のように当初計画で調査範囲を格子状に区分して調査地点を設定した場合でも、廃棄物の状況や土壤汚染の状況によっては、調査の途中段階で調査地点を追加することも検討する必要がある。

【産廃特措法基本方針】土地履歴調査において把握された廃棄物混じり土が存在する範囲の平面を概ね 30m 四方の格子に区切って配置する。

【施行ガイドライン】土地履歴調査において廃棄物混じり土が存在すると思われる面積が 3000m² 未満の場合は最低 3 か所、それ以上の場合は 3000m² を超えるごとに 1 か所追加することとし、廃棄物混じり土が存在すると思われる範囲に均等に配置する。

【土壤汚染対策法を参考にした考え方】土地履歴調査において把握された廃棄物混じり土が存在する範囲の平面を、状況に応じて 10m もしくは 30m の格子に区切って配置する。

凡例

表 3-4 調査地点の設定の例

○：調査地点

想定ケース	調査地点の設定例	
ケース a . 【基本】調査対象範囲を 30m 格子に区切った例		
ケース b . 狭い範囲に廃棄物混じり土が不均質に分布していると推定される場合	<p>調査対象範囲を 10m 格子に区切った例</p>	廃棄物混じり土の不均質な分布が判明しており、状況が異なるごとに調査地点を設定した例
ケース c . 調査対象が非常に広い場合に、調査地点を 3,000m ² を超えるごとに 1 か所とした例		廃棄物混じり土の存在が推定される範囲 事業予定地の境界線(当マニュアルでは公共事業の事業用地外は対象としない。事業用地外で廃棄物混じり土の存在が推定される場合は、都道府県等の環境部局に連絡することが考えられる。)
ケース d . 掘削・改変する場所に調査地点を設定した例		調査間隔は 30m にこだわらない。 橋梁基礎部 (掘削予定) 事業予定地の中で廃棄物混じり土の存在が推定される範囲 橋梁基礎部以外にも廃棄物混じり土が存在するが、土地改変予定はない。
ケース e . 未掘削残置型の対策を行う場合の調査地点の設置例	<ul style="list-style-type: none"> 対策範囲の設定のために必要な数の調査地点を設定する。 また、周辺環境への影響等を考慮してモニタリング地点を設定する。 調査地点は、必ずしも 30m 格子にこだわらなくても良い。 <p>対策として遮水壁を設置する予定。</p> <p>廃棄物混じり土を残置して未掘削残置型の対策を行う。</p>	<p>例えば、住宅エリア（井戸利用あり） モニタリング地点</p> <p>調査間隔は 30m にこだわらない。</p> <p>対策前の地下水の流れ</p>
ケース f . 廃棄物混じり土が点在していることが確認されている場合の調査地点の設置例		調査間隔は 30m にこだわらない。

(産廃特措法基本方針 第一章第2項(2)より)

特定産業廃棄物が存在する範囲の平面を概ね三十メートル四方の格子に区切り、かつ、当該格子を上面として、当該格子内において特定産業廃棄物が確認される最も深い地点を含む水平面を底面とする直方体のブロックに分割すること。

(施行ガイドライン 3-34 ページ 表4-2 現地調査内容等の目安より)

土地の形質の面積が $3000m^2$ 未満の場合は最低3か所、それ以上の場合は $3000m^2$ を超えるごとに1か所追加することを目安とする。土地の形質を変更する範囲に均等に配置することを目安とする。

(土壤汚染対策法に基づく調査および措置の技術的手法の解説 2.5 試料採取等区画の設定より)

土壤汚染状況調査では、 $100m^2$ の単位区画を最小単位として試料採取等を行うことが基本となる。しかし、必ずしも調査対象地内のすべての単位区画で試料採取等を行う必要はなく、土壤汚染が存在するおそれに対応して以下の考え方により、試料採取等区画を設定することになる。

土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地は単位区画($100m^2$)ごとに試料採取等を行う。

土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地では、まず、 $900m^2$ ($30m$ 格子)に1点(注1)の割合で試料採取等を行い、この結果、土壤汚染が存在することが確認された場合には、その $30m$ 格子内において改めて単位区画($100m^2$)ごとに試料採取等を行う。

土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地は試料採取等は不要とする。

注1: 第1種特定有害物質では表層ガス調査として1地点、第2種及び第3種特定有害物質にあっては $30m$ 格子内にある5箇所の単位区画から試料を採取し、5地点混合法により1試料を分析する。

調査深度の設定

調査深度についても、廃棄物混じり土の状況に応じて適宜設定する必要がある。廃棄物混じり土は、過去の埋設・投棄経緯等により表層付近のみに分布している場合と深い位置まで分布している場合がある。廃棄物混じり土層直下の地山層についての情報も重要である。現場の状況に応じて、廃棄物混じり土の範囲を把握できるように調査を実施することが必要である。

また、廃棄物混じり土の対策方針に応じて調査深度を設定する必要がある。例えば、未掘削残置型として廃棄物混じり土の周囲に遮水壁を設置する場合には、廃棄物混じり土の深度に加えて、難透水層の分布状況も把握する必要がある。

廃棄物混じり土が比較的浅い範囲に分布している場合には、バックホウ等で廃棄物混じり土の底面確認が可能。
深度によっては、人力オーガー等でも確認可能。



図 3-1(1) ケース A . 廃棄物混じり土の深度方向範囲の調査状況例 1

廃棄物混じり土が比較的深い範囲に分布している場合には、ボーリング掘進により廃棄物混じり土の底面確認が可能。

ボーリング機械

場合によっては、バックホウを用いずに、最初からボーリング調査により深度確認をするケースも考えられる。

遮水シート等が存在する場合は、ボーリングにより貫通しないように注意する。

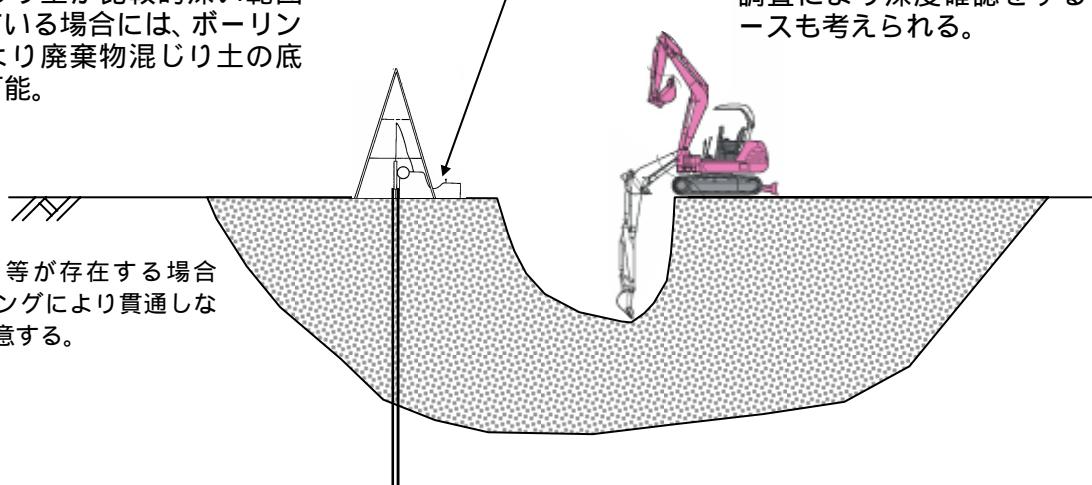


図 3-1(2) ケース B . 廃棄物混じり土の深度方向範囲の調査状況例 2

レーダー等により、廃棄物混じり土の概略の埋設深度及び平面的な範囲を把握できる。ただし、地表型レーダーは地下水位が高いと測定困難。

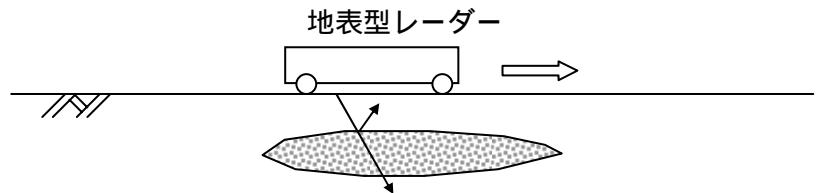


図 3-1(3) ケース C . 廃棄物混じり土の深度方向範囲の調査状況例 3

調査方法および調査項目の設定

廃棄物混じり土は、そこに含まれる廃棄物の種類や含有物の濃度により性状はさまざまで、調査方法および調査項目についても、廃棄物混じり土の状況に応じて適宜設定する必要がある。以下に挙げる調査方法の中から、適宜必要な調査を選定して実施する。

なお、各調査の方法等については、資料編に示す。

）ボーリング調査、テストピット調査

ボーリング調査、テストピット調査は、廃棄物混じり土が埋設されている範囲を把握するとともに、廃棄物混じり土の内容物が不明な場合には、廃棄物混じり土の内容物を目視等で把握するために実施する。また、採取した廃棄物混じり土は試料として埋設物組成調査や埋設物化学調査等に供することも可能である。

）物理探査

物理探査は、埋設されている位置や深度方向の分布状況を把握することを目的として実施する。埋設されている廃棄物の種類により物理探査方法を選択する必要があるが、焼却灰など、物理探査では感知されにくい廃棄物もあるため、実施の有無も含め十分に検討する必要がある。

）測量

廃棄物混じり土の範囲を正確に把握するためには、対象範囲について平板測量および水準測量を実施することが必要である。測量にあたっては、工事が進行しても消滅しないものを基準点とすることが必要である。可能であれば GPS 等で座標を把握しておくことが考えられる。

）埋設物組成調査や埋設物化学調査

埋設物組成調査や埋設物化学調査は、廃棄物混じり土の組成分類や、廃棄物の化学的状態（有機物の割合はどの程度か、嫌気的状態か好気的状態か等）を把握するために実施する。なお、廃棄物混じり土の中に石綿や医療系廃棄物等の異物の存在が懸念される場合には、適宜必要な調査を実施する。

）廃棄物中の保有水調査（脚注¹）

廃棄物に有害物質が含まれる場合には、廃棄物中の保有水が汚染されている可能性がある。汚染された保有水が漏洩した場合は周辺環境への影響が懸念されるため、廃棄物の対策を実施する場合には汚染の有無や程度に応じて適切な対応を講じる必要がある。そのため、廃棄物中に保有水が存在する場合には、必要に応じて水質調査等を実施する。

水質調査においては、水の濁りが分析結果に大きく影響する場合が多い。できるだけ濁らせないように採水する必要である。

なお、保有水の水質によっては、コンクリートや鋼材等の腐食を促進させる場合がある。遮水壁等を設置する場合には、水質に応じて適切な材質を選択する必要がある。

）表層ガス調査、地中ガス調査

表層ガス調査、地中ガス調査は、地表踏査の結果等を受けて、揮発性有機化合物やその

脚注¹ 周辺地盤も含めた地下水調査については 42 ページに記述したのでそちらも参照願いたい。

他の有害ガスの存在が懸念される場合に実施することが考えられ、平面的な概略分布状況を把握する場合に適している。

② 廃棄物混じり土地盤の土質特性調査

廃棄物混じり土地盤の土質特性調査は、未掘削の廃棄物混じり土が存在する土地を有効利用する場合や、掘削した廃棄物混じり土を適切に分別した上で有効利用する場合に、地盤材料としての物理・力学的性質を把握することを目的として実施する。そのため、今後の廃棄物混じり土地盤の利用方法なども考慮して調査方法を検討する。また、廃棄物混じり土を含む地盤は、不均質な場合も多く、有機物を多く含有している場合には有機物の分解の進行等による体積変化や鋼材等の腐食も考えられるため、廃棄物混じり土を地盤材料として評価する場合には、不均質性や腐食等の可能性にも配慮することが必要となる場合がある。

③ 悪臭調査

悪臭調査は、悪臭の発生が予測される場合や地表踏査等により異臭が確認された場合に実施することを検討する。状況に応じてガス調査とも組合せて実施する。また、近隣に宅地が存在する場合等は、調査および対策実施時の悪臭についても注意する必要がある。

④ 地中温度測定

地中温度測定は、廃棄物混じり土に有機物が含まれる場合に、分解が活発に進行しているかを判定するために実施する。地中温度が高い場合、周囲の生態系に影響を与える可能性もある。また、地表付近の地中温度は、日射の影響を受けやすいため注意する必要がある。

⑤ 粉じん調査

粉じん調査は、廃棄物混じり土が、粉じんとして飛散するおそれがある場合に実施することを検討する。調査位置は卓越風向の風下に設定することが望ましい。

なお、汚染された水の拡散による影響等を推定するために「地下水の流向流速」を、悪臭や粉じんの拡散状況を推定するために「卓越風向」を必要に応じて調査する。

調査時の留意事項

- 現地調査時には、作業員の安全性確保や周辺環境への影響回避のため、以下に留意する。
- ・下記【参考】に示すような可燃性ガスや危険性のあるガス（窒息性ガス、刺激性ガス等）が存在しないかを確認し、必要に応じて対策を講じる。
 - ・地盤の安定性を考慮し、地盤の不同沈下による重機の倒壊や、試掘時の地盤崩落事故等の発生が無いように十分に配慮する。
 - ・粉じんの発生をできるだけ抑制する。
 - ・ボーリング時やテストピット掘削時等にはできるだけ排水が生じないようにし、それでも排水が生じた場合には適切に処理する。

【参考】危険性のあるガスの例

- ・可燃性物質：水素、メタン、エタン、プロパン、ベンゼン、メチルアルコール、エチルアルコール、硫化水素、アンモニア、ガソリン等
 - ・窒息剤：化学的窒息剤としては、一酸化炭素、シアノ化水素、硫化水素等。空気中の酸素濃度を低下させてしまう可能性がある単純窒息剤としては、ヘリウム、二酸化炭素、窒素等。
 - ・刺激剤：有機溶剤、強酸性ガス、強アルカリ性ガス、塩素ガス、アンモニア、二酸化硫黄等
 - ・麻酔剤：アセチレン、アセトン、メチルアルコール、メチルクロロホルム、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン等
- （ゴシック体は、一般的に廃棄物混じり土に含まれる可能性が高いと考えられる物質）

予定されている工事の内容と廃棄物混じり土の存在状況の照合

廃棄物混じり土の対策は、予定されている建設工事の状況に応じて、「未掘削残置型」か「掘削分別型」に大別される。

「未掘削残置型」か「掘削分別型」かいずれの対策を適用するかを検討するために、建設工事において掘削等を予定している範囲と、廃棄物混じり土が存在している範囲を照合できるように情報を整理しておくことが必要である。

3.2 土壤汚染調査

土壤汚染調査は、廃棄物混じり土に含まれる有害物質に起因して汚染された土壤等により、人の健康や生活環境の保全上の支障が生じる可能性がないか確認するために実施する。汚染の判断は必要に応じた分析法により判定する。

土壤汚染調査の目的

土壤汚染調査は、廃棄物混じり土に含まれる有害物質によって人の健康や生活環境の保全上の支障が生じる可能性がないか確認するために実施する。通常、廃棄物混じり土は汚染のおそれが否定しえないので土壤汚染調査は原則として実施することとする。

廃棄物混じり土の汚染状況把握、廃棄物混じり土を現地に残置する場合や分別土等を有効利用する場合には、土壤溶出量基準と含有量基準（環境基準と土壤汚染対策法の指定基準）及びダイオキシン類の土壤環境基準により人の健康や生活環境に影響を与えるおそれがないかを確認する。また、廃棄物混じり土や分別した廃棄物を廃棄物として処理する場合は産業廃棄物の有害性を判定する基準により確認する。

なお、資料等調査により廃棄物混じり土の由来が明らかで、有害性がないと判断できる場合においては、例外的に土壤汚染調査を行うことを要しないこともある。

土壤汚染に関する基準

我が国の土壤汚染に関する基準は、人の健康の保護及び生活環境を保全するための基準として「土壤の汚染に係る環境基準」（以下「土壤環境基準」という。）、「土壤汚染対策法」における指定基準（溶出量基準、含有量基準）また「ダイオキシン類対策特別措置法」において土壤中のダイオキシン類の環境基準がある。油については環境省の「油汚染対策ガイドライン（以下「油ガイドライン」という。）」があるが基準値や規制値はなく油臭や油膜を把握することとしている。

産業廃棄物の有害性を判定する基準としては「廃棄物処理法」における金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準（埋立処分に係る判定基準：以下「廃棄物埋立基準」という。）がある。

表3-5に「土壤環境基準」、「土壤汚染対策法」における指定基準および「廃棄物埋立基準」に定められている基準項目と基準値を示し、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（以下「地下水環境基準」という。）および「水質汚濁防止法」における排水基準（健康項目のみ）もあわせて記載する。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」における環境基準および水質排出基準も示す。

なお、これらの有害物質の性質や地盤中での挙動などは「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」を参照されたい。

表3-5 土壤汚染に関する基準

種 別	土壤環境基準 ¹⁾	土壤汚染対策法(指定基準)			地下水 環境基準	水濁法 排水基準 ²⁾
		溶出量基準	含有量基準	廃棄物埋立基準		
対 象	土壤	土壤	土壤	汚泥等 ³⁾	地下水	排出水
試 験 方 法	溶出量	溶出量	含有量	溶出量	含有量	含有量
単 位	mg/L	mg/L	mg/kg	mg/L	mg/L	mg/L
カドミウム	0.01	0.01	150	0.3 ⁵⁾	0.01	0.1
全シアン	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	50 ⁶⁾	1	不検出 ⁴⁾	1
有機リン	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	—	1	—	1
鉛	0.01	0.01	150	0.3 ⁵⁾	0.01	0.1
六価クロム	0.05	0.05	250	1.5 ⁵⁾	0.05	0.5
砒素	0.01	0.01	150	0.3 ⁵⁾	0.01	0.1
総水銀	0.0005	0.0005 ⁷⁾	15	0.005	0.0005	0.005
アルキル水銀	不検出 ⁴⁾	—	—	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾
PCB	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	—	0.003	不検出 ⁴⁾	0.003
トリクロロエチレン	0.03	0.03	—	0.3	0.03	0.3
テトラクロロエチレン	0.01	0.01	—	0.1	0.01	0.1
ジクロロメタン	0.02	0.02	—	0.2	0.02	0.2
四塩化炭素	0.002	0.002	—	0.02	0.002	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.004	—	0.04	0.004	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	0.002	0.002	—	0.2	0.002	0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	—	0.4	0.04	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	—	3	1	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.006	—	0.06	0.006	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	—	0.02	0.002	0.02
チウラム	0.006	0.006	—	0.06	0.006	0.06
シマジン	0.003	0.003	—	0.03	0.003	0.03
チオベンカルブ	0.02	0.02	—	0.2	0.02	0.2
ベンゼン	0.01	0.01	—	0.1	0.01	0.1
セレン	0.01	0.01	150	0.3 ⁵⁾	0.01	0.1
ほう素	1	1	4000	—	1	10(海域以外) 230(海域)
ふつ素	0.8	0.8	4000	—	0.8	8(海域以外) 15(海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	—	—	—	10 ⁸⁾	100 ⁹⁾
ダイオキシン類 ¹⁰⁾	1000pg-TEQ/g	—	—	3ng-TEQ/g	1pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L

備考

1) 農用地(田に限る)基準として砒素15mg/kg、銅125mg/kgが含まれる。

2) 排水基準には健康項目と生活環境項目があるが健康項目のみ記載。

3) 汚泥、燃え殻、ばいじん、鉛さいを含む(燃え殻、ばいじん、鉛さいについては、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素のみを対象)。

4) 不検出とは以下のとおり。 シアン化合物: 0.1mg/L未満、有機燐化合物0.1mg/L未満、アルキル水銀化合物0.0005mg/L未満
ボリ塩化ビフェニル: 0.0005mg/L未満

5) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素及びセレンについては環境基準の30倍となっている。その他は環境基準の10倍。

6) シアンの土壤含有量基準は避離シアンとしての値。

7) 水銀として基準値以下かつ、アルキル水銀不検出。

8) 地下水の環境基準は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の合計。

9) 排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l。

10) 廃棄物埋立基準を除くダイオキシン類の土壤・水質(公共用水域および地下水)の環境基準および水質排出基準はダイオキシン特別措置法による。
このほか、水底の底質の環境基準として150pg-TEQ/gがある。

記載法規

土壤環境基準: 土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年8月22日環境庁告示環告第46号)

土壤汚染対策法(指定基準): 土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)

廃棄物埋立基準(ダイオキシン類を含む): 金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第5号)

地下水環境基準: 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

排水基準: 排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号)

ダイオキシン類(土壤・地下水): ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示)

ダイオキシン類(排水): ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年12月27日総理府令第67号)

分析方法

土壤環境基準: 土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年8月22日環境庁告示第46号)

土壤汚染対策法(溶出量基準): 土壤溶出量調査に係る測定方法(平成15年3月6日環境省告示第18号(46号法と同じ))

土壤汚染対策法(含有量基準): 土壤含有量調査に係る測定方法(平成15年3月6日環境省告示第19号)

廃棄物埋立基準(ダイオキシン類を含む): 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)

地下水環境基準: 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

排水基準: 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検討方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)

ダイオキシン類(土壤・地下水): ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示)

ダイオキシン類(排水): ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年12月27日総理府令第67号)

基準の適用

土壤汚染調査を実施する際の基準は、人の健康の保護や生活環境の保全を目的とした環境基準（土壤汚染対策法の指定基準である溶出量基準、含有量基準）及びダイオキシン類の土壤環境基準を適用し、廃棄物混じり土全体や分別した廃棄物を廃棄物として処理する場合には廃棄物埋立基準を適用する。

基準は（a）土壤汚染対策法の指定基準および土壤環境基準、（b）ダイオキシン類の環境基準、（c）地下水環境基準、（d）廃棄物埋立基準があり、廃棄物混じり土の汚染状況把握、処理方法、有効活用、跡地利用の検討などの調査目的および適用する基準の内容を参考に基準を選定する。調査目的と適応する基準を整理した内容を表3-6に示す。なお、基準ごとに分析方法が異なり、分析に時間を要することから、適用する基準の選定には十分留意する必要がある。適用する基準の分析項目について、「土地履歴調査等で取扱い廃棄物（有害物質）が明確な場合」や「基準超過項目が確認できる状態で調査密度を高める場合」は分析項目を限定できる場合もある。

油汚染に遭遇した場合は油汚染対策ガイドラインを準用して調査を行い、油含有土壤に起因する油臭や油膜の把握を行う。

なお、土壤環境基準、土壤汚染対策法の指定基準、ダイオキシン類の土壤環境基準を適用する場合、試験の前処理方法において2mm目のフルイを通過させる（脚注¹）又はおおむね粒径5mmを超える中小礫や木片を除く（脚注²）としており、粒径の大きな廃棄物や礫は取り除かれて分析されることとなる。

脚注¹ 2mm目のフルイ通過分を試験：重金属等（第2種特定有害物質）、農薬等（第3種特定有害物質）、ダイオキシン類

脚注² おおむね粒径5mm以下を試験：揮発性有機化合物（第1種特定有害物質）

表3-6 調査目的と適用基準(例)

調査の目的	適用する基準(例)	基準(分析項目)と選定する目安
ア) 土壤汚染の状況を把握する	(a) 土壤汚染対策法の指定基準*および土壤環境基準 (b) ダイオキシン類の環境基準 (c) 地下水環境基準	(a) : 廃棄物混じり土に有害な廃棄物が含まれている可能性がある場合。 (b) : PCB 等の有害物質の収納容器の存在または焼却灰、農薬、廃油等の存在が確認された場合。 (c) : 周辺に地下水の利用がある場合。汚染土壤が確認された場合。廃棄物混じり土が地下水への影響が考えられる場合。 (d) : 廃棄物混じり土全体または分別した廃棄物を廃棄物として処理する場合。
イ) 廃棄物混じり土を現地に残置する		
ウ) 廃棄物混じり土と接する地山の汚染状況を把握する		
エ) 分別土等を土質材料として有効利用する		
オ) 分別した廃棄物を廃棄物として処理する	(d) 廃棄物埋立基準	
カ) 廃棄物混じり土を廃棄物として処理する		
キ) 上述以外の目的、処理計画立案、事業の再立案を検討する 調査目的が複合する場合は複数の基準が適用できるように基準項目を選定する	(a) 土壤汚染対策法の指定基準*および土壤環境基準 (b) ダイオキシン類の環境基準 (c) 地下水環境基準 (d) 廃棄物埋立基準	【分析項目を限定できる場合】 <ul style="list-style-type: none">土地履歴調査等で取扱い廃棄物(有害物質)が明確な場合。基準超過項目が確認できる状態で調査密度を高める場合。

* 土壤汚染対策法の指定基準である溶出量基準、含有量基準も合わせて考える。

【調査目的の解説】

ア) 土壌汚染の状況を把握する

対策内容に関係なく、現状で廃棄物混じり土に含まれる有害物質によって、人の健康や生活環境に影響を与えるおそれがないかを確認するために行う。

イ) 廃棄物混じり土を現地に残置する

未掘削残置型で廃棄物混じり土を現地に残置し、廃棄物混じり土に含まれる有害物質によって、人の健康や生活環境に影響を与えるおそれがないかを確認するために行う。

ウ) 廃棄物混じり土と接する地山の汚染状況を把握する

掘削分別型などで廃棄物混じり土を撤去し、跡地利用する地山が廃棄物混じり土に含まれる有害物質起因によって人の健康や生活環境に影響を与えるおそれがないかを確認するために行う。

エ) 分別土等(脚注¹)を土質材料として有効利用する

掘削分別型などで廃棄物混じり土を廃棄物と土に分別し、当該土に有害物質が含まれていないことを確認した後に、その分別土を土質材料として路体盛土や擁壁の裏込土、緑地帯の下層土として有効利用する。なお、有害物質が含まれていた場合は汚染土として取り扱う。

オ) 分別した廃棄物を廃棄物として処理する

掘削分別型などで廃棄物混じり土を廃棄物と分別土に分別し、その廃棄物を産業廃棄物として処理する方法を選定するために行う。

カ) 廃棄物混じり土を廃棄物として処理する

廃棄物混じり土を廃棄物として処理する方法を選定するために行う。

キ) ア) ~ キ) 以外の目的、処理計画立案、事業の再立案を検討する

ア) ~ キ) 以外の目的や廃棄物混じり土の処理計画立案、事業自体の再立案を検討するために行う。

土壌汚染調査の方法

土壌汚染調査は土地履歴調査、現地調査の結果および現場の状況に応じた方法で行う。

以下に調査方法の内容等の目安を示す。

(1) 調査地点(調査密度)の設定

調査地点(調査密度)は現場の状況に合わせて適宜設定することとなるが、「3.1.2 現地調査」と同様に廃棄物混じり土が存在する範囲の平面を30mの格子に区切って配置することを基本とする。ただし、汚染のおそれがあると認められる場合は10mの格子で区切られる区画ごとに実施する。廃棄物の埋設範囲や埋設状況、将来の土地利用状況、対策方針等によっては、必ずしも格子に区切ることにとらわれず、適宜調査密度を変更することも必要である。また、地下水等を経由して廃棄物の埋設範囲の外側まで汚

脚注¹：管理分別土を有効利用する場合も有害物質が含まれていないことを確認する。管理分別土として有効利用を図ろうとしたが有害物質が含まれていた場合は廃棄物処理法に則り適正に処分する。

染が及んでいることもあり、そのような場合は外縁にも調査地点を設ける。表 3-3 に調査密度の考え方を表 3-4 に調査地点の設定の例を示した。

溶出量基準や含有量基準を超過した廃棄物混じり土が相当程度の範囲で分布していく掘削除去した場合、除去後の地盤面について汚染状況の確認調査を行うことも必要である。

(2) 試料採取

試料採取はボーリングによることとし、地表から廃棄物混じり土が確認されない深さ（地山）まで行う。ただし、底面に遮水シート等がある場合はその上部までとして遮水シート等を突き破らないように注意する。また、ボーリングの代わりにバックホウ等でテストピットを掘削する方法で行ってもよく、掘削深度が浅い場合（5m 程度以下）などは、ボーリングよりバックホウを用いたほうが安価で試料を多く採取できるメリットもある。

試料採取は廃棄物混じり土を代表すると思われる深さおよび地山部を分析用試料として採取する（図 3-2）。廃棄物混じり土層が厚い場合（概ね 5m 以上）に重金属等、農薬等、ダイオキシン類は鉛直的にほぼ等間隔になるように 5 地点より採取した試料を等量混合（ふるい分を風乾後に等量混合）して 1 試料とし、揮発性有機化合物等は等量混合せず、上中下の 3 試料を個別に分析する（図 3-3）。廃棄物混じり土に混入する廃棄物の種類が異なる場合は、廃棄物の種類が異なる層ごとに分析試料を採取する（図 3-4）。ただし、状況に応じて試料数を増加させることや採取位置の変更をすることも可能であり、揮発性有機化合物等は常温で液体であるため廃棄物混じり土と地山の境界に溜まっている可能性があるため、サンプリング地点の選定には留意が必要である。なお、地山の試料の分析については廃棄物混じり土層に土壤汚染が確認された場合のみ実施することでも良い。盛土層についても廃棄物混じり土の影響を受けて土壤汚染の疑いがある場合は実施する。

廃棄物の採取方法については、JISにおいて「産業廃棄物のサンプリング方法（JIS K 0060）」が規定されているため参考されたい。

採取した試料の保管方法については巻末の参考資料に示した。

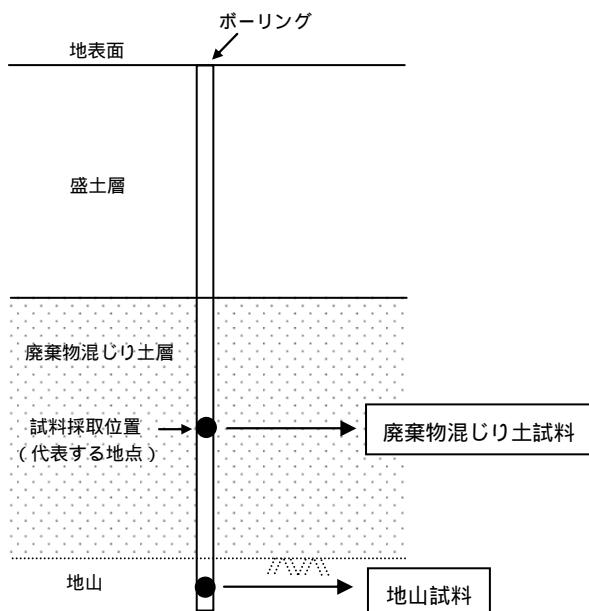


図 3-2 廃棄物混じり土層が薄い場合
の試料採取例

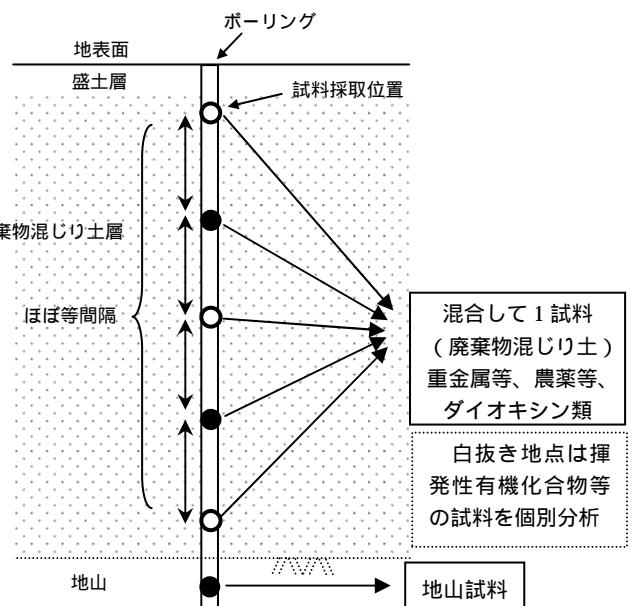


図 3-3 廃棄物混じり土層が厚い場合 (5m 以上)
の試料採取例

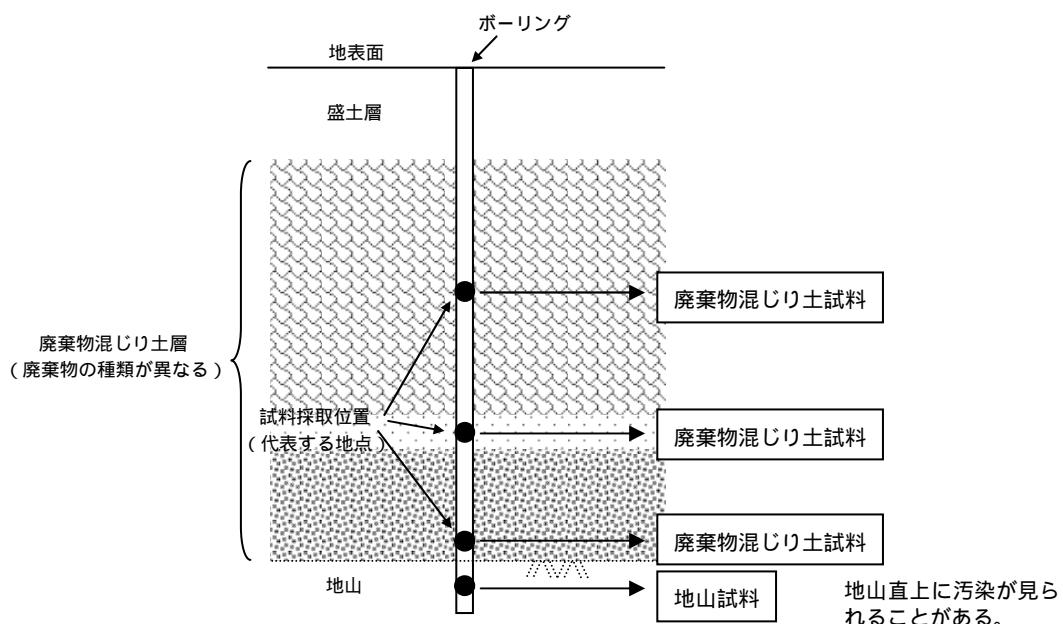


図 3-4 廃棄物混じり土層において廃棄物の種類が異なる場合の試料採取例

(3) 地下水調査

廃棄物混じり土に起因する周辺への影響を把握するために廃棄物混じり土の範囲の地下水の上下流部または廃棄物混じり土範囲内(廃棄物混じり土より下の地層に帶水層がある場合) に地下水採取用の井戸を設置し、地下水を採取し、有害物質の濃度や油膜油臭の有無を確認する。また、井戸は措置時および設置後の地下水のモニタリング用にも活用できるため、モニタリングの計画を含めて位置の設定を行う必要がある(§ 5 モニタリング 参照) なお、廃棄物混じり土を貫通して下部の帶水層にモニタリング用井戸を設置する場合には、井戸を通じて有害物質が下部帶水層に拡散しないよう留意が必要である。さらに事業区域内に既設井戸がある場合には、地下水試料を採取して分析することが望ましい。

また、廃棄物混じり土層内に保有する水(以下、保有水) が存在する場合、措置施工時の排水方法を検討するために有害物質の濃度(排水基準の健康項目および生活環境項目が目安となる) や油膜油臭の有無を確認する。

地下水試料のうち土壤汚染対策法の第2種特定有害物質または第3種特定有害物質に限り、濁りのある場合はろ液を分析試料としてもよい(脚注¹)。ただし、対象地周辺の現に飲用に供されている井戸水については未ろ過の試料を分析する。ダイオキシン類についても公定分析値とする場合は未ろ過試料が対象となる。濁質の影響は水質に影響を及ぼすことがあるので、事前に揚水試験を行い限界揚水量を把握したうえで、井戸の孔壁を乱さない採水を行うように注意するとよい。

分析に必要な採水量や保管方法については巻末の参考資料に示した。

(4) 地下水位調査および地下水流動状況調査

地下水の汚染が懸念される場合には、ボーリング孔やテストピット、既設の井戸で採取した水を用いて地下水質調査を行うことが考えられる。また、表流水や地表の溜まり水が存在する場合には、それらを調査することも考えられる。

水質調査においては、水の濁りが分析結果に大きく影響する場合が多い。できるだけ濁らせないように採水することが必要である。

地下水位調査や地下水流動状況調査は、廃棄物混じり土と地下水との接触の有無や、廃棄物混じり土から流出した水の流動状況を検討するために実施することが考えられる。

これらの結果は、汚染が将来どのように拡散していく可能性があるかを予測する基礎資料として利用することができる。

(5) 簡易測定法の適用

簡易測定法は、汚染状況の把握段階でのスクリーニング、分別土等の品質管理および措置施工時や施工後等のモニタリング実施時など、短時間に土壤や地下水中の有害物質の分析結果が必要なときに適用できる。公定法では分析結果が得られるまでに長時間を要し、また多くの試料の分析には莫大な費用が必要になるため、簡易測定法を適切に利

脚注¹ 「土壤汚染対策法に基づく調査および措置の技術的手法の解説」(2003) Appendix6_3

用することで、事業を効率的、経済的に推進することができる。なお、簡易測定法は公定法を補完するものであるため、公定法と組合せて実施することが望ましく、汚染の判断は公定法で実施する必要がある。簡易測定法を活用する際は都道府県等の環境部局と相談することが望ましい。

簡易測定法の技術として、土壤のダイオキシン類は四重極 GC/MS 等による指標異性体の定量分析法やイムノアッセイ法など「土壤のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」((独)土木研究所 編)が参考となる。重金属についてはボルタンメトリー法や卓上蛍光 X 線法など「東京都環境確保条例における土壤汚染調査(重金属等)における簡易で迅速な分析技術(簡易分析法)(脚注¹)」が参考となる。揮発性有機化合物の場合、これらは揮発性が高いので土壤ガス調査をすることにより間接的に土壤汚染の範囲と相対的な濃度を把握することができる。調査方法としては「土壤汚染対策法に規定される土壤ガス調査方法(平成 15 年 3 月 6 日、環境省告示第 16 号)」が参考となる。また、土壤、地下水試料の簡易溶出(ヘッドスペース法)や検知管、携帯型ガスマニター等の簡易測定装置を用いる方法がある。

脚注¹

東京都環境確保条例における土壤汚染調査(重金属等)における簡易で迅速な分析技術(簡易分析法)
<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/dojyo/kanizinsoku4.htm>

§ 4 対策

廃棄物混じり土への対応は未掘削残置型、掘削後分別型およびこれらの組合せがある。対応に当っては、周辺環境への影響、構造物の機能等への影響、工期、作業員の安全の確保、施工性、経済性等を総合的に勘案して最も合理的なものを選択することが必要である。

廃棄物混じり土への対応として、周辺環境への影響や構造物の機能等への影響がなく、施工計画上支障が生じない場合は未掘削残置型で対応できる。周辺環境への影響や構造物の機能等への影響がある場合や施工上廃棄物混じり土を掘削する必要がある場合は掘削分別型となる。また、周辺環境への影響や構造物の機能等への影響がなく、施工に必要な部分の廃棄物混じり土のみを掘削分別し、それ以外については残置するような場合は未掘削残置型と掘削分別型の組合せで対応することができる。これらの対応は、工期、作業員の安全の確保、施工性、経済性等も総合的に勘案して最も合理的な対応を選択することが必要である。

(1) 対応方法の種類

対応としては、以下のようなものが考えられる。

未掘削残置型

廃棄物混じり土を掘削せずに現場に残置するものである。必要に応じて、地盤改良を併用する。例えば、重錘落下工法により地盤の地耐力を上げ、その上部に盛土するような場合がこれに該当する。

なお、例えば道路縦断面の変更や擁壁から盛土構造への変更、水路カルバートなど構造物設置箇所の変更等により、廃棄物混じり土地盤を回避することも考えられる。

掘削分別型

廃棄物混じり土を掘削し、基本的には廃棄物と分別土、さらに廃棄物を種類毎に分別するものである。なお、掘削対象が少量の場合などでは、分別しない方が経済的となる場合がある。

分別する場合、実施する場所によって、a.発生現場内とb.発生現場外との2通りが考えられる。さらに発生現場外については、用地を確保して行う場合と、既存の中間処理施設を活用する場合とが考えられる。

汚染がないことが確認された分別土等は埋戻し土等土質材料としての有効利用を図り、廃棄物についても可能な限り再資源化に努め、再資源化できないものについては廃棄物処理法を遵守して適正に処分することが必要である。

なお、有害物を含むものは本マニュアルの対象外ではあるが、分別した土が汚染している場合は汚染土として「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」に従って対策を検討する。また、現行法制度や現在の技術水準では適正に処理できない汚染された廃棄物混じり土の場合には、都道府県等の環境部局と協議の上、適切な設備を設けて長期的に保管せざるを得ない場合もある。

未掘削残置型と掘削分別型の組合せ

例えば、施工に必要な部分の廃棄物混じり土のみを掘削分別し、それ以外については残置するような場合である。橋梁の下部工部分のみ、あるいは管路の施工部分のみを掘削する場合などが該当する。

また、(4)に示すような廃棄物混じり土地盤が公共建設工事の敷地外まで分布する場合では、ほとんどのケースでは敷地外には廃棄物混じり土が残置されることになると思われるが、このようなケースで残置される廃棄物混じり土への対応は未掘削残置型と同様に考える必要がある。

(2) 対応の検討方針

廃棄物混じり土への対応に当っては、枠書きに示すような検討項目を総合的に勘案することが必要であるが、さらに3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進を念頭に分別した土砂や廃棄物の有効利用等に努め、廃棄物の最終処分量の縮減に努めることが重要である。

なお、特に周辺環境への影響、作業員の安全確保については、以下のような事項に留意する必要がある。

未掘削残置型

周辺環境への影響としては、表面水、地下水の水質への影響、土壤への（一般には水または粉塵を介しての）影響、粉塵、臭気・ガス、廃棄物混じり土の崩落・流出などが考えられる。

したがって、残置する廃棄物混じり土の性状に応じた対策を検討する必要がある。

掘削分別型

掘削分別型の場合には、対象地から廃棄物混じり土を搬出することとなるので施工後には問題は生じないものと考えられる。しかし、施工中には廃棄物混じり土の状態を変化させこととなるので、必要に応じて施工中の表面水・地下水の水質、粉塵、臭気・ガス、廃棄物混じり土の飛散・流出対策を検討しなければならない。

なお、掘削後にやむを得ず現場内に保管設備を設けて長期的に保管せざるを得ない場合は掘削後、未掘削残置型と同様に、施工後の周辺環境影響についての対策も検討する必要がある。また、掘削後の廃棄物は掘削前と同様のガスが発生する場合の他、状態が変化して新たにガスが発生する場合もあるので、長期保管に当っては特にガス対策に留意する必要がある。

分別困難な廃棄物の取扱い

焼却灰など分別困難な廃棄物が土と混然一体となった廃棄物混じり土は、全体を廃棄物として扱い廃棄物処理法に則って適正処分する。地層中に焼却灰がまとまって埋められている場合は、その部分を掘削除去し適正処分すればよい。その場合は周辺土壤の汚染の有無を十分に確認する。

なお、例外的ではあるが、焼却灰を含む廃棄物混じり土が土壤汚染対策法の指定基準やダイオキシン類の環境基準を超過しておらず、利用用途の品質に適合している場合で、

都道府県等の環境部部局と十分な協議を経た場合は有効利用が認められた事例もある。

(3) 法令上の考え方

廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任は排出事業者にあるとされている。

廃棄物処理法 第三条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

不法投棄等の不適正な処分が行われた場所においては、廃棄物処理法に適合しない処理を行った者等に対し、責任を明確にする必要があるとともに、もともとの廃棄物を排出した事業者がその事業活動に伴つて生じた廃棄物を自ら適正に処分しなければならないとする排出事業者責任を負っている。一方、廃棄物処理法に基づいて適切に処理された場所においては、掘り起こした廃棄物の排出事業者は掘り起こした者となる。

建設工事着手以前に投棄等されていた廃棄物の処理責任は本来の排出事業者又はその委託を受けた実行行為者にあり、それらの者に処理させることが原則である。

ただし、本マニュアルの対象となるようなケースでは、投棄等の行為者が不明等の理由により現実的には処理をさせる対象者がいない場合があると考えられる。このような場合には、例えば構造物を築造するための掘削工事に伴つて発生する産業廃棄物として、元請建設業者が排出事業者として処理する場合もある。なお、処理後に投棄等の行為者が判明した場合は、処理費用の負担や刑事責任を行為者およびもともとの排出事業者に問うこととなる。

いずれにしても、都道府県等の環境部部局と十分に協議して対応する必要がある。

未掘削残置型の対応とする場合には、廃棄物が最終処分場でない場所に残置されることとなるので、特に都道府県等の環境部部局と十分な協議をする必要がある。

掘削分別型の対応を取る場合、対象物が産業廃棄物か一般廃棄物であるかによって法令上の扱いが異なることに注意が必要である。

なお、対策にあたっては廃棄物処理法以外の法の遵守も必要となる。現地で対策を行う場合に廃棄物処理法以外の法規制を受ける施設の規模の例を参考資料編に示した

(4) 廃棄物混じり土地盤が公共建設工事の敷地外まで分布する場合

廃棄物混じり土地盤が公共建設工事の敷地外まで分布する場合、当該土地の所有者および都道府県等の環境部部局に連絡しておくことが必要である。

施工に支障が生じるような場合は、鋼矢板で縁切りしている事例がある。未掘削残置型とする場合の維持管理では、可能であれば敷地外の廃棄物混じり土の構造物や周辺への影響を敷地内のそれとは区別して把握できるようにすることが望ましい（例えば、鋼矢板で縁切りしその内外の水質を分析するなどの対応が考えられる。）

また、維持管理や将来の再工事の参考とするため、4.1.2で示す台帳に併せて記載しておくことが必要である。

4.1 未掘削残置型での利用

未掘削残置型での利用は、廃棄物混じり土を残置しても必要に応じて対策を行えば建設工事の施工内容に支障がないと判断できる場合で、生活環境保全上の支障が生じない場合に適用する。未掘削残置型での利用は構造物の供用時に影響を与えないような計画とする必要がある。

(1) 未掘削残置型での検討項目

周辺環境への影響防止

未掘削残置型の対応をとる場合には、生活環境保全上の支障が生じないことが前提である。

廃棄物混じり土を残置する場合の生活環境保全上の支障としては、表4-1のようなものが考えられる。

表4-1 生活環境保全上の支障項目（例）

項目		
サ イ ト 内	有害物質の存在	有害重金属等、 感染性、爆発性、腐食性、その他の有害性
	環境汚染	生活環境項目
		臭気・ガス
周 辺 環 境	水質・土壤環境	健康項目
		生活環境項目
	大気環境	粉塵
	臭気・ガス	悪臭物質・可燃性ガス・酸欠
	生態系	動物・植物
	その他	崩落・流出
		景観阻害

なお、浸出水等の問題が生じるおそれがある廃棄物混じり土地盤（脚注¹）を未掘削残置型で利用する場合には、鉛直遮水壁やガス抜き設備、キャッピング等を検討する必要がある。また、施工中、施工完了後のモニタリングについても検討をする必要があるが、モニタリングの内容については§5モニタリングを参照のこと。

また隣接地の廃棄物混じり土が未掘削残置型の対応となる場合などでは、いわゆる「もらい汚染」とならぬよう、用地境界に遮水壁を設ける等の対策を検討する必要がある。

構造物の機能、品質等

未掘削残置型の対応により廃棄物混じり土地盤に構造物を建設する場合には、以下の

脚注¹：廃棄物処理法の指定区域の取り扱い

本マニュアルは廃棄物処理法に基づく指定区域については対象外ではあるが、指定区域を公共事業用地として利用する場合には、工事やモニタリングの実施により既存遮水工を傷つけるなどせぬよう「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に従うことが必要である。

のような問題が生じる場合があるので、これらの項目について検討する必要がある。

- ・支持力不足
- ・地盤沈下
- ・鋼材、コンクリートの腐食、劣化
- ・発生ガス・臭気
- ・浸出水の処理

廃棄物混じり土中の廃棄物の全てがいわゆる安定型（がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず、廃プラスチック類）の場合には、発生ガスや浸出水の問題は生じない。また、廃プラスチック類以外の安定型廃棄物や建設汚泥などの無機系廃棄物混じり土地盤の挙動は一般的な地盤と類似している。一方、生ごみ等の有機系廃棄物を含む廃棄物混じり土地盤は、廃棄物の分解に伴う発熱、ガス発生を伴い沈下するため留意が必要である。

（2）事例

廃棄物地盤の跡地利用として、参考資料に示したような事例がある。同資料に示すとおり、廃棄物地盤の跡地利用の事例は、最終処分場跡地など廃棄物の由来や経緯が明確な場所でのものが多い。

なお、同資料のNo.33のように処分場跡地全体を鉛直遮水工で遮水し、橋脚部分のみを掘削分別型で対応した事例もある。

4.1.1 原地盤での活用の考え方

廃棄物混じり土地盤を未掘削残置型で原地盤として構造物を築造する等の活用を図る場合は、計画する構造物の設計、施工、維持管理に必要な廃棄物混じり土地盤の物理特性、力学特性だけでなく、廃棄物の化学的特性や発生ガス等による影響も考慮する。

廃棄物混じり土、特に有機系廃棄物を含む廃棄物混じり土は通常の土質として扱いづらいので、原位置試験も含め、適切な調査法、試験方法を選定し、地盤全体の特性を評価して活用を図るものとする。

(1) 廃棄物混じり土の土質試験

廃棄物混じり土地盤からサンプリングを行うと、廃棄物の存在形態によっては、廃棄物を多量に含む供試体であったり、土壤を多量に含む供試体であったりする。このような場合、供試体内部の廃棄物の割合や組成により、地盤全体の物理・力学特性の判断を誤る可能性がある。

また、廃棄物混じり土地盤では不かく乱試料の採取が難しく、一般的な土質試験に供する供試体の採取が難しい場合が多い。このため、供試体の廃棄物の割合や試料の採取状況等から試験結果を再評価することも必要である。

(2) 原位置試験

(1)に記述したとおり、廃棄物混じり土地盤では、土壤のみからなる地盤のように供試体の試験結果のみから地盤全体の工学的特性を判断することが困難な場合がある。

一般に、供試体が大きければ大きいほど地盤全体の工学的特性を反映していると考えられる。このような観点から、廃棄物混じり土地盤を未掘削残置型で原地盤として取り扱う場合には、原位置でさまざまな試験を行う方法が地盤の工学的判断を行う場合に有効な手法となると考えられる。

このような試験には、物理特性を把握する試験法として電気探査や密度検層、力学的性質把握としてN値の測定、試験盛土や平板載荷試験などがある。

原位置試験については、「地盤調査の方法と解説」(脚注¹)などが詳しい。

(3) ガスの発生状況、化学的性質の把握の必要性

この他に、廃棄物混じり土地盤で留意すべき項目として、ガスや悪臭の発生状況や、廃棄物などの影響による化学的な性質の把握がある。

発生ガスや悪臭は、廃棄物の種類や好気性分解か嫌気性分解かによっても異なる。

一般に、好気性分解では二酸化炭素が、嫌気性分解では二酸化炭素とメタンが発生する。さらに、有機物に窒素が含まれている場合はアンモニアなど、硫黄が含まれている場合は硫化水素などが発生する。

ガスの調査法については、「廃棄物と建設発生土の地盤工学的有効利用」(脚注²)などが参考となる。

脚注¹：「地盤調査の方法と解説」平成16年6月1日、社団法人地盤工学会発行

脚注²：「廃棄物と建設発生土の地盤工学的有効利用」地盤工学実務シリーズ7、平成10年9月30日、社団法人地盤工学会発行、pp.197-248

これらについては廃棄物処分場の廃止基準（脚注¹）などと照査し、ガスや悪臭の発生が著しい場合は、必要に応じガス抜きなどの対策を講ずる。

また、廃棄物の化学的性質によっては、コンクリートの劣化や、鋼材の腐食を促進する可能性もあるので、化学的性質に関する調査の必要性がある。

4.1.2 台帳管理

未掘削残置型の対応や管理分別土を使用する場合、発注者は台帳を整備し、施設のメンテナンスや将来の再工事の際などに活用できるようにしておく。

発注者と施設管理者とが異なる場合には、発注者は当該構造物等の引渡し時に施設管理者に台帳を引渡しすること。また、施設管理者は引き継いだ台帳を管理すること。

未掘削残置型の対応をとる場合、基本的には周辺環境へ影響を与えることはないのが前提ではあるが、そのような場合でも施設のメンテナンスや将来の再工事の際には廃棄物混じり土の存在を考慮に入れた検討、施工を行う必要が生じることが考えられる。

このため、発注者は台帳を整備しておくこと。

未掘削残置型の場合、台帳（参考資料参照）に記載する情報は以下のとおり。

- ・所在地
- ・残置された廃棄物混じり土の分布状況（平面図、縦・横断図）
- ・残置された廃棄物混じり土の組成等
 - 地盤調査・試験記録
 - 土壤・地下水分析記録
- ・活用履歴と施設の設計図書
- ・モニタリング結果（モニタリングの内容は§5に示す）

管理分別土の有効利用の場合、台帳に記載する情報は以下のとおり。

- ・所在地
- ・管理分別土の利用状況（平面図、縦・横断図）
- ・管理分別土の組成
- ・分別前の廃棄物混じり土の履歴、組成等

脚注¹ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」
昭和 52 年総理府・厚生省令 1 号，第 2 条 3

4.2 掘削分別型（現地利用または搬出利用及び処理・処分）

切土部分に廃棄物混じり土がある場合、または施工上廃棄物混じり土を掘削する必要がある場合および、施工の機会をとらえて廃棄物混じり土を掘削処理する場合などが対象となる。

建設工事で遭遇した廃棄物混じり土を掘削した場合、廃棄物を分別した土であって、基準を超える汚染がないことが確認された分別土の有効利用を図ることが望ましい。また、廃棄物についても有効利用できるよう対応することが望ましい。有効利用ができなかった廃棄物は廃棄物処理法に則って適切に処理しなければならない。

公共建設工事で廃棄物混じり土に遭遇し、廃棄物混じり土は建設リサイクルを推進する観点から廃棄物を分別した土砂に汚染がないことが確認された場合、分別土(脚注¹)として当該工事等で有効利用を図ることが望ましい。また、廃棄物混じり土から分別された廃棄物についても有効利用が図られることが望ましい。ビルなどの解体工事現場から発生するいわゆるコンクリートガラなどのがれき類は、分別後、破碎し路盤材用の砕石として再生利用されることが一般に行われている。建物基礎などの解体工事で基礎杭などの大塊物を分別した後の土砂で、廃棄物が混じっていない場合は一般的な土砂として扱われる。廃棄物混じり土においても工事現場でがれき類を分離し、破碎などの加工をした上で一定の品質を確保することができれば当該現場等で有効利用が可能となる。

一方建設現場の敷地等の条件により掘削した廃棄物混じり土をそのまま、または現場で分別して不要になった廃棄物を外部搬出して処理することがある。この場合は廃棄物処理法に則った適正な収集運搬、処理、処分を行わなければならない。許可を受けた適正な中間処理業者が工事現場の近くにあり、再生利用品を生産している場合、経済的にもリサイクルの観点からも廃棄物の処理を中間処理業者に委託するほうがより適正な処理が実現できる場合もある。

元請建設業者が産業廃棄物を建設現場から搬出する際に、収集運搬業者に運搬を委託する場合にはマニフェスト制度に則りマニフェストを使用して適切に記録・管理しなければならない。

なお、廃棄物混じり土が、土壤汚染対策法の指定基準または土壤環境基準を超過している場合は廃棄物混じり土の有効利用は行わないこととする。

脚注¹：管理分別土も汚染がないことを確認し、有効利用することが望ましい。

ここでは掘削除去を図4-2-1に示す現地分別、産業廃棄物中間処理場へ一括搬出および現地保管の3つのケースに分けて記述する。

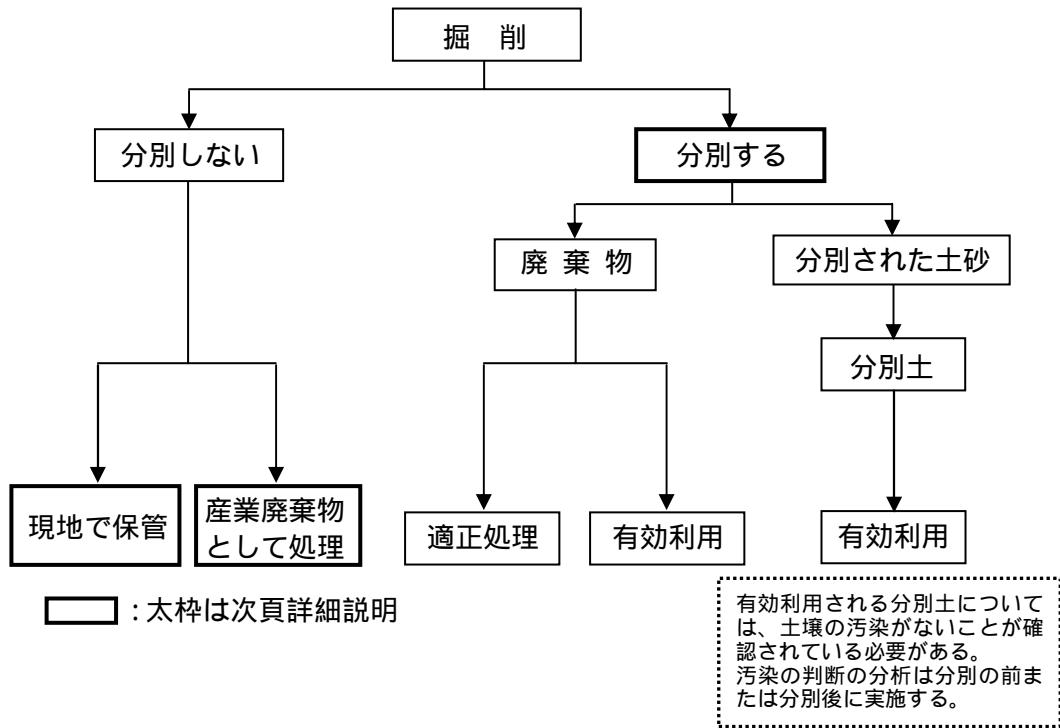


図 4-2-1 廃棄物混じり土地盤の掘削後の取扱い

(1) 分別

掘削した廃棄物混じり土を分別して、有効利用できるものと産業廃棄物として搬出する廃棄物とに分ける。計画立案時に、1) 有効利用のための品質、2) 産業廃棄物として処分する残渣の品目を予め確認しておいたほうがよい。

公共建設工事においては、元請建設業者が掘削した廃棄物混じり土を自ら現地分別などを行う場合は、当該事業による自らの廃棄物を扱うと判断されることが一般的で、通常は産業廃棄物処理業の許可は不要である。廃棄物混じり土をそのままあるいは分別した廃棄物についての場外搬出や処理の委託をする場合は、委託先の業者は収集運搬業の許可や中間処理業の許可を持った業者に委託しなければならない。分別土は当該工事において利用先を明確にしておくことや品質管理など分別土としての条件を満足するようにしなければならない。

事業者（発注者）は、年度がまたがる工事や分割発注する場合において、異なる工事間で廃棄物の有効利用を行う場合は注意が必要である（脚注¹）。分別廃棄物の有効利用の場合は、工事毎で廃棄物は処理を完結させ有効利用する分別廃棄物は「製品」として元請建設業者毎に納品させる必要がある。たとえば当該工事でがれき類が廃棄物として発生した場合は分別から破碎まで行い砕石としてそのまま利用できる製品としなければ、元請建設

脚注¹ 「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」平成6年衛産第82号

業者が変わった場合は工事間利用はできない。これらの廃棄物の有効利用に関する指示は特記仕様書や指示書等の設計図書に明示する。廃棄物の有効利用と同様に分別土の有効利用に関する指示も設計図書に明示する。

なお、廃棄物混じり土から廃棄物を分別したが、都道府県の環境部局から総体を廃棄物として取扱うとされた管理分別土を異なる工事間で利用する場合は同様の注意が必要である。

具体的な分別技術については「4.2.2 分別・分級」に示す。

(2) 産業廃棄物中間処理場へ搬出

現地で分別しないで産業廃棄物中間処理業者へ委託する方法について述べる。近くに建設系混合廃棄物を扱う中間処理場があれば処理委託するのも選択肢の1つである。まず、中間処理場への運搬は産業廃棄物としての扱いになるので、元請建設業者は自ら運搬するか産業廃棄物の収集運搬の許可業者に委託する。中間処理場では、プラント設備を用いて乾式あるいは湿式で分級や洗浄を実施して有効利用できるものとできないものに分離する。この際発生した有効利用できないものは産業廃棄物としてその種類や性状に応じて安定型最終処分場や管理型最終処分場に搬出する。産業廃棄物には品目によって有害物質の判定基準が決められており、その基準を越えるとさらに中間処理施設で処理をしないと管理型最終処分場へ搬出できない。遮断型最終処分場は、全国にその数はきわめて少なく使用が困難な状況となっている。

元請建設業者が産業廃棄物を自ら運搬する場合は、運搬中に廃棄物が飛散、および流出がないようにすることや運搬に伴う悪臭や騒音などによって生活環境保全上の支障が生じないような措置を行う必要がある。また、運搬車両は産業廃棄物の運搬車両である旨を車両に表示し、運搬廃棄物の種類、数量、積載場所、運搬先などを記載した書類を常時携行する必要がある。詳しくは廃棄物処理法の施行規則(第6条、第7条など)や環境省のURL(脚注¹)を参照されたい。

(3) 現地保管

PCB、ダイオキシン類など廃棄物の性状から技術的に処理処分が困難な場合、現地で保管場所を用意して長期保管せざるを得ない場合がある。この場合、都道府県等の環境部局に相談して廃棄物を密封容器へ保管するなどの措置を協議する。

なお、時期が来て処理施設への搬出が可能となった場合に搬出するものとする。

表4-2-1に現地で分別する場合、中間処理場へ搬出の長所短所を示す。

脚注¹ 「産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務について

(パンフレット・Q & A集)」<http://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/#p>

表 4-2-1 分別の長所と短所

	長所	短所
分別	<p>産業廃棄物の発生量を低減することができる。</p> <p>分別土、アスコンがら、廃タイヤ等に分別して有効利用することができる。</p> <p>将来の土地利用に制限がない。</p> <p>一般的に経済的である。</p>	<p>分別の際、騒音・振動、粉塵が発生する。</p> <p>分別する場所と掘削した廃棄物混じり土を仮置きする場所が必要である。</p> <p>工事期間が長くなる。</p> <p>廃棄物混じり土の土量、性状、立地条件あるいは周辺環境によっては現地分別は困難である。</p>
分別しない で中間処理 へ搬出	<p>工期に及ぼす影響がほとんどない。</p> <p>将来の土地利用に制限がない。</p> <p>分別に起因するリスクは少ない。</p>	<p>一般的に費用が高価。</p> <p>適当な中間処理場が近くにある場合は少なく、輸送のコストがかかったり県外移動の課題（事前承認や産業廃棄物税）などの問題がある。</p> <p>二次汚染のおそれがないとはいえない。</p>

4.2.1 掘削・仮置き

(1) 掘削

掘削はバックホウなどを使って行うが、事前に廃棄物が混入している疑いのある掘削対象地盤の全ての内容物を把握することは困難であるため作業は注意深く行う。危険と思われるものを発見した場合は直ちに作業を中止して安全を確かめる。可燃性ガスの発生が疑われるときには防爆型のバックホウを使用するなど火災の発生防止に努める。

不法投棄では廃棄物混じり土地盤の締め固めが十分実施されているかどうか不明のため、重機を支持する地盤が安定かどうか確認しつつ掘削を進める。また、シートパイルなどの土留め壁を使用する必要があるときは、廃棄物の性状や缶入りの有害廃棄物の有無を試掘等で確認しつつ工事を進めるものとする。

(2) 発生ガスへの対応

掘削に先だって実施される調査で、有害物質が検出された場合には必要に応じて仮設テント内で掘削を実施する。廃棄物混じり土地盤において発生するおそれのあるガスは、メタンガス、硫化水素ガス、アンモニアガスなどである。仮設テントなどの閉鎖性空間で作業を実施する場合には、発生ガスが空気より重いか軽いかなどその性状に応じた方法で十分な換気を行うとともにガス濃度の測定を実施する。

ガスの発生が多い場合には、掘削前にガス抜きを行うなど補助工法によって作業環境の保全に努める。

(3) 仮置き

掘削した廃棄物混じり土を現場において仮置きする場合は、周辺環境に影響を与えないよう配慮する。

廃棄物混じり土を分別するために一時的に仮置きする場合は、シート掛けをするなどして飛散防止や仮置き地盤への浸透防止に努める。仮置きは降雨の影響を最小限にするため、長期に及ばないようにする。

廃棄物混じり土から分別した産業廃棄物については、その性状によってフレコンバックやコンテナに詰めるなどしてできるだけ速やかに産業廃棄物として搬出する。また、一時的に保管が必要な場合には、廃棄物処理法第12条第2項の産業廃棄物の保管基準(資料編参照)に従うものとする。

(4) 粉じん発生の防止

粉じんが飛散するおそれがある場合には散水を実施し、適切な含水比とする。また強風時には工事を休止するなどの措置をとる必要がある。

1000m² 以上の土石の堆積場は大気汚染防止法の一般粉じん発生施設に該当するので都道府県等の環境部局へ確認が必要である。該当する場合には届出が必要であるとともに大気汚染防止法施行規則別表第 6 の 2 に従う。すなわち堆積している廃棄物混じり土をフェンスで隔離したり、あるいはシート養生する。またフェンス等だけでは効果が期待できない場合には仮設テントなど構造物を使用する。ただし閉鎖空間では、可燃性ガスや臭気がたまりやすいので、脱臭設備等を備えた換気設備が必要である。

(5) 二次汚染の防止

重機の車輪部（クローラーまたはタイヤ）へ廃棄物が付着するおそれがあるので地盤には碎石を敷いておくか、敷鉄板等で付着を防止する。付着した場合には早めにブラシや高圧水で除去する。

(6) 作業者の安全確保

廃棄物混じり土の中には、鋭利な金属や瀬戸物片、あるいは不明な化学物質などが混在するおそれがある。作業者は作業環境に応じた防護服、ゴム手袋や化学防護靴を着用するものとする。

特に有害物質が含まれているおそれがある場合には、作業者は労働安全衛生法にしたがって適切な防護具を使用しなければならない。

(7) 脱臭

臭気が強く周辺へ影響をあたえるおそれのある場合には、仮設テントを設置し、掘削は仮設テント内で実施する。内部の空気は活性炭やゼオライト等で脱臭したうえで排出する。

消臭剤にはいろいろなタイプのものがあり、臭いの原因物質との相性がある。強力な効果がある反面、掘削中の廃棄物の状況変化を見落とす原因になる場合がある。消臭剤は最後の手段と考え、できるだけ物理的に臭いの原因物質を抑えるようにすることが望ましい。

(8) 洗浄

コンクリートがらや碎石など有効利用が可能な性状であり、かつ土壤が付着している場合には高压水や水槽などで洗浄して土壤等の汚れを除去する。

廃棄物混じり土から分離された土壤中に有害重金属が含まれている場合、湿式洗浄により分級して汚染を細粒分へ集中させる。これを土壤洗浄法というが、砂質分が多い土壤であれば有効である。有害重金属は細粒分に濃縮される形で存在するので、脱水ケーキだけを処分すればよい。この結果、産業廃棄物（汚泥）としての処分量を減少させることができる。残りの砂分には有害重金属が残留している可能性は少ないが、事前に室内試験で確認が必要である。

洗浄水は水処理装置で処理することによって循環利用できる。水処理装置で最終的に残留するスラッジは産業廃棄物（汚泥）として処理する。

(9) 排水

掘削中に発生する工事排水は、必要に応じて凝集沈殿等の水処理を実施し、排水先管理者と協議したうえで排水する。

次に水処理フローの一例を図 4-2-2 に示す。原水は pH 調整したのち PAC などの凝集剤を添加してよく混合攪拌し、必要があれば高分子凝集剤などを添加し浮遊固体物質の沈降除去を行う。原水に有害物質が含まれている場合には、凝集設備だけでは不十分な場合があり必要に応じてキレート剤を添加したり、砂濾過や膜処理工程を追加する。

工事排水処理施設は一般には水質汚濁防止法の特定施設に該当しないが、一律基準を遵守する必要がある。また下水道放流する場合には除害施設としての届出が必要となる。ここでいう一律基準とは全国一律の基準で、人の健康にかかわる項目として、排出水に含まれる水銀や PCB、カドミウムなどの有害物質の含有量の基準、生活環境にかかわる項目として、排出水の pH や BOD、COD などの基準があり、一日平均排出量が 50m³ 以上の施設に適用される。また、都道府県の条例により、区域を指定して全国一律の基準よりも厳しい許容限度とする基準が定められていることがある。

さらに以下のフローで引き抜いた汚泥をフィルタープレスなどで脱水する場合にはその能力や規模に応じて廃棄物処理法が適用される場合がある。

万一有害物質または油を含んだ水が公共用水域に排出された際、オイルフェンスなどで応急処置を講じるとともに都道府県知事等に届けなければならない。

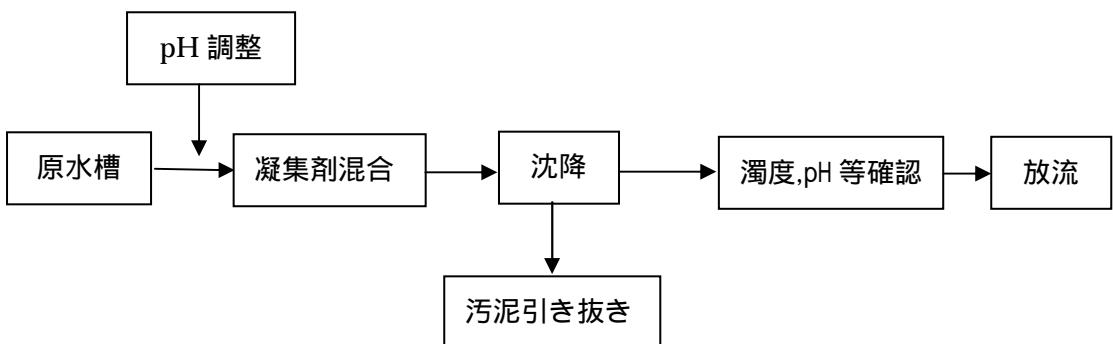


図 4-2-2 一般的な工事排水処理のフロー

4.2.2 分別・分級

掘削した廃棄物混じり土から分別・分級して汚染がないことが確認された分別土等は、盛土材等の土質材料として有効利用を図る。また、分別後に発生したがれき類など有効利用できる可能性のある廃棄物があれば分別・分級や破碎を行い、有効利用を図ることが望ましい。

分別・分級技術には、バックホウによる粗分別、水分調整などの土質改良、ふるいわけ重機（トロンメルや振動スクリーン）による分級・分別、磁力選別や風力選別機、手選別による分別などの技術がある。

国土交通省では、「リサイクル原則化ルール」に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しており、有効利用できる可能性のある土壤、廃棄物は分別・分級や破碎を行い、有効利用を図ることが望ましい。また、外部搬出処理の場合も同様に、外部搬出先の受入条件に合致するように、また、経済的な処分を実施するために分別・分級を実施することがある。

掘削した廃棄物混じり土を工事施工者（元請け業者）が現場において自ら分別・分級などの処理をする場合は、廃棄物処理法の処理業の許可は要らない（施設の許可が必要な場合がある）。また、外部に搬出し中間処理業者により有効利用を図る場合は廃棄物処理法に則り運搬・処理を行う。

分別・分級は、選別方法が乾燥式選別と湿式選別に大きく分類できる。乾燥式分別・分級技術には、ふるいわけ重機（トロンメルや振動スクリーン）による分級・分別、磁力選別や風力選別機、手選別による分別などの技術がある。分別・分級を実施する場合は、土質、含水比および混入物の種類・大きさ等をもとに現場で適用可能な分別・分級方法を選定する。分級する対象物質、ふるい分け径は、利用目的、混入廃棄物の種類、大きさ等をもとに決定する必要がある。このような分別・分級を実施する前には、バックホウによる粗分別や水分調整などの前処理を実施する場合がある。また、分別・分級後には、分別物を再利用するための粒度調整、廃棄物減容化のための破碎を実施する場合もある。廃棄物混じり土の分別・分級フローを図4-2-3に示す。

なお、分別物を現場で有効利用する場合には、汚染がないことが確認された「分別土等」は、利用用途に応じた土質試験を行い、適用条件に合致するかどうか確認する必要がある。また、「がれき類」等の有効利用可能な「廃棄物」については、利用用途に応じ材料試験を実施し、品質をよく確認する必要がある。有効利用する場合の考え方については、「4.2.3 材料としての活用の考え方」に示す。

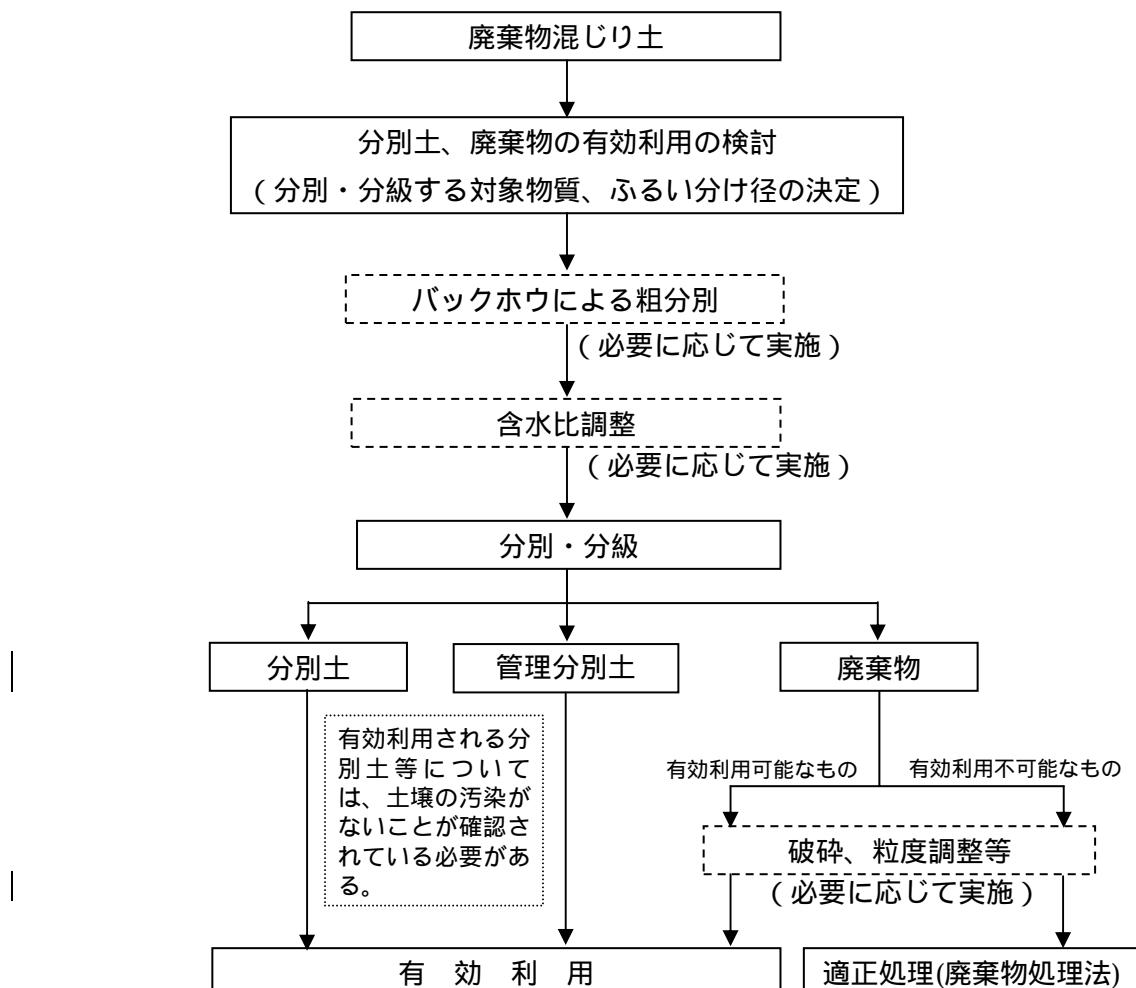


図 4-2-3 廃棄物混じり土の分別・分級フロー

(1) バックホウによる粗分別

比較的分別対象物の粒径が大きい場合に適用される。バックホウに取り付けた特殊アタッチメントにより分別され、分別粒径は、100～200mm程度である。がれき類など大塊がある場合、粗大ゴミが存在する場合などが存在する場合に、振動スクリーンやトロンメル等のふるい分け重機での分別・分級の前処理として実施する場合もある。

(2) 分別物の含水比調整

乾燥式分別・分級を実施する場合、分別・分級機械の適用範囲を超える湿潤状態の「廃棄物混じり土」については、ふるい分け効率向上のため、含水率を調整する必要がある。土質改良材は、生石灰、多孔質無機系土質改良材等があり、その改良効果にはそれぞれ特徴がある。したがって、対象土質等に応じて材料を選定することが重要で、事前に配合試

験を実施する必要がある。改良方法としては、バックホウや土質改良プラント等の方法があり、現地での適用条件に合わせて改良方法を選定する。なお、含水比調整実施に伴い、改良材による有害ガスや臭気の発生が考えられる。特に生石灰を使用する場合には、アンモニア臭、蒸気が発生するため、その除去方法を検討する必要がある。

(3) 分別・分級

分別・分級は、ふるいわけ重機（トロンメルや振動スクリーン）による分別・分級、磁力選別や風力選別機、手選別による分別などの技術がある。主な分別・分級処理方法としては、表4-2-2に示すものがある。

分別・分級を実施する場合、ふるい分け効率低下の最大要因は、付着土や混入廃棄物による網目等の目詰まりであり、混入廃棄物の種類・大きさにより分別・分級方法を選定する必要がある。また、実際の分別・分級においては、廃棄物混じり土の性状、有効利用するための条件、搬出先の受入条件等がサイトごとに異なることが多いため、目標とする分別物に合わせて、分別・分級方法の組み合わせを検討する必要がある。図4-2-4に分別・分級の実施例を示す。

分別・分級施工時においては、土粒子の飛散に留意する必要がある。飛散対策としては、散水、飛散防止柵など設置するとともにその管理方法を検討する必要がある。

(4) 破碎

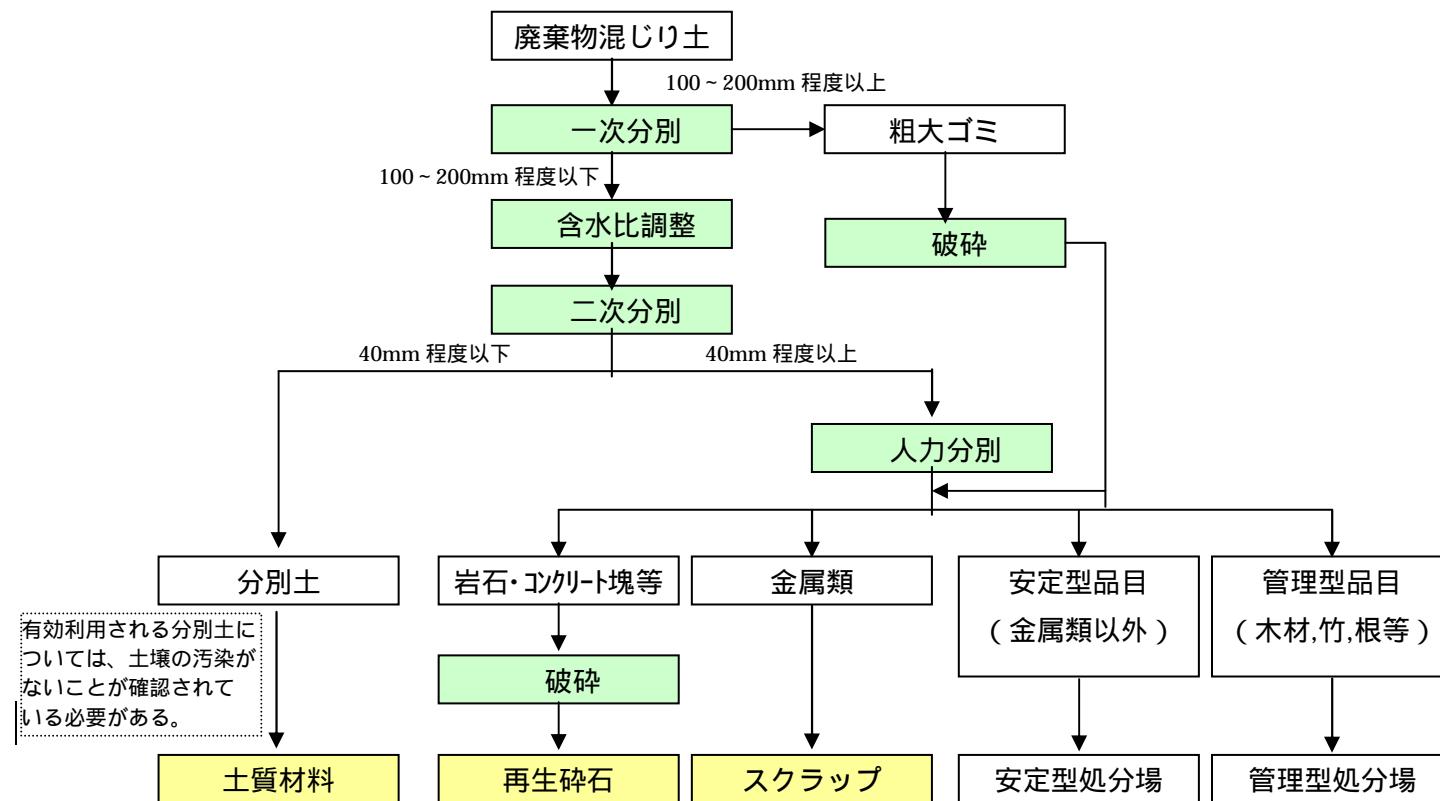
がれき類等は、分別・分級後、路盤材等として有効利用可能である。この時、粒度調整のため、破碎機が使用される。また、他の廃棄物については、外部処分先の受入条件や搬出の際の減容化のために破碎機械が使用される場合がある。よって、必要に応じて破碎を検討する必要がある。破碎機械としては、コンクリート塊・ガレキ類等については、衝撃式破碎機が使用され、木・畳・布等には、セン断破碎機が使用される。

(5) 有害物質を含む廃棄物の混入があった場合の分別・分級

有害物質を含む廃棄物の混入があった場合は、含まれる有害物質の毒性、危険性、作業員や周辺環境への影響等が多大なため、都道府県等の環境部局と協議し対策を講じる必要がある。周辺環境への影響を防止するため、飛散防止対策ハウスを設置し、可燃性ガス発生による引火、爆発を防止するためハウス内ガスの吸引処理、また、防爆仕様の建設機械を用いることもある。有害物質を含む廃棄物混じり土の分別・分級の考え方については、「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル」を参照されたい。

表 4-2-2 分別・分級技術一覧表

	乾式選別					湿式選別	人力選別
	バックホウ (特殊アタッチメント)	振動スクリーン	トロンメル (ドラム式回転スクリーン)	風力式選別機	磁力式選別機	湿式選別機	ベルトコンベア + 人力選別
模式図・写真							
技術の概要	バックホウに装着できる網目のついたスケルトンバケットやフォーク(掴み装置)などの特殊アタッチメントにより分別を行なう。	メッッシュスクリーン上で振動させ、一段または二段の篩いによりメッッシュサイズ別に分別する。	ドラム状のスクリーンを回転させ、その回転・落下運動により粒度の異なる物質の上下位置が入れ替わる機構を利用して分別する。	風力により、可燃物と不燃物の分離を目的とする。廃棄物混じり土中の土砂・ガレキ類等の比較的比重の重いものと、紙・ビニール、布等の比較的軽いものを分別する。	磁力により、リサイクル可能な金属類の分離を目的とする。廃棄物混じり土中の金属類を磁力により、他の埋設廃棄物と分別する。	水中に廃棄物混じり土を投入し、水との比重差を用いて可燃物と不燃物を分離することを目的とする。廃棄物混じり土中の土砂・ガレキ等の比較的比重の重いものと、紙・プラスチック等の比較的軽いものを分別する。	機械分別が困難なもの、例えば磁選機で選別できないアルミや廃プラスチック等を分別する。一般的にベルトコンベア上の移動している廃棄物を人力で拾い上げる。
特徴	・施工は容易である。 ・スケルトンバケットによる分別粒径は、100~200mm程度であり、大塊や粗大ゴミの除去等粗分別に適する。	・最小5mm程度までの粒径に分別可能である。 ・粒径での選別となり、土砂の粒度調整に適する。 ・作業効率は、投入する原材料の含水率に大きく左右される。	・最小20mm程度までの粒径に分別可能である。 ・回転スクリーンのため、目詰まりがしつぶく、廃棄物の混入が多い場合に有効である。 ・作業効率は、投入する原材料の含水率に大きく左右される。	・比重の軽いものに限定される。	・金属類等に限定される。	・水を大量に使用し、水処理設備が必要である。 ・土砂などを投入した場合、濁水となるため、脱水するなど回収するための設備が必要となる。	・目視により廃棄物を分別するため、分別品目毎に分別することができる。 ・作業効率は、ベルトコンベアの速度と作業員の人数により左右される。



トロンメル及び人力による分別状況



コンクリート塊破碎状況

一次分別
含水比調整
二次分別
人力分別
破碎

バックホウ等により、掘削した廃棄物混じり土から「粗大ゴミ、大塊」を撤去する。
掘削した廃棄物の含水比が高い場合、分別・分級効果が低下するため、含水比調整材により含水比を低下させる。
トロンメルや振動スクリーンにて分別粒径（40mm程度）以上及び以下に分別する。
人力にて、「岩石・コンクリート塊」「安定型品目」「管理型品目」「金属類」等を分別する。
「岩石・コンクリート塊」は、破碎など粒度調整を行い再利用を図る。また、他の廃棄物については、必要に応じて破碎を行い減容化を図る。

図 4-2-4 分別・分級の実施例

4.2.3 材料としての活用の考え方

廃棄物混じり土から廃棄物を取り除いたものであって、汚染がないことが確認された分別土等は、盛土材等の土質材料として有効利用可能となる。混入していた廃棄物のうち分別されたコンクリートがら等のがれき類は、破碎・分級等により路盤材等への有効利用が可能となる。有効利用する場合の品質は、利用用途に応じた適切な品質を有しているかがひとつの目安となる。

(1) 分別土の利用

廃棄物混じり土から廃棄物を取り除き溶出量基準、含有量基準を満足している「分別土」は、その土質性状による分類も含め建設発生土同様に、土質材料として有効利用が可能となる。

「分別土」の主な利用方法としては、大別して土質材料として直接利用する方法と、土質改良等を行って利用する方法がある。

いずれにおいても、より効率的な利用を図るために、建設発生土の有効利用に関する行動計画（平成15年10月国土交通省）に基づく国土交通省の通達等（通達「発生土利用基準について」、国官技第112号、国官総第309号、平成18年8月10日等）に示されている土質区分基準を参考に土質区分を判定し、適用用途標準を目安として利用可能な用途を選定する。同通達に示されている土質区分基準、適用用途標準については資料編に示す。なお、適用用途標準は、一般的な目安を示すものであり、利用用途の決定に際しては、「経済性」「施工効率」「土質改良の条件」および「周辺環境」等を個々の現場条件に応じて検討する必要がある。

「分別土」の利用にあたっては、用途ごとにその要求品質や利用方法が異なるので、用途によっては、そのままの状態で利用できない場合がある。そのような場合、用途に適合させるために、粒度調整や安定処理等の土質改良などが必要となる。用途および要求品質の参考例を資料編に示す。なお、同表の数値等は現行の公的な基準等をもとに作成したものであるが、実際の適用にあたっては、利用側で定められている諸基準等に従うものとする。土質区分基準に必要な土質性状の測定方法、適用用途標準に示される用途ごとの利用方法や土質改良方法および施工過程での品質保証やその管理方法等については、「建設発生土利用技術マニュアル、（第3版）」（独）土木研究所編著を参考にされたい。

廃棄物が取り除かれても土壤環境基準を満足していない等、周辺への生活環境影響を及ぼすおそれのある汚染土壤については、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（暫定版）」「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル（暫定版）」等を参照されたい。

(2) 管理分別土の利用

廃棄物混じり土から廃棄物を分別し、土壤溶出量基準と含有量基準を超える汚染がないことが確認された上で、建設資材としての有効性はあるものの、都道府県等の環境部局から分別後も全体を廃棄物として扱うように指導を受ける場合がある。その場合は有効利用

の道筋を明確にした個別指定制度を活用することが考えられる。また、条件が整えば自ら利用を行うことも可能ではあるが、有効利用にあたっては慎重な判断が必要であり都道府県等の環境部局と協議の上、実施する。

個別指定制度は再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみを処分するものを都道府県知事等が指定をする制度であり、有効利用先が明確で適正な利活用が担保された制度である。(参考資料参照)

管理分別土が建設資材として客観的価値を有しているかの判断に関しては、当該廃棄物混じり土が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、悪臭の発生など生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。すなわち当該廃棄物混じり土が「発生土利用技術基準」(平成18年8月10日付け国土交通省通達国官技第112号、国官総第309号、国官計第59号)に示される用途別の品質及び仕様書等に規定される要求品質に適合していること。また、土壤の汚染に係る環境基準(土壤汚染対策法の指定基準である溶出量基準、含有量基準も合わせて考える)およびダイオキシン類の土壤環境基準に適合していること、このような品質を安定的かつ継続的に満足するために土質改良等必要な安定処理、粒度調整等の処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等が確認される必要がある。

以上のような確認がなされ、建設資材として利用する工事に係る計画において、工事の発注者または施工者から設計図書あるいは確認書等が提示され、当該工事が準拠しようとする施工指針や共通仕様書等から、管理分別土の品質、数量等が当該工事の使用に適合したものであり、かつ安定した工事が実施されることを発注者が確認する必要がある。

(3) 分別された廃棄物の利用

建設工事で遭遇する廃棄物混じり土中の廃棄物には「がれき類」「木くず」「金属くず」「廃プラスチック類」「鉱さい」「燃え殻」など多種多様であるが、もっとも頻度が高く混入している廃棄物は「がれき類」である。「がれき類」(脚注¹)とは工作物の除去に伴つて生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他各種の廃材を含む混合物のことをいう。

分別された廃棄物は適正処理されなければならないが、発生場所における有効利用や廃棄物処理業の許可業者における有効利用など、全てを最終処分とするのではなく可能な限り有効利用を図ることが望ましい。

廃棄物混じり土から分別された廃棄物を有効利用可能な品質とした後、利用する際には「自ら利用」、「有償売却」(脚注²)、「再生利用制度の活用」のいずれかの方策による必要がある。

がれき類は、破碎・分級により利用用途に応じた適切な品質とすることで、路盤・路床

脚注¹ 廃棄物処理法施行令第2条9で指定された産業廃棄物の名称。「コンクリートくず」という廃棄物の名称も別途あり、廃棄物の名称には注意が必要。詳しくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」昭和46年環整45号の別紙に記述されている。

脚注² :告示等の法令では有償売却または有償譲渡と称される。

材、碎石・詰石材、捨石材（マウンド盛土材）や中詰材等の再生骨材に利用可能であり、通常自ら利用や再生利用制度の活用により有効利用が図られる場合が多い。

また、金属くずなどは有償売却により有効利用されることが多い。

（4）その他

管理分別土については、その利用範囲や利用方法等の管理およびその後の改変時等に参考できるよう台帳等で管理する。台帳管理については、4.1.2 台帳管理を参照されたい。

なお、廃棄物混じり土に一般の「土」を混ぜて土質成分の割合を増やすなどにより盛土材料とすること（廃棄物混入割合の低減）、土壤環境基準等を満足させること（有害物質の溶出量、含有量の低減）は、廃棄物処理法の適用およびその道義的な解釈も含め行ってはならない。

4.2.4 搬出・処理・処分

廃棄物を処理するために現場からの搬出を委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可業者に、中間処理または最終処分する場合もそれぞれの許可業者に委託する。廃棄物の搬出及び処理はマニフェストによる管理を徹底する。

(1) 搬出

排出事業者が建設廃棄物の収集運搬を委託する場合には、その搬出に立会うとともに、必要事項を記載したマニフェストを交付し、排出数量(重量、容量、容器の個数等)等を管理するとともに期限内に収集運搬が的確に行われたかどうかの確認を行う必要がある。電子マニフェストを使用する場合も、同様に、その搬出に立合う。

建設廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法に定める収集運搬の基準に従って行うほか、運搬物に適した車両構造、許可証の写しの取り扱い、車両の清掃、運搬物の飛散防止および道路交通法の遵守等に留意することが必要である。

排出事業者は、建設廃棄物の収集運搬を委託する場合には、収集運搬業者と委託契約を締結する必要があり、委託契約書には必要な事項を記載するとともに収集運搬業者および処分業者の委託契約書の写しを添付する必要がある。

(2) 一時保管

現場内に廃棄物混じり土および分別した廃棄物を保管する場合には、関係法令を遵守するとともに粉じんの飛散等による生活環境の保全に努める必要がある。また、当該保管対象物に有害物質が含まれる場合には、保管場所周辺の土壤汚染や地下水浸透による地下水汚染が発生しないよう措置を講じる必要がある。なお、現場外で保管する場合については、現場内の保管と同様の管理を実施することに加え、第三者の立ち入り防止等の安全対策を講じる必要がある。

廃棄物混じり土の保管

廃棄物混じり土の状態で、大量に保管することは避けて、廃棄物混じり土を掘削したらできるだけ速やかに分別等を行って分別土と廃棄物を区分する。

廃棄物と分別する前の廃棄物混じり土および管理分別土については、廃棄物処理法に従って保管する。粉じん、臭気等周辺環境への影響を配慮し、有害物および油等が含まれる場合には、土壤汚染、地下水汚染等二次汚染への対策として舗装や遮水工等を検討する。

掘削土砂の保管

土砂および分別土は廃棄物処理法の対象外であり、保管については同法の規制を受けるものではないが、地方自治体によっては、一定量以上の土砂の堆積を規制しているところもある(いわゆる「残土条例」)ので、現場外に保管場所を設置する場合には、当該地域の規制状況を確認する必要がある。

廃棄物の保管

分別した廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法に定める保管基準に従い、特別管理産業廃棄物に該当する場合には、産業廃棄物の保管方法に加え、混入防止の仕切

りやその種類に応じた措置を講じる必要がある。廃棄物処理法の保管基準については資料編を参照されたい。

(3) 処理・処分

廃棄物の処理・処分に当たっては、廃棄物の品目および有害性に応じて、廃棄物処理法に従って適正に処理しなければならない。なお、廃棄物の種類によって、通常は建設廃棄物を取り扱わない処理業者に委託する場合（脚注¹）がある。例えば、感染性廃棄物が掘り出されれば特別管理産業廃棄物として当該許可を受けた処理業者に処理を委託することになる。建設廃棄物の分類、産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の種類とその処分基準については資料編に示す。

(4) その他

掘削した廃棄物混じり土は、総体として廃棄物として取り扱うように指導を受けることがある。その場合、現場一時保管では保管基準に従い、搬出及び処理についてはマニフェストの発行等廃棄物処理法を遵守する必要がある。

廃棄物が「一般廃棄物」、「工場系」、「医療系」等の廃棄物である場合には、建設工事に伴って発生する廃棄物とは異なる取り扱いが必要となる。この場合、発注者と協議の上、都道府県等の指導のもと適正に処理する必要がある。

脚注¹ 通常の建設廃棄物とは、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」(がれき類)のことであり、通常の建設廃棄物として取り扱われない廃棄物とは「動物または植物に係る固形状の不要物」(動植物残さ) 燃え殻、鉱さいなど、本来の建設工事では発生しないと考えられる廃棄物を指す。

§ 5 モニタリング

5.1 周辺環境モニタリング

周辺環境モニタリングでは、初期調査または詳細調査（対策施工前）において、廃棄物投棄箇所の周辺に生活環境保全上の影響が生じているか否かについて初期状態を把握し、その後の経過を監視するための基礎データとする。

廃棄物混じり土に有害物質が基準を超過して検出される場合には、周辺環境への影響の有無について特に留意して監視を行う。

（1）周辺環境モニタリングの考え方

廃棄物混じり土による周辺環境への影響があると予想される際は、対象地内ののみの措置では終わらず、周辺にも何らかの措置を施す必要がある場合がある。例えば地下水を飲用している地域で、対象地内の地下水に有害物質が基準を超えて検出された場合などである。このため対策施工前の調査段階で、周辺環境のモニタリングを実施するとよい。ただし、周辺の私有地内に立ち入ることがある場合には、土地所有者に状況を説明し了解を得た後、調査に着手する。このため周辺環境モニタリングは周辺環境への影響が考えられる場合に、地元自治体との協議により対応を決定する。立ち入りを要しない目視での廃棄物の流出・飛散の観察や、河川・自治体が管理している観測井戸での水質測定は、有効であろうと思われる。

得られた結果から、廃棄物の品目、有害物質の種類、濃度などを対象敷地内の結果と比較し、対象地内から周辺への影響の有無を判断する。その後、措置範囲決定への材料とする。影響の有無の判断方法に関しては、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」を参照する。

5.2 施工時のモニタリング

施工時のモニタリングは、掘削掘り起こしなどによって、粉じんの発生や新たな浸出水の漏出など、工事により周辺環境への影響を与えていないことを監視する目的で行う。

また施工中における作業員の作業環境測定による安全管理についてもモニタリングの内容に含まれる。

（1）施工時モニタリングの目的と考え方

ここでは廃棄物混じり土を含む地盤でその施工時に必要なモニタリングについて考え方や測定項目について述べる。本マニュアルで取り扱うモニタリングは、次の4つを目的としている。

対応対策工事範囲内から範囲外の環境（大気、地下水、河川水）へ有害物質の拡散がないかを確認するもの

対応対策工事の効果を確認するために地盤中における有害物質の挙動を把握するもの

対応対策工事施工中において、労働災害の発生を防止するために、作業環境中の粉じ

ん濃度や有害物質濃度を監視するもの

周辺の生活環境を損なうような騒音・振動・臭気がないことを監視するもの

廃棄物混じり土に掘削などの手を加えることは地盤を攪乱させることとなる。当然工事の規模が大きければ、与える影響が大きいことが予想され、その規模に応じて測定内容を設定する必要がある。その結果、周辺環境保全上の支障を生ずるおそれがないことが明らかな項目については、適用を除外することができる。

廃棄物自体はそのままの状態で移動する可能性は非常に少ないため、モニタリングの対象は、地下水・周辺河川水に溶解、大気中に拡散、周辺の土粒子に付着した有害物質または粉塵の濃度、地下水位などである。また粉塵の拡散方向を把握するために、風向・風速・気温も施工期間中測定することが望ましい。

なお、対象とする土地が土壤汚染対策法の適用を受ける場合には同法で定められたモニタリングを行う。

廃棄物混じり土では、廃棄物の嫌気性分解によるメタンなどの可燃性ガスや硫化水素等の有害ガスが発生する可能性が多い。さらにトレーナーやピットでは酸欠環境におけるおそれがある。このため施工時には作業環境管理上、これらを常時モニタリングする必要がある。

廃棄物混じり土の遭遇に伴い、地盤汚染があるとわかった場合、できるだけ早期からモニタリングの計画を立案する。掘削除去等の措置の実施前からモニタリングを実施することにより、工事の影響や汚染の措置の効果が把握しやすくなる。また、調査に使用したボーリング孔は、モニタリング孔として有効利用することができるため、調査の段階で適切な位置・仕上げとなるよう検討する。

影響検討の結果、有害物質の移行特性から「汚染がほとんど拡散しない」と判断される場合は、モニタリング自体が地盤汚染対策となる場合がある。(地下水質の監視)

(2) 施工時モニタリングの計画及び実施

モニタリングの実施にあたっては、有害物質の移行特性を考慮し、適切な位置や範囲及び測定頻度について定める。有害物質の移行特性は、調査結果及び影響検討結果に基づき決定する。

モニタリングを行う適切な位置や範囲及び方法は、有害物質の移行特性により異なるため有害物質の種類・濃度・存在範囲(地下水に達しているかどうかなど)、地下水の流向・流速、主要な風向・風速がモニタリングの計画において重要な要因となる。これらの情報は、調査段階で入手しておくとよい。

施工中のモニタリングでは表-5.1 の項目について把握するものとし、必要に応じ付け加えたり省略したりする。

敷地内は、汚染や廃棄物の存在する範囲、仮囲いをしその内で掘削などする施工範囲、敷地範囲の3つにわけられる。モニタリング範囲は施工範囲を中心に敷地境界の内側の範囲となる(図-5.1)。ただし、実際の措置範囲、モニタリング範囲は、現地の状況によって異なることが多いので、モニタリング範囲の設定にあたっては、調査結果や影響検

表-5.1 施工時モニタリングの測定項目例

対象	測定項目	測定頻度	測定位置	測定方法
大気	有害物質 粉じん 臭気	施工前 1 回 施工中複数回	風下 1 地点以上	公定法または 簡易法
気象	風向、風速、気温、 降水量	施工中毎日	敷地内 1 地点程度	自動気象 観測機器
地下水	有害物質、油分 水位 BOD、COD、硝酸・亜硝 酸、アンモニア、pH、 電気伝導率、 塩化物イオン、TOC	調査時 1 回 施工中複数回	上流・下流 1 地点以上	公定法または 簡易法
表流水 (付近の河川等)	有害物質 濁度	施工前 1 回 施工中複数回	付近の下流 部分	公定法または 簡易法
作業環境	有害ガス (H ₂ S、CO) 可燃性ガス (CH ₄) 酸素濃度 粉じん 温度	施工前 1 回 施工中常時	作業員の 近傍	携帯型測定器
騒音・振動	特定建設作業騒音 特定建設作業振動	必要に応じて 施工中 1 日以上	敷地境界	公定法

生活保全上の支障が生じるおそれがある場合に実施する。

対象および測定項目は必要に応じ決定する。

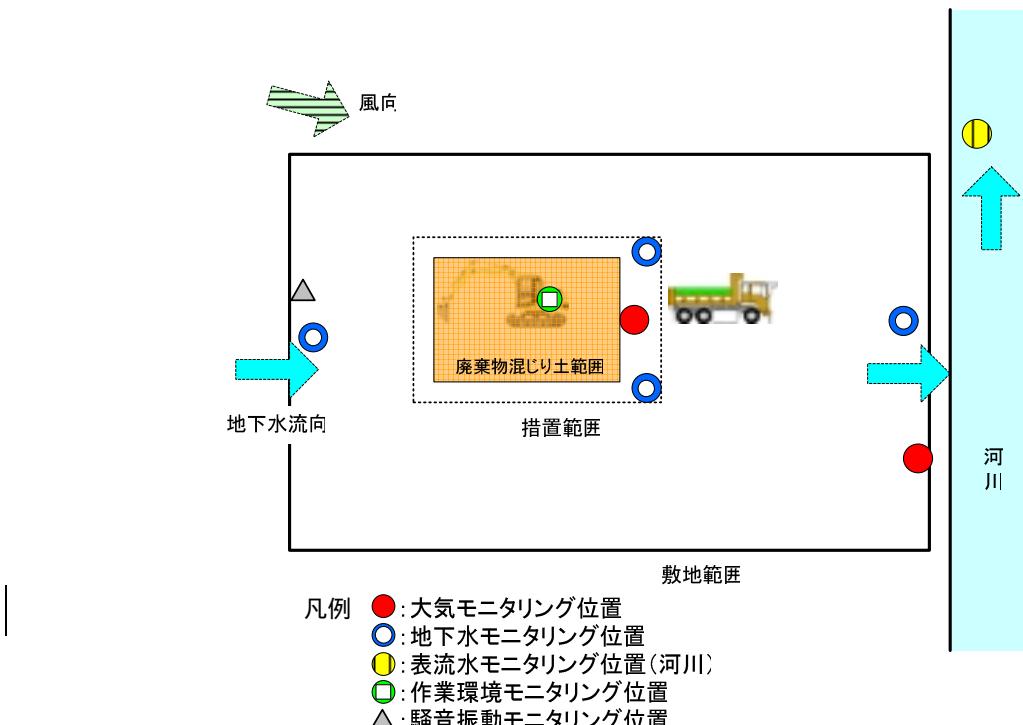


図-5.1 施工時のモニタリング位置例

討結果を勘案して慎重に決定する。なお公共用水域など敷地外までモニタリングが必要と判断される場合は、自治体を含む関係機関と協議する。

(3) 地下水のモニタリング

地下水中に溶解した有害物質は、地下水の流れに乗って下流側に移動する。さらに流れの方向及び流れに直交する方向にも濃度は分散するので、汚染された地下水は橿円状に広がることになる。このような汚染した地下水の動きを把握するため、モニタリングの位置は、地下水の下流側 1 ケ所以上と敷地内に流入する以前より汚染されている可能性（いわゆるもらい汚染）の有無を判断するため上流側にも 1 ケ所以上設けることが望ましい。ここで調査で使用したボーリング孔をモニタリング孔として利用することは、経済的であり、調査時との汚染分布の違いを把握するための有効な手段である。

有害物質が含まれていなくても有機系廃棄物を含む廃棄物混じり土の場合、有機系廃棄物の分解による COD、BOD、硝酸、アンモニア、TOC などが増加するおそれがあるため、これらをモニタリング項目として追加する。

(4) 表流水のモニタリング

付近に河川や湖沼などがある場合、地下水や施工時の散水等の排水がこれら公共用水域に流入するおそれがある。このため施工中および施工前後に表流水のモニタリングを実施する。測定項目は対象となる有害物質のほか浮遊物質（SS）または濁度が挙げられる。必要に応じて pH、電気伝導率なども測定するとよい。

(5) 大気・気象のモニタリング

掘削を伴う措置の場合、施工時に土壤が飛散するおそれがある。テント等を設置し飛散を完全に防止できることが理想であるが、少なくとも散水することや強風時には作業しない等の飛散防止策を施す。

敷地外部への拡散防止の確認のため大気のモニタリングを行う。測定位置はその季節に主要な風向の風下の 1 地点以上とし、測定項目は対象となる有害物質のほか粉じん（浮遊粒子状物質）臭気とする。

あわせて施工期間中、風向・風速・気温などの気象観測を行い、粉じんの飛散方向の把握および強風時の作業中断判断の目安とするとよい。

(6) 作業環境のモニタリング

応急措置時及び施工時に廃棄物混じり土を掘削する場合、硫化水素・一酸化炭素・揮発性有機化合物（VOC）などの有害ガス、メタンなどの可燃性ガスが発生することが予想され、作業にあたって作業員及び周辺環境の安全を確保することが重要である。さらにトレーナーやピット内部では、地盤からのガスの湧出により酸欠環境におかれるおそれがある。

これらの有害ガス・酸欠ガスについては作業前にあらかじめ作業場所での濃度を検知

器あるいは検知管を用いて測定し、危険にさらされる場合は必要な保護・対策を施した上で作業を開始する。さらに施工中は常時、作業環境の濃度を携帯型ガス検知器などを用いて測定することが必要である。参考資料に有害ガスと労働安全上の作業環境濃度参考値を示す。

(7) 騒音・振動のモニタリング

特定建設作業に該当するような大規模工事で近隣に住宅地が存在する場合は、敷地境界にて特定建設作業の騒音・特定建設作業の振動の測定を行う。該当する特定建設作業の騒音の基準と測定方法は、昭和43年厚生省・建設省告示1号に示されており、特定建設作業の振動の基準と測定方法は、振動規制法施行規則（昭和51年政令251号）に示されている。これらの基準値は巻末の資料編にまとめた。

騒音の大きさは、その発生形態により、(a)定常騒音(b)衝撃・間欠騒音（最大値一定の場合）(c)衝撃・間欠騒音（最大値が一定でない場合）(d)変動騒音の4通りの方法の中から決定する。

周辺住民から求められた場合は必要なモニタリングを追加し、情報開示するとよい。

(8) 測定方法および頻度

モニタリングの測定方法は、日常モニタリングと定期モニタリングに分けられ、日常モニタリングは主に作業者の労働環境の安全性を監視するものであり、作業や環境変化に即応できるよう、分析方法は簡便にできる方法を採用し、定期モニタリングでは主に有害物質の敷地境界外への拡散及び措置の効果を確認するものであるため公定法であることが望ましい。また定期モニタリング及び日常モニタリング結果を比較することにより、データの信頼性を高めることにもつながる。

モニタリングの頻度については、影響検討による移行特性を考慮し決定する。施工期間中のモニタリング頻度の目安としては、1回／週～1回／月で実施する。作業環境や気象などの日常的なモニタリングでは毎日（連続）測定する。

(9) モニタリングの評価基準値

モニタリングにより得られた値は、地下水環境基準、大気環境基準、土壤環境基準による土壤溶出量および土壤汚染対策法の土壤含有量基準、作業環境基準、騒音規制法上の規制基準などを用いて判断するものとする。濃度が基準値を上回る、あるいは地下水質の場合において上回るおそれがある場合は対策などについて再検討する。

5.3 施工後のモニタリング

施工後のモニタリングは、廃棄物混じり土を全て掘削除去せずに、一部を残置する場合などで必要である。

(1) 施工後モニタリングの目的と考え方

廃棄物混じり土を掘削除去しないで残置する場合、施工後のモニタリングが重要となってくる。土壤調査結果および措置方法により施工後モニタリングが必要なケースとして以下が考えられる。

基準を超過した有害物質を含む廃棄物混じり土を封じ込め・不溶化する場合

基準を超過した有害物質を含まない廃棄物混じり土を残置する場合

いずれの場合も廃棄物の腐敗に伴い可燃性ガス・有害ガスや悪臭が発生するおそれがあるため、これらを施工後も監視する必要がある。この場合はさらに、有害物質が地下水に溶出し敷地外へ漏出しないことを確認する必要がある。

廃棄物混じり土を安定型最終処分場あるいは管理型最終処分場に準拠する形で残置する場合は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 昭和 52 年 総理府・厚令 1」に定める廃止基準に適合していることを確認した上で、モニタリングを 2 年間以上継続することが必要である。

なお、廃棄物の種類ががれきやガラスなど可燃性・有害ガスを発生しないものであればこれらのモニタリングを省略することもある。さらに廃棄物混じり土を掘削除去する場合は、施工後は通常の地盤として機能し、周辺環境への影響もなくなると期待されるので、ここで取り上げる施工後モニタリングを実施しないこととする。

表-5.2 に施工後モニタリングに必要な項目を示す。

モニタリング終了の判断は、施工後 2 年間基準値を満たすことを条件とするが、超過するような場合は都道府県等の環境部局と協議し、対応を追加するかモニタリングを継続する。

図-5.2 に施工後モニタリング位置例を示す。廃棄物混じり土範囲内で、地下水、有害・可燃性ガス、地中温度、地盤変位を、敷地内特に敷地境界付近で、地下水、臭気のモニタリングを実施するとよい。

表-5.2 施工後モニタリングの測定項目例

対象	測定・観察項目	測定頻度	測定位置	測定方法
廃棄物飛散・流出	異状の有無 油分の流出など 植生の状況	施工後1回以上	敷地境界 敷地内	目視による
大気	臭気	施工後4回/年 2年以上	敷地境界の 風下	嗅覚検査
地下水	有害物質、油分 COD, BOD, pH, 電気伝 導率, アンモニア, 硝 酸・亜硝酸, 水位 塩化物イオン, TOC	施工後4回/年 2年以上	上流・下流 1地点以上	公定法または 簡易法
有害ガス・ 可燃性ガス	硫化水素 メタン 一酸化炭素など ガス量	施工後4回/年 2年以上	廃棄物層内 のガス抜き孔	携帯型測定器
地盤変位	地盤の沈下	施工後4回/年 2年以上	廃棄物層上	測量, 变位計な ど
地中温度	廃棄物層内温度	施工後2回/年 2年以上	廃棄物層内 のガス抜き孔	温度計

生活保全上の支障が生じるおそれがある場合に実施する。

対象および測定項目は必要に応じ決定する。

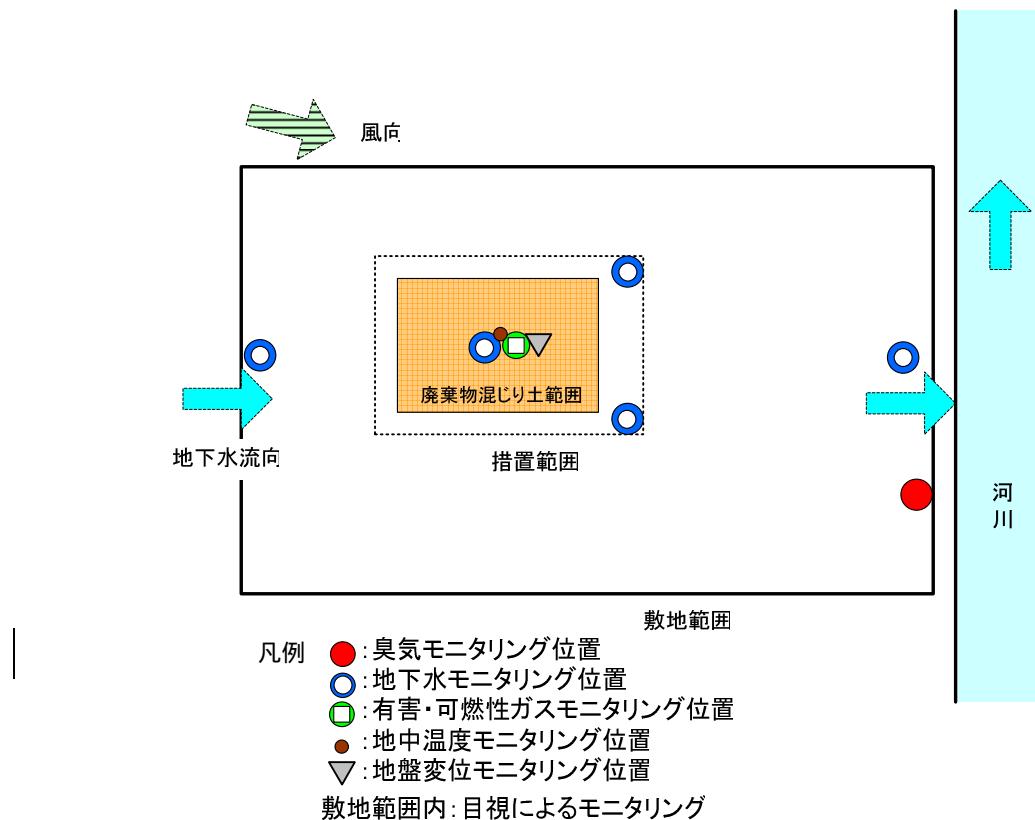


図-5.2 施工後モニタリング位置例

(2) 目視による確認

化学物質の測定や物理的計測に加え、目視によるモニタリングが重要である。これは廃棄物の流出の有無や油の染み出し、地表面の被覆の状況を観察することによる。主に施工範囲を中心にその周辺に異常がないことを確認する。

最終覆土された跡地には時間の経過とともに植物が生育し始める。植生は発生ガス、覆土の土壤成分、地温などの影響を受け、ニワゼキショウやヒメジョオンのようにメタン濃度が約 30%の中でも生育が可能なものもあれば、クズやセイタカアワダチソウのように約 0.02%を超えると生育できないものもある。このような周囲の環境に対して敏感に反応する植物を指標植物と呼んでいるが、植生も廃棄物埋立跡地の安定化指標として有効である。

(3) 臭気モニタリング

覆土などの施工の後も廃棄物混じり土層中に設置した観測井戸（ガス抜き孔）などを通じてガスが湧出し、悪臭を発するおそれがある。その程度に応じて周辺の生活環境に影響を及ぼしていないことを確認する必要がある。

モニタリングの方法は、悪臭防止法に定める事業所敷地境界での規制に準じ、風下の敷地境界にて気体（臭気）を採取し、嗅覚測定法にて臭気指数または臭気濃度を測定する。

(4) 地下水モニタリング

有害物質を含む汚染土壤を封じ込めあるいは不溶化した場合、有害物質が将来的に地下水に溶出し拡散しないことを確認する必要がある。

モニタリング位置は、施工時に用いた観測井戸を利用し、施工範囲内の 1 地点以上と施工範囲外の下流側 1 地点以上とする。測定頻度は 1 年に 4 回（約 3 ヶ月間隔）とし、2 年以上継続する。

モニタリングの結果、地下水汚染の発生が認められた場合には、汚染の除去等の措置のやり直しを実施する必要がある。

有害物質が含まれていなくても有機質廃棄物が埋設されている場合、この腐敗による COD、BOD、硝酸、アンモニアなどの増加のおそれがある。これらは汚濁など生活環境に影響を与える物質とされている。このため地下水のモニタリング項目として追加することを検討する。

(5) 有害・可燃性ガスモニタリング

廃棄物中の有機物は、種々の微生物によって分解され安定化する過程で様々なガスを発生する。周辺環境へ影響するガスとして、メタン、硫化水素、一酸化炭素、アンモニアなどの有害ガスがある。程度に応じてこれらのガスをモニタリングする必要がある。

モニタリング位置は施工範囲内の観測井戸を併用できる。これらのガスが湧出する場合は、流量計や石鹼膜流量計などによりガス量を同時に測定する。

(6) 地盤変位モニタリング

廃棄物混じり土の埋立地の沈下は、廃棄物の種類によっては覆土された後も長期にわたって継続する。廃棄物層の沈下は、圧縮・圧密、廃棄物に含まれる有機物の腐敗分解によるとされている。跡地利用開始後の残留沈下は、その用途によっては大きな障害となり、周辺環境に与える影響も大きい。

モニタリング位置には施工範囲内の 1 地点以上（脚注¹）とし、変位計、測量などにより測定する。

(7) 地中温度モニタリング

廃棄物混じり土地盤中の地中温度は、廃棄物混じり土層厚、有機物含有量、覆土状況、地下水位、微生物の生息環境などによって定まる。また、地温は植生に影響を及ぼす。

地中温度が人間への健康に直ちに影響を及ぼすものではないが、廃棄物埋立地のピーク時には 60 になる観測結果もあり、ガス湧出を促進させたり、周囲の生態系へ影響を与えたリする。このため必要に応じ地盤中の温度をモニタリングする。

測定場所は施工範囲内の廃棄物混じり土層の厚いところ 1 地点以上（脚注¹）とし、夏季冬季の年 2 回測定するとよい。

(8) モニタリング結果の活用方法

モニタリング結果から有害物質の濃度の時間変化や分布を把握し、予測される濃度や分布との差異を比較することにより汚染の拡散状況や、汚染除去等の措置の効果、作業環境の安全性を確認する。モニタリング結果が予測と大きく異なる場合は、その原因を検討し、必要に応じて影響検討条件の見直しや再調査を行う。また、敷地外への有害物質の漏洩や、作業環境の安全が損なわれる危険のある場合は、新たな対策について検討する。

モニタリング結果として得られる情報は、主に以下の 2 項目である。

モニタリング地点における有害(化学)物質の濃度の時間変化

ある時点における有害(化学)物質の濃度分布

これらの情報から、有害物質の濃度が増大していないことと、汚染が拡散していないことを把握するとともに措置の効果や作業環境の安全性を確認する。

敷地外への有害物質の漏出や、作業環境の安全が損なわれる危険が想定される場合は、応急措置などについて検討する。応急措置などが必要なれば、影響検討結果により予測される濃度分布とモニタリング結果とを比較する。両者の差異が大きい場合の原因としては、下記が挙げられる。

- 予測に用いた条件やパラメータ等の精度が不十分
- 水みち等の存在や不均質に存在する廃棄物による特異的な有害物質の動き

このような場合には、必要に応じて追加調査や対策方法の変更を検討する。

脚注¹ 必要に応じ、例外的に施工区域外に設ける場合もある。

参考資料

- < 1.6 章 > 関連する法令・ガイドライン等の一覧
- < 3.1 章 > 建設工事着工前に廃棄物混じり土の存在が懸念される場合の調査フロー
- < 3.1.2 章 > 現地調査の方法
- < 4.1 章 > 廃棄物混じり土管理台帳 (案)
廃棄物処理法以外の法規制を受ける施設と規模
- < 4.1 章 > 廃棄物混じり土遭遇 事例集
- < 4.2.1 章 > 廃棄物の保管基準
- < 4.2.3 章 > 土質区分基準
適用用途基準
用途ごとの用途品質参考例
個別指定制度について
- < 4.2.4 章 > 建設廃棄物の種類
産業廃棄物の種類
特別管理産業廃棄物の種類と判定基準
埋立処分基準の概要
埋立処分に係る判定基準
- < 5.2 章 > 有害ガス成分と災害の種類
騒音測定が必要な特定建設作業
振動測定が必要な特定建設作業

< 1.6 章 参考資料 >

参考表-1.1 関連する法令・ガイドライン等の一覧

分類	法令・ガイドライン等の名称	公布日又は通知日	番号	本文参照ページ
廃棄物関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	S45.12.25	法律 137 号	2-4,7-10,
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	S46.9.23	政令 300 号	13,14,35
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	S46.9.23	厚令 35 号	44-46 他
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	H15.5.18	法律 98 号	26,27,29
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法施行令	H15.6.18	政令 264 号	,
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	S52.3.14	総・厚令 1 号	50
	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン	H17.7.22	環廃産発 050606001 号	3,8,10, 29,47,他
	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令	S48.2.17	総令 5 号	36,38
	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法	S48.2.17	環告 13 号	36,38
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針	H15.10.3	環告 104 号	26,27,29
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	H12.5.3	法律 104 号	1,2,5
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について	S46.10.16	環整 43 号	5, 7
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について	S46.10.25	環整 45 号	64
	行政処分の通知について	H17.8.12	環廃産発 050812003 号	9
	建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について	H6.8.31	衛産 82 号	52.
	建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（建設廃棄物処理指針）	H13.6.1	環廃産 276 号	6,52
	建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について	H17.7.25	環廃産発 050725002 号	64
	建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について	H18.7.4	環廃産発 060704001 号	2
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度について	H6.4.1	衛産 42 号	2
	不適正処分場における土壤汚染防止対策マニュアル（案）	H19.3		10
土壤汚染関連	土壤汚染対策法	H14.5.29	法律 53 号	2,3,13,
	土壤汚染対策法施行令	H14.11.13	政令 336 号	38,42,51
	土壤汚染対策法施行規則	H14.12.26	環令 29 号	,64,73 他
	土壤の汚染に係る環境基準について	H3.8.23	環告 46 号	3,36 他
	土壤汚染対策法施行規則第 5 条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法	H15.3.6	環告 16 号	29,36,43
	土壤汚染対策法施行規則第 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法	H15.3.6	環告 17 号	14,36
	土壤汚染対策法施行規則第 5 条第 3 項第 4 号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法	H15.3.6	環告 18 号	14,36
	土壤汚染対策法施行規則第 5 条第 4 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法	H15.3.6	環告 19 号	14,36

分類	法令・ガイドライン等の名称	公布日又は通知日	番号	本文参照ページ
土壤汚染関連	搬出する汚染土壌の処分方法	H15.3.6	環告 20 号	52
	搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法	H15.3.6	環告 21 号	52
	農用地の土壤汚染防止等に関する法律	S45.12.25.	法律 139 号	14
	農用地の土壤汚染防止等に関する法律施行令	S46.6.24	政令 204 号	
	土壤汚染対策法の施行について	H15.2.4	環水土 20 号	13
	指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱いについて	H15.2.14	環水土 24 号	52
	指定区域から搬出する汚染土壌の取扱いについて	H15.2.14	環水土 25 号	52
	油汚染対策ガイドライン	H18.3.22		3, 18
	自治体職員のための土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン(案)	H16.7.		24
ダイオキシン	ダイオキシン類対策特別措置法	H11.7.16	法律 105 号	9, 36
	ダイオキシン類対策特別措置法施行令	H11.12.27	政令 433 号	
	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則	H11.12.27	総令 67 号	
	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について	H11.12.27	環告 98 号	3, 36, 39
国土交通省関連	建設発生土等の有効利用に関する行動計画の策定及び推進について	H15.10.3	国官技 183 号	1, 2, 5, 45
	建設リサイクルガイドライン	H14.5.30	国官技 41 号	2, 5
	公共建設工事における再生資源活用の当面の措置について(リサイクル原則化ルール)	H14.5.20 H18.6.12 改	国官技 47 号	5, 58
	公共用地の取得における土壤汚染への対応について	H15.4.30	国総国調 14 号	16
	公共用地の取得における土壤汚染への対応に係る取扱指針			
	発生土利用技術基準について	H18.8.10	国官技 112 号	64
	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン	H18.6.12	国官技 46 号	
	建設汚泥処理土利用技術基準	H18.6.12	国官技 50 号	
	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル	H16.5.20		3, 44,
	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル	H17.12.10		3, 60
	建設工事における他産業リサイクル材料技術マニュアル	H18.4.10		54
	建設発生土利用技術マニュアル(第3版)	H16.7.1		6, 63
その他環境法令関連	建設汚泥リサイクル指針	H11.11		
	土壤のダイオキシン類簡易測定法マニュアル	H18.4.10		43
	環境基本法	H5.11.19	法律 91 号	9
	水質汚濁に係る環境基準について	S46.12.28	環告 59 号	36
	地下水の水質汚濁に係る環境基準について	H9.3.13	環告 10 号	36, 39, 38
	水質汚濁防止法	S45.12.25	法律 138 号	16, 35, 57
	水質汚濁防止法施行令	S46.6.17	政令 188 号	
	水質汚濁防止法施行規則	S46.6.19	総・通令 2 号	
	排水基準を定める省令	S46.6.21	総令 35 号	35, 36
	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法	S49.9.30	環告 64 号	36, 38
	大気汚染防止法	S43.6.10	法律 93 号	16, 56
	大気汚染防止法施行令	S43.11.30	政令 329 号	
	大気汚染防止法施行規則	S46.6.22	厚・通令 1 号	

分類	法令・ガイドライン等の名称	公布日又は通知日	番号	本文参照ページ
その他環境法令関連	騒音規制法	S43.6.10	法律 98 号	16,73
	騒音規制法施行令	S43.11.27	政令 324 号	
	騒音規制法施行規則	S46.6.22	厚・農・通・運・建令 1 号	
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	S43.11.27	厚・建告 1 号	16,73
	振動規制法	S51.6.10	法律 64 号	16,73
	振動法施行令	S51.10.22	政令 280 号	
	振動法施行規則	S51.11.10	総令 58 号	
	悪臭防止法	S46.6.1	法律 91 号	16,72,76
	悪臭防止法施行令	S47.5.30	政令 207 号	
	悪臭防止法施行規則	S47.5.30	総令 39 号	
その他	労働安全衛生法	S47.6.8	法律 57 号	15,56,72
	下水道法	S33.4.24	法律 79 号	15
	河川法	S39.7.10	法律 16 号	16
	地方自治法	S22.4.17	法律 67 号	8

番号欄の略記内容

厚令：厚生省令

総令：総理府令

環令：環境省令

総・厚令：総理府、厚生省令

総・通令：総理府、通商産業省令

厚・建告：厚生省、建設省告示

環整：厚生省環境衛生局長通達

衛産：厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知

環廃産：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知

環水土：環境省環境管理局水環境部長通知

国官技：国土交通省事務次官通知，

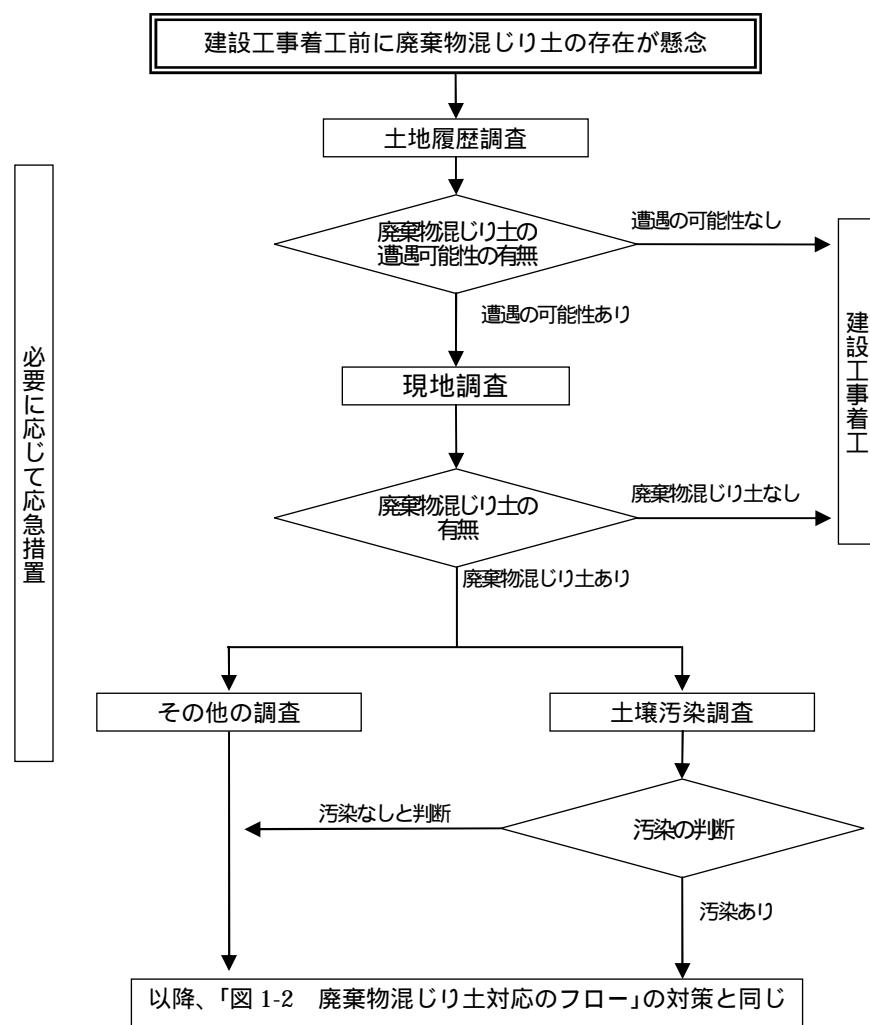
国官技番号とは別に国官総、国営計、国総事の番号も付与されている。

本文参照ページ

- ・法令名が直接載っているページと法令の内容を参考に記述したページがある。
- ・廃棄物処理法や土壤汚染対策法などは多くのページで参照しており、代表的なページについて記述した。

・ <3.1章 参考資料>

本マニュアルは建設工事中に廃棄物混じり土に遭遇した場合を想定しており、本文中の図1-2の廃棄物混じり土対応フローに示すとおり、廃棄物混じり土遭遇後に調査を実施することを想定している。しかし、事業計画段階等で廃棄物混じり土の存在が懸念される場合には、建設工事着工前に調査を実施する場合も想定される。以下の参考図-3.1に、建設工事着工前に廃棄物混じり土の存在が懸念され調査を実施する場合のフローを示す。



参考図-3.1 建設工事着工前に廃棄物混じり土の存在が懸念される場合の調査フロー

< 3.1.2 章 参考資料 >

現地調査の方法

地表踏査、測量

地表踏査は、敷地周辺の地形、地質、水理条件や地表から確認される汚染状況などを確認することを目的として実施する。地表踏査の範囲の設定にあたっては、基本的には敷地境界までの範囲とし、資料等調査結果を基に、想定される埋設範囲を含むように敷地周辺の地形、地質、水理条件などを十分考慮して設定する。地表踏査の際は、地表面の状況や浸出水、異臭などに注意すると共に、敷地の外に流出する水路の水などの状況についても確認する。地表踏査により得られた結果は、調査計画立案の際に有用な情報となる。

地質断面図や地下水等高線図を正確に作成する必要がある場合には、調査地点の正確な位置・標高を把握するために測量を実施する。調査地点の位置を把握する際には、近隣の構造物等を基準とすると対策実施時までに撤去されてしまい位置が不明となる場合があるため、対策実施時まで調査地点が復元できるよう基準点を選定する必要がある。場合によってはGPSを利用し調査位置の座標を把握することも有効である。

物理探査

調査を実施するにあたり、事前に物理探査を利用して大まかな埋設位置を把握することも有効である。なお、近年、電気探査法の一種である高密度電気探査法を利用して、地中に不法投棄された廃棄物層の埋設位置の概略を調査した事例が報告されている。

(引用：ダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル)

参考図-3.1 埋設状況に対する各種物理探査の適用性

(出典：「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル改訂版」(環境省環境管理局水環境部, 平成17年3月30日)に一部加筆)

	廃棄物層	石油缶などの 金属容器	コンクリート槽 (鉄筋なし)	鉄筋コンクリート槽 または金属製蓋	作業性
地中レーダ探査	○	○	○	○	優
電磁探査(時間領域, 周波数領域)	△	○	△	○	優
磁気探査	×	○ (磁性金属)	×	○ (磁性金属)	優
電気探査(比抵抗法)	△	△	△	△	良
反射法地震探査	△	△	△	△	劣
表面波探査	△	△	△	△	良
重力探査	△	△	△	△	良または劣

○：適用可能と考えられる場合

△：ある条件の下で適用可能と考えられる場合

×：理論的に適用が困難と考えられる場合

作業性については、相対的に判断した。

表層ガス調査、地中ガス調査

地表面から発生する可燃性ガス等を広範囲で測定することは、観測井のような特定地点の測定では把握できない場所から発生するガスの有無を把握する材料となる。測定項目は CH₄、H₂S、CO₂、O₂とし、N₂は 100%から測定ガス濃度の総和を差し引いて算定してよい。

廃棄物の分解等により発生する地中ガスは、掘削時の火災等の発生可能性、廃棄物の分解の進行状況等の判定材料となる。測定項目は CH₄（メタン）、H₂S（硫化水素）、CO₂（二酸化炭素）、O₂（酸素）とし、N₂（窒素）は 100%から測定ガス濃度の総和を差し引いて算定してよい。

ガス発生量は、観測井からのガスをパイプ等で誘導して石けん膜流量計や熱線式流量計等で測定する。ガスの濃度は、観測井から発生するガスをできるだけ自然状態でサンプルパックに採取（ガス発生量が少量の場合は吸引しなければ採取できないが、周囲の大気を吸引しないようにできるだけ小容量のポンプを使用する。）し、ガスセンサー、ガスクロマトグラフ等を用いて測定する。

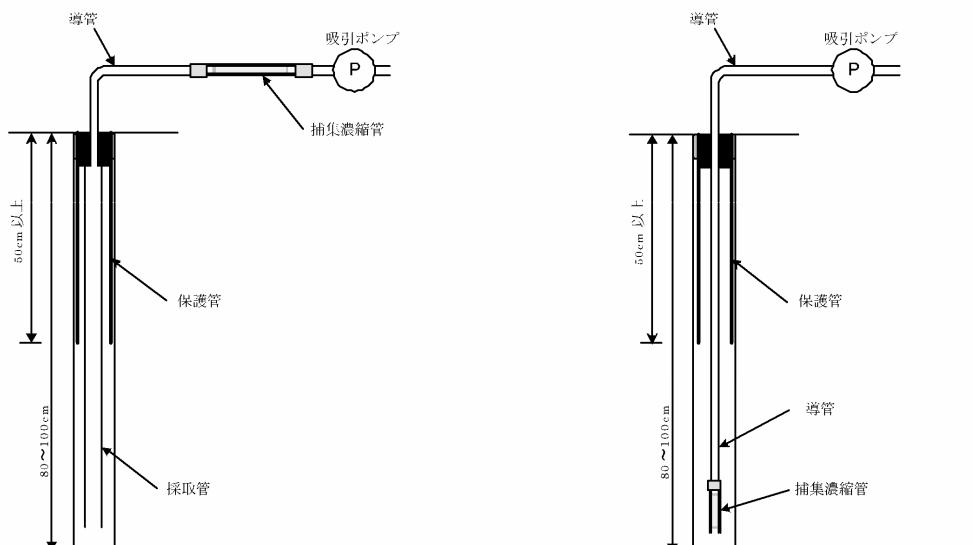
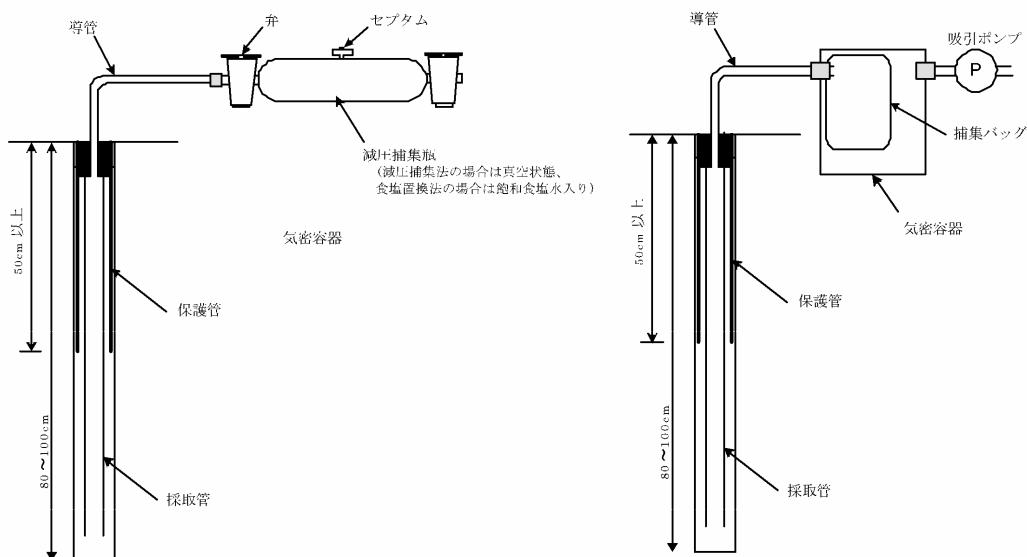
（引用：施行ガイドライン）

揮発性有機化合物により汚染されている可能性がある場合は、これらは揮発性が高いので土壤ガスを調査することにより間接的に廃棄物埋設範囲と相対的な濃度を把握することができる。

調査方法としては、基本的には、土壤汚染対策法に規定される土壤ガス調査法（平成 15 年 3 月 6 日、環境省告示第 16 号）により実施する。

広い範囲について、あるいは多数の地点で調査する場合では、検知管、携帯型ガスクロマトグラフ等の簡易測定法により汚染の状況を把握することが、迅速・簡便かつ安価であるので効果的であるが、現場において測定値は温度その他の要因によって影響を受けるので、汚染の有無については、土壤汚染対策法に規定される調査方法によって実施した結果をもって判断する。なお、土壤ガス調査の結果は、あくまで相対的な濃度を示しているのにすぎないことに留意する。

（引用：地盤汚染対応マニュアル）



参考図-3.2 試料採取孔および飼料採取装置の例

(引用：土壤汚染対策法に係る技術的事項について（答申）中央環境審議会）

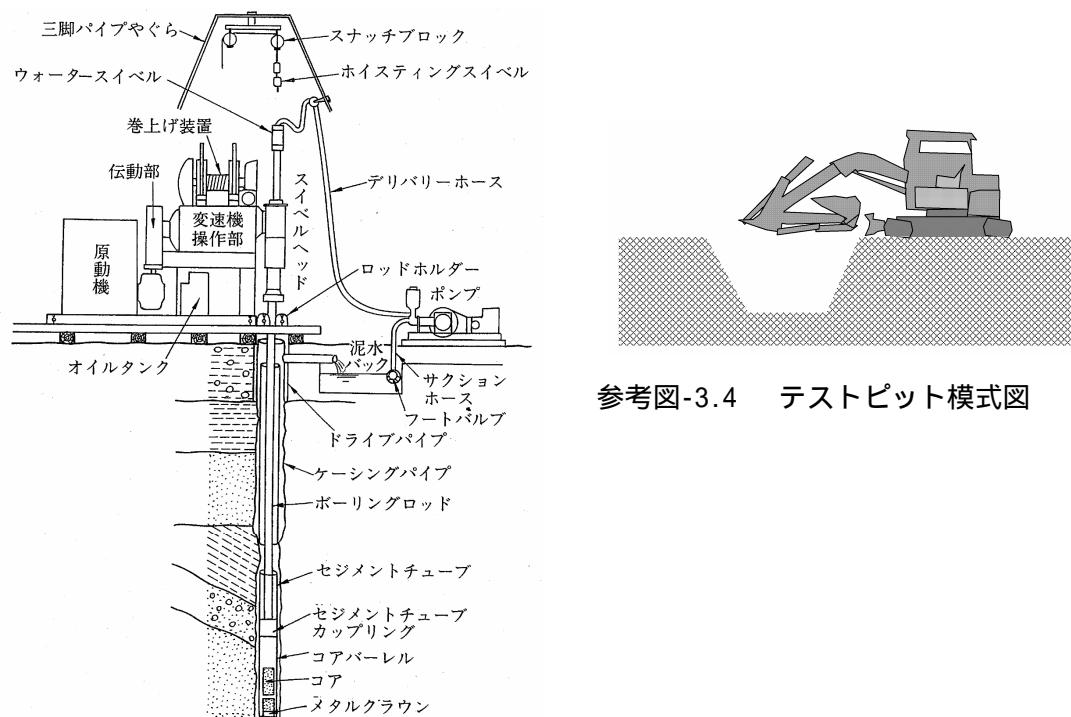
ボーリング調査、テストピット調査

埋設物の内容が不明な場合は、ボーリング調査やテストピット調査により埋設物の内容を確認する必要がある。調査深度や想定される埋設物の内容などにより、ボーリング調査とテストピット調査を使い分ける。また、掘削により汚染を拡散する可能性があるため、実施の有無も含め十分に検討して調査する必要がある。

ボーリング調査には、オールコアボーリングとノンコアボーリングがあるが、廃棄物の内容を確認するためにはコア試料を確認する必要があるため、オールコアボーリングを基本とする。なお、地下水観測井等の設置が目的である場合はノンコアボーリングでも構わない。調査実施時には、難透水層や遮水シートの損傷に注意し、損傷した場合は速やかにセメントミルクなどで封鎖する。

調査終了後の掘削孔は、セメントミルクなどを利用して適正に埋戻しを行う。また、掘削後に埋め戻しができない廃棄物が発生する場合は、当該廃棄物の種類に応じて適正に処理する必要がある。

(参考：施行ガイドライン)



参考図-3.3 ハイドロリックフィールド式
ボーリングマシン一般図
(出典：地盤調査法)

参考図-3.4 テストピット模式図

地下水調査

地下水調査には、大きく分けて、水質の調査、地下水流動状況の調査がある。水質に関しては揮発性有機化合物とそれ以外の物質では分析方法などが異なることに留意する必要がある。この結果と地下水流動状況から見て、将来どのように拡散していく可能性があるかを予測することとなる。

(a) 水質調査

水質を調査するには観測井が必要となるが、新たに多数の観測井を設置することは、かなりのコストを要するため、土壤調査の際の調査孔、既設の井戸、既設のボーリング孔を利用するのがよい。既設井戸での調査にあたっては、その井戸がどの帶水層の状況を反映しているかを調べることが重要で、井戸のスクリーン（ろ過管）の深度と井戸の標高を調査する。なお、対象地域の汚染状況を検討する上で必要と考えられる範囲に既設井戸がない場合には、観測井を新たに設置することが望ましい。また、その際、今後のモニタリングへの利用も考慮して場所を設定するのがよい。

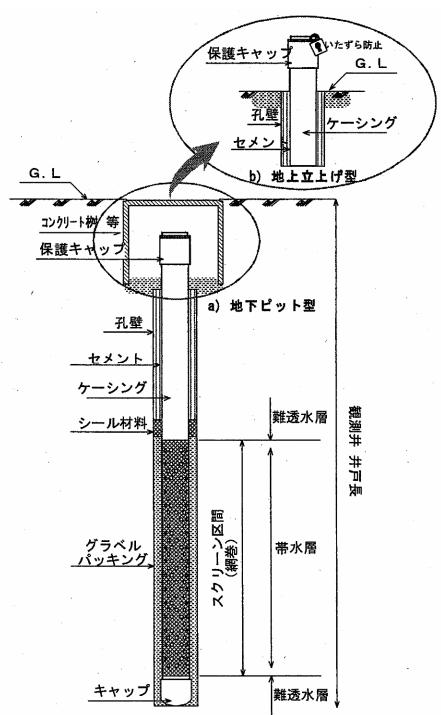
採水器などで採取した地下水中の有害物質の分析を実施する。水質の分析は汚染の程度、広さを考慮し、汚染範囲の推定には簡易測定法、汚染の有無の判定を行う場合は公定法を用いるのがよい。水質の調査結果は、汚染濃度分布図として整理する。

また、試料の運搬などにあたっては、化学的な性質が変化しないよう留意する。

(b) 地下水流動状況調査

汚染源の推定や将来の影響検討を行う上で、現状の地下水がどのように流動しているかを把握しておくことは重要である。資料等調査により把握された地質構造や帶水層を参考にしながら、ボーリング調査により、各地点の水位を把握し、既存井戸の水位と併せた水位分布から地下水位のセンター図を作成する。既設井戸のデータが十分でない場合は実測に基づくのがよいが、地下水位が地形の影響を受けることから、地形や河川水位なども参考にするのがよい。なお、周辺の工場やビル、民家で地下水を利用している場合は、これらの利用に伴って地下水位が変動する。同様に海岸に近いところは潮汐の影響を受けて地下水位が変動するため、地下水位のセンター図の作成にあたっては留意する必要がある。帶水層が複数ある場合は、帶水層ごとに地下水位分布図を作成する。作成された地下水位分布図に基づいて地下水の流向、流速を把握する。

（引用：地盤汚染対応マニュアル）



参考図-3.5 一般的な観測井の模式図

(引用:「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」)

埋設物地盤の土質特性調査

地盤の物理的性質を把握するための調査は、いわゆる構造物設計・施工のための地盤工学的調査であり、通常、当該工事の事前調査として行われている。

(引用：地盤汚染対応マニュアル)

土地の形質の変更に伴い新たに廃棄物埋立地の諸設備に働く荷重の大きさや、廃棄物のり面の安定性、地盤の沈下特性、設置する構造物等の基礎地盤としての支持力等を判断するための土質特性は、土地の形質の変更が廃棄物埋立地諸設備に与える影響を予測するためや、土地利用計画において適切な対策を講ずるための基礎的条件として必要となる。具体的な土質特性調査内容は、標準貫入試験、物理試験、力学試験、透水試験、締め固め特性などがあり、埋設物地盤の利用方法などを考慮して検討する必要がある。

(引用：施行ガイドライン)

悪臭調査

悪臭の発生が予測される場合や地表踏査により異臭が確認された場合は、悪臭防止法に基づいて悪臭調査を実施する必要がある。

臭気の判定は臭覚によることとし、敷地境界付近にて臭覚により臭気があると判断された場合は、臭気物質の分析を行うものとする。臭気の程度は表に示す 6 段階臭気強度表を参考にするとよい。悪臭防止法の規制濃度は、臭気強度 2.5～3.5 の範囲で定められているので、規制地域ごとに定められた規制基準に該当する臭気強度を基準として、簡易的には認知閾値濃度（何の臭いであるかわかる弱い臭い）を目安として判定すればよい。

(引用：施行ガイドライン)

参考表-3.2 6段階臭気強度表示法

臭気強度表示法	においの程度	臭気指数	臭気濃度
0	無臭		
1	やっと感知できる臭い（検知閾値濃度）		
2	何の臭いかわかる弱い臭い（認知閾値濃度）		
2.5		10～15	10～32
3	らくに感知できる臭い	12～18	15～63
3.5		14～21	26～126
4	強い臭い		
5	強烈な臭い		

臭気指数＝ $10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$
(臭気濃度：三点比較式臭袋法を用いて測定した臭気濃度)

地中温度調査

有機物は分解過程において熱を発生することから、地中温度を測定することにより分解が活発に進行しているかどうかを判定する材料となる。

測定方法は、観測井内又はロッド等で地中に測定器を挿入できるようにした孔内に、温度計又は温度センサーを降ろして、1mごとに温度を測定する。内部に水位がある場合は、それ以深は水温を測定することとなるので、水位より深い場所に限って測定する。観測井の側壁に温度計又はセンサーが接触しないように留意して測定することが必要である。

(引用：施行ガイドライン)

粉じん

敷地から粉塵として飛散するおそれのある場合は大気中の粉塵の測定を実施する。浮遊粉塵はハイボリュームエアサンプラー等により採取した試料を用いて分析を実施する。調査地点は卓越風向や敷地形状を考慮して設定する必要がある。

< 3.2 章 参考資料 >

参考表-3.3 地下水試料の保存の方法

対象物質		使用する容器	採水量 [ml]	採水方法	保存の方法
第1種特定有害物質	四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペソ, ジクロロメタン, テトラクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, ベンゼン	ガラス製容器 (ねじぶた付バイアル瓶(ふたは四つ化エテン樹脂)など)	40×3	気泡, 気相が残らぬように満水にして密栓	0~4 冷暗所に静置 直ちに分析する
第2種特定有害物質	カドミウム, 水銀, セレン, 鉛	ガラス製容器 (ポリエチレン製容器も可)	1000	満水にして密栓 (無処理)	0~10 の暗所に静置 硝酸を加えて pH1 にする
	六価クロム		300		0~10 の暗所に静置 中性にする
	シアン		500		0~10 の暗所に静置 水酸化ナトリウムを 2~3 粒を加えて pH12 にする
	砒素		1000		0~10 の暗所に静置 硝酸を加えて pH1 にする 有機物を含まない場合は砒素分析用塩酸を加えて pH1 にする (試料採取量は 500ml)
	ふっ素, ほう素	ポリエチレン製容器	500		0~10 の暗所に静置
	アルキル水銀	ガラス製容器	500		0~10 の暗所に静置 試料 1l につき塩酸を 2ml 加える
第3種特定有害物質	PCB	ガラス製容器	1000	容器上部に 20% 程度の空間を残す (共洗いしない)	0~10 の暗所に静置
	シマジン, チオベンカルブ, チウラム, 有機リン	ガラス製容器	500	気泡, 気相が残らぬように満水にして密栓	0~10 の暗所に静置 塩酸を加えて pH1 にする
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素		ポリエチレン製容器	500	満水にして密栓(無処理)	0~10 の暗所に静置

注1) 保存の方法に示す 項は“短日時に分析が行えない場合”の保存の方法を示したが、計量証明事業者により保存の処理は行われることが望ましい。

注2) PCB を除いた物質については、試料で採取容器を洗浄(共洗い)してから採水する。

参考表-3.4 土壤試料の保存の方法

対象物質		使用する容器	保存の方法
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペソ, ジクロロメタン, テトラクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, ベンゼン	ガラス製容器	容器に空げきが残らないよう に収め, 4 以下の冷暗所に保 存する。1,3-ジクロロプロペソ は凍結保存とする。現地で 試料液の調整を行うことが望 ましい。
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム, 六価クロム, シアン, 水銀, セレン, 鉛, 砒素	ガラス製容器 (ポリエチレン製容器も可)	分析を直ちに行えない場合に は暗所に保存する。
	ふっ素, ほう素	ポリエチレン製容器	
第3種特定有害物質 (農薬等)	PCB	ガラス製容器	分析を直ちに行えない場合に は, 凍結保存する。
	シマジン, チオベンカルブ, チウラム, 有機リン	ガラス製容器	
ダイオキシン類	ダイオキシン類	ステンレス製等の金 属製のもので密封・遮 光可能な容器	冷暗所に保存するが, 速やか に分析を行う。長期保存する 場合は冷凍保存とする。

「土壤・地下水汚染のための地質調査実務の知識」((社)全国地質調査業協会連合会)より

<4.章 参考資料>

廃棄物混じり土管理台帳 (案)

記載年月日： 年 月 日

種別	未掘削残置型有効利用 ・ 管理分別土の有効利用 (一方に○)
工事名称	
施工場所 (又は使用場所)	
残置廃棄物混 じり土の分 布状況また は 管理分別土の 利用状況	注：管理分別土の場合は、自ら利用か個別指定制度による利用かを記述し 関連の書類を添付する。
廃棄物混じり 土または 管理分別土の 組成	地盤調査・試験の記録や土壤・地下水の分析記録などを記述する。
履歴等	未掘削残置方の場合は 活用履歴と施設の設計図書（概略）を記述または添付する。 管理分別土の場合は発生場所における 分別前の廃棄物混じり土の履歴、組成等を記述する。
モニタリング 結果	

台帳書式内に記入できない内容は別紙として番号を付け作成すること。

<4.章 参考資料>

参考表-4.1 廃棄物処理法以外の法規制を受ける施設と規模（代表例）

対象	項目	適用法規		備考
		法律名	規模	
一般粉じん	ストックヤード	大気汚染防止法第18条 同施行令第3条別表第2 同施行規則第10条	土石の堆積場の面積 1000m ² 以上	一般粉じん発生施設の設置の届出
	ベルトコンベヤ		ベルト幅 75cm以上	同上
	ふるい		原動機の定格出力 15kW以上	同上
騒音・振動	ふるい	騒音規制法第6条 同施行令第1条別表1 同施行規則第11条	原動機の定格出力 7.5kW以上	特定施設の設置の届出
	送風機		原動機の定格出力 7.5kW以上	同上
事務所等		建築基準法	都市計画法に基づく 用途地域等による	建築確認

廃棄物混じり土遭遇 事例集

事例1～10については公共工事で遭遇した廃棄物混じり土の対応事例を示した。また、事例11～34については最終処分場跡地利用事例を中心とした既存文献の事例を一覧表としてまとめた。

このほかに参考となる事例として、不法投棄現場の事例がある。青森県と岩手県の県境産廃不法投棄事例や香川県豊島の事例は有名で、対策内容についてはネット上で公開されている。また、「支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル」(財)産業廃棄物処理振興財団編(2006)にも3例ほどの修復事例があり参考となる。

事例1：

建設工事に伴い掘削する場所に廃棄物混じり土壤が存在することを確認した。廃棄物は、ガラス片、空き缶、家庭ごみが主体で、ガラス片などは数mmサイズに破碎されたものが土粒子と混じり合っている状態であった。土粒子とガラス片の量比は正確には測定していないが、土粒子の方がガラス片よりもはるかに多い状態であった。

土壤の分析をした結果、汚染は確認されなかった。

今後の方針を以下のように確認し、環境部局にもその内容を確認した。

- ・空き缶、BIN、ビニール袋等、サイズの大きいもの（目につくもの）についてはできるだけ分別する。
- ・数mmのガラス片などのように現実的には分別が不可能なものについては、土砂に多少混入することはやむを得ないと判断し、護岸等に用いることとした。

本文参照事項解説 本文参照ページ：p2, p63 - 64

廃棄物混じり土から廃棄物を分別し、「分別土」または「管理分別土」として都道府県等の環境部局と協議の上で自ら利用として有効利用した事例である。「分別土」と「管理分別土」では前者は「土」の有効利用であるが、後者は廃棄物処理法の枠組みにおいての有効利用であり法的な意味合いが異なる。ただし有効利用する施工内容については一般的に区別はない。

事例2：

河川改修により埋め立て地を掘削する予定であるが、当該埋立地を試掘したところ、建設廃材と思われる廃棄物が出現した。そこで自治体の環境部局立会いのもと試掘を行い、コンクリートガラ、鉄くず、古タイヤ等が埋設されていることを確認した。

土壤の分析を行った結果、砒素が広域的に環境基準を超過（わずかに超過）していることが確認されたが、学識者等にも相談を行い検討した結果、廃棄物と砒素の関連は認められず、砒素は自然由来と判断した。

河川掘削に伴い発生する『廃棄物混じり土（自然由来の砒素を含む）』については、分別機械で分別し、廃棄物については適切に処分（可能であればリサイクル）することとした。ただし、小さな粒径の廃棄物まで分別できないため、護岸等に小さな廃棄物が混入する可

能性があることを発注者から環境部局に伝えて工事を行うこととした。

廃棄物を分別した自然由来の砒素汚染土壌については周辺環境に悪影響を与えないよう適切な措置を行う計画とした。

本文参照事項解説 本文参照ページ：p2, p63 - 64

事例1と同様、廃棄物混じり土から廃棄物を分別し、「分別土」または「管理分別土」として都道府県等の環境部局と協議の上で自ら利用として有効利用した事例である。

砒素の環境基準のわずかな超過を自然由来と判断しているが、都道府県等の環境部局と十分な協議を行い慎重な判断が必要な事例と考えられる。廃棄物が取り除かれても土壌環境基準を満足していない等、周辺への生活環境影響を及ぼすおそれのある汚染土壌については、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（暫定版）」、「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル（暫定版）」等を参照して対策を行う必要がある。

事例3：

面整備事業用地において廃棄物混じりの建設発生土の山が存在し、事業の支障となっていた。建設発生土の山はほぼ平面に近い緩やかな谷地形に積み上げられており、規模は標高差15mで東西約100m、南北約250mで20万m³以上と見積もられた。県環境部との協議において特定産業廃棄物の支障の除去及び施行ガイドラインを根拠に30mメッシュに1箇所での特定有害物質の調査を提案した。A県環境部からは全体を建設残土と考えて県の残土条例を適用して調査するとの指導を受けた。

建設発生土は建設系廃棄物が混入しているため石灰改良後、ふるいわけられ廃棄物と分別された土とに分けられた。廃棄物のうちコンクリートガラは破碎され再生碎石とした。A県では掘り起こし産業廃棄物を廃棄物処理業の許可業者以外が有効利用する場合、全て個別指定制度のもとで有効利用するように指導している。当該事業で発生した再生碎石と分別された土は全て個別指定制度の枠組みの中で利用された。この事例の場合、分別された土は廃棄物処理法の枠組みで有効利用が図られた例である。

本文参照事項解説 本文参照ページ：p25 - 28, p64

調査密度や調査項目などの調査計画は、調査後の対策にも関係してくる場合もある。廃棄物混じり土に遭遇した場合、できるだけ早い段階から都道府県等の環境部局と協議し、調査の方法や対策を検討していくことが重要である。

当該事例は、管理分別土を個別指定制度のもとで有効利用した事例である。A県は、公事事業において廃棄物混じり土に遭遇した場合、有効利用が可能な状況であれば全て個別指定制度のもとでの有効利用を行うよう指導している。

なお、自治体によっては個別指定制度を取扱わないとしている場合もあり、事業の早い段階で協議を行う方が望ましい。

事例4：

都市近郊の沖積低地で大規模な区画整理事業が行われている場所である。昭和30年代頃までは水田地帯であり、昭和40年代から部分的に宅地化が進行した。水田であった低地を埋立てるため近接都市の建設系廃棄物や一般廃棄物の焼却灰などが持ち込まれて埋立が進行した。当時は廃棄物処理法成立の前後であり、廃棄物による埋立の違法性が明確でなかった時代である。

区画整理事業は昭和60年代から開始されたが、そのころの土地利用状況では水田ではなく住宅のほか畠地、駐車場、倉庫などが主要となっており、区画整理を進めるにあたって各所から廃棄物が掘り起こされた。区画整理事業者は、すでに掘り起こされた廃棄物や今後事業を進めていくにあたり掘起される廃棄物の取扱いについて県の環境部局と適宜協議し事業を進めた。

掘り起こされた廃棄物混じり土はふるいわけなどの選別が行われ、廃棄物のうちコンクリートガラなどは破碎されて現地の道路路盤材として使われ、その他の廃棄物は適正処分された。ふるいわけ分別された土は道路の路床や公園用地などの公共用地に埋め戻された。区画整理事業で宅地部分となる場所については事業用地外から持ち込まれた良質土で置き換えられた。焼却灰については混入土と分別ができないため、現地で一旦仮置きされた後廃棄物として適正処分された。

なお、当該地は各所でふつ素が土壤環境基準を超過しているが、検出は沖積の地山部分であること、偏在性がないこと、含有量が十分に低いレベルであること等により、自然由来による環境基準超過であるとして県の環境部局からも認知されている。また、当該地は飲用による地下水利用はない。

本文参照事項解説 本文参照ページ：p6、p51 - 67, p63 - 64

「分別土」の発生時以前に、当該工事、または工事間利用などで利用場所が明確となっていることが必要である。当該工事の場合、利用は公共用地に限定するとしその由来を考慮して利用先を定めている。分別の技術は本文を参照されたい。

地山部分でふつ素が土壤環境基準を超過しているが、このような場合も「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（暫定版）」、「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壤対策マニュアル（暫定版）」等を参考して対応方法を決定する。

事例5：

旧国鉄の操車場跡地を中心とした区画整理事業が進められている場所である。操車場跡地では蒸気機関車の燃料として使われた石炭の燃え殻が大量に埋められていた。燃え殻は土の混入が少ないもののが多かった。燃え殻の総量はおおむね 15 万 m³ と見積もられた。一部有害物質が溶出量基準を超過したものについては場外搬出処分し処理したが、基準を満足する燃え殻については有効利用が図られた。有効利用にあたっては他産業での有効利用事例を調査し、石炭の燃え殻は石炭火力発電所のクリンカーアッシュが道路路盤材や埋め戻し材、構造物の裏込め材として一般に流通されていることを確認し同等の品質が確保されていることを確認したうえで使用することとした。

掘り起こされた燃え殻がクリンカーアッシュと同等であるとするためには、蛍光 X 線分

析による主要成分の分析を行いクリンカーアッシュと同等であると確認した。また、材料としての試験はコーン指数、CBR 試験、粒度密度試験などを実施し材料としての有効性を確認している。

当該対象地ではこのほか掘り起こし燃え殻を土と混入し植栽ポット試験を実施している。試験の結果、混入割合が 50%で植物の生育がもっともいいとの成果が得られ、実施工においても街路の植栽用の土に混ぜて使用された。

事業者は掘起こされた石炭の燃え殻を有効利用するのにあたり、当該地である政令市の環境部局に対して、有効利用する燃え殻に有害性がないこと、火力発電所からの石炭のクリンカーアッシュは一般に再生利用の市場が形成されており、また材料としての品質も利用用途に応じた品質であることなど、廃棄物該当性の判断指針に準じて有効利用できるものであることを示した。これに基づき、事業者と市環境部局は、石炭ガラの利活用について「公共下水道函渠基礎材としての活用」、「道路路床改良材としての活用」、「道路植栽帯及び公園内の植栽基盤材としての活用」、「地区外搬出する場合はセメント原材料としての活用」を行うこととして協議書を取り交わした。

本文参照事項解説 本文参照ページ : p64 - 65

分別した廃棄物を有効利用する場合は、有価物の判断基準を総合的に求められることがある。有価物の判断基準は建設汚泥有効利用で示されているので参考となる（脚注¹）。有価物の判断要素には 5 項目あり、物の性状について、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思である。

当該事例においても適正な利用が一般的に認められていることを示すために、石炭のクリンカーアッシュが一般に流通されて有効利用されていることを事例で示すとともに、有害性がないことを示す分析、材料としての品質を確認するための試験を行い有価物であることを示した上で有効利用している。

事例 6 :

自動車専用道の通過予定地が一般廃棄物最終処分場跡地の一部にかかることになっている。処分場跡地は遮水シートがなく、廃棄物処理法成立後に廃止された処分場跡地であるが、廃止の基準が制定される以前に廃止された処分場である。道路通過予定地以外の部分では、民間に転売され倉庫用地となっている部分がある。県の環境部は当該地を廃棄物処理法の指定地に指定する予定はないとのことである。（廃止後年月が経っており、土地の権利関係が複雑で指定地にするとトラブルとなることを考慮し指定をしないものと推察される。）

事業者と県環境部との協議では、施行ガイドラインに準じた対策を行って工事を進めることで合意している。道路は当初計画では切土にて通過する予定であるが、橋梁での通過など今後、施工方法については再検討する予定である。

本文参照事項解説 本文参照ページ : p10 - 12

廃止された廃棄物最終処分場の跡地は、都道府県等により廃棄物処理法上の指定地に指

¹ 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断基準について」（平成 17 年環境省産業廃棄物課長通知，環廃産発第 050725002 号）

定され、指定地の土地改变行為は廃棄物処理法を遵守するとともに技術的には「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に従って対応する必要がある。

指定地に関しては平成17年より施行されているが、当該事例のように指定地となるべき処分場跡地であるのに指定を受けていない最終処分場跡地が多数存在する。この様な場合は、指定地ではないが施行ガイドラインに準じた対策を行って工事を進める必要がある。工事計画段階で都道府県等の環境部局に照会し、事業予定地にそのような場所がないか確認しておくことが必要である。

事例7：

現に埋立を実施している一般廃棄物最終処分場と古いゴミの埋立地（廃棄物処理法成立以前に廃棄物の埋立てが終了している埋立地）がある。高速道路がこれら2つの処分場の下をトンネル構造で通過し、上部をバイパスが通過する予定がある。このうち上部のバイパスについての施工方法について委員会で検討された。

参考：「田辺西バイパス三四六地区施工方法検討委員会」

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/zimusho/ir/pdf16/kisha20041112.pdf>

施工方法の検討として廃棄物の現場分別の検討、汚染土壌の湿式洗浄分別の検討、遮水壁の検討、道路の沈下対策検討などが行われた。

廃棄物の現場分別の検討

切土工区で発生する旧処分場の廃棄物を、トロンメルと選別スクリーンを用いて手選別で行った。トロンメルの網目は20mm、選別スクリーンの網目は10mmが分別効率・分別速度で最も優れていることを導き出した。なお、廃棄物の脱水の対策として、消石灰を20kg/m³添加することで、作業性の向上が得られる事も導き出した。結果は50%のリサイクル可能な分別が可能となった。主な分別品はRCに再利用される玉石・礫類であった。

汚染土壌に対する分級洗浄方法の検討

湿式振動ふるい機、アトリッショニキサー（摩碎機）などによる分級洗浄により汚染土壌を清浄土と廃棄土に分別した。またEPMA（ELECTRON PROBE MICRO ANALYZER）を導入し洗浄率の向上を図った。

施工方法の検討

FEM計算手法により、切土工区における遮水壁や土留壁の検討、盛土工区における沈下量を計算しプレロードによる対策を提案した。

本文参照事項解説 本文参照ページ：p10 - 12, p51 - 67

「古いゴミの埋立地」については廃棄物処理法上の指定地の対象ではないが、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じての対応が求められており、「現に埋立を実施している一般廃棄物最終処分場」への対応も含めて、県の環境部局も含めた検討委員会で施工内容について検討された事例である。

現場分別の検討等の内容は、技術的内容として参考となる。

事例8

鶴見川多目的遊水地を建設中に、一部の地下からPCB等を含む異物混入土が確認された。

遊水地工事を実施するためこれらの異物混入土は掘削する必要が生じ、学識経験者からなる「鶴見川多目的遊水地土壤処理技術検討委員会」を設置し処理方法の検討を行っている。異物混入土は無害化処理を行う予定であるが、比較的汚染濃度が高い異物混入土（ダイオキシン類として最大 2,300pg-TEQ/g）が約 6,000m³ と相対的に濃度が低い異物混入土（PCB10mg/kg 未満かつダイオキシン類 1,000pg-TEQ/g 未満）の約 102,000m³ が現地に一時保管されている。保管は周囲を鉛直遮水壁で囲い、上部に蓋をして管理している。比較的濃度の高い異物混入土については、低い濃度の保管施設の内側にさらに鉛直遮水を設けて保管するという、2重防護による保管が行われている。

参考：京浜河川事務所 鶴見川多目的遊水地事業 土壤処理対策について

http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp/tsurumi/project/oasis/soil_01_01.htm

本文参照事項解説 本文参照ページ：p53

遭遇した廃棄物が PCB 汚染物を含む廃棄物混じり土であったために、制度上および技術的問題から、当面現地で一時保管せざるをえなくなった事例である。

事例 9

首都圏中央連絡自動車道の八王子北 IC の施工に伴い、ダイオキシン類が環境基準を超過した焼却灰の埋設に遭遇した事例。2.4 ~ 3.4ng-TEQ/g のダイオキシン類が検出され、道路建設用地から約 6,680m³（約 8,040 t）のダイオキシン類を含む焼却灰が撤去された。搬出された焼却灰は、溶融処理された。撤去は防塵建屋内で掘削除去された。なお、道路用地隣接の焼却灰は掘り出されずに埋められたままの状況である。

参考：「圈央道(八王子北 IC)ダイオキシン類を含む焼却灰等の現地搬出完了」

国土交通省関東地方整備局相武国道事務所

<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/shirase/kisha/h17/ki050519.pdf>

<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/shirase/kisha/h17/ki050711.pdf>

「圈央道建設現場におけるダイオキシン類の検出」

東京都報道発表資料 平成 14 年 1 月 15 日

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2002/01/60C1G300.HTM>

本文参照事項解説 本文参照ページ：p11

道路建設用地の敷地外まで埋設廃棄物が埋まっていた場合の施工例である。道路事業者は事業用地内の焼却灰を全て撤去処分したが、事業用地外には焼却灰が残置されている。用地外の残置部分については、覆土による飛散防止措置、フェンスによる人の立入防止、将来の土地利用にあたって土地を改変する場合は適正処理を行うことが東京都から土地所有者に対して指導されている。

施工にあたっては事前に都道府県等の環境部局との協議が重要である。

事例 10

大田区内の区道の工事で掘削土から PCB が検出された。ダイオキシン類の分析結果から大部分がコプラナーPCB であり、ダイオキシン類として最大 570,000pg - TEQ/g が検出された。東京都は対象地をダイオキシン類対策特別措置法のダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定し、浄化対策を行なった。

参考資料：「大田区大森南 4 丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策」

東京都環境局環境改善部有害化学物質対策課 土壤地下水汚染対策係

http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/dojyo/oota_dojyo/index.htm

本文参照事項解説 本文参照ページ : p15

ダイオキシン類対策特別措置法で対策が行なわれた事例である。全て汚染土壤対策として実施されているが、土壤に含まれるものとして「コンクリートがら等」、「金属等」の浄化確認データがホームページ上で示されており、これらについても土壤とともに処理対象物として処理された。

参考表-4.2 廃棄物地盤の跡地利用事例（最終処分場跡地利用）

事例	廃棄物	利用概要	地名	埋立組成	埋立規模 (ha)	対策・改良
11	一般廃棄物	クリーンセンター	半田市一般廃棄物処理場		建物 0.6ha	沈下・ガス対策なし
12		粗大ごみ処理施設	龍野市一般廃棄物処理場			沈下対策(重量配分を考慮・軽量構造物は独立基礎)
13		テニスセンター	福山市津え下埋立地			置換工法 沈下対策(軽量化)
14		体育館	新潟市津島屋埋立処分場		3.3ha	置換工法
15		農業施設	徳島市応神町西貞方処分場			置換工法と載荷盛土 沈下対策(配筋量の増量) ガス対策(20m ピッチ)
16		体育館、運動場等	長崎市東長崎埋立処分場			置換工法 腐食対策(電気防食)
17		清掃工場等	京都市横大路埋立地		建物 0.9ha	伸縮継手の採用
18		レクリエーション施設	愛知県豊田環境保全センター			沈下対策(軽量化と NF考慮)
19		道路 倉庫	名古屋市藤前流通業務団地	可燃 18.7% 不燃 81.3%	13.7ha (重錐落下施工)	道路：重錐落下工法 倉庫：プレロード工法
20		滑走路着陸帯	富山空港	可燃 11.1% 不燃 88.9%	11ha	滑走路：SCP 工法 着陸帯：重錐落下工法 プレロード工法
21		インターチェンジ	山陽自動車道岡山総社 IC、(元最終処分場)	可燃 16.9% 不燃 83.1%	2.4ha (重錐落下施工)	重錐落下工法 プレロード工法
22		工場、倉庫、住宅 運動施設等	東京港 8 号埋立地	可燃 5.5% 不燃 94.5%	36.4ha	ガス対策
23		体育館、清掃工場 陸上競技場等	東京港 14 号埋立地 (夢の島)	可燃 32.3% 不燃 67.7%	45.1ha	沈下対策・ガス抜き孔の設置・換気孔の設置
24		ゴルフ場クラブハウス	東京都 15 号地廃棄物処分場		80.8ha	沈下対策(伸縮継手) ガス対策(高床式、強制換気)
25		工業団地	千葉県某工業団地	可燃 16.9% 不燃 81.3%	0.8ha (重錐落下施工)	重錐落下工法
26		学校	福岡市東南地区八田埋立地	不燃性廃棄物(生ゴミ混り)	2.3ha	ガス対策・排水対策 基礎杭等の侵食防止対策
27		工業団地	浦和市	生ゴミ 32% 不燃性 15% 焼却灰 53%	1.9ha	プレロード対策 地盤沈下・ガス対策 構造物基礎の腐食対策
28		中層集合住宅	丘陵地の山間谷地		0.3ha	プレロード工法 ガス抜き圧起工
29		宿舎、学校等	中部地方		3.1ha	
30		宿舎、学校、公園 運動場等	中部地方		3.3ha	ガス対策
31		一般住宅、道路、 倉庫、事業所等	中部地方		95ha	重錐落下工法
32	産業廃棄物	火力発電所設備	兵庫県姫路市飾磨区 (播磨臨海工業団地)	石炭灰 (不燃性物)	発電所敷地 19ha	SCP 工法 固化改良工法
33		高速道路インター ーチェンジ	三重県桑名市		5.1ha	周辺環境対策 ガス抜き圧起工
34		特別養護老人ホー ム	横浜市旭区		2.3ha	表土置換・完全覆土工 地盤沈下・基礎腐食対策 ガス滞留防止対策

出典：岡田淳治・小野諭・久保田耕司,廃棄物処分場の跡地利用,廃棄物学会誌 Vol. 12, No. 3 P170-182, 2001 一部修正

4.2.1 章 参考資料

産業廃棄物の保管基準

1 囲いの構造

産業廃棄物の保管施設の周囲には囲いを設け、廃棄物の荷重が直接かかる場合は、囲いの構造耐力上の安全性を確保すること。（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等）

2 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の寸法及び事項を表示した掲示板を設置すること。

- (1) 寸法 60cm 以上×60cm 以上
- (2) 表示すべき事項
 - ① 産業廃棄物の保管場所である旨
 - ② 産業廃棄物の種類
 - ③ 管理者の氏名又は名称、連絡先（管理を担当する課名等、電話番号）
 - ④ 最大積み上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）

【掲示板の作成例】

3 産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止

産業廃棄物が飛散・流出したりしないようにするとともに、汚水が生ずるおそれがある場合は、排水溝等を設置したり、地下浸透しないように底面を不浸透性材料で覆ったりすること。また、悪臭が発散しないようにすること。

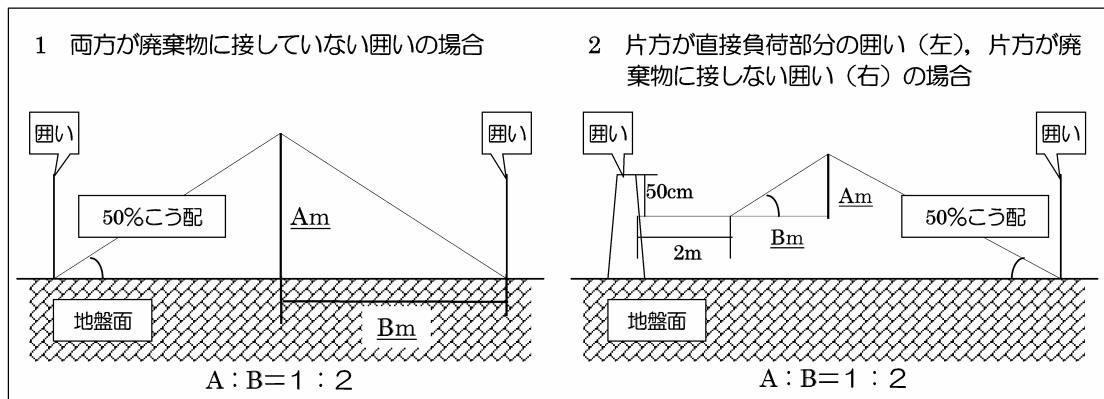
4 積上げ高さ制限（屋外で容器に入れないので保管する場合） 図2参照

(1) 産業廃棄物が囲いに接しない場合、囲いの下端からこう配 50%以下とする。
※使用済自動車等については、特別の保管基準が適用されます。（H17.1.1～）

(2) 産業廃棄物が囲いに接する場合、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50cm 以下とし、2m 以上内側は 2m 線からこう配 50%以下とする。

※ 囲いが廃棄物と接して曲がっていたり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げてはいけません。

5 ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫の発生防止



参考図-4.1 積上げ高さの上限

4.2.3 章 参考資料

参考表-4.3 土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2),3),4)}	コーン 指数 $q_c^{*5)}$ (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{*6),7)}		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) $w_n(%)$	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれ らに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫{G} 砂礫{GS}	-	<p>*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。</p> <p>*水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。</p>
	第1種改良土 ^{*8)}		砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}	-	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土 及びこれらに準 ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土{I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫{GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が 確保される粘性 土及びこれに準 ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土{I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト{M} 粘土{C}	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれ に準ずるもの (第3種建設 発生土を除く))	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
	第4b種		人工材料	改良土{I}	-	
	第4種改良土		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
泥土 ^{*1),*9)}	泥土a	200 未満	粘性土	シルト{M} 粘土{C}	40~80%程度	
	泥土b		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
	泥土c		有機質土	有機質土{O}	40~80%程度	
			人工材料	改良土{I}	-	
			砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
			粘性土	シルト{M} 粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
			高有機質土	高有機質土{Pt}	-	

* 1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

* 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

* 3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

* 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

* 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表2参照)。

* 6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

* 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

* 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

* 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環境省通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官總第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

参考表-4.4 適用用途標準(1)

区分	適用用途	工作物の埋戻し		建築物の埋戻し ¹		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土 砂、礫及びこれ	第1種		最大粒径注意 粒度分布注意		最大粒径注意 粒度分布注意		最大粒径注意 粒度分布注意		最大粒径注意 粒度分布注意		最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意
第2種建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	第2a種		最大粒径注意 細粒分含有率注意		最大粒径注意		最大粒径注意 細粒分含有率注意		最大粒径注意		最大粒径注意
	第2b種		細粒分含有率注意				細粒分含有率注意				
	第2種改良土				表層利用注意						
第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	第3a種				施工機械の選定注意						施工機械の選定注意
	第3b種				施工機械の選定注意						施工機械の選定注意
	第3種改良土				表層利用注意 施工機械の選定注意						施工機械の選定注意
第4種建設発生土 粘性土及びこれらに準ずるもの	第4a種										
	第4b種										
	第4種改良土										
泥土	泥土a										
	泥土b										
	泥土c	x		x		x		x			

[評価]

- : そのまま使用が可能なものの、留意事項に使用時の注意を示した。
- : 適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なものの。
- : 評価が のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。

x : 良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。

粒度調整：利用場所や目的によっては粒度があるものは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。

機能付加・補強：固化材、水や骨材等を混合することにより発生土の強度、軽量性などの付加価値をつけることや補強材による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。

安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機系による水分の土中の固定を目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。

細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。

礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。

粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。

透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。

表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。

施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

[備考]

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

参考表-4.4 適用用途標準(2)

区 分		河 川 築 堤				土 地 造 成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評 価	留 意 事 項	評 価	留 意 事 項	評 価	留 意 事 項	評 価	留 意 事 項
第 1 種 建設発生土 〔砂、礫及びこれら〕	第 1 種		最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意				最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意		表層利用注意
	第 1 種 改良土		最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意				最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意		表層利用注意
第 2 種 建設発生土 〔砂質土、礫質土 及びこれらに準〕	第 2a 種		最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意		最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意		最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意		表層利用注意
	第 2b 種		粒度分布注意		粒度分布注意				
	第 2 種 改良土		表層利用注意		表層利用注意		表層利用注意		表層利用注意
第 3 種 建設発生土 〔通常の施工性が確保 される粘性土及びこ れらに準ずるもの〕	第 3a 種		粒度分布注意 施工機械の 選定注意		粒度分布注意 施工機械の 選定注意		施工機械の 選定注意		施工機械の 選定注意
	第 3b 種		粒度分布注意 施工機械の 選定注意		粒度分布注意 施工機械の 選定注意		施工機械の 選定注意		施工機械の 選定注意
	第 3 種 改良土		表層利用注意 施工機械の 選定注意		表層利用注意 施工機械の 選定注意		表層利用注意 施工機械の 選定注意		表層利用注意 施工機械の 選定注意
第 4 種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに 準ずるもの〕	第 4a 種								
	第 4b 種								
	第 4 種 改良土								
泥 土	泥 土 a								
	泥 土 b								
	泥 土 c	x		x		x			

参考表-4.4 適用用途標準(3)

区分	適用用途	鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ²	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 砂、礫及びこれら	第1種		最大粒径注意 粒度分布注意		最大粒径注意 粒度分布注意		粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種 改良土		最大粒径注意		最大粒径注意		淡水域 利用注意
第2種 建設発生土 砂質土、礫質土 及びこれらに準	第2a種		最大粒径注意		最大粒径注意		
	第2b種						粒度分布注意
	第2種 改良土						淡水域 利用注意
第3種 建設発生土 通常の施工性が確保 される粘性土及びこ れらに準ずるもの	第3a種				施工機械の 選定注意		粒度分布注意
	第3b種				施工機械の 選定注意		
	第3種 改良土				施工機械の 選定注意		淡水域 利用注意
第4種 建設発生土 粘性土及びこれらに 準ずるもの	第4a種						粒度分布注意
	第4b種						
	第4種 改良土						淡水域 利用注意
泥土	泥土a						
	泥土b						
	泥土c	x		x			

参考表-4.5 用途ごとの要求品質参考例

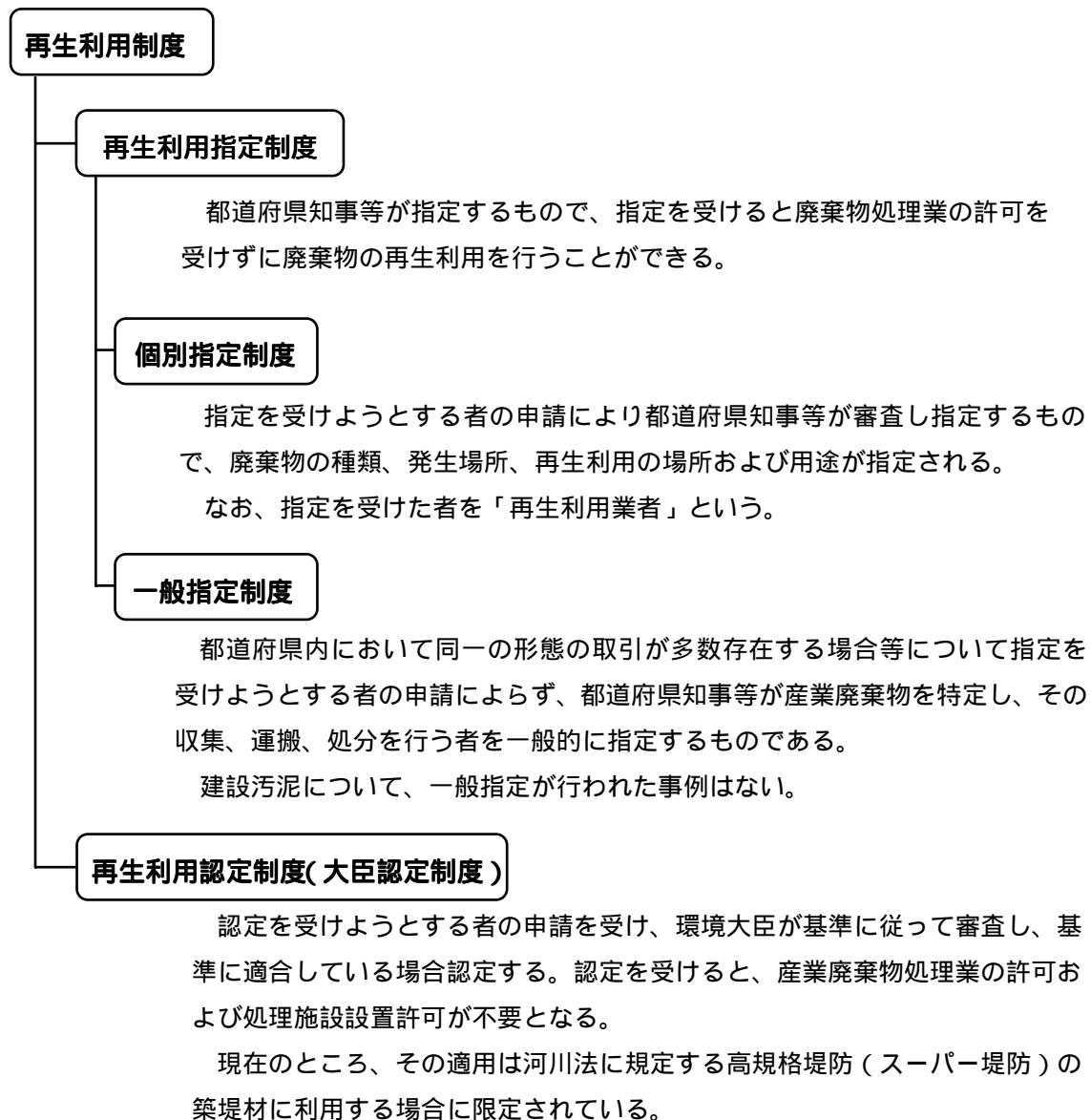
用途		工作物の埋め戻し	建築物の埋め戻し	土木構造物の裏込め	道路用盛土		河川築堤		土地造成		鉄道盛土	空港盛土	水面埋立
路床	路体				高規格堤防	一般堤防	宅地造成	公園・緑地造成					
用途ごとの要求品質 施工管理規定	最大粒径	50 mm以下	100 mm以下	(100 mm以下)		100 mm以下	(150 mm以下)	100 mm以下 (転石 300mm 以下)		300 mm程度			
	粒度	Fc 25%		(細礫分以下 25%) (Fc 25%)		37.5mm 以上の混入率 40%以下	(Fc = 15 ~ 50%)	37.5mm 以上の混入率 40%以下					
	コンシステンシー			(PI 10)									
	強度	規定の CBR 以上	通常の施工性が確保できるもの	圧縮性の小さい材料	規定の CBR 以上		qc 400kN/m ³		qc 400kN/m ³ 場合により qc 200kN/m ³	上部盛土について K30 70MN/m ³			
	施工含水比	監督員の指示		最適含水比と Dc90% の得られる湿潤側の含水比の範囲	最適含水比と Dc90% の得られる湿潤側の含水比の範囲	最適含水比より湿潤側で、規定の乾燥密度が得られる範囲	Dc 90% の締固め度が得られる範囲	最適含水比に近い状態		Dc 90% 以上が得られる範囲	最適含水比付近		
	締固め度	Dc 90%		Dc 90 ~ 95%	Dc 90 ~ 95%	Dc 90%	RI 計器： 締固め度平均値 Dc 90% 砂置換法： 締固め度最低値 Dc 85%	平均締固め度： Dc 90% 締固め度品質下限値： Dc 80%	RI 計器： Dc 87% 砂置換法： Dc 85%		Dc 90 ~ 95%	90%以上	
	空気間隙率または飽和度						粘性土 Va 10% Sr 85% 砂質土 Va 15%	粘性土 Va 2 ~ 10% Sr = 85 ~ 95% 砂質土 Va 15%	RI 計器： Va 13% Sr = 85 ~ 95% 砂質土 Va 15%		粘性土 Va 10 ~ 15%	Sr = 85 ~ 95% Va = 1 ~ 10%	
	1層の仕上り厚さ	30cm 路床部 20cm 以下	30cm 以下	20cm 以下	20cm 以下	30cm 以下	30cm 以下	30cm 以下	まき出し厚さ 30 ~ 50cm		30 cm程度	一般的な土工 : 30 cm 以下 空港高盛土等 : 試験施行の成果を設計・施行に反映させるものとし、まさだじ厚さ、土砂 : 10 ~ 50 cm、軟岩 : 30 ~ 50 cm、硬岩 : 最大粒径の 1.5 倍程度ただし 1 mm 以下	
	その他						qc 400kN/m ³						
基準等		建設省 : 「建設省総合技術開発プロジェクト 建設事業への廃棄物利用技術の開発 概要報告書」, 昭和 61 年 11 月	社団法人公共建築協会 : 「公共建築工事標準仕様書平成 16 年版」, 平成 16 年 3 月 「建築工事監理指針平成 16 年度版」, 平成 17 年 3 月	社団法人日本道路協会 : 「道路土工・施工指針 改訂版」, 昭和 61 年 11 月	社団法人日本道路協会 : 「道路土工・施工指針 改訂版」, 昭和 61 年 11 月	財団法人リバーフロント整備センター : 「高規格堤防盛土設計・施工マニュアル」, 平成 12 年 3 月	財団法人国土開発技術研究センター : 「河川土工マニュアル」, 平成 5 年 6 月	都市基盤整備公団 : 「工事共通仕様書」, 平成 12 年 9 月		運輸省鉄道局監修 鐵道総合研究所編 鐵道構造物等設計標準・同解説 土構造物 平成 4 年 10 月	財團法人港湾空港建設技術サービスセンター : 「空港土木工事共通仕様書」, 平成 16 年 4 月 「空港土木施設工要領」, 平成 11 年 9 月	財團法人日本港湾協会 : 港湾の施設の技術上の基準・同解説	
備考		施設等の特性により必要な諸元を選定する							施設等の特性により必要な諸元を選定する。		施設等の特性により必要な諸元を選定する。	施設等の特性により必要な諸元を選定する。	

※)実際の適用にあたっては、利用側で定められている諸基準等に従うこと。なお、RI計器とは、放射性同位元素(redioisotope, RI)を利用して土の湿潤密度および含水量を測定するための計器である。

凡例 FC: 細粒分含有率 PI: 粘性指数 qc: ボーン指數 Dc: 締固め度 Va: 空気間隙率 Sr: 饱和度 -: 特に規定なし () : 望ましい値

個別指定制度について

個別指定制度は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外的なものとして位置付けられる。制度を利用する再生利用者の申請を受け都道府県知事等が指定するもので、廃棄物の種類、発生場所と再生利用の場所、及び用途が指定される。指定を受けた場合は、その申請者は廃棄物処理行の許可をとらなくても、その廃棄物を再生利用できる。個別指定の位置づけを以下に示す。



参考図-4.2 個別指定制度の位置づけ

個別指定制度を利用するにあたっては、「建設汚泥の再生利用制度の運用における考え方」（平成18年環廃産発大060704001号）の別添資料が参考となる。具体的な手続きは都道府県等の環境部局に問い合わせていただきたい。

4.2.4 章 参考資料

建設 廃 棄 物	一般 廃 棄 物	事務所から排出される一般廃棄物の具体的内容 例 現場事務所における生ゴミ、新聞、雑誌等																					
	産業 廃 棄 物	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>工場から排出される産業廃棄物の具体的内容 例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック類</td><td>廃発砲スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類</td></tr> <tr> <td>ゴムくず</td><td>天然ゴムくず</td></tr> <tr> <td>金属くず</td><td>鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安柵くず</td></tr> <tr> <td>ガラスくず及び陶磁器くず</td><td>ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず</td></tr> <tr> <td>がれき類</td><td>工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 コンクリート破片 アスファルト・コンクリート破片 れんが破片</td></tr> <tr> <td>汚泥</td><td>含水率が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね 200kN/m²以下 または一軸圧縮強度がおおむね 50kN/m²以下) 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水</td></tr> <tr> <td>木くず</td><td>工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる木くず (具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等)</td></tr> <tr> <td>紙くず</td><td>工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず (具体的には包装材、段ボール、壁紙くず)</td></tr> <tr> <td>繊維くず</td><td>工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず (具体的には廃ウェス、縄、ロープ類)</td></tr> <tr> <td>廃油</td><td>防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ (タールピッチ類)</td></tr> </tbody> </table>	分類	工場から排出される産業廃棄物の具体的内容 例	廃プラスチック類	廃発砲スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類	ゴムくず	天然ゴムくず	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安柵くず	ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 コンクリート破片 アスファルト・コンクリート破片 れんが破片	汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね 200kN/m ² 以下 または一軸圧縮強度がおおむね 50kN/m ² 以下) 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水	木くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる木くず (具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等)	紙くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず (具体的には包装材、段ボール、壁紙くず)	繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず (具体的には廃ウェス、縄、ロープ類)	廃油
分類	工場から排出される産業廃棄物の具体的内容 例																						
廃プラスチック類	廃発砲スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類																						
ゴムくず	天然ゴムくず																						
金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安柵くず																						
ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず																						
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 コンクリート破片 アスファルト・コンクリート破片 れんが破片																						
汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね 200kN/m ² 以下 または一軸圧縮強度がおおむね 50kN/m ² 以下) 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水																						
木くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる木くず (具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等)																						
紙くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず (具体的には包装材、段ボール、壁紙くず)																						
繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず (具体的には廃ウェス、縄、ロープ類)																						
廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ (タールピッチ類)																						
特別管理 産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類																					
	廃 PCB 等及び PCB 汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器																					
	廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物																					

安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。(ただし石膏ボード、廃プラウン管の側面部(以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)、廃プリント配線板(廃プラスチック類、金属くず)、廃容器包装(廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)は除く。)

「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成 13 年環廃産 276 号より)

参考図-4.3 建設廃棄物の種類(例)

参考表-4.6 産業廃棄物の種類

種類	概要
(1)燃え殻	石灰がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
(2)汚泥	(有機性汚泥)下水汚泥、製紙スラッジ、醸造かす (無機性汚泥)浄水場沈でん汚泥、めっき汚泥、碎石スラッジ、ペントナイト泥
(3)廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、溶剤、タールピッチ
(4)廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液
(6)廃プラスチック	固形状、液状のすべての合成高分子系化合物、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)
(7)ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
(8)金属くず	鉄鋼、非鉄金属のくず
(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、陶磁器くず、レンガくず、石膏ボード
(10)鉱さい	鉄物廃砂、電炉等溶解炉かす
(11)がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、その他これらに類する不要物
(12)ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
(13)紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
(14)木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等
(15)繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあら等
(17)動物性固形不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥
(18)動物のふん尿	畜産農業に係る牛、馬、にわとり等のふん尿
(19)動物の死体	畜産農業に係る牛、馬、にわとり等の死体
(20)以上の産業廃棄物を処分するため処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	コンクリート固形物、焼却灰の溶融固化物(通称:13号廃棄物)

参考表-4.7 特別管理廃棄物の種類と判定基準

種類	概要
廃油	廃棄油、灯油、軽油
廃酸	pH 2.0 以下の酸性廃液
廃アルカリ	pH 12.5 以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	感染のおそれのある産業廃棄物
特産定業廃有棄害物	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物 廃石綿等 水銀等の有害物質について、環境省令に定める判定基準(下表)に適合しないもの

特定有害産業廃棄物の判定基準(廃酸、廃アルカリについての判定基準を省略)

溶出試験(mg/リットル)	ばいじん、燃え殻、鉱さい	汚泥
アルキル水銀化合物	不検出	不検出
水銀又はその化合物	0.005	0.005
カドミウム又はその化合物	0.3	0.3
鉛又はその化合物	0.3	0.3
有機燐化合物	-	1
六価クロム化合物	1.5	1.5
砒素又はその化合物	0.3	0.3
シアノ化合物	-	1
P C B	-	0.003
トリクロロエチレン	-	0.3
テトラクロロエチレン	-	0.1
ジクロロメタン	-	0.2
四塩化炭素	-	0.02
1,2ジクロロエタン	-	0.04
1,1ジクロロエチレン	-	0.2
シス1,2ジクロロエチレン	-	0.4
1,1,1トリクロロエタン	-	3
1,1,2トリクロロエタン	-	0.06
1,3ジクロロプロペン	-	0.02
チウラム	-	0.06
シマジン	-	0.03
チオベンカルブ	-	0.2
ベンゼン	-	0.1
セレン又はその化合物	0.3	0.3
ダイオキシン類	3ng TEQ/g	3ng TEQ/g

- 判定基準：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)
- 検定方法：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)

注)廃特措法に定める。「有害産業廃棄物」

平成15年に「産廃特措法」(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法)が制定され、平成9年廃棄物処理法改正法の施行以前に不適正処分が行われた産業廃棄物を「特定産業廃棄物」といい、このうち特別管理産業廃棄物に相当する性状にあるものを「有害産業廃棄物」という。

参考表-4.8 埋立処分基準の概要

燃え殻	管理型処分場
ばいじん	飛散防止措置 管理型処分場
汚泥	含水率 85%以下 管理型処分場
廃酸	埋立処分禁止
廃アルカリ	埋立処分禁止
廃油(タールピッチ類を除く) 廃油(タールピッチ類)	タールピッチ類を除く廃油 埋立処分禁止 タールピッチ類 管理型処分場
鉱さい	管理型処分場
木くず	管理型処分場
紙くず	管理型処分場
繊維くず	管理型処分場
(腐敗物) 汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、 動物のふん尿、動物の死体	熱しゃく減量 15%以下に焼却 燃え殻、ばいじん 管理型処分場
がれき類	安定型処分場
廃プラスチック類	中空の状態でないように、かつ、最大径おむね 15 cm 以下 安定型処分場
ゴムくず	おむね 15 cm以下 安定型処分場
金属くず	安定型処分場 廃容器包装、自動車等破碎物、廃プリント配線板 管理型処分場 鉛 管理型処分場
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	安定型処分場 廃容器包装、自動車等破碎物、廃ブラウン管 管理型処分場 磨石膏ボード 管理型処分場
感染症廃棄物	埋立処分禁止
廃石綿等	以下の飛散防止措置のもとに 管理型処分場の一 定の場所に分散しないように埋立 ・ 耐水性の材料で二重に梱包 ・ または、固化化 溶融加工したもの (産業廃棄物として)管理型処 分場

参考表-4.9 埋立処分に係る判定基準

	水銀を含むばいじんと燃え殻の処理物	その他のばいじん、燃え殻、鉛さい、その処理物	水銀やシアンを含む汚泥、その処理物	他の汚泥その処理物
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出	
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	
カドミウム又はその化合物		0.3		0.3
鉛又はその化合物		0.3		0.3
有機燐化合物				1
六価クロム化合物		1.5		1.5
砒素又はその化合物		0.3		0.3
シアン化合物			1	
PCB				0.003
トリクロロエチレン				0.3
テトラクロロエチレン				0.1
ジクロロメタン				0.2
四塩化炭素				0.02
1,2 - ジクロロエタン				0.04
1,1 - ジクロロエチレン				0.2
シス - 1,2 - ジクロロエチレン				0.4
1,1,1 - トリクロロエタン				3
1,1,2 - トリクロロエタン				0.06
1,3 - ジクロロプロペン				0.02
チウラム				0.06
シマジン				0.03
チオベンカルブ				0.2
ベンゼン				0.1
セレン又はその化合物		0.3		0.3
ダイオキシン類		3ng TEQ/g		3ng TEQ/g

- ・ 判定基準：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令
(昭和 48 年総理府令第 5 号)
- ・ 検定方法：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年環境庁告示第 13 号)

<5.2章 参考資料>

参考表-5.1 有害ガスの成分と災害の種類

物質名	主な発生場所	災害の種類	健康障害(急性)	作業環境上の目安	対策
四塩化炭素	工場内・跡地 (溶剤, 洗浄剤, 原料)	健康障害	頭痛, 疲労, 悪心, 嘔吐, めまい, 視力障害	管理: 5ppm ACGIH: 5ppm	ガスマスクなどの保護具着用 換気・通気
1,2-ジクロロエタン	工場内・跡地 (溶剤, 殺虫剤, 原料)	健康障害	目, 皮膚, 気道を刺激	管理: 10ppm ACGIH: 10ppm	
1,1-ジクロロエレン	工場内・跡地, クリーニング店 (分解生成物, 原料)	健康障害	意識喪失, 気道, 眼, 皮膚に対し刺激性	ACGIH: 5ppm	
シス-1,2-ジクロロエレン	工場内・跡地, クリーニング店 (分解生成物, 溶剤)	健康障害	吐き気, 嘔吐, 震え, 上腹部の圧迫感, 中枢神経系の抑制	管理: 150ppm ACGIH: 200ppm	
1,3-ジクロロプロパン	工場内・跡地(殺虫剤)	健康障害	悪心, めまい, 粘膜に対する刺激, むかつき, 失神等	ACGIH: 1ppm	
ジクロロメタン	工場内・跡地 (剥離剤, 溶剤)	健康障害	皮膚, 粘膜の刺激, めまい, 頭痛, 吐き気, 麻酔性	管理: 50ppm ACGIH: 50ppm	
テトラクロロエレン	クリーニング店(溶剤)	健康障害	記憶力低下, 歩行障害, 知覚低下	管理: 50ppm ACGIH: 25ppm	
1,1,1-トリクロロエタン	工場内・跡地, クリーニング店 (洗浄剤, 溶剤)	健康障害	鼻, のどを刺激, めまい, 頭痛, 吐き気, 意識喪失	管理: 200ppm ACGIH: 350ppm	
1,1,2-トリクロロエタン	工場内・跡地 (油脂溶剤, 原料)	健康障害	中枢神経系の抑制作用	管理: 10ppm ACGIH: 10ppm	
トリクロロエレン	工場内・跡地, クリーニング店 (洗浄剤, 溶剤)	健康障害	麻酔作用, 意識低下, 頭痛	管理: 25ppm ACGIH: 50ppm	
ベンゼン	工場内・跡地, 給油所(溶剤, 原料)	健康障害	頭痛, めまい, 眠気, 運動失調, 不規則脈, 呼吸困難	管理: 1ppm ACGIH: 0.5ppm	
トルエン	工場内・跡地, 給油所, 塗装現場 (塗料, 接着剤, 原料)	健康障害	疲労感, 眠気, めまい, 呼吸器系への刺激, 吐き気, 中枢神経系の抑制, 精神錯乱	管理: 50ppm ACGIH: 50ppm	
エチルベンゼン	工場内・跡地, 給油所, 塗装現場 (塗料, 接着剤, 原料)	健康障害	眼・鼻粘膜・呼吸器系へ強い刺激	許容: 50ppm ACGIH: 100ppm	
キシレン	工場内・跡地, 給油所, 塗装現場 (塗料, 接着剤, 原料)	健康障害	肺水腫, 頭痛, 悪心, めまい, 記憶障害, 錯乱, 意識混濁	管理: 50ppm ACGIH: 100ppm	
水銀	工場内・跡地, 病院跡地 (触媒, 医薬品, 乾電池, 蛍光灯)	健康障害	[アルキル水銀]中枢神経障害 [無機水銀]腎障害, 手指のしじんせん	管理: 0.025mg/m³ 許容: 0.025mg/m³	
メタン	処分場, 埋立地, 地下室, 挖削現場	酸欠, 火災	-	爆発範囲: 5~15%	換気, 防爆
二酸化炭素	処分場, 埋立地, 地下室	酸欠	脈拍・血圧上昇, 頭痛, めまい, 呼吸困難	労働安全衛生法: 5000ppm	換気, 保護具着用
一酸化炭素	処分場, 埋立地, 排ガス出口	健康障害・爆発	頭痛, 吐き気	労働安全衛生法: 50ppm	換気, 保護具着用
硫化水素	処分場, 埋立地, 地下室, 下水溝	健康障害・爆発	気管支炎, 肺炎, 意識喪失, 呼吸停止	酸素欠乏症等防止規則: 10ppm	換気, 保護具着用
アンモニア	処分場, 埋立地, 地下室, 下水溝	健康障害	眼・粘膜の刺激	ACGIH: 25ppm	換気, 保護具着用
酸素	処分場, 地下室, 挖削現場, 倉庫	酸欠	脈拍・血圧上昇, 頭痛, めまい, 呼吸困難, 意識不明	酸素欠乏症等防止規則: 18%以上が必要	換気, 酸素マスク着用

管理: 平成 16 年労働省告示第 369 号(別表)の作業環境評価基準の管理濃度(25 , 1 気圧)

許容: 平成 16 年度産業衛生学会の勧告による許容濃度(25 , 1 気圧)

ACGIH: 米国産業衛生専門家会議(American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Inc.)が定めた作業環境許容濃度 TLV (Threshold Limit Value)。ほとんど全ての作業者が毎日繰り返し暴露しても、有害な健康影響が現れないと考えられる化学物質の気中濃度。

参考表-5.2 騒音測定が必要な特定建設作業

昭和 43 年厚生省・建設省告示 1 号

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」より

(1)	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又は、くい打くい抜機(圧入式くい打機くい抜機を除く)を使用する作業
(2)	びょう打機を使用する作業
(3)	さく岩機を使用する作業(一日における当該作業にかかる二地点間の最大距離が 50 メートルをこえない)
(4)	空気圧縮機(原動機の定格出力が 15kW 以上のもの)を使用する作業
(5)	コンクリートプラント(混練容量が 0.45 立方メートル以上のもの)又はアスファルトプラント(混練容量が 200kg 以上のもの)を設けて行う作業
(6)	トラクターショベル(原動機の定格出力 70kW 以上) バックホウ(原動機の定格出力 80kW 以上) ブルドーザー(原動機の定格出力 40kW 以上)を用いた作業

参考表-5.3 振動測定が必要な特定建設作業

昭和 58 年総理府令 58 号「振動規制法施行規則」より

(1)	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
(2)	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
(3)	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業にかかる二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
(4)	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業にかかる二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)

添付資料 委員会資料